証券取引等監視委員会の活動状況

平成24年6月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話: 03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通:03-3581-6648

FAX: 03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093

直 通:03-3581-9909

FAX: 03-5251-2136

インターネット: https://www.fsa.go.jp/sesc/watch 《証券取引等監視委員会ウェブサイト》

http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

(メールマガジン配信サービス)

http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html

証券取引等監視委員会の活動状況

平成24年6月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法 (平成 10 年法律第 130 号) 第 22 条の規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等 監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 24 年 6 月

証券取引等監視委員会 委員長佐渡賢一

目 次

【本 文】

はじめに	二(公正	Eな市場の確立に向けて) ····・ 1
第1章	組織·	5
	第 1	証券監視委・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		1 委員会 5
		2 事務局
	第2	地方の事務処理組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	市場分	}析審査 ······ 7
	第 1	概説
		1 市場分析審査の目的 … 7
		2 平成23年度における活動状況 … 7
	第2	一般投資家等からの情報の受付 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
		1 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		2 情報の受付状況・・・・・・・ 7
		3 寄せられた情報の活用
		4 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話
		(未公開株に関する注意喚起)等について・・・・・・・11
	第3	市場動向分析
		1 概要 … 12
		2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視 12
		3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ
		機動的な市場監視に向けた実態把握 ・・・・・・・・・ 13
	第4	取引審査 · · · · · · · · · · · · · · · · 14
		1 概要 · · · · · · · · · · · · 14
		2 法令上の根拠・・・・・・・・・・・14
		3 取引審査の実績14
		4 自主規制機関との緊密な連携
	第5	今後の課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3章	証券楨	査 ······ 20
	第 1	概説20
		1 証券検査の目的 20
		2 証券検査の権限・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
		3 平成 23 年度における活動状況 ・・・・・・・・・・ 22
	第 2	証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ・・・・・・・・・・ 23

	第3	検査実績 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1 検査計画及びその実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
		2 平成23年度における検査の特色 … 33
		3 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員・・・・・・ 33
	第4	検査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
		1 第一種金融商品取引業者等に対する検査・・・・・・・・ 33
		2 第二種金融商品取引業者に対する検査 … 39
		3 投資運用業者等に対する検査 · · · · · 40
		4 投資助言・代理業者に対する検査 · · · · · 4
		5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査・・・・・ 42
		6 金融商品仲介業者に対する検査・・・・・・・・・・ 42
	第5	証券検査の結果に基づく勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・44
		1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に
		基づく勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
		2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に
		基づく勧告・・・・・・ 52
		3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告・・・・・ 55
		4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告・50
		5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果
		に基づく勧告・・・・・・・・ 58
	第6	無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て … 59
	第7	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第4章]査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7』
	第 1	概説 72
		1 取引調査の目的・・・・・・・・・ 74
		2 取引調査の権限・・・・・・・・・・・・・ 74
		3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額
		(不公正取引関係) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	 -	4 平成 23 年度における活動状況・・・・・・・ 76
	第2	取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告・・・・・・・ 78
		1 勧告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
		2 勧告事案の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	<i>k</i> k 0	3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第3	今後の課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
<i></i>	BB — 1 2	·*
第5章		i査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第 1	
		3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額(開示関係)・9.

		4 平成 23 年度における活動状況	93
	第2	開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
		1 勧告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
		2 勧告事案の概要	94
		3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
	第3	無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て・・・・・	115
	第4	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
第6章	犯則事	「件の調査・告発······	117
	第 1	概説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	117
		1 犯則事件の調査の目的	117
		2 犯則事件の調査の権限及び範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
		3 平成 23 年度における活動状況	117
	第2	犯則事件の調査・告発実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
		1 告発の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
		2 告発事案の概要	118
	第3	平成 22 年度以前の告発事案に係る判決の概要・・・・・・・	133
	第 4	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
第7章			
	第 1	概説	
		1 建議の目的及び権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2 平成 23 年度における建議の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	第 2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置・・・・・	
		1 建議の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2 建議に基づいて執られた措置	
		3 その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3	今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
笋 Q 音	市場の)グローバル化への対応に向けての取組み ・・・・・・・・・・・・	1/19
カロギ		- 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視 · · ·	
	ייה	1 IOSCO(証券監督者国際機構)における活動・・・	
		2 情報交換枠組みの活用によるクロスボーダー	172
		取引への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1/12
		3 大型公募増資を巡るインサイダー事案への対応・・・・	
		4 グローバルに活動する大規模な証券会社等	144
		に対する検査対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1/15
		5 意見交換・情報発信	
	笋っ	人材育成及び体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ж с	1 短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣・・・	
		2 市場のグローバル化への体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第9章	監視活	舌動の機能強化への取組み等 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 1 4	47
	第1	市場監視体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・ 14	47
		1 組織の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	47
		2 情報収集・分析能力の向上 … 14	47
		3 監視を支えるシステムインフラの強化 14	48
	第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み・14	48
		1 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
		2 報道機関等を通じた情報発信・・・・・・・・ 14	48
		3 市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況・・・・ 14	48
		4 ウェブサイトの充実	49
	第3	関係当局等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	49
		1 金融庁の関係部局との連携	49
		2 自主規制機関との緊密な連携・・・・・・・・・ 14	49
	第4	今後の課題・・・・・・・・・・・・・15	50
おわりに			51

【附属資料】

1	証券監視	委の組織・事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
	1 - 1	組織及び事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
	1 - 2	証券取引等の監視体制の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160
	1 - 3	証券監視委の機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
	1 - 4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の	
		関係の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
	1 - 5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移・・・・・・・	163
	1 - 6	機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
	1 - 7	組織・事務に係る法令の概要	166
	1 - 8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	177
2	証券監視	委の活動実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
	2 - 1	証券監視委の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
	2 - 2	取引審查実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	179
	2 - 3	検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	180
	2 - 4	勧告実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	189
	2 - 5	申立て実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247
	2 - 6	告発実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	249
	2 - 7	建議実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	285
	2 - 8	クロスボーダー事案への対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	292
	2 - 9	平成 23 年度 主な講演会等の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	293
	2 - 10	平成 23 年度 各種広報媒体への寄稿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	297
	2 - 11	証券取引等監視委員会メールマガジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	298
0	公正な市	場の確立に向けて~「市場の番人」としての今後の取組み~	322
\bigcirc	皆様から	の情報提供が、市場を守ります!	324
\bigcirc		証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に	
	ご注意く	ださい!~ 未公開株に関するご注意 ~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	325
\bigcirc	証券取引	等監視委員会公益通報窓口・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	327
\bigcirc	「年金運	用ホットライン」を開設しました。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	329
\circ	証券検査	に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	330

凡例

設	世 法 金藤		法	金融庁設置法(平成10年法律第130号)						
金	商 法		商		商法		商		法	金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。平成18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題)
証		耳	Ď.		法	証券取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)				
金		5	ŧ		法	金融先物取引法(昭和63年法律第77号)				
犯	型 収 法 犯罪による収益の移転 19 年法律第 22 号)		法	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19年法律第22号)						
投	き 信 法 投資信託及び払 法律第 198 号)		法	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 法律第 198 号)						
投	資	顧	問	業	法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和 61 年法律第 74 号)				
S		Р	C)	法	資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)				
社	債	等振替法 社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年 律第 75 号)		社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法 律第 75 号)						
金	商	法	施	行	令	金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)				
金	商	業	等	府	令	金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号)				
行	為	規	制	府	令	証券会社の行為規制等に関する府令(昭和 40 年大蔵省令第 60 号)				

はじめに (公正な市場の確立に向けて)

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、市場の公正性・透明性を確保し、 投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第7期体制は、平成22年12月に発足し、平成23年1月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』(以下「活動方針」という。附属資料322頁)を公表しました。当該活動方針においては、「市場の公正を汚すものには怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」及び「市場のグローバル化への対応」の3つの基本的な考え方を立てています。また、この3つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施、④課徴金制度の一層の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥自主規制機関などとの連携の6つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視の実現を図るべく取り組んでいるところです。

1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成23年度(平成23年4月1日~平成24年3月31日。以下同じ。)においては、証券監視委は、与えられた権限・権能を適切に活用し、活動方針を踏まえ、以下のとおり市場監視に取組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外規制当局との連携、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めてきたところです。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における調査・検査を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査においては、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者について、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が認められました。また、第一種金融商品取引業者について、顧客分別金信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況など、財産の悪化に起因した事例が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた事例について、行政処分等を求める勧告を行いました。更に、無登録業者によるファンドの販売等に対し、公益及び投資者保護の観点から、金商法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

不公正取引については、迅速・効率的な取引調査を実施し、証券会社の顧問が職務に関し知った情報を基に行った内部者取引や、インターネット取引による複数口座を用いた相場操縦などに対して課徴金納付命令勧告を行いました。また、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引に関し、大手信託銀行に対して課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、迅速・効率的な開示検査を実施し、有価証券報告書等の 虚偽記載に係る事案への勧告のみならず、初めての勧告事例となる有価証券届出書を提出せずに 有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集について課徴金納付命令勧告を行いました。また、開 示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等 の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うように促しています。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、不動産の現物出資制度を悪用した事件や、架空増資を通じ外国企業による「裏口上場」を企図した事件を含め、不公正ファイナンスの絡む事件3件の告発を行いました。また、国際的にも大きな関心を集めた大規模上場企業による長期・多額の粉飾決算に係る虚偽有価証券報告書提出事件について、東京地検、警視庁と合同で調査を行い、迅速に告発を行ったほか、インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件、デイトレーダーによる見せ玉を用いた相場操縦事件の告発等、発行市場・流通市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場の実態を踏まえたルール整備への貢献については、調査において確認された事例に基づき、違反行為抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある旨の建議を行いました。

市場のグローバル化への対応に向けての取組みについては、日本市場において行われたクロスボーダーの不公正取引に対し、海外当局との情報交換枠組みを活用し、証券監視委による市場監視を端緒として海外当局との情報交換を通じた緊密な連携の結果、海外当局による処分に至りました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、全体としての市場監視機能強化のため、金融商品取引所や金融商品取引業協会との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための、全国各取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信に取組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新・公表を平成23年6月に行いました。

2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、与えられた権限・権能を適切に活用し、実効性のある 効率的な市場監視に取り組んでまいりました。

一方、国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者に対する検査においては、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客(個人投資家、企業年金等)の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、日常化しているクロスボーダー取引に海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引や違法行為などにも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、こうした課題に適切に対応していくことに努め、活動方針に基づき、より実効性のある効率的な市場監視を行い、引き続き、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者の一層の保護を図っていくことに取り組んでまいります。

証券監視委の活動状況

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成22年12月13日から第7期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長(注1)及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている(注2)。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員(平成23年度(注3)16人、平成24年度7人)が認められ、平成24年度末で合計392人の体制となっている。

- (注1) 平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。
- (注2) 平成 18 年 7 月 1 日に、総務検査課及び特別調査課の 2 課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の 5 課体制に拡充され、さらに平成 23 年 7 月 1 日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の 6 課体制に拡充された。
- (注3)年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。
- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融 庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査(以下「証券検査」という。)を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査(以下「取引調査」 という。)を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、外国にある者が行う 取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査(以下「開示検査」という。) を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長(以下「財務局長等」という。) の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官(部門)が 設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員(平成23年度6人、 平成24年度17人)が認められ、この結果、平成24年度末の定員は、合計で322人の体制と なっている。

証券取引等監視官(部門)は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については 証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それ ぞれその職務を行っている。

(注) 証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。)。

第2章 市場分析審査

第1 概説

1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委におけるいわば情報の入口としての役割を担っている。具体的には、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署(金融庁等の所掌業務に関係する場合、当該関係部署)に回付しているほか、自主規制機関、金融商品取引業者等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等については証券監視委内の担当部署等に回付している。また、必要な場合には、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み(多国間MOU等)等に基づく情報交換を行っている。

2 平成23年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。こうした中、平成23年度においても、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな金融商品等への対応、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めたところである。

第2 一般投資家等からの情報の受付

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券 検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査等を行うに際しての端緒となる場合があるなど、 有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、 来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている (附属資料 324 頁参照)。ま た、有用な情報が多数寄せられるよう、講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視 委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合に は、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証 券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視 委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹 介している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成23年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は6,179件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット3,543件、電話2,033件、文書385件、来訪54件、財務局等から回付を受けたものが164件となっており、全受付件数の約6割をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,227 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが440 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが878 件、その他の意見等が1,634 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 1,995 件と最も 多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 813 件、内部者取引の疑いに関するも のが 327 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが 136 件、ファイナンスに関するものが 20 件、適時開示に関するものが 22 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブルが 76 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が 55 件など、多様な情報が寄せられている(詳細は別図参照)。

《情報の連絡先》

郵送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直通電話: 03-3581-9909 FAX: 03-5251-2136

インターネット: https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

なお、証券監視委では、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している旨を明らかにした上で、情報を受け付けている。これは、①事案の直接の関係者から寄せられる情報については、市場監視上、重要性・有用性が高い場合が多い(後記3 参照)中にあって、こうした有用な情報を得る上では、情報提供者の方の身元が第三者から特定されるおそれがなく、安心して情報提供を行っていただく環境が必要であること、②特定の個人、発行体又は金融商品取引業者等について情報提供があったことを第三者に明らかにすることは、当該個人等のプライバシーや当該発行体や金融商品取引業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれもあると考えられるためである。

また、公益通報者保護法(平成 18 年4月施行)により、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。証券監視委では、こうした公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っているところである(附属資料 327 頁参照)。公益通報においても、通報に関する機密は保持される。

《公益通報の通報・相談先》

郵送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話:03-3581-9854(注)

電子メール: koueki-tsuho. sesc@fsa. go. jp

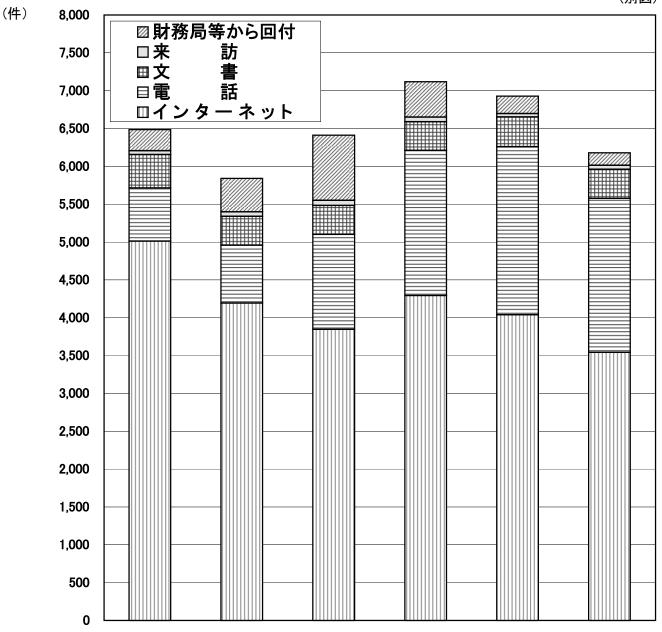
FAX : 03-5251-2198

インターネット: https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

(注)公益通報は、文書(郵送、電子メール、FAX)により受け付けており、電話は相談用である。

情報の受付状況

(別図)



区分	年度	18	19	20	21	22	23
インタ-	- ネット	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543
電	話	702	766	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033
文	書	443	381	384 (93)	380	393	385
来	訪	50	58	67 (15)	60	45	54
財務局等	から回付	279	443	861 (264)	468	230	164
合	計	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数

情報の内容別受付状況

1. 旧区分(平成20年度まで			(単位:件)
年 度			
区分	18	19	20
[個別銘柄等]			
A. 損失保証・補てん	4	5	3
			(1)
B. インサイダー取引	471	558	510
			(108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	217	189	239
			(64)
C-2. 無届募集	15	27	44
			(24)
D. 相場操縦	2,678	2,126	1,975
			(539)
E-1. 風説の流布	1,124	995	814
			(185)
E-2. その他	512	712	1,204
			(303)
(小 計)	5,021	4,612	4,789
			(1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]			
F. 断定的判断を提供した勧誘	14	10	16
	40		(2)
G. 取引一任勘定取引の締結	16	8	9
1. 工具状态 5. 士			(3)
H. 大量推奨販売	2	3	4
1 配字の句法に収さしてて火火気法	0	7	(1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	8	7	32
J. 無断売買	40	41	(14) 47
0. 無例允負	40	41	(15)
K. その他	997	778	930
K. CONE	557	770	(253)
K-1.吞行為	-	_	-
			(-)
K-2.法定帳簿に関する不正	9	6	0
			(0)
K-3.役職員の手張り	7	15	5
			(1)
K-4.その他法令違反	130	245	160
			(31)
K-5.自主ルール違反	334	75	28
			(4)
K-6.その他営業姿勢に関するもの	517	437	737
/.l. =1\			(217)
(小 計)	1,077	847	1,038
「 スの 畑]			(288)
[その他] ・ 天昌会に対する音目等	50	25	20
L. 委員会に対する意見等	52	35	29
M. 証券行政・政策に対する意見等	38	36	(8) 120
ⅳ. ℡分门以⁻以来1~刈り勿忌兄守	36	30	(46)
N. その他	297	311	436
14. CO/IE	231	311	(186)
(小 計)	387	382	585
N H17	55,	502	(240)
			\= .0/

2.	2. 新区分(平成21年度から) (単位:件)					
区	分	年 度	21	22	23	
A. 個	固別銘柄					
а	a. 取引規	見制				
	1.	風説の流布・偽計	627	608	813	
	2.	相場操縦	2,753	2,468	1,995	
	3.	インサイダー取引	385	463	327	
	0.	その他	50	58	80	
b	o. 開示					
	1.	大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	
	2.	大量保有報告書の未提出	54	34	6	
	0.	その他	9	4	0	
		(小計)	3.889	3.640	3,227	
B. ₹	発行体		-,	-,	-,	
-	a. 法定開	表				
	1.	無届募集	45	29	19	
	2.	ファイナンス	143	64	20	
	3.	有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	
	4.	有価証券報告書等の未提出	109	25	27	
	т. 5.	内部統制報告	2	5	10	
	5. 6.	無届公開買付	14	3	10	
	0. 0.	その他	65	38	32	
h		取引所ルール	03	36	32	
D). 励云: 1.		53	60	22	
		適時開示		62		
	0.	その他	2	3	5	
С	:. その他		07	47	40	
	1.	ガバナンス等	27	17	19	
	0.		223	210	149	
_ ,	^ =+ 	(小計)	835	597	440	
		取引業者等				
а	a. 禁止行					
	1.	断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	
	2.		57	17	19	
	3.	損失保証・補てん	4	3	6	
	0.	その他法令違反	153	101	135	
b)運営状況 				
	1.		122	79	55	
	2.	システム関連	141	219	76	
	0.	その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	
С	. 経理					
	1.	法定帳簿に関する不正	20	22	32	
	2.	財務の健全性・リスク管理	25	21	5	
d		取引所ルール				
	1.	自主ルール違反	12	3	19	
е	e. その他					
.	0.	その他	43	35	70	
		(小計)	1,349	1,142	878	
	その他					
а	a. 意見∙	要望等				
	1.	委員会に対する意見等	34	77	362	
	2.	証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	
b	o. その他	1				

208

471

29

196

1,045

7,118

258

732

70

314

1,548

6,927

277

559

46

311

1,634

6,179

6,485

5,841

6,412

(1752)

1. 無登録業者

ファンド

その他

合

小 計

計

2. 未公開株

⁽注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

⁽注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数

⁽注3)平成17年4月1日より、向い呑み及び呑行為の禁止規定は廃止されている。

3 寄せられた情報の活用

上記のとおり、証券監視委では、個別銘柄や発行体に関するもの(相場操縦、内部者取引、 疑わしいディスクロージャー等)、金融商品取引業者等に関するもの等、近年は、毎年約6~ 7千件の情報が寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内 容を検討し、その重要性・有用性の程度に応じ、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引 調査、開示検査、犯則調査等の参考情報として、活用されている。

具体的には、証券監視委では、限られた人的資源を有効に活用し、効率的かつ効果的な検査・調査等の実施を行う観点から、金融庁その他関係省庁、海外当局、自主規制機関、金融商品取引業者等から寄せられる様々な情報を収集・分析し、検査・調査等の優先度を判断しているところであり、情報受付窓口に寄せられた情報は、これらの情報と並んで活用されている。

なお、寄せられる情報の内容は様々であって、検査・調査等実施の優先度を判断する際の重要性・有用性も様々であるが、例えば、情報受付窓口に重要性・有用性が極めて高い情報が得られた場合には、その他の判断要素も総合勘案の上、早期に検査・調査等が行われ、行政処分勧告等の成果につながることもある。また、これに限らず、得られた情報を継続的に集積してフォローし、将来的に検査・調査実施の優先度を判断する際に活用したり、また、実際に検査・調査等を実施する場合の検証の参考等として活用しているところである。

(参考) 寄せられた情報の重要性・有用性の程度は一概にはいえないものの、例えば、

- ① 具体的な証拠資料を添付の上、違法行為の疑いを示している情報、
- ② 情報提供者が事案の直接の関係者(実際に取引をしている顧客や内部者)であり、当該関係者しか知りえないと考えられる情報
- は、一般的に重要性・有用性が高い情報とみられる。

例えば、①については、インターネットや電話で事案の概要について提供いただいた後、 別途郵送で情報受付窓口に裏付けとなる書類が送付され、有効に活用された事例もあると ころである。

4 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話(未公開株に関する注意喚起)等について 平成21年2月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、 以下のような情報が多数寄せられている。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者(注)が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった行為を行っている。

(注) 寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、平成 21 年 6 月に連名で報道機関を通じて 注意喚起を行ったところであるが(附属資料 325 頁~326 頁参照)、引き続きウェブサイト等 で注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

※(IP電話・PHSからは)03-5251-6811

FAX: 03-3506-6699

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直 通:03-3581-9909 FAX: 03-5251-2136

また、証券監視委の公表文を装った文書が一部ネット上で認められたため、証券監視委の公 表文については直接証券監視委のウェブサイト上にてご確認いただくよう、ウェブサイトにお いて注意喚起を行っている。

第3 市場動向分析

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場 動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体 に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動 的な市場監視にも取り組んでいる。

2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

(1) 不公正ファイナンスへの対応

発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主 の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンス事例が見 られる。 こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、 ファイナンスと絡めて 流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告 書等の虚偽記載が行われるような複合的事案(不公正ファイナンス事案)も発生している。 こうした不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委では、財務局等の理財部統括証券監 査官及び証券取引等監視官並びに金融商品取引所の上場管理・上場審査部門及び売買審査部 門と緊密な連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行って いる。具体的には、上場企業に係る開示情報や金融商品取引所からの情報、一般投資家や市 場関係者等からの情報などを収集・分析し、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。 証券監視委では、不公正ファイナンスの監視・未然防止の観点から、上場企業が第三者割 当増資を行う際に行った財務局等及び各取引所への事前相談結果を踏まえた対応について

も、各取引所及び金融庁・財務局等と連携し、フォローアップを行っている。

(2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、 市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。

平成23年度における主な取組みは以下のとおり。

① 上場企業における事業再生手続き等の動向

近年、上場企業が事業再生を図る際、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR法)」及び「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)」に基づく、事業再生ADR (Alternative Dispute Resolution) 手続きを利用する事例が増加傾向にある。法的整理(破産、会社更生、民事再生)による場合には、原則、上場廃止となるが、事業再生ADR手続きを利用し、当該手続きが成立した場合、原則として上場維持が可能となるほか、事業再生ADR手続きにおいては、事業再生計画において第三者割当増資が行われる場合もあり、割当先の実態把握及び内部者情報管理等、従来の不公正取引と同様の観点からの監視が必要である。こうした点に留意しつつ、事業再生ADR手続きの利用実態等について情報収集・分析を行うとともに、市場関係者と意見交換を行った。

併せて、経営不振に陥った上場企業において、近年、金融支援として債務免除を受ける事例が増加している傾向がみられ、中には、同一決算期内で複数回行われた事例があるため、債務免除の実施状況に着目した情報収集・分析を行った。

② 上場企業における監査法人等の異動の動向

近年、上場企業において、監査法人等との会計処理の方針相違や監査法人等から「適正意見」を得るための監査法人等の異動・選解任(いわゆる「オピニオンショッピング」)が疑われる事例が多くみられ、中には、期中の異動や数年の間で複数回異動が行われた事例がみられる。このため、公表資料をもとに、その理由等について情報収集・分析を行うとともに、監査法人等の異動に係る問題点について、日本公認会計士協会を始めとした市場関係者とも意見交換を行った。

③ その他

上場企業において、経営陣又は投資ファンド等が経営陣とともに株式公開買付け(TOB: Take Over Bid)を利用して非上場化を図るいわゆるMBO (Management Buy-Out)の事例が相次いで報道されたことを踏まえ、この動向について調査するとともに、関係者との意見交換等を行った。また、店頭取扱有価証券を発行する企業が新規発行株式の募集を行う際、一般には証券会社に募集の委託を行うところ、自ら募集を行う事例がみられたため、この動向についても調査を行った。

3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、市場において、取引規模や重要性が近年増してきている新たな金融商品や取引形態、更には市場で話題となっている動向等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行い、証券監視委内で速やかに情報共有を行っている。

平成23年度におけるこうした実態把握の事例としては、以下のとおり。

(1) 市場における新たな取引等の実態把握

近年、いわゆる高頻度取引(HFT: High Frequency Trading)による取引の高速化が注目されており、HFTに関する調査を行ったほか、金融商品取引所における夜間取引や株価指数先物取引の状況、PTS (Proprietary Trading System)、CDS (Credit Default Swap) 取引を巡る最近の動向等について、フォローアップのための実態把握を行った。

(2) 市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

上記のほか、投資家側の動向として、昨今の市場環境下における投資家の売買動向や取 引戦略の変化、ヘッジファンドや機関投資家の運用動向やその特徴、また、上場企業側の 動向として、企業合併・買収(M&A: Mergers and Acquisitions)やTOBの動向、金融商品取引所における適時開示の動向等について、最近の状況について確認するための実態把握を行った。

これらの実態把握の結果については、証券監視委において共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第4 取引審査

1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ 適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求 め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定 されている(附属資料 167 頁以下参照)。

3 取引審査の実績

(1) 実績

平成23年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

5	審査実施件数	平成 23 年度	(参考) 平成 22 年度	
合	計	913	691	
	証券監視委	396	224	
	財務局等	517	467	
(<u>F</u>	从下審查項目別内訳)			
価	格形成	73	54	
内 部	3 者 取 引	819	613	
そ	の他	21	24	

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速かつ適切に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

(2) 審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行った事例

- イ A社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、 審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、B社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託 者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことか ら、審査を行った。
- ハ C社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、金融商品取引所に対する注文発注状況等を確認したところ、複数の注文が一斉に指値変更されていたことから、審査を行った。
- ニ D社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられた ことから、審査を行った。

② 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ E社が、F社株式をTOB (株式公開買付け) する旨を公表したところ、F社の 株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。 また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引 がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したこと から、公表前の取引について審査を行った。
- ハ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落 したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ I 社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」 との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査 を行った。
- ホ J社の公募増資において、公募増資公表前からJ社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、当該内部者取引の有無について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ロ L社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、金融商品取引業者等から、N社の株式が市場で

大量に売却されている等の情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。

ニ インターネット上の掲示板において、複数の銘柄につき、明らかに事実と反する 書き込みがなされ株価が変動した旨の具体的な情報が寄せられたことから、風説の 流布等の観点から、審査を行った。

(3) 海外証券規制当局等との連携

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割超(平成23年)を占めるなど、金融・資本市場のクロスボーダー取引が日常化している中、証券規制当局間の国際的な連携は不可欠となっている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について、必要に応じ、金融商品取引業者や海外証券規制当局から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている(詳細については第8章参照)。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所やその自主規制法人、金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

(1) 金融商品取引所や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委との間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所の上場審査・上場管理部門との連携が図られている。

日本証券業協会では、平成 20 年 10 月、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が一部改正(平成 21 年 4 月施行)され、同協会の協会員が内部者取引のおそれがあると認識した場合、証券監視委及び同協会へ報告することが求められるようになった。これを踏まえ、平成 21 年 4 月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報等として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を、証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてJ-IRISS(ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System)を運営しているが、J-IRISSへの参加上場会社の拡充等に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、平成23年1月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を、平成23年6月に「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」として公表したが、当該検討チームに、金融庁及び証券監視委は、オブザーバーとして参加した。

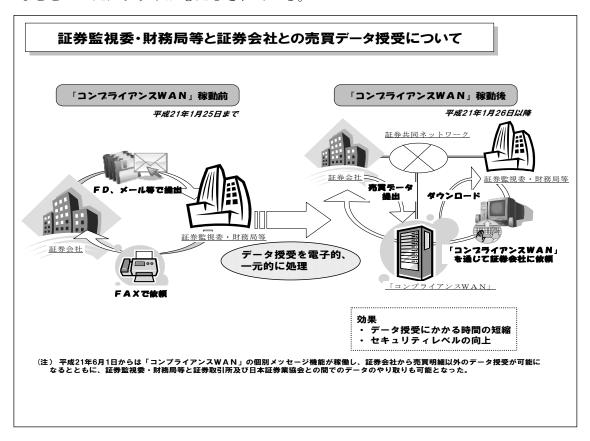
また、こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「J-IRISS

の活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて(要請)」との書簡を送付し、J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取り組みを支援しているところである。

(2) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
- ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の 効率化につながり、
- ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、などといったメリットがもたらされている。



(3) 不公正取引の監視に係るホットライン

東日本大震災への対応として、平成23年3月13日の自見金融担当大臣による談話(下記抜粋)を踏まえ、翌14日に、全金融商品取引所の売買審査部門との間において、連携を密にする体制(不公正取引の監視に係るホットライン)を設置した。その後、金融庁、金融商品取引所との緊密な連携の下、関係者間で迅速な情報交換等を行い、厳格な市場監視に努めたところである。

(参考) 自見金融担当大臣談話(抜粋)

「金融市場及び証券市場については、(中略) 3月14日以降も、円滑な経済活動を確保す

る観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。

その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制(Naked Short Selling の禁止)等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。」

http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110313-1.html

第5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば情報の入口としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の取引調査、犯則事件の調査、証券検査、開示検査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要があると考えられる。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が既に日常化しているほか、また、同じく取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。証券監視委では、グローバルな市場監視や、内外プロ投資家による不公正取引・違法行為への監視を強化しており、平成23年度には、わが国株式市場でクロスボーダーの不公正取引を行った香港の投資運用会社に対する香港当局の処分や、機関投資家によるインサイダー事案に対する課徴金納付命令の勧告が行われたほか、証券検査を通じ、金融商品取引業者のディーラーによる作為的相場形成に対する行政処分勧告等が行われた。本来、高い職業倫理を備え、顧客からの信頼が財産であるはずの内外プロ投資家による違法行為が相次いでいることは、金融・資本市場一般の信頼を損なうものと考えられる。

こうした状況に鑑み、市場分析審査は、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

(1) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、市場分析審査の段階でも、海外証券規制当局との間で、 情報交換枠組み(多国間MOU等)等を通じ、積極的に連携するとともに、投資手法に長 け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に積極的に 努める。

(2) 取引の電子化・高速化への対応の強化

東京証券取引所「arrowhead」やHFT等による取引の高速化の動向を踏まえた新たな 取引パターン等について、引き続き注視する。

さらに、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引(見せ玉等)の事例が、引き続きみられることから、今後も、このような相場操縦行為の把握に努めるとともに、自主規制機関等との間で、問題意識を共有し、連携を図る。

(3) 新たなタイプの違法行為への対応

引き続き後を絶たない不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、証券監視委としては、新たなタイプの違法行為の発生にも注視する。

(4) より実効性の高い情報の収集・活用方法の確立

企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する検査を踏まえ、情報の収集・活用のあり方を含め、関係省庁とも緊密に連携しながら、再発防止に努めているところであり、早急に、より実効性の高い情報の収集・活用方法を確立する必要がある。

こうした観点から、平成24年度証券検査基本方針(平成24年4月27日)において、 今後、投資一任業者の業務運営の実態等について、集中的に検証するとともに、年金運用 に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、重要性・有用性の高い情報を収集するため の専用の窓口(年金運用ホットライン)を開設する方針が示され、同日、証券監視委内に 開設したところである(附属資料329頁参照)。

今後、年金運用ホットライン等に寄せられた情報等をもとに、専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者の検査等に反映させること等によって、より実効性の高い情報の収集・活用方法を確立していく。

《年金運用ホットライン》

郵送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話:03-3506-6627

電子メール: pension-hotline@fsa.go.jp

インターネット: http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

(注)これまでも証券監視委では、情報受付窓口において、情報提供を受け付けてきた ところであるが、年金運用ホットラインでは、

- ・ 特に「年金運用の分野」に関し、投資運用業者における疑わしい運用等の端緒情報 のほか、年金資産の運用環境に関する情報等、幅広く受け付ける。
- 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象とする。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応する。 こととしている。

第3章 証券検査

第1 概説

1 証券検査の目的

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、 金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定 の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

2 証券検査の権限

(1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成21年6月に成立した金商法等の一部を改正する法律に伴い、平成22年4月からは、信用格付業者及び指定紛争解決機関等が検査対象となったほか、平成23年4月から一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督が導入されており、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項 第 1 号及び第 3 項)

② 金融商品取引業者の主要株主 (金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)

③ 特別金融商品取引業者の子会社等 (金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)

④ 指定親会社 (金商法第57条の23、第194条の7第3項)

⑤ 指定親会社の主要株主 (金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項)

⑥ 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及

び第3項)

⑦ 特例業務届出者 (金商法第63条第8項、第194条の7第3項)

⑧ 金融商品仲介業者 (金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及

び第3項)

⑨ 信用格付業者 (金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項

第3号の2及び第3項)

⑩ 認可金融商品取引業協会 (金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第

3項

⑪ 認定金融商品取引業協会 (金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及

び第3項)

② 投資者保護基金 (金商法第79条の77、第194条の7第3項)

③ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者

(金商法第103条の4、第194条の7第3項)

④ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第106条の6、第194条の7第3項)

⑤ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者

(金商法第106条の16、第194条の7第3項)

(金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第106条の20、第194条の7第3項)

① 金融商品取引所持株会社 (金商法第106条の27、第194条の7第3項)

⑧ 金融商品取引所 (金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び

第3項)

194条の7第2項第6号及び第3項)

② 外国金融商品取引所 (金商法第155条の9、第194条の7第2項第7号及

び第3項)

②① 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者

(金商法第156条の5の4、第194条の7第3項)

② 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第 156 条の 5 の 8 、第 194 条の 7 第 3

項)

② 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)

② 外国金融商品取引清算機関 (金商法第156条の20の12、第194条の7第3項)

⑤ 証券金融会社 (金商法第156条の34、第194条の7第3項)

② 指定紛争解決機関 (金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)

② 投資信託委託会社等 (投信法第22条第1項、第225条第3項)

⑱ 投資法人の設立企画人等 (投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)

② 投資法人 (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)

⑩ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第213条第3項、第225条第3項)

③ 投資法人の執行役員等 (投信法第213条第4項、第225条第3項)

③ 特定譲渡人 (SPC法第209条第2項において準用する第217

条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)

③ 特定目的会社 (SPC法第217条第1項、第290条第3項)

③ 特定目的信託の原委託者 (SPC法第286条第1項において準用する第209

条第2項において準用する第217条第1項、第290

条第2項第2号及び第3項)

③ 振替機関 (社債等振替法第20条第1項、第286条第2項)

⑤ その他、上記①から⑤までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく 検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時 に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検 査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。 具体的な検査の対象は、以下のとおりである。
 - ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第14条第1項、第20条第6項第1号)
 - ② 登録金融機関 (犯収法第14条第1項、第20条第6項第2号)
 - ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関

(犯収法第14条第1項、第20条第7項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

(3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、 又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣 及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3 平成23年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者数が大幅に拡大・増加していること、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性が高まっていること、③IT システムの金融商品取引への浸透(インターネット取引、アルゴリズム取引等)が進んでいること、等大きく変化している。このため、平成23年度においては、検査の効率的かつ効果的な実施の観点から、東日本大震災等による影響に配慮しつつ、リスク・ベースでの検査計画の策定、予告検査の実施、監督部局のモニタリングとの連携等に努めた。

このような中、平成23年4月から証券会社の連結規制・監督が導入されたことを踏まえ、 大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループについては、金融庁や海外 当局等と連携しながら、財務の健全性、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態 勢等」という。)の検証の充実に努めるとともに、平成22年4月から信用格付業者に係る登録 制等の規制が導入されたことを踏まえ、信用格付業者に対する検査を実施し、業務管理態勢の 整備状況等の検証に努めた。

なお、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者に対する検査において、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったが、本件は、企業年金の利益を害し関係する企業及びその従業員等に大きな影響を与えている上、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点か

らも極めて重大な問題であった。

また、近年、無登録業者等による未公開株式の販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成22年3月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て(同法第192条)及びそのための調査(同法第187条)の活用が具体的施策として掲げられていることを踏まえ、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を活用した無登録業者等への対応に努めた(本章第6参照)。

第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成21年以降、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成23年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成23年4月8日に公表した。

平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法(以下「金商法」という。)の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象には、集団投資スキーム(ファンド)持分の運用・販売を行う業者(以下「ファンド業者」という。)や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約8,000社もの規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進むとともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業者の業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定するとともに、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとすることが適当である。

先般の世界的な金融危機において、米国の大手投資銀行の破綻に伴い、国境を越えて金融システムに影響が波及した経験も踏まえ、グローバルに活動する大規模な投資銀行等について、各国当局の協調の下、グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。また、我が国においても、平成23年4月から証券会社の連結規制・監督が導入されたところである。こうした動きを踏まえ、証券検査においても、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループの検査においては、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にもウェイトを置くことが必要となっている。

近年のITシステムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も拡がる状況にあり、取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、金商法に基づき登録等を行い、当局の監督下にある金融商品取引業者等に対する検査を通じ、投資者保護の確保に努めてきた。こうした中、近年、無登録業者等による未公

開株式の販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成22年3月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て(同法第192条)及びそのための調査(同法第187条)の活用が具体的施策として掲げられている。証券監視委としては、これらの申立て及び調査の実施権限を委任されている機関として、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を適切に活用し、無登録業者等への対応を行うことが適当と考えられる。

東日本大震災やこれに伴う電力供給の不足等の影響により、一部の証券会社においては、営業の縮小、休止等を余儀なくされているほか、平成23年3月11日に発表された内閣府特命担当大臣(金融)及び日本銀行総裁による「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」における要請等を踏まえ、被災者・被災企業への適切な対応を行うことが急務となっている。証券検査においても、こうした未曾有の状況を踏まえ、災害等による検査対象先への影響に適切に配慮することが適当と考えられる。他方、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為に対しては、同月13日の「自見金融担当大臣談話」も踏まえ、関係部局等との連携の下、厳正に対処していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応し、メリハリのある取組みを行う必要がある一方、その基本目的である市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券検査は、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

2. 検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を 積極的に活用し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者 の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度 を判断する。更に、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共 通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、引き続き、原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に 勘案し、ケース・バイ・ケースで予告検査を実施する。

ロ、内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態 勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性・実効性の検証を 行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経 営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループについては、平成23年4月に改正した「金融商品取引業者等検査マニュアル」により、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行うとともに、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見 交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

③ 関係部局等との連携強化

- ・ 金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、引き続き連携を図る。特に、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に 対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。
- ・ 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考 査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対す る監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間 で、検査実施計画の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進する。
- 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。
- ・ ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式等の販売・ 勧誘及び当該株式等の発行者による無届募集が認められる状況に鑑み、これらに対 応するため、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 検査マニュアルの見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、平成 23 年4月、証券会社の連結規制・監督の導入に伴い、連結自己資本規制比率に係る検証項目の追加を行うとともに、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの内部管理態勢等の検証のための確認項目を設ける改正を行った。併せて、個人向け店頭デリバティブの販売・勧誘に関する自主規制ルールが整備されたことに伴い、当該ルールへの対応状況の検証のための改正等も行ったところである。これらの改正点については、同月以降に開始する検査から適用することとしている。

今後とも、制度改正等に応じ、同検査マニュアルの見直しを行い、検査の透明性及び 予測可能性の向上に資することとする。

(2) 重点検証分野

① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が 顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に 防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者 等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢が構築されているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、最近の新規上場を巡る状況に鑑み、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているか検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等も行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等についても検証する。

ロ. 法人関係情報の管理(不公正な内部者取引の未然防止)等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人 関係情報が厳格に管理されているか重点的に検証する。具体的には、上場企業による 公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査等 について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性・透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客などに着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証を行う。また、空売り規制(空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止等)に係る管理態勢(フェイルの発生に係る管理態勢を含む。)の検証を行う。特に、インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、最近インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認

められる状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮し

た実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き検証する。

-27-

② 内部管理態勢等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループについては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、グループ全体に係る内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

③ 投資者保護等の観点からの検証

イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に 照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たさ れているかなど、適合性原則の観点から検証する。

また、投資信託の販売や解約(乗換えを含む。)に際し、損益、手数料、信託報酬をはじめとする費用等顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等については、重要なリスク等当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

ハ. ファンド業者の法令遵守状況の検証

ファンド業者(適格機関投資家等特例業務届出者を含む。)については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用・使途不明等)、虚偽

の説明・告知、誤解を生ぜしめる表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令遵守状況の検証を行う。

二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し等、顧客に対する情報提供が不適切な状況など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、法令遵守状況の検証に注力する。

ホ. 無登録業者等に対する対応

無登録業者等による未公開株式及びファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反に対しては、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

4 その他

イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

口、信用格付業者の業務管理態勢の検証

平成22年4月から新たに検査対象となった信用格付業者については、同年3月に公表した「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行う。

ハ. 災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対応

災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為を防止するため、関係部局等との連携の下、監視を徹底し、厳正に対処する。

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

(1) 検査実施計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者 及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場 の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健 全性等の検証を行うこととする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格 付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・ 資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の 状況等の検証を行うこととする。
- ② 上記①以外の業者(流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う 業者等(下記③に該当する業者等を除く。))については、検査対象業者が極めて多数に 及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に 活用し、検査実施の優先度を判断する。
- ③ 無登録業者等による重大な金商法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同 検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。 また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証 券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者(登録金融機関を含	随時実施 (注)	
む。)、投資運用業者及び信用格付業者		
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業	随時実施	
者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融		
商品仲介業者等		
自主規制機関	必要に応じて実施	
無登録業者等	随時実施	

(注) 例年は検査計画数を示しているが、今年度については、東日本大震災等の影響により、現時点では、検査計画数を示すことは困難。

第3 検査実績

1 検査計画及びその実施状況

- (1) 平成23年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである(別表参照)。
 - ① 第一種金融商品取引業者等

平成 23 年度においては、東日本大震災等の影響を考慮し、第一種金融商品取引業者 (登録金融機関を含む。)、投資運用業者等(投資運用業者及び投資法人をいう。以下、本章において同じ。)及び信用格付業者についての計画数を示さず、随時実施としていたが、実績としては、132 業者(第一種金融商品取引業者 85 業者、登録金融機関 32 業者、投資運用業者等 11 業者(投資運用業者 9 業者、投資法人 2 法人)及び信用格付業者 4 業者)に対し検査に着手した。

平成23年度に検査着手したもののうち、103業者(第一種金融商品取引業者70業者、登録金融機関24業者、投資運用業者等7業者及び信用格付業者2業者)については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 22 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 25 業者 (第一種金融商品取引業者 20 業者、登録金融機関 3 業者、投資運用業者等 2 業者 (投資運用業者 1 業者、投資法人 1 法人)) については、平成 23 年度中にすべての検査が終了している。

② 第二種金融商品取引業者等

平成 23 年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関 投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとし ていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者 14 業者、投資助言・代理業者 40 業 者、適格機関投資家等特例業務届出者 6 業者、金融商品仲介業者 9 業者の計 69 業者に 対し検査に着手した。

平成23年度に検査着手したもののうち、第二種金融商品取引業者11業者、投資助言・ 代理業者24業者、適格機関投資家等特例業務届出者4業者、金融商品仲介業者9業者 の計48業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 22 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者 1 業者、投資助言・代理業者 8 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 1 業者の計 10 業者については、平成 23 年度中にすべての検査が終了している。

③ 自主規制機関

平成 23 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、実績として は、自主規制機関に対する検査は実施しなかった。

(注)検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう(ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。)。

これらの検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成13年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確

保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果(案)を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成23年度に検査が終了した検査(平成22年度以前に検査着手したものを含む。)においては、意見申出制度に基づく意見申出書の提出はなかった。

(2) 平成23年度に検査が終了したもの(平成22年度以前に検査着手したものを含む。)のうち、重大な法令違反が認められた16件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知 するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成23年度の勧告事案については本章第5に、平成23年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第4に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成23年度の検査実施状況

(参考1) (参考2)

業務の種別	証券検査 基本計画	23 年度		検査終了	10 × 12
		検査着手	検査終了	(22 年度 着手分)	検査対 象先数
第一種金融商品取引業者		85	70	20	315
登録金融機関	随時	32	24	3	1, 135
投資運用業者	実施	9	6	1	321
投資法人	(※)	2	1	1	48
信用格付業者		4	2	_	7
第二種金融商品取引業者		14	11	1	1, 294
投資助言・代理業者	随時	40	24	8	1, 108
適格機関投資家等特例業務届出者	実施	6	4	1	3, 218
金融商品仲介業者		9	9	0	705
自主規制機関	必要に応 じて実施	0	0	0	12

※例年は検査計画数を示しているが、平成23年度については、東日本大震災等の影響により、検査計画数を示していない。

- (注1) 検査終了欄は、平成23年度に着手し、同年度中に検査が終了した件数を表す。なお、(参考1)の検査終 了欄は、平成22年度に着手し、平成23年度中に検査が終了した件数を表す。
- (注2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。
- (注3) 検査対象先数は、平成24年3月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。
- (注4) 上記のほか、平成23年度においては、第一種金融商品取引業者1社の検査とあわせて、指定親会社1社に対して検査着手(同年度内においては検査未終了)。

2 平成23年度における検査の特色

平成 23 年度における検査の特色として、検査の効率的かつ効果的な実施に向け、業者の業態、規模その他の特性等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定するとともに、検査対象先において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査を行った。

具体的には、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループについて、金融庁や海外当局と連携しつつ、フォワード・ルッキングな観点から、財務の健全性や内部管理態勢等の適切性の検証にウェイトを置いた検査を行ったほか、登録金融機関に対する検査において、投資者保護の観点から、投資信託や店頭デリバティブ取引等の投資勧誘状況の適切性の検証を行った。また、信用格付業者に対する検査を実施し、業務管理態勢等の適切性の検証を行った。

3 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成 23 年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員(臨店期間分)は、第一種金融商品取引業者 84 人・日、第二種金融商品取引業者 36 人・日、投資運用業者 84 人・日、投資助言・代理業者 22 人・日、登録金融機関56 人・日、適格機関投資家等特例業務届出者57 人・日、金融商品仲介業者11 人・日、信用格付業者114 人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は18 人・日、最多検査投入人員は395 人・日となっている。

第4 検査結果の概要

平成23年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第5で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 23 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。)は計 117 業者であり、47 業者において問題点が認められた。これら 47 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 7 業者、投資者保護に関するものは 15 業者、財産・経理等に関するものは 15 業者、その他業務運営に関するものは 29 業者となっている。

(1) 不公正取引に関するもの

- ① **ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為**〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕(本章第 5 1 (4)、(6)参照)
- ② 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商 法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第19号〕(本章第5-1-(9)参照)
- ③ 法人関係情報に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況〔金商法第 40 条第 2 号 に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

当社社長及び営業員は、A社の法人関係情報を取得したが、社内規程に沿ったコンプライアンス部への報告を行っていなかった。一方、コンプライアンス部長は、その業務上当該情報に接していたが、法人関係情報の登録漏れに気付くことなく業務を行っていた。

また、当社は、当該情報の公表までの間、当該情報を利用した不公正取引に係る売買管理等を行っていなかった。また、他の営業員に当該情報が漏れていた事実が認められた。

(2) 投資者保護に関するもの

- ① 外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為〔金商法第 38 条第 1 号、旧証取法第 42 条第 1 項第 10 号に基づく行為規制府令第 4 条第 1 号〕(本章第 5 1 (11)参照)
- ② 投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況 〔金商法第 40 条 第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号〕 (本章第 5 1 (8)参照)
- **③ 勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為** [平成 21 年法律第 58 条による改正前の金商法第 38 条第 4 号]

当社は、見込み顧客に対し、当社を紹介する内容のはがきを送付した上で、当社が行う FX 取引の案内文書等を同封した封書を送付する方法で広告を行っていた。

しかしながら、当社が広告としている上記の案内文書等の内容は、当社での取引に誘引するものであり、顧客に対する勧誘に該当すると認められた。これに対し、当社は、上記案内文書等が勧誘に該当するとしても、事前に送付している上記はがきにより、顧客の勧誘受諾意思の有無について確認を行っているとしていたが、当該はがきの内容は、「弊社が提供するサービスに関する情報を提供させて頂きたいと考えている。弊社からの情報提供を希望しない場合は、弊社まで連絡下さい」との記述にとどまっており、

- イ 「勧誘を行う」旨が明記されていないことから、はがきを受け取った多数の者において、今後提供される資料が、勧誘資料ではなく、単なる情報提供レベルにとどまると誤認するケースが生じると想定されること、
- ロ 勧誘を希望しない旨の連絡を行った者以外の意思について確認したものとなってい ないこと、

から、当社の上記の行為は、当社が、FX 取引に係る契約の締結につき、当該取引の勧誘 に先立って、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認したものとは認められない。

④ 店頭デリバティブ取引に係る想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求漏れ

平成23年4月の日本証券業協会や金融先物取引業協会の自主規制規則の改正により、店頭デリバティブ取引等の契約締結時の顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が必要とされたが、当社においては店頭デリバティブ取引について、同一スキームの取引経験が1回以上あるなど一定の顧客が6か月以内に同一商品を同一スキームにて取り組む場合、顧客に対する説明や確認書の徴求が省略可能とされていたことから、多くの店頭デリバティブ取引について、顧客に対する想定最大損失額等の説明及び確認書の徴求が行われていなかった。

⑤ 店頭デリバティブ取引に係る中途解約清算金の試算額等の不適切な説明

当社が通貨オプション取引等の店頭デリバティブ取引契約を締結しようとする際に顧客へ交付する契約締結前交付書面の内容について検証したところ、以下のとおり問題が認められた。

イ 当社では、通貨オプション取引及びクーポンスワップ取引に係る金融指標等の水準等 に関する最悪のシナリオを想定した中途解約清算金の試算において、直物為替のストレ スシナリオについては、策定日以前の過去 10 年間の最円高である 1 ドル=84.81 円としていたが、策定日に 1 ドル=91.90 円であった為替レートは、その後の急速な円高の進行により、ストレスシナリオを超える為替水準となっていたにもかかわらず、検査基準日現在(1 ドル=76 円台)に至るまで見直されておらず、当社の中途解約清算金額が適切に試算されているものとは認められない。

ロ 当社では、決済額増加型の通貨オプション取引(あらかじめ定められた行使価格より 円高となった場合に顧客の受渡日における外貨購入額が増加するもの)に係る金融指標 等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した最大損失額の試算において、外貨購入額 が増加した場合に必要となる円資金の支払額等を想定最大損失額とし、資金繰りの面か ら顧客へ提示していたが、当該提示では不十分であり、通貨オプション取引を行ったこ とにより最大どの程度の損失を被るかという観点から試算した想定最大想定損失額を 顧客に提示する必要があるものと認められる。

(3) 財産・経理等に関するもの

- ① **業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況**〔金商法第 52 条第 1 項 第 3 号、第 53 条第 2 項、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕(本章第 5 - 1 - (1)参照)
- ② 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 [金商法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 6 号、第 53 条第 2 項、第 46 条の 6 第 1 項、第 50 条第 1 項第 8 号] (本章 5 1 (2)参照)
- **③ 顧客分別金信託を不正に流用している状況等**〔金商法第43条の2第2項、第52条第1項第7号〕(本章第5-1-(10)参照)
- ④ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の6第1項及び第3項〕 当社は、以下の行為などにより、自己資本規制比率を誤って算出し、当局へ届け出等を していた。
 - イ 当社が自己勘定で保有している投資信託について、平成22年6月末までは時価として基準価額を用いて評価していたものの、その翌月からは取得原価に基づく評価に変更しているが、合理的な理由なく評価方法を変更しており、従前どおり基準価額に基づき評価すべきであった。
 - ロ 当該投資信託のリスク相当額算定について、取得原価に基づく評価に変更した平成 22 年7月末以降、時価評価を取得原価に基づくものとしていたにもかかわらず、リス ク相当額の算定は取得原価を下回る基準価額等を用いて行っていた。
- **⑤ 自己資本規制比率の算出誤り**〔金商法第 46 条の 3 第 1 項、第 46 条の 4、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕

当社における自己資本規制比率の算出状況等について検証したところ、投資有価証券として保有しているA株式の保有額が、固定化されていない自己資本の額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超えているにもかかわらず、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に定める市場リスク相当額の加算(当該株式に係る市場リスク相当額に 100 分の 50 を乗じて得た額)をせずに、自己資本規制比率を誤って算出し、当局への届け出等をしていた。

(4) その他業務運営に関するもの

- ① 金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号及び第 12 号〕(本章第 5 1 (3)参照)
- **② 報告徴取命令に対する対応の不備**〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕(本章第 5 1 (5)参 照)
- ③ 上級管理職による外務員登録外の外務行為〔金商法第64条第2項〕(本章第5-1-(7) 参照)
- **④ 情報セキュリティ管理態勢が不十分な状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府 令第 123 条第 1 項第 14 号〕

今回検査において、当社の情報セキュリティ管理態勢等について検証したところ、

- イ サーバーの特権 ID 及びパスワード等に係るアクセス管理
- ロ 口座番号等の顧客口座情報に係るアクセス管理
- ハ 機微情報に係るアクセス管理
- ニ 役職員のユーザ ID に係る更新等の管理
- ホ 当社と同等の顧客情報等を保有している子会社に対する情報セキュリティ管理の指 導等が不十分な状況
- へ 情報セキュリティ監査が不十分な状況 が認められた。

⑤ 個人データの不適切な取扱い

当社は、新規顧客獲得のために入手した個人データに関し、既存顧客以外の見込客に係る情報は管理の必要がないといった、経営陣を含む当社幹部の根本的な認識誤りから、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針2-4により義務付けられている台帳等による管理を行っておらず、個人情報の漏えい、紛失の危険を防止するために必要な対応が十分なされていないなど、当社の個人情報保護管理態勢は不十分であった。

⑥ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕

当社は、インターネット取引を中心とした FX 取引及び CFD 取引を主要業務としているが、今回検査において当社のシステムリスク管理態勢について検証したところ、以下のとおり、内部管理態勢の不備が認められた。

- イ システム障害の原因究明や対策に関する管理が不十分であったことから同じ原因に よるシステム障害が発生しているほか、システム障害発生の当局への報告漏れ及びシス テム障害による顧客影響を確認していないものが認められた。
- ロ 当局へ報告していないシステム障害については、網羅的な記録がなく、障害の集計・ 分析を行っておらず、また、取締役会に報告もされていなかった。
- ハシステム障害管理をシステム監査の対象としていなかった。
- ニ 個人情報関連以外の情報セキュリティに関する社内規程等を定めておらず、アカウント管理に係る具体的な手順を整備していなかった。

⑦ 本人確認等義務違反〔犯収法第6条第1項〕

- イ 当社は、犯収法施行規則第10条第1項第8号で定める「本人確認を行った方法」に係る本人確認記録について、本人確認を行った書類の名称を記載すれば足り、当該書類の原本の提示を受けたのか、あるいは写しの受領等を行ったかの別など、犯収法施行規則第3条で定める本人確認の方法まで記載する必要はないと誤って理解しており、本人確認を行った方法の記録に不備が認められた。
- ロ 営業員が本人確認を行った書類と異なる書類を、本人確認記録の添付書類としている 事例が認められた。
- ハ 当社では、代理人に係る本人確認の履行及び本人確認記録の作成を指導したとしているが、内部管理者による代理人取引の把握、管理が行われていないなか、代理人取引に係る本人確認記録の未作成が認められた。

⑧ 損失補てんするため財産上の利益を提供しながら、その届出を行わない行為等〔金商法 第39条第3項に基づく金商業等府令第119条第3項〕

当社は、有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に対応するため、平成 22 年 12 月 20 日 7:00 (取引開始時) からロスカット水準を変更し、変更後の水準に達した建玉について順次ロスカット取引を執行した。

このとき、顧客Aの建玉5銘柄についても、変更後のロスカット水準に達していたことから20日の始値でロスカット取引が行われる予定であった。しかしながら、うち4銘柄(当該4銘柄)については、配当金の支払いのため当社がシステム上に制限をかけていたことからロスカット取引が行われず、翌日21日のザラ場での取引となった。

このため、当社は顧客Aの建玉に係るロスカット取引の訂正作業を開始したものの、

- イ 訂正の対象を当該4銘柄とすべきところ、5銘柄とし、
- ロ 20 日の始値で再執行すべきところ、(20 日の前営業日である) 17 日の終値で行って いた。

このように、当社は顧客Aに対しシステム障害により発生した損失を補てんしているが、 誤った内容で訂正処理を行ったうえ、金商法に基づく事後の届出を行っていなかった。

当社においては、本件の訂正処理について、複数の者が関わっていたにもかかわらず、 適切なチェックが行われていなかったことから、このような不適切な処理が行われていた ものである。

9 業務委託先に係る管理態勢の不備

当社は、投資サークルを運営するA社(金融商品取引業者ではない)と顧客紹介に係る業務委託契約を締結し、A社の紹介による口座開設数及び紹介顧客の取引額に応じた報酬をA社に支払っている。

このような状況下、A社において、以下のとおり勧誘行為を行っている状況が認められた。

- イ A社は、投資サークルに入会申込を行った者に対し、「当社に口座を開設すれば、入 会金は無料で投資情報を提供する。」と説明し、当社での口座開設を勧誘している。
- ロ A社は、「当社の「稼動状況改善への取組み」にご理解いただける方」を受信条件として、無料で取引条件値を提供する内容のメール等を会員あて配信し、当社での取引を 勧誘している。

この点、当社は、A社との業務委託契約において、勧誘行為等の禁止条項を盛り込んではいるものの、A社に対し、具体的にどこまでの行為が許容され、どのような行為が勧誘となるか等の説明は行っておらず、また、契約締結後も、紹介業務の具体的な実態把握を

何ら行っていなかったことから、A社の勧誘行為を看過していた。 上記のとおり、当社における業務委託先に係る管理態勢には不備があると認められる。

⑩ 特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況〔金商法 第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第8号〕

当社は、特定口座開設顧客が当該口座において保有する株式銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の取得価額を算出するシステムを導入している。

当該システムでは、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に当該銘 柄の取得金額を修正する必要があるものの、当社はその必要性について認識がないことか ら従前からこれを行っていない。

更に、検査対象期間中に株主割当増資の払込期日が到来している銘柄のうち、権利落ち日に保有顧客のいる5銘柄について検証したところ、1銘柄2顧客について、取得金額の修正が行われていない状態で当該銘柄が売却されており、当社は、当該2顧客の特定口座年間取引報告書について「取得費及び譲渡に要した費用の額等」及び「差引金額(差損益額)」の数値が誤った表示のまま交付していた。

上記の当社における業務運営状況は、「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、 受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当す るものと認められる。

① なりすまし取引が疑われる口座に係る検証態勢が不十分な状況等

当社において、以下のとおり、顧客管理に関する内部管理態勢の不備が認められた。 イ 当社は、なりすまし取引の防止策として、

- i 既存顧客とメールアドレス(以下「アドレス」という。)等が重複した新規口座開設申込者に対し、アドレス等の再確認を行い、これにより重複が解消された場合に口座開設を認めているが、当該申込者からの回答のみをもってその可否を判断しており、当該申込者及びアドレスが重複する既存顧客に対し、取引の主体、重複の理由等の確認を行っていない。また、その後の取引の継続的な監視や取引内容の検証も何ら行っていない。
- ii 既存顧客について、アドレスの名寄せ調査を定期に実施しており、アドレスが重複した顧客に対して、本人確認書類の再提出及び借名口座や架空名義口座ではない旨の確認書を徴求しているが、当該書類の受領をもって調査完了としており、取引主体等の確認及びその後の取引の継続的な監視や取引内容の検証を何ら行っていない。
- ロ 当社は、口座開設時に、反社会的勢力との取引を未然に防止するための事前審査を実施しているが、法人口座のみを対象としてインターネット上の検索サイトを用いて実施しているのみで、当社の口座の大部分を占める個人口座については一切行っていない。

① 有価証券の販売につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の補てんを申し込む行 為〔金商法第39条第1項第2号〕

当社A支店長は、当社が販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乗せを検討して欲しいなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った。

当社のコンプライアンス室等は、A支店長から仕組債の損失の発生に端を発して金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や適法性、妥

③ 個人情報保護管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号〕

当社における個人情報の保護に関する内部管理態勢を検証したところ、以下の状況が認められた。

イ 安全管理措置の未整備

当社には、個人データの管理区域外への持出し状況の記録がないため、持ち出した個人データの特定及び持出者等を確認することができず、また、個人データの消去・廃棄についても、確認手続き等を定めていないなどの状況が認められた。

ロ 個人データへのアクセス権限の管理不備

問題発生時に誰が個人データにアクセスしたか把握できないなど、個人データへのアクセス権限の管理不備が認められた。

ハ 委託先の監督不備等

当社は個人データを取り扱う業務を4社に委託しているが、「委託先選定の基準」及び「再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準」を定めていない。また、委託先4社のうち2社が再委託しているにもかかわらず、2社とも当該委託契約に「再委託における条件」が盛り込まれていないなど、委託先が上記基準や条件を満たしているか確認し、遵守するよう監督することができない状況にある。

更に、当社は、再委託先に付与されているシステムアカウント等の管理状況を把握していないほか、データセンターへの入室管理も行っていないなど、個人データの取扱いに関する委託先の適切な監督が行われていない状況が認められた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成23年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計12業者である。9業者(第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において問題点が認められた。これら9業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは8業者、財産・経理等に関するものは4業者、その他業務運営に関するものは8業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

- 法定書面の未交付等 [金商法第37の3第1項、第37条の4第1項、第47条] 当社は、匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っているが、当該匿名組合契約を締結した 全出資者5顧客について検証したところ、以下の不備が認められた。
 - イ 2顧客について、当社が行った取得勧誘に係る契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を作成・交付していなかった。
 - ロ 契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の写しを保管しておらず、また、全5顧客分の顧客勘定元帳を作成していなかった。

(2) 財産・経理等に関するもの

○ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いに係る不備〔金商法第40条の3、第31条第3項〕 当社が取り扱う匿名組合契約には、出資対象事業の内容、業務の方法が明記されていな いほか、匿名組合の営業者の固有財産を管理する銀行口座へ出資金の一部が振り込まれて おり、当社は分別管理が確保されていない状況下で私募の取扱いを行っていた。

さらに、出資対象事業の変更について金商法第31条第3項の届出を行っていないなど、 当社においては、全般的に集団投資スキーム持分の私募の取扱いに係る不備が認められた。

(3) その他業務運営に関するもの

- ① 集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為 [金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号](本章第 5 2 -(1)参照)
- ② 株式会社総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況〔金商法第51条〕(本章第5-2-(2)参照)
- ③ 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 〔金商法第52条第1項第1号〕(本章第5-2-(3)参照)
- ④ 登録事項等の変更届出未済〔金商法第31条第1項、第50条第1項〕(本章第5-2-4)参照)
- **⑤** 本人確認義務違反〔犯収法第4条第1項、第6条第1項〕

第二種金融商品取引業の登録以降、当社において匿名組合契約を締結した顧客について、 本人確認の状況を検証したところ、以下の法令違反行為が認められた。

- イ 当社は、一部の顧客を除いて、本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていない。
- ロ 本人確認書類として運転免許証の写しの送付を受けた一部の顧客に対して、取引関係 文書を転送不要郵便等で送付していない。
- ハ 顧客全てについて、本人確認記録を作成していない。

3 投資運用業者等に対する検査

平成23年度に検査が終了した投資運用業者等は計7業者である。3業者(投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において問題点が認められた。これら3業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは1業者、財産・経理等に関するものは2業者、その他業務運営に関するものは2業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

- ① **投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為**〔金商法第 38 条 第 1 号〕(本章第 5 3 (2)参照)
- **② 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為**〔金商法第 42 条の 7 第 1 項〕(本章第 5 3 (3)参照)
- **③ 忠実義務違反**〔金商法第 42 条第 1 項〕(本章第 5 3 (5)参照)

(2) 財産・経理等に関するもの

- ① 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50 百万円)に満 たない状況〔金商法第52条第1項第3号〕(本章第5-3-(1)参照)
- ② 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為〔金商法第 47 条の 2〕 (本章第 5 - 3 - (4)参照)

(3) その他業務運営に関するもの

○ 運用報告書の未作成〔金商法第 42 条の 7 第 1 項〕

当社は、当社を運営者とする 11 本の集団投資スキーム(以下「ファンド」という。) に係る持分の私募及び運用を行っているが、8 本のファンドについて平成 22 年 12 月末の運用報告書を作成していなかった。

また、当社は、平成22年6月末の運用報告書について、遅れて作成を行い、同23年4月1日からその交付を開始しているが、7本のファンド、計195顧客に対しては、当該運用報告書を交付していなかった。

4 投資助言・代理業者に対する検査

平成23年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計32業者である。21業者(投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において問題点が認められた。これら21業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは20業者、財産・経理等に関するものは9業者、その他業務運営に関するものは13業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

- ① 無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況〔金商法第 29 条、旧証 取法第 28 条〕(本章第 5 - 4 - (1)参照)
- **②** 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等〔金商法第 38 条の 2 第 1 号、第 47 条、第 37 条の 3 第 1 項、第 37 条の 4 第 1 項〕(本章第 5 4 (3)参照)
- ③ 法定書面の未交付等〔金商法第37条の4第1項、第47条、第47条の2〕

当社は、投資顧問契約を締結した複数の顧客に対して交付した契約締結時交付書面に、 顧客に対して投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名など、8項目にわたる法定 記載事項について記載していなかった。

また、当該顧客に対して行った投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面を作成・保存していなかった。

さらに、金融商品取引業以外の業務において得た収益を、投資助言・代理業で得た収益 として収益勘定に計上するなど、虚偽又は誤った計数を記載した事業報告書を当局へ提出 していた。

- **④ 法定書面の未交付等**〔金商法第 37 条の 3 第 1 項、第 37 条の 4 第 1 項、第 47 条〕 当社において、以下の法令違反行為が認められた。
 - イ 複数の顧客に交付した契約締結前交付書面の記載事項について、当社は個人業者であるところ、当該書面には名称(屋号)の記載があるのみで、氏名の記載がなく、また、 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項の概要を枠の中に記載していない。
 - ロ 投資顧問契約を締結した複数の顧客に交付した契約締結時交付書面の記載事項について、契約期間として「1ヶ月間を単位」との表記があるものの、契約始期と終期が特定されておらず、契約期間が明記されていない。
 - ハ 複数の顧客について、契約締結時交付書面を作成・交付しておらず、また、締結した 投資顧問契約の内容を記載した書面を作成・保存していない。

(5) 著しく事実に相違する表示等のある広告を行う行為 [金商法第 37 条第 2 号]

当社は、株式の投資助言業務に関して雑誌に掲載した広告に、イ.「アドバイス通り実行すれば確実に儲かる!」、ロ. 過去の助言実績について「年間最低 50%の利益確定」と表示をしている。

しかしながら、上記イについては、将来の株価変動は確証ある裏付けがなく不確実なものであるにもかかわらず、断定的な表現を用いており、著しく人を誤認させるような表示であると認められる。また、上記口については、あたかも年間推奨したすべての銘柄の実績であるかのような表示となっているが、実際には、1年間に推奨した約200銘柄のうち約30銘柄の実績に限定したもので、著しく人を誤認させるような表示であると認められ、さらに、当該約30銘柄の実績は、実際には約18%の利益にとどまっており、著しく事実に相違する表示であると認められる。

(2) その他業務運営に関するもの

○ 検査忌避〔金商法第 198 条の 6 第 11 号〕(本章第 5 - 4 - (2)参照)

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成23年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は5業者である。2業者(適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において投資者保護に関する問題点が認められた。

〇 投資者保護に関するもの

- ① 集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業 〔金商法第 29 条〕 (本章第 5 ー 5 参照)
- ② 集団投資スキーム持分の契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の告知をする行為〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕 当社が適格機関投資家等特例業務として顧客と匿名組合契約を締結する方法により行っている集団投資スキーム持分の私募及び運用について検証したところ、以下のとおり、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。イ 当社は、収入を得られるような事業を行っておらず、出資金の一部を運転資金等に使用せざるを得ない状況にあったにもかかわらず、出資金を運転資金等として使用しない旨を顧客に配布した資料に記載することにより、虚偽の告知をし、実際に出資金の一部を従業員の給与等の運転資金等の支払いに充てた。
 - ロ 当社は、A社が運営する FX 取引のシステムトレードで出資金の一部を運用すること としていたが、運用実績が悪いこと等からシステムトレードでの運用を断念していたに もかかわらず、システムトレードの長所を顧客にアピールする等、システムトレードで 運用する旨を勧誘資料に記載するなど、虚偽の告知をした。
 - ハ 当社は、当社が取得勧誘している集団投資スキーム持分が、運用実績によっては損失 を生ずる可能性があるにもかかわらず、銀行の定期預金と同様であるなど、元本がき損 するリスクのない金融商品であるかのように、虚偽の告知をした。

6 金融商品仲介業者に対する検査

平成23年度に検査が終了した金融商品仲介業者は9業者であり、2業者において問題点が認められた。これら2業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは1業者、財産・経理等に関するものは1業者、その他業務運営に関するものは2業者となっている。

〇 投資者保護に関するもの

O 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況等〔金商法第 66 条の 15 において準用する同法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 281 条第 6 号、金商法第 66 条の 5 第 1 項〕

当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の状況が認められた。

- イ 当社では、営業員1名が営業全般を担当しており、当該営業員は5顧客14件について投資信託の乗換勧誘を行っていたが、うち2顧客3件について、買付けを勧誘した投資信託の手数料率が2.625%又は3.675%であるにもかかわらず、大半の投資信託の手数料率は3%であるという思い込みから、手数料率は3%であると説明していた。また、当社では、「乗換記録簿」に手数料率の記載漏れや誤りも認められているなど、乗換勧誘に係る社内管理態勢の構築が適切に行われていない状況にあると認められた。
- ロ 当社社長及び取締役が、検査基準日現在、他の会社の常務に従事しているにもかかわらず、金商業等府令第258条第2号に定める事項について、金商法第66条の5第1項に基づく登録申請書記載事項に係る変更届出を行っていない。

第5 証券検査の結果に基づく勧告

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

- (1) **業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況**〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 2 項該当、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項違反〕
 - ① 支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を仮装している状況

新東京シティ証券株式会社は、検査基準日(平成23年6月2日)現在、一部の経費等について、当社が支払うべき費用等であることが確定しているにもかかわらず、支払未済であり、かつ、当社の帳簿に未払費用等の負債として計上していなかった。

当社は、上記の支払未済の経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であったことから、事実と異なることを知りながら、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、平成23年3月末の財産の状況として虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供していた。

- ② 内部管理態勢の問題
 - イ 常勤役員が不在である状況

当社においては、平成23年3月中旬以降、A代表取締役社長(以下「A社長」という。)をはじめ会社の運営を取り仕切る常勤役員が当社に不在の状況が続いており、金融商品取引業者として法令等を遵守し、的確な業務運営を行える態勢にはない状況が認められた。

ロ 役員による業務管理が行われていない状況

当社は、平成23年2月に合同会社2社との間で両合同会社の社員権に係る販売委託契約を締結したとしている。両合同会社の社員権の販売については、両合同会社の営業員により当社の社名入りの封筒を用いて営業が行われ、また、当社名義の口座を顧客からの入金先として使用されていたとして、当社は、同年3月28日付で関東財務局長あてに報告をしているところである。

今回検査において、当時の事実関係及び業務管理の状況について、A社長等からヒアリングを行ったところ、当社名義の口座の管理状況、当社の名義を用いた合同会社における営業状況等の事実関係についての詳細な説明ができない状況であった。

また、A社長は、当社の財産状況に照らして多額と認められる資金の動きについて全く把握しておらず、当社役員による業務管理が機能していない状況であった。

- 勧告年月日
 - 平成23年7月8日
- 勧告対象
 - 当社
- 行政処分の内容
 - ① 登録取消し 関東財務局長(金商)第96号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客の状況、顧客資産の管理状況を早急に把握し、当該資産の顧客への返還に 関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること。
 - ロ 上記イ及び今回の行政処分の内容について、顧客に対し、十分に説明すること。
 - ハ 会社財産を不当に費消しないこと。
 - ニ 上記イからハについて、その対応・実施状況を平成23年8月26日までに書面

- (2) 純財産額及び自己資本規制比率が法令の基準を下回っている状況等 〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 6 号、第 53 条第 2 項該当、第 46 条の 6 第 1 項、第 50 条第 1 項第 8 号違反〕
 - 〇 株式会社ビルウェル証券は、純財産額の大半を占める 4,000 万円を、平成 23 年 4 月 12 日 (以下「計上日」という。) 以降、現金勘定に計上しており、計上日から代表取締役が交代した同年 7 月 15 日までは前代表取締役(以下「前社長」という。)が、同日以降は現代表取締役(以下「現社長」という。)が現金で保管しているとしていた。

しかしながら、(a)計上日以降、当社は当該 4,000 万円について社内規程に基づく実査を行っていない。(b)現社長は、社長就任時に前社長から現金 4,000 万円を引き継いでいないとしている。また、(c)検査においても、現金 4,000 万円は確認されていない。

このようなことから、当社においては、遅くとも現社長の就任時以降、当社の現金勘定に計上されている 4,000 万円は存在しなかったものと認められる。

したがって、遅くとも平成23年7月15日から検査基準日(平成23年9月16日)現在まで、当社の純財産額は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金商法第29条の4第1項第5号ロに基づく金商法施行令第15条の9第1項に定める額(5,000万円。以下「法定の純財産額」という。)に満たない額となっており、自己資本規制比率についても100%を著しく下回る状況となっている。

しかしながら、当社は、4,000万円が現金で当社の資産として存在するとして算出した 虚偽の自己資本規制比率又は純財産額を金商法第46条の6第1項に定める月末の届出及 び第56条の2第1項に基づくモニタリング調査において報告している。このため、当社 は、同法第46条の6第1項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第179条第1項 第1号(自己資本規制比率が140%を下回った場合)及び同法第50条第1項第8号に基 づく同府令第199条第11号イ(純財産額が5,000万円に満たなくなった場合)に定める 届出を行っていなかった。

- 勧告年月日 平成 23 年 10 月 18 日
- 勧告対象
 - 当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し 関東財務局長(金商)第200号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客取引を速やかに結了し、かつ、顧客預託を受けた保証金等を遅滞なく返還すること。
 - ロ 会社財産を不当に費消しないこと。
 - ハ 今回の行政処分の内容について、顧客に対し、十分に説明すること。
 - ニ 上記イからハについて、その対応・実施状況を平成23年10月28日までに書 面で報告すること。
- (3) 金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号及び第12号該当〕
 - **セントラル短資証券株式会社**の使用人は、当社が当社の顧客であるA社から平成22年6月15日に買い付けたB社発行の社債(以下「B社債」という。額面600百万円)に関する、職務上知ったA社の注文の動向を含む取引情報に基づき、自己の職務上の地位を利

用して、C証券会社に開設していた当該使用人の配偶者名義の口座を利用して、同日、当該使用人は自己の計算によりB社債(額面600百万円)を買い付けた。

また、当該使用人は、平成22年6月15日、自己の計算によりB社債を買い付けるまでの過程において、当社の業務としてA社からB社債を買い付けるに際し、取引相手であるA社に対して、実際には顧客の取引意向に基づくものではないにもかかわらず、顧客の取引意向に基づくものとして売り気配を伝えた。

- ・勧告年月日 平成 23 年 11 月 25 日
- 勧告対象外務員1名
- 外務員処分の内容 未定

(4) ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為 [金商法第52条第1項第9号該当]

○ UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド債券本部金利商品部円レーツトレーダー(当時。以下「Aトレーダー」という。)は、遅くとも平成19年3月頃から、ユーロ円TIBOR(以下「TIBOR」という。)のレートを呈示するユービーエス・エイ・ジー東京支店の職員(以下「呈示担当者」という。)に対し、また、遅くとも平成19年2月頃から、TIBORのレートを呈示する他の銀行の職員(以下、呈示担当者と合わせて「呈示担当者等」という。)に対し、Aトレーダーが行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるようTIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

Aトレーダーが行った当該行為は、TIBOR(3ヵ月)が株式会社東京金融取引所において上場されているユーロ円3ヵ月金利先物の取引対象であり、Aトレーダーが当該取引所において当該先物の取引を行っていたこと及びTIBORは金融機関が資金を調達・運用するときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることに鑑みれば、著しく不当かつ悪質であり、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、重大な問題があると認められる。

更に、Aトレーダーは、遅くとも平成19年6月頃から、UBSグループが呈示する円LIBORの呈示レートについても、変更を要請するなどの不適切な働きかけを継続的に行っていた。

また、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

- ・勧告年月日 平成 23 年 12 月 9 日
- 勧告対象当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令平成 24 年 1 月 10 日から同年 1 月 16

平成24年1月10日から同年1月16日までの間、TIBOR及びLIBOR関連のデリバティブ取引(既往の契約の履行に伴う取引等を除く。)の停止。

- ② 業務改善命令
 - イ 上記法令違反に係る責任の所在の明確化
 - ロ 役職員の法令遵守の徹底
 - ハ 経営管理・業務運営態勢の充実・強化を含む再発防止策の策定

ニ 上記イ〜ハについて、その実施状況を平成24年1月16日まで、さらにロ、ハ については同日後の進捗状況を同年3月30日まで及びその後3月毎に、また必 要に応じて随時に、書面で報告すること。

(5) 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第52条第1項第6号該当〕

○ シティグループ証券株式会社は、当社役職員の TIBOR 及び円 LIBOR への関与等に関し、 金融庁から、金融商品取引法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令を受けて同 庁に報告書を提出している。

今回検査において、報告書の内容について、その正確性及び十分性を検証したところ、 呈示レートに関する不適切な働きかけに係る重要な事項について、記載に漏れがあり、か つ、事実と異なる記載及びこれに基づく結論付けが行われており、不適切な内容となって いた。

(6) ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為 [金商法第52条第1項第9号該当]

○ **シティグループ証券株式会社**常務執行役員金利商品本部長(当時。以下「A本部長」という。)は、遅くとも平成22年4月頃から、TIBORのレートを呈示するシティバンク銀行株式会社の職員(以下「呈示担当者」という。)に対し、また、金利商品本部円金利トレーダー(当時。以下「Bトレーダー」という。)は、当社に入社した平成21年12月から、TIBORのレートを呈示する他の銀行の職員(又は、そのグループ証券会社の職員。以下、呈示担当者と合わせて「呈示担当者等」という。)に対し、A本部長及びBトレーダー(以下「A本部長等」という。)が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるようTIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

A本部長等が行った当該行為は、TIBOR(3ヵ月)が株式会社東京金融取引所において上場されているユーロ円3ヵ月金利先物の取引対象であり、A本部長等が当該取引所において当該先物の取引を行っていたこと及びTIBORは金融機関が資金を調達・運用するときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることに鑑みれば、著しく不当かつ悪質であり、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、重大な問題があると認められる。

更に、Bトレーダーは、平成21年12月から、シティバンクグループが呈示する円LIBORの呈示レートについても、変更を要請するなどの不適切な働きかけを継続的に行っていた。 金利商品本部の営業責任者でもある当社代表取締役社長は、上記行為を認識していながら、これを看過し、また、当社としても適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な問題が認められた。

(7) 上級管理職による外務員登録外の外務行為〔金商法第64条第2項違反〕

○ **シティグループ証券株式会社**常務執行役員金利商品本部長(当時。以下「A本部長」という。)は、平成21年11月12日から市場デリバティブ取引を行っていた。

しかしながら、当社は、A本部長について、平成22年6月16日に至るまで、市場デリバティブ取引を行うために必要な一種外務員登録を日本証券業協会に対し行っていなかった。

また、当社代表取締役社長は、A本部長が登録外の外務行為を行っていることを認識した後も、コンプライアンス本部等の関係部署に対応を指示するなどの適切な措置を講じていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

((5)から(7)について)

- 勧告年月日 平成 23 年 12 月 9 日
- 勧告対象当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令

平成24年1月10日から同年1月23日までの間、TIBOR及びLIBOR関連のデリバティブ取引(既往の契約の履行に伴う取引等を除く。)の停止。

- ② 業務改善命令
 - イ 上記法令違反に係る経営責任の明確化
 - ロ 役職員の法令遵守の徹底
 - ハ 経営管理・業務運営態勢の抜本的な充実・強化を含む再発防止策の策定
 - ニ 上記イ〜ハについて、その実施状況を平成24年1月16日まで、さらにロ、ハ については同日後の進捗状況を同年3月30日まで及びその後3月毎に、また必 要に応じて随時に、書面で報告すること。
- (8) 投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号該当〕
 - フィリップ証券株式会社においては、証券営業本部、コンプライアンス部、各部店長及び各部店内部管理責任者が営業員に対する適切な指導を行っておらず、また、コンプライアンス部による社内監査が有効に機能していないことにより、平成21年4月1日から検査基準日(同23年8月30日)までの間の投資信託の乗換勧誘234件のうち184件について、営業員が、解約する投資信託の概算損益や取得する投資信託の手数料等が誤記載又は不記載となっている確認書に基づき、顧客に対し、事実と異なる説明を行っている状況や説明を行っていない状況が認められた。そのうち、概算損益の誤記載又は不記載は181件であり、金額の相違が多額に及んでいる事例や損益が逆転している事例などが相当数認められた。
 - ・勧告年月日 平成 24 年 2 月 17 日
 - 勧告対象当社
 - ・行政処分の内容
 - 〇 業務改善命令
 - ① 投資信託の乗換えに関し重要な事項について説明していない顧客に対して、正確な説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること。
 - ② 本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと。
 - ③ 本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。
 - ④ 責任の所在の明確化を図るとともに、適切な業務運営を確保する観点から、経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。
 - ⑤ 研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること。

- ⑥ 上記①から⑤について、その対応・実施状況を平成24年3月23日までに書面により報告すること。
- (9) 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商 法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 19 号該当〕
 - **三晃証券株式会社**商品部のディーラー1名は、その業務に関し、少なくとも平成 23 年 4月1日から同 30 日までの間、多数の上場銘柄の株式に係る自己売買取引において、当 該取引を有利に導くために、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、相場を 変動させる目的をもって買付け又は買付けの申込みを行っていた。
 - ・勧告年月日 平成 24 年 2 月 24 日
 - 勧告対象当社及び外務員1名
 - ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令 平成24年3月27日から同24年4月9日までの間、自己の計算による株券の売 買業務(当局が個別に認めたものを除く)を停止すること。
 - ② 業務改善命令
 - イ 取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、 法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。
 - ロ 監査態勢の充実・強化のための方策を講じること。
 - ハ 研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること。
 - ニ 本件に係る経営陣、売買管理担当者及び自己売買担当者の責任の所在を明確化 すること。
 - ホ 上記イから二について、その対応・実施状況を平成24年4月20日までに書面により報告すること。
- (10) **顧客分別金信託を不正に流用している状況等**〔金商法第43条の2第2項違反、第52条第 1項第7号該当〕
 - **丸大証券株式会社**は、平成 23 年 1 月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭(以下「信託必要額」という。)を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用した。

その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日(平成24年2月21日)現 在、信託必要額に大幅に満たない金額となっている。

また、当社は、検査中に、上記の状況が露見したにもかかわらず、次の信託財産の差替計算基準日(平成24年3月6日)においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できていない。

更に、当社は、検査の過程で資金調達の必要性を認識したにもかかわらず、平成 24 年 3月6日時点で資金繰りの目途が立たないことから、直ちにその不足額を埋め合わせすることができないとしている

・勧告年月日 平成 24 年 3 月 13 日 • 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し関東財務局長(金商)第168号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客資産の返還が完了するまでの間、投資者保護基金に対して全面的に協力するとともに、同基金の指示に従うこと。
 - ロ 会社財産を不当に費消しないこと。
 - 一 今回の行政処分の内容について、顧客に対し十分に説明し、顧客資産の返還を 適切に行うこと。
 - ニ 上記イからハについて、その対応・実施状況を平成24年3月27日までに書面で報告すること。
- (11) 外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為〔金商法第38条第1号、旧証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第1号該当〕
 - アイティーエム証券株式会社においては、遅くとも平成15年9月頃以降、当社が販売する外国投資信託受益証券について、当該外国投資信託の管理会社や当社を実質的に支配する投資運用業者から提供される基準価額等が実態とは異なり虚偽であること、又は虚偽である可能性が高いことを認識しながら、何ら有効な検証を行うことなくその販売を行い、また、顧客に対して虚偽の基準価額の提供及びこれに基づく運用収益等の報告を行っていた状況が認められた。
 - ・勧告年月日 平成 24 年 3 月 22 日
 - 勧告対象当社
 - ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令 平成24年3月23日から同年9月22日までの間、全店舗における全ての金融商 品取引業に関する業務(当局が個別に認めたものを除く。)の停止。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切 な対応を行うこと。
 - ロ 当社が、AIJ投資顧問株式会社と投資一任契約を締結した顧客に対し、投資信託を販売のうえ、当該顧客から受益証券等の財産(以下「本件預託財産」という。)の預託を受けている責任ある地位にあることに鑑み、顧客の意向を踏まえ、本件預託財産の管理・保全措置に必要とされる協力を速やかにかつ適切に行うこと。
 - ハ ロの管理・保全措置を採るために必要とされる情報を速やかにかつ適切に顧客 に開示・提供すること。
 - ニ 顧客間の公平に配慮しつつ、本件預託財産が適切に顧客に返還されるよう必要かつ適切な管理・保全措置を採ること。
 - ホ 本件預託財産以外の顧客から預託を受けた有価証券等の財産の管理・保全を徹 底すること。

- へ 会社財産を不当に費消しないこと。
- トその他、顧客の財産及び顧客保護のために必要かつ適切な対応を行うこと。
- チ 上記イ~トについて、その対応状況を平成24年4月6日までに書面で報告するとともに、その実施状況を、すべてが完了するまでの間、必要に応じて随時書面で報告すること。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

- (1) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する 行為〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号該当〕
 - 株式会社ウェスコ・ジャパンは、遅くとも平成22年10月以降、集団投資スキーム持分 (以下「ファンド」という。)の私募の取扱いに関して、顧客に対し、自ら又は第三者を 名乗る者をして「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、保有している未公開株 を買い取る。」あるいは「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、後日、10倍の 値段で買い戻す。」といった通常のサービスと考えられる以上の特別の利益の提供を約し て、ファンドの取得勧誘を行っていたことが認められた。
 - ・勧告年月日 平成 23 年 4 月 12 日
 - 勧告対象当社
 - ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令 金融商品取引業の全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を平成23 年4月19日から同年7月18日まで停止すること。
 - ② 業務改善命令
 - イ 特別の利益提供を約し、当社が自ら又は第三者を名乗る者をしてファンドの勧誘を行っている状況を直ちに是正すること。
 - ロ 上記イの発生原因を究明し、抜本的な再発防止策を策定すること。
 - ハ 今回の行政処分の内容等を顧客に十分説明の上、顧客の意向を踏まえた適切な 対応を行うこと。
 - ニ 本件行為について、責任の所在の明確化を図ること。
 - ホ 金融商品取引業を適切に行うための経営管理態勢、内部管理態勢及び法令遵守 態勢の構築を図ること。
 - へ 会社財産の財務状況(資産・負債の状況、損益の状況、キャッシュ・フローの 状況)について正確に把握し、投資者保護のために万全の措置を講じること。
 - ト 上記ハの結果、顧客に弁済すべき金銭等が発生する場合には、これを反映させ た財務諸表により財務状況を報告すること。
 - チ 上記イからトまでについて、その対応状況を平成23年5月18日までに書面で 提出すること。また、その実施状況を完了までの間、顧客対応の状況に応じて書 面で随時報告すること。
- (2) 株式会社総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況〔金商法第51条該当〕

株式会社総和地所は、当社元代表取締役(以下「元社長」という。)の知人から紹介され

た者(以下「A氏」という。)の依頼により、平成23年2月1日以降、A氏が連れてきた複数の者(以下「販売グループ」という。)に対し、当社事務室及び事務備品の使用を許諾し、販売グループが行っていた当社株式の売付けに係る代金として当社株式を購入した個人投資家(以下「顧客」という。)より振り込まれる現金の入金確認業務等を行っていた。

なお、当社がA氏及び販売グループのために行っていた業務の具体的内容は、次のとおりである。

① 入金確認業務

当社元従業員ら(以下「元従業員ら」という。)は、販売グループによる当社株式の売付けに係る代金の振込先とされている当社名義の銀行口座(以下「当社口座」という。)について、顧客から入金された現金の確認のために預金通帳への記帳を行い、販売グループへ入金額、顧客名の報告を行っていた。

② 株主名簿書換え業務

元従業員らは、入金確認済みの顧客に交付する株主名簿記載事項証明書を作成し、元社 長が記名押印を行った上、これを販売グループへ渡し、併せて、自社で保管作成していた 株主名簿の書換えを行っていた。

③ 出金受渡し業務

元従業員らは、顧客より当社口座に入金された現金を即日のうちに全額引き出し、当社 において封筒の束で保管した上、週に1回程度の頻度でA氏に渡していた。

④ 電話応対業務、苦情対応業務及び返金処理業務等

元従業員らは、顧客より販売グループ宛に掛かってくる電話を、販売グループの担当者 へ内線電話により取り次いでいた。

また、元従業員らは、顧客より当社株式の購入金額の返金要請があった場合には、販売グループないし元社長からの指示に従って、和解契約書や合意書又は元社長を買主とする売買契約書の作成及びこれに基づく返金処理事務等も行っていた。なお、顧客からの返金要請分については、A氏より資金提供を受け返金していた。

当社においては、遅くとも、当社を名宛人とする顧客からの内容証明通知書や訴状等が多数寄せられるようになった平成23年4月以降について苦情内容を確認し、また、A氏からの資金提供により苦情顧客への返金処理事務を行うなど、A氏及び販売グループによって何らかの極めて不適切な行為が行われていることを十分認識しながら、その後も、同24年1月18日(以下「検査基準日」という。)現在まで、A氏らの依頼に基づき、入金確認業務等を行い、当社事務室及び事務備品を販売グループに対して使用させたものであり、当社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与していた当社の業務の運営状況は、著しく不適当と認められる。

(3) 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 〔金 商法第52条第1項第1号該当〕

① 常勤役員が不在の状況

株式会社総和地所においては、平成23年8月に元社長が辞任した以降、代表取締役を 含む全ての役員が出社しておらず、当社の業務運営に一切関与していない状況にあった。

② 使用人が1名であること

検査基準日現在における当社使用人は1名のみであり、同人は、不動産仲介業に専従する社員にすぎないことが認められた。

以上のとおり、当社においては、検査基準日現在、金商法等の関連諸規則について知識及 び経験を有する役員及び使用人は確保されておらず、金融商品取引業を営む会社としての業 務執行体制は構築されていない状況と認められる。 (4) **登録事項等の変更届出未済** [金商法第 31 条第 1 項、第 50 条第 1 項違反]

株式会社総和地所については、下記のとおり、平成22年5月以降の法定の届出を関東財務局長に一切行っておらず、監督当局における実態把握を困難ならしめており、登録業者として極めて不適切な状況にある。

① 資本金の額の変更について

当社は、平成22年7月9日から同23年2月16日にかけて、資本金の額を多数回にわたり変更しているにもかかわらず、金商法第31条第1項に定める届出をいずれも行っていない。

② 役員の変更について

当社は、平成22年5月28日から同23年9月15日にかけて、役員につき延べ10名が入れ替わっており、このうち、当社代表取締役についても二度の交替が行われたにもかかわらず、金商法第31条第1項に定める届出をいずれも行っていない。

③ 定款変更について

当社は、平成23年2月15日付にて、発行可能株式総数にかかる定款の変更を行っているにもかかわらず、金商法第50条第1項に定める届出を行っていない。

((2)から(4)について)

- 勧告年月日平成24年3月9日
- 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し関東財務局長(金商)第1352号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令

イ 本件一連の行為により当社株式を取得した全ての投資家に対し、行政処分の事 実及び処分理由について説明を行い、その意向に応じた適切な対応を行うこと。 ロ その実施状況を完了までの間、書面により随時報告すること。

3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告

- (1) 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50 百万円)に満たない状況〔金商法第52条第1項第3号該当〕
 - ① 純財産額が50百万円を下回る状況

PBAアセットマネジメント株式会社は、資産の大半をA社に対する貸付金が占めているため、その貸付金の内容について検証したところ、以下の事実が認められた。

当社は、平成17年6月に、A社との間で金銭準消費貸借契約(元金180百万円、返済期限は同22年6月30日、連帯保証人は当時のA社代表取締役のB氏。以下「当該契約」という。)を締結しているが、当該契約に係る元金及び利息は、返済期限を超えた検査基準日(平成23年4月15日)までの間、全く返済されていない。

A社の状況については、当社は、平成 21 年秋頃の当社株主総会、取締役会において、監査役等より当該契約に係る問題点を指摘されたが、当社経営陣は、既にA社が休眠状態であることを人づてに聞いていたことや、使用人Cからは、貸付金が返済される可能性は低く、不良債権となれば当社の純財産額は金商法第 29 条の4第1項第5号ロに基づく金商法施行令第15条の9で定める最低純財産額である50百万円(以下「最低純財産額」という。)を下回る旨の説明を受けたため、A社の返済能力の確認や返済の督促等を行って

いなかった。

今回の検査期間中、当社はB氏と面会し、A社は多額の負債を抱え、事務所もなく休眠 状態であること及びB氏には多額の債務があり、定期的な収入、B氏名義の資産がなく、 当該契約に係る担保提供や一部返済等の支払いは困難であることを確認している。

上記のとおり、当該契約に係る元金及び利息の回収が極めて困難な状況にあることから、 当該契約に基づく元金及び利息を当社の資産から控除して計算すると、平成23年3月末 現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。

② 経営管理態勢等の不備

当社の純財産額は、金商法で定める最低純財産額を下回っている状況にあるが、当社のこれまでの対応については、以下の事実が認められた。

当社の社長は、平成20年10月頃から常勤しておらず、他の非常勤の役員と同様、現状は2か月に1回開催される取締役会に出席するのみであった。また、コンプライアンス室長を兼務している非常勤の取締役は、実質的なコンプライアンス業務を行っていない状況であった。

そのような状況の下、当社では、使用人2名が実質的な業務運営を行っていたが、以下のとおり極めて不適切な行為が認められた。

- イ 平成22年10月、当社は、取締役会において、A社及びB氏に対して内容証明郵便により督促状を送付することを決定した。しかし、使用人Cは、純財産額が最低純財産額を下回ることを回避するため、経営陣に報告せず、自らの判断で、督促状を送付しなかった。
- ロ 平成22年12月、使用人Cは、当該契約に関して契約期間の延長で対応する旨を取締役会で報告したが、その後、正式な議題として取締役会に上程しなかった。
- ハ 平成 23 年 1 月、使用人Cは、純財産額が最低純財産額を下回ることになれば、金融商品取引業の登録取消しは避けられないため、これを逃れようと考え、事前に経営陣に相談しないまま、監督当局である金融庁に対し、「返済期限は平成 23 年 12 月 30 日である」と故意に事実と異なる報告を行ったうえ、契約書の返済期限を改ざんしようとしていた。

このように、当社は、金融商品取引業の登録取消しに該当しうる状況について積極的に 把握、改善することなく、また、使用人の不適切な行為を管理できていないことから、当 社の経営管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な不備があるものと認められる。

• 勧告年月日

平成23年7月5日

• 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し

関東財務局長(金商)第455号の登録を取り消す。

- ② 業務改善命令
 - イ 顧客に対して、登録取消し、本命令の内容及び処分の理由について、速やかに、 かつ、適切に周知徹底を行うとともに、当該事項をホームページに掲示すること。
 - ロ 資産運用委託契約の解除等、金融商品取引業に係る全ての業務を速やかに結了 させること。
 - ハ 運用資産及び顧客の保護に万全の措置を講じること。
 - ニ 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。
 - ホ その他、運用資産及び顧客保護のために必要な対応を行うこと。

- へ 上記イからホまでに関する対応状況を平成23年7月22日までに書面で報告し、 当局からの求めに応じ随時報告すること。
- (2) 投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 〔金商法第 38 条第 1 号該当〕
 - ① **AIJ投資顧問株式会社**は、投資一任契約を締結している年金基金等の顧客(以下「顧客」という。)に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託「AIMグローバルファンド」(以下「AIMファンド」という。)の買付けを指図しているが、顧客に対してAIMファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた事実が認められた。
 - ② 虚偽の基準価額の算定に当たっては、当社社長は、自らの相場観に基づき決定した一定の数値を虚偽の基準価額として算出していた。
 - ③ 当社社長により算出された虚偽の基準価額は、AIMファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役からAIMファンドの販売証券会社であるアイティーエム証券株式会社(以下「ITM」という。)に対して伝えられている。
 - ④ 当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客(年金基金)に対し、ITMと一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていることが認められた。
- (3) 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為〔金商法第42条の7第1項違反〕
 - O AIJ投資顧問株式会社は、金商法第42条の7第1項の規定に基づく運用報告書の記載事項について、金融商品取引業等に関する内閣府令第134条第1項第2号ロに規定する事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していることが認められた。
- (4) **虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為**〔金商法第 47 条の 2 違 反〕
 - ① **AIJ投資顧問株式会社**は第 22 期事業報告書(平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日の事業年度)において、平成 22 年 12 月 31 日現在の運用資産の総額として、国内の運用資産総額は 183, 210 百万円、海外の運用資産総額は 206, 997 百万円などと記載をして関東財務局長に提出している。
 - ② しかしながら、これらの計数はAIMファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数であることから、当社は事業報告書に虚偽の記載をしていると認められる。
- **(5) 忠実義務違反**〔金商法第 42 条第 1 項違反〕
 - ① **AIJ投資顧問株式会社**は、顧客である年金基金等の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもって**AIM**ファンドを購入することを指図している。
 - ② また、当社は、AIMファンドが出資している投資事業組合(当社社長が実質的に支配) に解約請求に係る外国投資信託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させている。
 - ③ このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行って いないと認められる。

((2)から(5)について)

- 勧告年月日 平成 24 年 3 月 22 日
- 勧告対象当社
- 行政処分の内容
 - ① 登録取消し 関東財務局長(金商)第429号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切 な対応を行うこと。
 - ロ 顧客の意向を踏まえ、当社が顧客との投資一任契約に基づき運用しているすべての運用財産(以下「本件運用財産」という。)の管理・保全措置に必要とされる協力を速やかにかつ適切に行うこと。
 - ハ ロの管理・保全措置を採るために必要とされる情報を速やかにかつ適切に顧客 に開示・提供すること。
 - ニ 顧客間の公平に配慮しつつ、本件運用財産について必要かつ適切な管理・保全 措置を採ること。
 - ホ 会社財産を不当に費消しないこと。
 - へ その他、本件運用財産及び顧客保護のために必要かつ適切な対応を行うこと。
 - ト 上記について、その対応状況を平成24年4月6日までに書面で報告すること。 また、上記イ~への実施状況を、そのすべてが完了するまでの間、必要に応じて 随時書面で報告すること。
- (注) AIJ投資顧問株式会社については、証券監視委より金融庁に対し、立入検査中の平成24年2月17日、当社において投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況について疑義が生じている旨連絡を行った。

金融庁は、これを受けて、同日(平成24年2月17日)中に当社に対し報告徴求命令を発出して報告を求めた結果、平成24年2月24日、当社に対し1ヶ月の業務停止命令を発出するとともに、「検査に協力すること、財産の運用・管理状況を早急に把握すること、顧客への説明・問合せ等に十分に対応すること、会社財産を不当に費消しないこと、運用財産の管理の徹底等万全の措置を講じること」等の業務改善命令を発出した。

4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

- (1) 無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況〔金商法第 29 条、旧証取法 28 条違反〕
 - **田原投資コンサルティング株式会社**は、平成 17 年 6 月から検査基準日(同 23 年 4 月 11 日)までの間、当社と投資顧問契約を締結していない者を含む多数の顧客(以下「投資顧問顧客等」という。)に対し、外国投資証券に係る募集の取扱い又は私募の取扱い(以下「募集の取扱い等」という。)を行い、これにより少なくとも 12 名の投資顧問顧客等が延べ 21 回取得に至っている状況が認められた。
 - 勧告年月日

平成 23 年 9 月 30 日

• 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令 金融商品取引業の全ての業務を平成23年10月11日から同24年1月10日まで 停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)。
 - ② 業務改善命令
 - イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、商品名、投資金額、現在の評価額等)を早急に把握し報告すること。
 - ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のため に万全の措置を講じること。
 - ハ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。
 - 二 金融商品取引業務(投資助言業務)を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。
 - ホ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。
 - へ 上記イからホについて、具体的な改善策を書面で1ヶ月以内に報告すること。
- (2) 検査忌避〔金商法第198条の6第11号該当〕
 - 平成23年10月19日午前9時ころ、関東財務局の検査官が、検査のため、**K・B・C 株式会社**に臨店し、当社代表取締役B(以下「社長」という。)に対し、検査実施の説明を行ったところ、社長は、外出中の職員を含め職員全員の同意が得られるまで当社の執務を行っている事務室(以下、単に「事務室」という。)への立入りはさせられないとして、事務室への立入りを拒否した。同日中、検査官は、再三にわたり、社長に対し、事務室への立入りを要求したが、社長は、事務室への立入りを拒否し続けた。

このように、当社は、臨店初日に正当な理由なく、事務室への立入りを拒否し、もって、 検査を拒んだものである。

なお、翌日以降検査が開始されたものの、検査官が、社長に対し、投資顧問契約の勧誘の実態把握のヒアリングのため全職員の出社を要請したが、職員は出社せず、社長は、職員の連絡先は管理していないとしており、職員に対するヒアリングを実施することができなかった。

- (3) **投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等**〔金商法第38条の2第1号、第47条、第37条の3第1項、第37条の4第1項該当)
 - ① 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為
 - K・B・C株式会社職員は、平成22年11月ころ以降、顧客に対し、「外貨の投資」、「外国会社への投資」等と称する投資話を持ち掛けて海外送金をさせるとともに、投資顧問契約の締結の手続をさせていた。当該勧誘において、当社職員は、(イ)顧客に対し、上記投資話について「必ず儲かるからやりませんか。」、「今であれば安くドルが買えて、半年の契約で必ず上がります。」などと著しく利益を強調した投資勧誘をし、これに応じるとした顧客に、当該投資を行う条件として投資顧問契約の締結が必要であるとの根拠のない説明をし、あるいは、(ロ)当該投資の手数料、紹介料等として当社に10万円を支払う必要があるとの虚偽の説明をし、投資顧問契約の締結の手続をさせて報酬10万円を支払わせていた。
 - ② 契約締結前交付書面等の不保存等 当社は、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面について、写しを一切保存してい

ない。

また、当社は、一部の顧客に対し、上記両書面を交付していない。 (上記/2)、(3)について)

- ・勧告年月日 平成 23 年 12 月 20 日
- 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - ① 登録取消し関東財務局長(金商)第2263号の登録を取り消す。
 - ② 業務改善命令
 - イ 当社が関与した全ての海外投資について、取扱状況(顧客属性、投資内容、投資金額、現在の評価額等)を早急に把握し、報告すること。
 - ロ 顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切 な対応を行うこと。
 - ハ 上記イ、ロについて、1ヶ月以内に書面で東京財務事務所を通じ関東財務局長 に提出すること。

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果に基づく勧告

- 集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業〔金商法第29条違反〕
 - フューチャーストック株式会社は、平成20年3月に、近畿財務局長へ適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として自らを無限責任組合員とし、A投資事業有限責任組合の出資持分の私募(以下「自己私募」という。)及び運用(以下「自己運用」という。)並びにB投資事業有限責任組合の自己私募を行っているが、これらのファンドについては、適格機関投資家からの出資がない。

したがって、当社が業務として行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。

- 勧告年月日 平成 23 年 6 月 21 日
- 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
 - 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務を平成23年6月28日から同年9月27日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)。

- ② 業務改善命令
 - イ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。
 - ロ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、 投資金額、現在の評価額)を正確に把握すること。
 - ハ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために 万全の措置を講じること。
 - ニ 金融商品取引業務を適切に行うための業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。
 - ホ 上記イから二について、具体的な改善策を平成23年7月27日までに書面で報

第6 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、 社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者に対する金商法第 192 条に基づく裁判所へ の禁止・停止命令の申立て(以下「192 条申立て」という。)及びそのための同法第 187 条に基 づく調査(以下「187 条調査」という。)の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益 及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又 は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである(図参照)。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立て及び 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

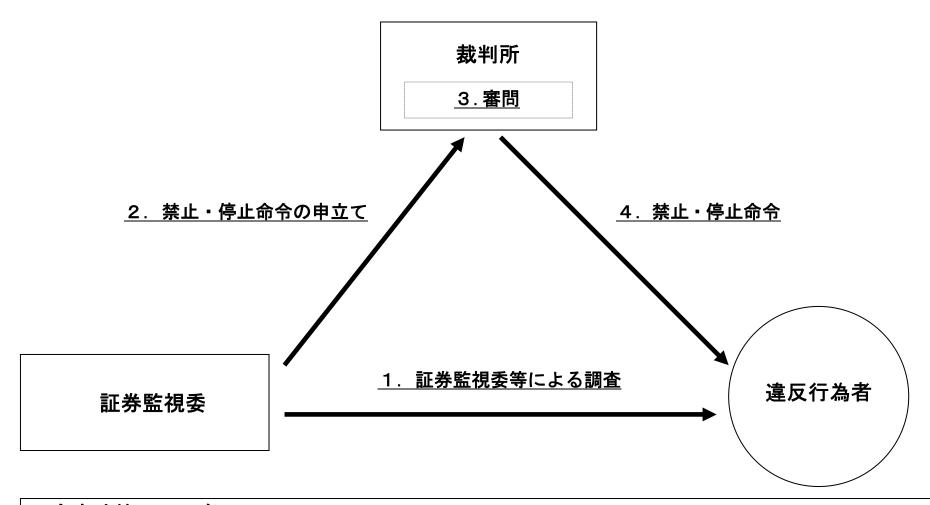
また、平成23年度金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則 無効化
- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止(1年以下の懲役、100万円以下の罰金)
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ 3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正
- ・無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課(法人重課)
 - ⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に(192条申立ての裁判管轄の拡大)

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出された。

平成23年度に、192条申立てを行い、裁判所より命令が発出された事例は、以下のとおりである。

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

① ジャパンリアライズ株式会社

ジャパンリアライズ株式会社(以下、「J社」という。)並びにJ社の代表取締役A及び従業員B(以下、「J社ら」という。)は、平成20年11月頃から同23年4月までの間、合計20本の組合契約(以下、この1において「JRファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っていた。J社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一であった。

そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務(以下、この1において「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者(以下、この1において「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていなかった。また、JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、同21年8月末以降、49名を超え、同23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていなかった。

J社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。

また、J社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしていたが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画していた。

このため、平成23年4月28日、証券監視委は札幌地方裁判所に対し、J社らを被申立人として、金商法違反行為(無登録で、金商法第2条第2項第5号及び第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと並びに金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと(ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内の行為は除く。))の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、札幌地方裁判所は、平成23年5月13日、J社らに対して、申立て内容 どおりの命令を下した。

② 株式会社ベネフィットアロー

株式会社ベネフィットアロー(以下、「B社」という。)は、平成22年11月頃以降、有限会社フロンティア(東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下、この2において「フロンティア社」という。)から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。B社代表取締役A及びB社の株主であるBは、B社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。

B社関係者であるCは、平成22年6月頃以降、当社、株式会社コンサルティングファーム(東京都中央区)、Rリサーチ株式会社(東京都中央区)、株式会社セカンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネージメント株式会社(東京都台東区)、フロンティアターゲット株式会社(東京都台東区)及び株式会社ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。)から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、

委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている 組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。 上記行為は、いずれも、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該 当し、同法第29条に違反するものである。

B社に対しては、平成23年4月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、B社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Cは、B社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものであった。

このため、平成23年6月24日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、B社及びB社代表取締役A並びにB社関係者B及びC(以下、「B社ら」という。)を被申立人として、金商法違反行為(無登録で、金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと)の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、平成23年7月5日及び同15日、B社らに対して、 申立て内容どおりの命令を下した。

③ 株式会社Eファクトリー及び株式会社エクセレント

株式会社Eファクトリー(以下「Eファクトリー社」という。)及び株式会社エクセレント(以下「エクセレント社」といい、「Eファクトリー社」及び「エクセレント社」併せて以下「両社」という。)は、Eファクトリー社代表取締役かつエクセレント社取締役であるA(以下「両社」及び「A」を併せて「両社ら」という。)の指示の下、平成23年1月から同年11月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。

- (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。
- (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率3%から8%(なお、年率は各ファンド毎に異なる。)を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。
- (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。

上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。両社に対しては、平成22年12月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っている

として警告書が発出されており、さらに、同23年10月にEファクトリー社は名古屋営業所

を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知 を伴うファンドの取得勧誘を行う意向が認められた。

このため、平成23年12月22日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、両社らを被申立人として、金商法違反行為(金商法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと)の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、平成 24 年 2 月 3 日、両社らに対して、申立て内容 どおりの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、無登録業者等からの勧誘は違法行為であり、様々なトラブル を生じていることから、一切関わりにならないよう御注意いただきたい。

第7 今後の課題

証券検査の対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張しており、検査体制は充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情の中、検査対象業者数に対し検査を実施した業者数(カバレッジ)も全体としては低水準にとどまっているのが実情である。こうした状況を勘案すると、今後の検査実施の優先度の判断には、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、これらの情報の収集・分析能力を強化していくことが必要である。

こうした考えを踏まえ、証券監視委としては、平成 24 年度証券検査基本方針に掲げた以下の施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項として、以下の項目の検証に注力する。
 - ① 業態その他の特性に着目した検証(金融商品取引業者等の市場仲介機能、法人関係情報の管理(不公正な内部者取引の未然防止)、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為、投資勧誘の状況、投資運用業者等の業務の適切性及び法令遵守、信用格付業者の業務管理態勢、ファンド業者の法令等遵守状況、投資助言・代理業者の法令等遵守状況、自主規制機関の機能発揮、無登録業者に対する対応)
 - ② 内部管理態勢・システムリスク管理態勢・財務の健全性等に係る検証
- (2) また、効率的・効果的で実効性ある検査に向けて、以下の取組みを行っていく。
 - ① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断(原則として、継続的に検証を行う対象、随時検査を行う対象、無登録業者ごとに、それぞれの考え方に基づき検査実施の優先度を判断)
 - ② 実効性のある検査の実施(予告検査の実施、双方向の対話の充実、検査の実効性を 阻害する行為に対する厳正な対処)
 - ③ 金融庁・財務局等(監督・検査担当部局、自主規制機関、外国当局等)との連携強化
 - ④ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

上記(1)に関しては、平成23年度の証券検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資ー任業者が、投資ー任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が認められたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事例が認められた。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や顧客の特性等に鑑み、業務の実態や法令遵守状況について検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行っていく。

上記(2)に関しては、検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避や証券検査に関連すると見られる書面をウェブサイトに掲載する行為等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

証券検査は、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。

法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を 害する行為に対し、証券監視委は、その有する権限、人材、能力を結集して今後も厳正 に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく必要がある。

(2) 検査対象業者の多様化・増加

金融商品取引法(以下「金商法」という。)の施行を含む数次にわたる制度改正により、 証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で約8,000社 の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー 取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者 等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

また、国際的な金融規制の改革の一環として、信用格付業者への公的規制の導入・強化に向けた動きが主要国で進展しており、我が国においても平成21年の金商法改正により、信用格付業者の登録制等の規制が平成22年4月から導入され、信用格付業者は検査対象とされている。

さらに、これらの検査対象業者に加え、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況にある。証券監視委は、平成22年3月に閣議決定された消費者基本計画を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者等に対しても、証券検査の人的資源の中で、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限を適切に活用し、関係当局との連携を図りながら対応を行っているところである。

(3) 検証分野の拡張等

先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されており、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。こうした状況を踏まえ、証券検査においては、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループの検査において、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にウェイトを置く必要がある。

近年のITシステムの発展により、投資者は、インターネットや発注システム等を通じ、 大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取 引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品・取引への参加が飛躍的に増加し、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。また、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システムは公共性が高く、障害等が発生した場合には、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないものである。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力していく必要がある。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資 運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた 問題が明らかになった。本件は、企業年金の利益を害し関係する企業及びその従業員等 に大きな影響を与えている上、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及 び投資者保護の観点からも極めて重大な問題である。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業を行っている者(以下「投資一任業者」という。)について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行う。

適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査の権限を適切に活用することによって検証していく必要がある。

(4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

証券検査は、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して、証券監視委が行う市場監視の重要な柱である。検査対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張等している中、証券監視委の検査体制は、充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情による限界があり、検査対象業者数に対し検査を実施した業者数(カバレッジ)も全体としては低水準にとどまっているのが実情である。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、限られた人的 資源をいかに的確かつ有効に活用していくか、また、いかに効率的・効果的で実効性あ る検査を実施していくかといった課題を克服していく必要がある。

こうした課題に対し、証券監視委としては、これまで、個人投資家の保護に重点的に 取り組むこととし、証券検査においてもそのような観点から検査の優先度を判断してき たところである。

すなわち、個人投資家を含む多数の投資家が取引する第一種金融商品取引業者(証券会社)や個人投資家を含む多数の投資家向けの商品である投資信託の運用業者等に対しては、継続的に検査を実施するよう努めてきた。

また、個人投資家に関わる検証が必要と認められた業態や商品については、順次、集中的な検査を実施し、行政処分勧告と必要に応じ法令改正等の建議を行っている。

(参考) 集中的な検査の実績

- 不動産投資法人(Jリート)運用業者(18年7月~22年3月)
- FX業者(19年11月~20年6月)
- ファンド販売業者(21年6月~22年9月)
- 投資助言・代理業者(21年3月~23年1月)

こうした方向性の下、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。

あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれ に見合ったものとするよう努めている。

昨年度の企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する検査に関し、検 査実施時期や情報の収集・活用のあり方を含め、様々な問題提起が行われている。証券 監視委としては、上記(3)の通り投資一任業者に対する集中的な検査を行うこととす るが、今後、検査実施の優先度の判断を適切に行っていくためには、金融商品取引業者 等の多様な業態と顧客(個人投資家、企業年金等)の特性及び複雑・多様化している金融 商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の 収集・分析能力を強化していくことが必要である。

中長期的な課題としては、国際的な比較において、我が国の検査対象業者数に対し、検査を実施した業者数(カバレッジ)が現状の水準でよいか検証し、さらに拡大すべきとの指摘もある。

こうした課題に対しては、例えば、特定の項目について無作為に抽出した業者に対する検査の実施によるカバレッジの拡大の可能性の検討等を含め、より効率的・効果的で 実効性ある検査のあり方について、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態 勢、能力の強化を継続的に図っていく必要がある。

2. 検査実施方針

- (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項
 - ① 業態その他の特性に着目した検証
 - イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ. 法人関係情報の管理(不公正な内部者取引の未然防止)等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、 上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査、営業部署における情報の不適切な利用の防止等の状況について、 実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制(空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等)に係る管理態勢(フェイルの発生に係る管理態勢を含む。)について検証する。

インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者 等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証す る。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的 に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果 たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約(乗換えを含む。)に際し、商品特性・リスク特性、 損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能

の実効性等を検証する。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が行われたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事例が認められた。併せて、企業年金については、(イ)厳しい財政事情が続いており、特に厚生年金基金は「代行割れ基金」が全体の4割を占めていること、(ロ)厚生年金基金は同業種の中小企業でつくる総合型基金がほとんどを占めていること、(ハ)多くの企業年金は予定利率に見合う運用収益を追求せざるを得ないものの、運用体制は必ずしも万全とは言えないこと等が指摘されている。

投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業 や投資法人資産運用業を行っている者を優先して検査を行ってきたところであるが、 企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任 業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実 態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められる。

金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から 重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口(年金運用ホットライン)を開設 し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優 先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させる。

へ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム(ファンド)持分の運用・販売を行う業者(自己運用業を行う 投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者 を含む。以下「ファンド業者」という。)については、これまでの検査において、出 資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用・使途不明等)、虚偽の説明・告知、 誤解を生ぜしめるべき表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例 業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用 を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、 業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に 対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、 当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を 適切に活用することによって検証する。

チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている 状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

リ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘の重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理 態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性・実効性の検 証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関 し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意 する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます 高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引 への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとな っている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、 その時々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先 度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題 のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者(登録金融機関を含む。)及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

特に、投資一任業者については、上記(1)①ホ.の通り、集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から 寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別 業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の 優先度を判断する。

ロ. 随時検査を行う対象

上記イ.以外の検査対象の登録業者(第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等)については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、これまでの集中的な検査に基づく建議により改正された法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、同様に、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ. 無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成23年の金商法改正により同

年11月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部において は検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分 果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループー体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 24 年 4 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1)検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2)検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者(登録金融機関を	150 社(うち財務局等が行うもの
含む。)、投資運用業者等及び信用格付業者	110 社) <投資一任業者に対する集
	中的な検査を含む。>
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理	随時実施
業者、適格機関投資家等特例業務届出者、	
金融商品仲介業者等	
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

(注)上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第4章 取引調査

第1 概説

1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正性の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度である。

内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法 上の一定の規定に違反する行為に対しては、それまでの刑事罰に加えて、平成 16 年の証取法 の改正により平成 17 年 4 月に導入された。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の 実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正 性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して 課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う(設置法第20条)。課徴金納付命令の発出を求める 勧告が行われた場合には、金融庁長官(内閣総理大臣より委任)は審判手続開始の決定を行い、 審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官(内閣総理大 臣より委任)が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる(本文 77頁参照)。

2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額(不公正取引関係)

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

(1) 風説の流布・偽計(金商法第173条)

課徴金額:違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した

価額との差額等

- (注1)金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下(2)から(5)までにおいて同じ。)
- (注2) 平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。 改正前の課徴金額は、違反行為の終了後1月以内の売付け等(買付け等)の価額と、違反行 為直前の価格に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額。
- (2) 仮装・馴合売買(金商法第 174 条)
 - 課徴金額:違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り (買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等) の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した 価額との差額等
 - (注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。
- (3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)
 - 課徴金額:違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した 損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポ ジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当 該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差 額との合計額等
 - (注1) 平成20年12月12日以後に開始される違反行為について適用。 改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後1月以内の反対売 買による損益の合計額。
 - (注2)「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成18年7月4日以後に開始する違反行為について適用。
- (4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)
 - 課徴金額:違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の 計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格 と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との 合計額等
 - (注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。
- (5) 内部者取引(金商法第175条)
 - 課徴金額:違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等
 - (注) 平成 20 年 12 月 12 日以降に行われる行為について適用。 改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前 6 月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等。

- (注1) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5 倍となる。
- (注2) 上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

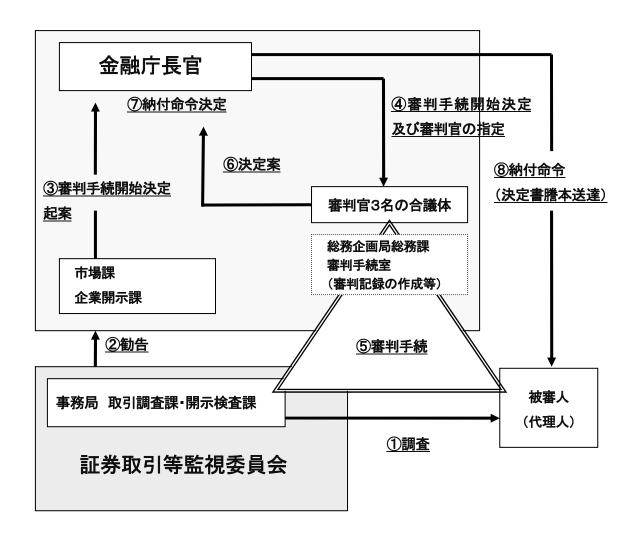
4 平成23年度における活動状況

- (1) 平成23年度においては、不公正取引に対し、18件(納付命令対象者数)、金額で3,169 万円の課徴金納付命令勧告を行った。
- (2) 証券監視委では、多国間MOUの枠組み(第8章第1参照)を通じた情報交換を実施するなど、海外当局との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでもクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきたところであるが、昨今、大型公募増資を巡る内部者取引の疑いが海外の報道でも指摘されたほか、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化している。

こうしたことを踏まえ、証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしたところである。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、こうした取組みの一環として、平成23年8月、取引調査課内に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を新たに設置した。

平成23年度において、国際取引等調査室は、大型公募増資の前に行われた内外プロ投資家によるインサイダー事案等の調査を行い、そのうち1件に対し、課徴金納付命令勧告を行った(後記第2206)。また、我が国株式市場において行われたクロスボーダーの不公正取引に関して、香港証券先物委員会(香港SFC)との密接な連携を行った結果、香港SFCによる処分に至った事例もある(第8章第12参照)。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び 金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。) は審判手続開始決定 及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定(課徴金納付命令)

第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

(1) 不公正取引事案に係る平成23年度の課徴金納付命令勧告18件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が15件、相場操縦に係る事案が3件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は879万円、最低額は5万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引事案については、合計121件(個人114件、法人7件)、2億6,777万円の勧告を、相場操縦事案については、合計15件(いずれも個人)、4,036万円の勧告を行ったこととなる。

平成23年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、髙木証券株式会社顧問による内部者取引事案は、証券会社の経営に関する重要な情報に接する立場にあった顧問が職務に関し知った情報を基に内部者取引を行った事案であった(後記2⑫)。また、国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案は、取引調査課に新設された国際取引等調査室が実施した取引調査によるものであるが、本件は、証券会社の社員から重要事実の伝達を受けた信託銀行の社員が、運用するファンドの計算において内部者取引を行った事案である(後記2⑮)。

(2) 内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、昨年度に比べて、第一次情報受領者による内部者取引事案の占める割合が増加している。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となるケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、昨年度に引き続き、新株等発行、業務提携、業績予想等の修正、バスケット条項の適用及び公開買付けがあったほか、剰余金の配当及び損害の発生といった重要事実について、初めて勧告が行われるなど、違反行為に係る重要事実は、多岐にわたるものとなっている。

対象者属性別の勧告件数の推移

对家有属性的少數百件数以推移					
		22 年度	23 年度		
솫	社関係者	8	2		
	発行体役員等	3	1		
	契約締結者等	5	1		
公	開買付者等関係者	0	1		
	買付者役員等	0	0		
	買付者との契約締結者等	0	1		
第	一次情報受領者	12	12		
	会社の重要事実	10	6		
	公開買付け事実	2	6		
	年度別勧告件数	20	15		

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

111/1/12/2017/12/31 - 18/10/17/3/ - 18/10/17/3/					
	22 年度	23 年度			
会社重要事実の伝達	10	6			
発行体役員等	3	2			
契約締結者等	7	4			
公開買付け事実の伝達	2	6			
買付者役員等	1	2			
買付者との契約締結者等	1	4			
うち 買付対象者役員等	1	3			

重要事実別の勧告件数の推移

至女 事 人 加·沙勒百日 数·沙尼沙					
	22 年度	23 年度			
新株等発行	6	3			
剰余金の配当	0	1			
業務提携・解消	3	2			
民事再生・会社更生	2	0			
損害の発生	0	1			
決算情報	1	2			
バスケット条項	3	1			
その他の重要事実	4	2			
公開買付け	2	7			
年度別勧告件数	20	15			

- (※1)「年度」とは4月~翌年3月の期間をいう。
- (※2) 件数は、納付命令対象者数を計上。
- (※3) 重要事実別の勧告件数については、複数の 重要事実を知って内部者取引を行った場合に は、それぞれに重複計上している。そのため、 各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値と は一致しない場合がある。
- (※4) 公開買付けには、公開買付けに準ずる行為 を重要事実とするものも含んでいる。

2 勧告事案の概要

平成 23 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次の とおりである。

① 酒井重工業株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年4月12日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、酒井重工業株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成22年3月16日から同年4月5日までの間、11取引日にわたり、同株式の売買を誘引する目的をもって、あらかじめ前日終値よりも高値に発注していた複数の売り注文に、成行で、あるいは、直前約定値より高値の買い注文を発注して対当させて株価を引き上げたり、直前約定値より高値の売り注文と成行の買い注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計58万7,000株の買付け及び合計58万7,000株の売付けを行い、同株式の株価を141円から169円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 438 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日平成 23 年 4 月 12 日第 1 回審判期日(結審)平成 23 年 9 月 28 日課徵金納付命令日平成 23 年 12 月 13 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、以下の点を争点として争うこととなった。

- ① 本件取引が相場を変動させるべき一連の売買といえるか。
- ② 被審人が本件株式の売買を誘引する目的を有していたか。 審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、 本件取引は、相場を変動させるべき一連の売買といえる

とし、また、上記②については、

被審人は、本件株式の売買を誘引する目的を有していたものと認められる として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

② オックスホールディングスの子会社との契約締結者からの情報受領者によるオックスホールディングス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年6月28日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、オックスホールディングス株式会社(以下「オックスHD」という。)の子会社であるオックスキャピタル株式会社(以下「オックスキャピタル」という。)と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、オックスキャピタルに合計 5 億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており、同社の平成 18 年 8 月期決算において同額

相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実になったという、子会社のオックスキャピタルに業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックスHDの業務等に関する事実(以下「本件重要事実」という。)の伝達を受けながら、この事実が公表された平成18年8月30日より前の、同月11日及び同月14日、オックスHDの株式合計282株を、自己の計算において、売付価額555万6,240円で売り付けた。

2. 課徴金納付命令対象者②は、オックスHDの子会社であるオックスキャピタルと株式 売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関 し知った、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成18年8月30 日より前の、同月10日及び同月11日、オックスHDの株式合計100株を、自己の計算 において、売付価額195万5,970円で売り付けた。

【課徴金額】

課徵金納付命令対象者① 63 万円 課徵金納付命令対象者② 20 万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②とも同日)審判手続開始決定日 平成23年6月28日課徴金納付命令日 平成23年7月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

③ 都築電気株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の 勧告

【勧告年月日】 平成23年7月8日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、都築電気株式会社(以下「都築電気」という。)のグループ会社における新事業の企画、立案等の業務に従事していた都築電気の社員から、同人がその職務に関し知った、都築電気が都築電産株式会社(以下「都築電産」という。)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月17日より前の、同月13日、自己及び親族の計算において、都築電産の株式合計9,000株を買付価額221万6,700円で買い付けた。

【課徴金額】 141 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 7 月 8 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 7 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。 ④ パナソニック電工株式会社社員及び同人からの情報受領者によるパナソニック電工株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年7月8日

【勧告の対象となった違反事実】

- 1. 課徴金納付命令対象者①は、パナソニック電工株式会社(以下「パナソニック電工」という。)の社員であり、同社の営業企画及び宣伝等の業務に従事していたものであるが、同社とパナソニック株式会社(以下「パナソニック」という。)との間の秘密保持契約の履行に関し、パナソニックがパナソニック電工の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された平成22年7月30日より前の同月27日、自己の計算において、パナソニック電工の株式2,000株を買付価額191万円で買い付けた。
- 2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記事実の伝達を受けながら、平成22年7月27日、自己の計算において、パナソニック電工の株式1万株を買付価額955万円で買い付けた。

【課徴金額】

課徵金納付命令対象者① 31 万円 課徵金納付命令対象者② 155 万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②とも同日) 審判手続開始決定日 平成23年7月8日 課徴金納付命令日 平成23年8月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ セイクレスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年8月2日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社セイクレストの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって

- 1. 平成 22 年 10 月 27 日午前 10 時 58 分ころから同日午後零時 40 分ころまでの間、連続して直前約定値より高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、約定させる意思のない買い注文を複数発注するなどの方法により、合計 20 万 3,362 株の買い注文の発注及び合計 12 万 1,880 株の売り注文の発注を行うとともに、合計 12 万 1,880 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
- 2. 同日午後1時47分ころから同日午後2時9分ころまでの間、連続して直前約定値より高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、約定させる意思のない買い注文を複数発注するなどの方法により、合計28万8,122株の買い注文の発注及び合計14万8,045株の売り注文の発注を行うとともに、合計14万7,173株の売買を自

己に有利な株価で約定させ、

もって、それぞれ自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 58 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年8月2日 課徵金納付命令日 平成23年9月7日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥ 株式会社サイバー・コミュニケーションズ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年9月13日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社サイバー・コミュニケーションズ(以下「サイバー・コミュニケーションズ」という。)の社員Aから、同社役員Bが同社と株式会社電通(以下「電通」という。)との間の機密保持契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Aがその職務に関し知った、電通の業務執行を決定する機関が、サイバー・コミュニケーションズの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 2 月 2 日より前の同年 1 月 15 日から同月 26 日までの間に、自己の計算において、サイバー・コミュニケーションズの株式合計 95 株を買付価額合計 167 万 5, 140 円で買い付けた。

【課徴金額】 233 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 9 月 13 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 10 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑦ 公開買付者との契約締結者からの情報受領者によるジェイ・エー・エー株式に係る内部 者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成23年9月13日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジェイ・二十一の役員Aから、同社の役員Bが同社と株式会社ギャロップ(以下「ギャロップ」という。)との間の公開買付けの応募に関する基本合意契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員Aがその職務に関し知った、ギャ

ロップの業務執行を決定する機関が、株式会社ジェイ・エー・エー(以下「ジェイ・エー・エー」という。)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年4月16日より前の同年3月17日から同年4月15日までの間に、自己の計算において、ジェイ・エー・エーの株式合計176株を買付価額合計1,586万3,200円で買い付けた。

【課徴金額】 879 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 9 月 13 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 10 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社ジャストシステムとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 10 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジャストシステム(以下「ジャストシステム」という。)との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の履行に関し、ジャストシステムの業務執行を決定する機関が、株式会社キーエンス(以下「キーエンス」という。)を割当先とする第三者割当増資を行うこと及びキーエンスとの業務提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、上記事実が公表された平成21年4月3日より前の同年2月5日及び同月6日、自己の計算において、ジャストシステムの株式合計1,000株を買付価額合計15万円で買い付けた。

【課徴金額】 23 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 10 月 12 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 11 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

9 トラベラー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 11 月 2 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、トラベラー株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年8月3日午前8時59分ころから同月17日午後1時48分ころまでの間、6取引日にわたり、高指値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、高

指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 7万3,000株の買付け及び合計 1万7,000株の売付けを行い、同株式の株価を118円から169円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 43 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 11 月 2 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 12 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑩ 株式会社VSN役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 12 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社VSN(以下「VSN」という。)の役員から、同人がVSNとRホールディングス株式会社(以下「Rホールディングス」という。)との間の秘密保持契約の履行に関し知った、Rホールディングスの業務執行を決定する機関が、VSNの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年8月16日より前の同月2日から同月11日までの間に、自己の計算において、VSNの株式合計3,900株を買付価額合計233万2,100円で買い付けた。

【課徴金額】 98 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 12 月 20 日 課徵金納付命令日 平成 24 年 1 月 20 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

① 日本風力開発株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命 令の勧告

【勧告年月日】 平成24年2月3日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、日本風力開発株式会社(以下「日本風力開発」という。)の 役員から、同人がその職務に関し知った、同社の会計監査人の異動、それに伴い平成22 年3月期の有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資 判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 6 月 14 日より前の同月 8 日、自己の計算において、日本風力開発の株式合計 50 株を売付価 額合計 918 万 7,900 円で売り付けた。

【課徴金額】 653 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年2月3日 課徵金納付命令日 平成24年3月2日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② 髙木証券株式会社顧問による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年2月3日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、髙木証券株式会社(以下「髙木証券」という。)の顧問であったものであるが、その職務に関し、①同社の平成23年3月期第2四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として55億9,000万円の特別損失を計上することが確実になった旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②同社の業務執行を決定する機関が平成23年3月期の中間配当を無配とすることについての決定をした旨の重要事実、及び③同社の同期の期末配当について、平成22年7月28日に公表された予想値は3円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は0円となり、公表された直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、上記各事実の公表がされた平成22年10月26日午後3時ころより前の同月22日午前9時4分ころから同月26日午後零時32分ころまでの間、自己の計算において、髙木証券の株式合計4万2,000株を売付価額合計450万8,000円で売り付けた。

【課徴金額】 131 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年2月3日 課徵金納付命令日 平成24年3月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

③ アサヒ衛陶株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年2月28日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、アサヒ衛陶株式会社(以下「アサヒ衛陶」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成23年11月期の当期純利益について、平成23年1月17日に公表がされた直近の予想値500万円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が7,400万円として公表がされた平成23年4月14日より前の同月6日及び同月12日、自己の計算において、アサヒ衛陶の株式合計2,000株を買付価額合計12万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】 10万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 2 月 28 日 課徵金納付命令日 平成 24 年 3 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

(4) 株式会社SJIとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴 金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年3月16日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社SJI(以下「SJI」という。)と業務提携基本契約の締結の交渉をしていた Digital China Holdings Ltd. (以下「デジタル・チャイナ」という。)の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、SJIの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及びデジタル・チャイナと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成 21 年 11 月 4 日より前の同年 8 月 28 日、自己の計算において、SJIの株式合計 24 株を買付価額合計 46 万 4,040 円で買い付けた。

【課徴金額】 55万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年3月16日 審判手続中(平成24年5月31日現在)

⑤ 株式会社フェイス社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の 勧告

【勧告年月日】 平成24年3月21日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フェイス(以下「フェイス」という。)の社員から、 同人がその職務に関し知った、フェイスの業務執行を決定する機関が、コロムビアミュー ジックエンタテインメント株式会社の総株主等の議決権の数の100分の5以上の株式を買い集めることについての決定をした旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年1月22日より前の同月20日、自己の計算において、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の株式合計11万株を買付価額合計373万円で買い付けた。

【課徴金額】 133 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 3 月 21 日 課徵金納付命令日 平成 24 年 4 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

(16) 国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年3月21日

【勧告の対象となった違反事実】

中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月8日より以前の同月1日から同月7日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石株式会社の株式合計210株を総額1億124万1,498円で売り付けた。

【課徴金額】 5万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年3月21日 審判手続中(平成24年5月31日現在)

※ ただし、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があった ため、審判廷における審理は行われない。

3 その他

- (1) 平成22年8月27日に課徴金納付命令勧告を行った、ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告のうち、課徴金納付命令対象者5名のうち1名については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、以下の点を争点として争うこととなった。
 - ① 被審人が、情報伝達者から重要事実の伝達を受けたか。
 - ② 課徴金納付命令が発出されるためには、被審人が、情報伝達者が会社関係者であることを知っていたことが必要か。

③ 被審人は、情報伝達者が会社関係者であることを知っていたか。 審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、 被審人は、情報伝達者から重要事実の伝達を受けたものといえる

とし、また、上記②については、

課徴金の納付を命じるためには、特に明文で求められている場合を除いて、故意やこれに相当する認識の存在を必要としないものというべきである

とし、また、上記③については、

課徴金の納付を命ずるに当たっては、行為者の故意やこれに相当する認識の存在を要しないものというべきであるから、被審人のこの点に関する主張は、理由がないとして、平成23年7月20日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

- ※ 本件決定に対して、同人は、平成23年8月19日に大阪地方裁判所に取消訴訟を提起 している。
- (2) 平成22年12月21日に課徴金納付命令勧告を行った、インスペック株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、被審人が本件株式の売買を誘引する目的を有していたかを争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点については、

被審人が本件取引をするに当たり、誘引目的を有していたことが優に認められる として、平成23年12月26日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

- (1) 第一次情報受領者による内部者取引の増加及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が見受けられるようになっていることなどの不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。
- (2) 課徴金納付命令を勧告した事案には、地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。
- (3) パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠 化といった作業(デジタルフォレンジック)の調査への活用を強化・充実するなどにより、 迅速・効率的な調査の推進に努める。
- (4) 不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャネルを通

じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

(5) わが国株式市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、証券監視委では、平成23年8月、取引調査課内に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を新たに設置した。この結果、これまでに、香港の投資運用会社に対する香港当局の処分や、大型公募増資の公表前に、引受証券会社から伝達を受けて、国内の大手機関投資家が行ったインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告を行ってきたところである。今後も引き続き、情報交換枠組み(多国間MOU等)を通じて海外証券当局と積極的に連携するなど、クロスボーダー取引や、内外プロ投資家による不公正取引への監視を強化していく。

第5章 開示検査

第1 概説

1 開示検査の目的

金商法における開示 (ディスクロージャー) 制度とは、有価証券の発行・流通市場において、 投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書を始 めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供するこ とにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって 投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査(以下「開示検査」という。)を行うことができるとされている(具体的な権限については、以下2参照)。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

なお、平成23年7月には、従前の「課徴金・開示検査課」から、開示検査を行う機構を「開示検査課」として独立させることにより、さらなる検査体制の強化に努めているところである。

2 開示検査の権限

我が国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,600社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限(金商法第26条(同法第27条において準用する場合を含む。))
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限(金商法第 27 条の 22 第 1 項(同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。))
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限(金商法第27条の22第2項)

- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限(金商法第27条の30第1項)
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限(金商法第27条の30第2項)
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると 認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する 報告徴取及び検査権限(金商法第27条の35)
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限(金商法第 193 条の 2 第 6 項)
 - (注1) なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視 委に委任されていない。
 - ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限(金商法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号)
 - ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検 査権限(金商法施行令第38条の2第1項第3号)
 - (注2) 上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。(金商法施行令第38条の2第1項ただし書)

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額(開示関係)

開示検査の結果、開示書類に重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣 及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う(設置法 20 条)。課徴金納 付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官(内閣総理大臣より委任)は審判 手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、 金融庁長官(内閣総理大臣より委任)が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を 行うことになる(本文 77 頁参照)。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 76 号)、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

(1) 有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第172条)

課徴金額:募集・売出総額の100分の2.25 (株券等は4.5)

- (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。
- (2) 虚偽記載のある有価証券届出書等(募集・売出し等の発行開示)により募集・売出し等 を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第172条の2、旧金商法第172

条)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 2.25(株券等は 4.5)

- (注) 平成20年12月12日以後に提出される発行開示書類について適用。 改正前の課徴金額は、募集・売出総額の100分の1 (株券等は2)。
- (3) 有価証券報告書等(事業年度ごとの継続開示等)を提出しない行為(金商法第172条の 3)
 - 課徴金額:前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は400万円)(四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)
 - (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後 に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等(事業年度ごとの継続開示等)を提出する行為(金商 法第172条の4、旧金商法第172条の2)
 - 課徴金額:600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額(四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)
 - (注1) 平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。 改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の3のいずれか大きい額(四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)。
 - (注2) 平成 18 年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象 とされ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為(金商法第172条の5) 課徴金額:買付総額の100分の25
 - (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後 に行われる買付け等について適用。
- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出 する行為(金商法第172条の6)

課徴金額:買付株券等の時価合計額の100分の25

- (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後 に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。
- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為(金商法第172条の7)

課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

- (注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。
- (8) 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為(金商法第172条の8) 課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
 - (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に提出されるものについて適用。
- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第172条の9)

課徴金額:募集・売出総額の100分の2.25 (株券等は4.5)

- (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後 に開始する違反行為について適用。
- (10) 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、 又は売り付ける行為(金商法第172条の10)

課徴金額:イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の2.25(株券等は4.5)

ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ)の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

- (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後 に開始する違反行為について適用。
- (11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為(金商法第172条の11)

課徴金額:イ) 当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ)の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

- (注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後 に開始する違反行為について適用。
- (注1) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。
- (注2) 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成23年度における活動状況

平成23年度においては、開示会社27社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、11件(納付命令対象者ベース)、金額で5億6,892万円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価 証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところ である。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う(平成 17年以降、実績は2件のみ)。

検査終	了件数	27 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	10 (11) 件
	課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	1件

(注)「課徴金納付命令勧告を行ったもの」欄の括弧書きは、納付命令対象者ベースの件数である。

第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

平成23年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書の虚偽記載、有価証券報告書等の虚偽記載及び有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集に対する勧告であった。このうち、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社に係る勧告は、有価証券届出書の無届募集に対して課徴金納付命令勧告を初めて行った事案であった(後記2①)。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上の前倒し計上、債務免除益の架空計上、費用の過少計上、貸倒引当金の過少計上、債務保証損失引当金の不計上、ソフトウェアの過大計上、のれんの過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成23年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、1億9,441万円(ワールド・リソースコミュニケーション株式会社に係る無届社債券募集)である。

2 勧告事案の概要

平成 23 年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った 事案の概要は次のとおりである。

- ※ 以下本章において「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引 法をいう。
- ① ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金 納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 4 月 15 日

【勧告の対象となった違反事実】

(1) ワールド・リソースコミュニケーション株式会社 (旧商号:アフリカントラスト株式会社)

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社は、4種類の償還期間(1年・2年・3年・5年)の社債券(払込期日が平成21年1月31日から平成22年7月31日までの間の各月末日のもので、同社の旧商号であるアフリカントラスト株式会社名義のもの及び平成21年1月18日の同社による吸収合併後のアフリカンパートナー株式会社名義のものを含む。)について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成21年1月31日から平成22年7月31日までの間、延べ4、122名の者に対して、これらの社債券を合計7、818、000、000円で取得させた。

(2) アフリカンパートナー株式会社

(平成21年11月18日にワールド・リソースコミュニケーション株式会社に吸収合併)

アフリカンパートナー株式会社は、4種類の償還期間(1年・2年・3年・5年)の社債券(払込期日が平成21年7月31日から平成21年10月31日までの間の各月

末日のもの) について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成 21 年 7 月 31 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間、延べ 507 名の者に対して、これらの社債券を合計 838,800,000 円で取得させた。

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社及びアフリカンパートナー株式会社は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を 49 名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、両社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして両社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第4条第1項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、両社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】 1億9,468万円(※)

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 4 月 15 日 第 1 回審判期日(結審) 平成 23 年 7 月 13 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 9 月 22 日

本件について、金融庁長官は、審判手続を経て、課徴金の納付を命ずる決定を行った。なお、審判の期日に被審人が出頭しなかったため、審判官は、金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第60条第2項の規定に基づき審判手続を終結している。 (※) 課徴金納付命令決定時における課徴金額は1億9,441万円に変更されている。

② SBIネットシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付 命令勧告

【勧告年月日】 平成23年4月26日

【勧告の対象となった違反事実】

1. SBIネットシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上及びソフトウェアの過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

	開示書類		虚偽記載			
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 18 年 6 月 28 日	第9期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書(平成 18年3月期有価 証券報告書)	平成 17 年 4 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲404 百万円であるところを 38百万円と記載 連結当期純損益が▲ 445百万円であるとこ ろを31百万円と記載	架空売上の計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額に相当 する「資本合計」欄が 1,121 百万円であると ころを1,598 百万円と 記載	
2	平成 18 年 12 月 28 日	第 10 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書(平成 18 年 9 月中間期半期報告 書)	平成 18 年 4 月 1 日〜平成 18 年 9 月 30 日の中間連 結会計期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額が 541 百 万円であるところを 947 百万円と記載	投資有価証券の 過大計上等
3	平成 19 年 6 月 28 日	第 10 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書(平成 19 年 3 月期 有価証券報告 書)	平成 18 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲566 百万円であるところ を▲146 百万円と記載	・ソフトウェア の過大計上・投資有価証券 の過大計上等
4	平成 19 年	計期間に係る 日~平月 日~平月 日~平月 日~平月 日~平月 日~平月 日~平月	平成 19 年 4 月 1 日~平成 19 年 9	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲ 246 百万円であるとこ ろを▲116 百万円と記 載	・貸倒引当金の 過少計上・ソフトウェア
	12月20日		月 30 日の中間連 結会計期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額が▲845 百万円であるところ を▲294 百万円と記載	の過大計上 等
5	平成 20 年 6 月 25 日	第 11 期事業年 度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 20 年 3 月期 有価証券報告書)	平成 19 年 4 月 1 日~平成 20 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲20 百万円であるところ を70百万円と記載	・ソフトウェア の過大計上 等

6	平成 20 年 8月7日	第 12 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書(平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報 告書)	平成 20 年 4 月 1 日 〜平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲39 百万円であるところ を39百万円と記載	ソフトウェアの 過大計上等
---	-----------------	---	---	------------	--------------------------------------	------------------

- (注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。
 - 2. SBIネットシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、
 - (1) 平成20年2月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年3月期有価証券報告書(上表番号欄3参照)及び平成19年9月中間期半期報告書(上表番号欄4参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年3月3日、131,500株の株券を1,709,500,000円で取得させ、
 - (2) 平成20年8月8日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年3月期有価証券報告書(上表番号欄5参照)及び平成20年6月第1四半期四半期報告書(上表番号欄6参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月26日、227,585株の株券を3,299,982,500円で取得させた。同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 1億1,068万円

【勧告後の経緯】

 審判手続開始決定日
 平成 23 年 4 月 26 日

 課徴金納付命令日
 平成 23 年 5 月 31 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

③ 株式会社DPGホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付 命令勧告

【勧告年月日】 平成23年5月27日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社DPGホールディングスは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上 及び債務免除益の架空計上等により、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

	開示書類		虚偽記載			
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 22 年 3 月 26 日	第12 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成21年 12 月期有価証券 報告書)	平成 21 年 1 月 1 日 〜平成 21 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 444 百万円であるとこ ろを▲254 百万円と記 載	・貸倒引当金の 過少計上 ・債務免除益の 架空計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲122 百万円であるところを 64百万円と記載	
2	平成 22 年 5月14日	第13期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年3月 第1四半期四半 期報告書)	平成 22 年 1 月 1 日 〜平成 22 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲226 百万円であるところを ▲41 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上
3	平成 22 年 8月13日	第13期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年6月 第2四半期四半 期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 〜平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲503 百万円であるところを ▲353 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上
4	平成 22 年 11 月 15 日	第13 期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年9月 第3四半期四半 期報告書)	平成 22 年 7 月 1 日 〜平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲678 百万円であるところを ▲528 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上

⁽注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

【課徴金額】 1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 5 月 27 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 6 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

④ 東亜エナジー株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成23年6月28日

【勧告の対象となった違反事実】

東亜エナジー株式会社は、2種類の償還期間(3年・5年)の社債券(払込期日が 平成22年5月31日から平成23年5月31日までの間のもの。)について、いずれも少な くとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ1,422名の者に対して、これ らの社債券を合計2,713,100,000円で取得させた。

東亜エナジー株式会社は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を49名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、同社は、毎月末頃に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして同社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第4条第1項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、同社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】 6,098 万円 (※)

【勧告後の経緯】

 審判手続開始決定日
 平成 23 年 6 月 28 日

 課徴金納付命令日
 平成 23 年 8 月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

(※) 課徴金納付命令決定時における課徴金額は6,092万円に変更されている。

⑤ 株式会社東研に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成23年7月15日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社東研は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上等により、下表のとおり、 旧金商法第172条の2第1項及び第2項並びに金商法第172条の4第1項及び第2項に 規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番	開表	示書類		点	尼偽記載	
号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 19 年 1月 30 日	第 37 期事業年 度中間連結会計 期間に係る半期 報告書 (平成 18 年 10 月中間期 半期報告書)	平成 18 年 5 月 1 日~平成 18 年 10 月 31 日の中間連 結会計期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損益が▲ 122 百万円であるとこ ろを7百万円と記載	売上の前倒し計上
2	平成 19 年 7月31日	第 37 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書 (平成 19 年 4 月期有価証 券報告書)	平成 18 年 5 月 1 日~平成 19 年 4 月 30 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 179 百万円であるとこ ろを▲80 百万円と記 載	売上の前倒し計上
3	平成 20 年 9月12日	第 39 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 20 年 7 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 20 年 5 月 1 日~平成 20 年 7 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,555 百万円であるところ を 1,961 百万円と記載	売掛金の過大 計上等
4	平成 21 年 7月 30 日	第 39 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書 (平成 21 年 4 月期有価証 券報告書)	平成 20 年 5 月 1 日~平成 21 年 4 月 30 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,113 百万円であるところ を 1,436 百万円と記載	売掛金の過大 計上等
5	平成 21 年 9月11日	第 40 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 21 年 7 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 5 月 1 日~平成 21 年 7 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 976 百 万円であるところを 1,317 百万円と記載	売掛金の過大 計上等
6	平成 21 年 12 月 4 日	第 40 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 21 年 10 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 8 月 1 日~平成 21 年 10 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,011 百万円であるところ を 1,366 百万円と記載	売掛金の過大 計上等

7	平成 22 年 3 月 12 日	第 40 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 1 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 11 月 1 日~平成 22 年 1 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,247 百万円であるところ を 1,598 百万円と記載	売掛金の過大 計上等
8	平成 22 年 7月 27日	第 40 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書(平成22 年4月期有価証	平成 21 年 5 月 1 日〜平成 22 年 4 月 30 日の連結会 計期間	連結損益計算書連結	連結当期純損益が▲ 103 百万円であるところを▲34 百万円と記載 連結純資産額が 1,365 百万円であるところ	売上の前倒し 計上等
		券報告書) 		貸借対照表	日カ円であるところ を 1,758 百万円と記載	
9	平成 22 年 9月13日	第 41 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 7 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 22 年 5 月 1 日〜平成 22 年 7 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,370 百万円であるところ を 1,765 百万円と記載	売掛金の過大 計上等

⁽注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

2. 株式会社東研は、関東財務局長に対し、平成21年12月4日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年4月期有価証券報告書(上表番号欄4参照)及び平成21年10月第2四半期四半期報告書(上表番号欄6参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月24日、3,574,000株の株式を357,400,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 3,108万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 7 月 15 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 8 月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑥ 株式会社 fon funに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成23年8月25日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社 f o n f u n は、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上及び債務保証 損失引当金の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項 並びに金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載 がある」有価証券報告書等を提出した。

	開え	示書類		虚	—————————————————————————————————————	
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 20 年 8月13日	第13期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成20年6月 第1四半期四半 期報告書)	平成20年4月1日 〜平成20年6月 30日の第1四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲264 百万円である ところを▲123 百万 円と記載	貸倒引当金の 過少計上
2	平成 20 年 11 月 12 日	第13 期事業年度 第2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成20年9月 第2 四半期四半 期報告書)	平成20年4月1日 〜平成20年9月 30日の第2四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲797 百万円である ところを▲568 百万 円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
3	平成 21 年 2 月 12 日	第13 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四 半 期 報 告 書 (平成 20 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成20年4月1日 〜平成20年12月 31日の第3四半期 連結累計期間 平成20年10月1 日〜平成20年12 月31日の第3四半 期連結会計期間	四半期連結 損益計算書 四半期連結 貸借対照表	連結四半期純損益が ▲1,100 百万円であるところを▲667 百万円と記載 連 結 純 資 産 額 が1,069 百万円であるところを1,501 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・債務保証損 失引当金の不 計上 等
4	平成 21 年 6 月 29 日	第13期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成21年 3月期有価証券	平成20年4月1日 〜平成21年3月 31日の連結会計期 間 平成20年4月1日	連結損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,129 百万円である ところを▲1,680 百 万円と記載 純資産額が 132 百万	・貸倒引当金の過少計上・債務保証損失引当金の不計上
5	平成 21 年 8月 13日	報告書) 第14期事業年度 第1四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21年6月第1四 半期四半期報告 書)	~平成 21 年 3 月 31 日の会計期間 平成 21 年 4 月 1 日 ~平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期 会計期間	貸借対照表 四半期 貸借対照表	円であるところを 613 百万円と記載 純資産額が 155 百万 円であるところを 630 百万円と記載	等 貸倒引当金の 過少計上等

6	平成 21 年 11 月 16 日	第14期事業年度 第2四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21年9月第2四 半期四半期報告 書)	平成21年7月1日 〜平成21年9月 30日の第2四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 173 百万 円であるところを 640百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
7	平成 22 年 2 月 15 日	第14期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成21年12 月第3四半期四 半期報告書)	平成 21 年 10 月 1 日~平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 274 百万円であるところ を 727 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
8	平成 22 年 6 月 30 日	第14期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成22年 3月期有価証券 報告書)	平成21年4月1日 〜平成22年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 316 百万円であるところ を 766 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
9	平成 22 年 8 月 13 日	第15期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年6月 第1四半期四半 期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 〜平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 333 百万円であるところ を 775 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
10	平成 22 年 11 月 12 日	第15期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年9月 第2四半期四半 期報告書)	平成22年7月1日 〜平成22年9月 30日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 359 百万円であるところ を 791 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等

⁽注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

2. 株式会社 f o n f u n は、関東財務局長に対し、平成 21 年 10 月 30 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 2 1 年 3 月期有価証券報告書(上表番号欄 4 参照)、平成21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書(上表番号欄 5 参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 16 日、515,000 株の株式を103,000,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 1,963 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 8 月 25 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 9 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑦ 日本産業ホールディングズ株式会社に係る四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命 令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 11 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

日本産業ホールディングズ株式会社は、北海道財務局長に対し、一般管理費の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書を提出した。

提出日	書類	虚偽記載				
		会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由	
平成 22 年 5月 14 日	第 19 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 3 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成21年7月1日~ 平成22年3月31日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益が▲ 237 百万円である ところを▲172 百 万円と記載 連結四半期純損益 が▲257 百万円で あるところを▲ 192 百万円と記載	一般管理費の過少 計上等	

⁽注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

【課徴金額】 150 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 11 月 29 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 12 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命 令勧告

【勧告年月日】 平成24年1月20日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社塩見ホールディングスは、関東財務局長又は中国財務局長に対し、のれんの 過大計上又は土地の過大計上により、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

	開表	示書類		虚偽記載				
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由		
1	平成 22 年 6月 30 日	第6期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成22年 3月期有価証券 報告書)	平成21年4月1日 〜平成22年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 3,710 百万円である ところを▲2,131 百 万円と記載	のれんの過大計上		
2	平成 22 年 8月 16日	第7期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年6月 第1四半期四半 期報告書)	平成22年4月1日 〜平成22年6月 30日の第1四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 4,183 百万円である ところを▲2,623 百 万円と記載	のれんの過大計上		
3	平成 22 年 11 月 15 日	第7期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年9月 第2四半期四半 期報告書)	平成22年7月1日 〜平成22年9月 30日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 4,346 百万円である ところを▲2,806 百 万円と記載	のれんの過大計上		
4	平成 23 年 2 月 14 日	第7期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年12 月第3四半期四 半期報告書)	平成 22 年 10 月 1 日~平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 2,606 百万円である ところを▲1,085 百 万円と記載	のれんの過大計上		
5	平成 23 年 7月 29日	第7期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成23年 3月期有価証券 報告書)	平成22年4月1日 〜平成23年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 1,167 百万円である ところを 332 百万円 と記載	のれんの過大計上		

6	平成 23 年 9 月 15 日	第8期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成23年6月 第1四半期四半 期報告書)	平成23年4月1日 ~平成23年6月 30日の第1四半期 連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲ 1,599 百万円である ところを▲68 百万円 と記載	土地の過大計 上
7	平成 23 年 9 月 20 日	第6期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書の訂正報告 書(平成22年3 月期有価証券報 告書の訂正報告 書)	平成21年4月1日 〜平成22年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 3,710 百万円である ところを▲2,179 百 万円と記載	土地の過大計 上
8	平成 23 年 9月 20日	第7期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書(平成22年6月第1 四半期四半期報 告書の訂正報告 書)	平成22年4月1日 〜平成22年6月 30日の第1四半期 連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲ 4,183 百万円である ところを▲2,651 百 万円と記載	土地の過大計 上
9	平成 23 年 9 月 20 日	第7期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書(平成22年9月第2 四半期四半期報 告書の訂正報告 書)	平成22年7月1日 〜平成22年9月 30日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲ 4,346 百万円である ところを▲2,814 百 万円と記載	土地の過大計上
10	平成 23 年 9 月 20 日	第7期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書の 訂正報告書(平 成22年12月第3 四半期四半期報 告書の訂正報告 書)	平成 22 年 10 月 1 日〜平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲ 2,606 百万円である ところを▲1,074 百 万円と記載	土地の過大計 上

- (注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。
 - 2. 株式会社塩見ホールディングスは、関東財務局長に対し、
 - (1) 平成22年10月27日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年3月期有価証券報告書(上表番号欄1参照)及び平成22年6月第1四半期四半期報告書(上表番号欄2参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月19日、27,777,700株の株式を149,999,580円で取得させ、
 - (2) 平成22年10月27日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年3月期有価証券報告書(上表番号欄1参照)及び平成22年6月第1四半期四半期報告書(上表番号欄2参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月19日、450個の新株予約権を245,250,000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な 事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ た行為に該当する。

【課徴金額】 4,477万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年1月20日 審判手続中(平成24年5月31日現在)

⑨ 株式会社京王ズホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

【勧告年月日】 平成24年1月24日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、貸倒引当金繰入額の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の2第1項及び第2項並びに金商法第 172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

	開表	示書類		虚	偽記載	
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 19 年 1 月 31 日	第14期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成18年 10月期有価証券 報告書)	平成 17 年 11 月 1 日~平成 18 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,386 百万円である ところを▲2,288 百 万円と記載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等
2	平成 20 年 1月 30 日	第15期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成19年 10月期有価証券	平成 18 年 11 月 1 日~平成 19 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲191 百万円であるところ を89百万円と記載 連結当期純損益が▲ 1,097百万円である ところを▲874百万 円と記載	売上の過大計 上等
		報告書)		連結 貸借対照表	連結純資産額が 468 百万円であるところ を 760 百万円と記載	
3	平成 21 年 1 月 27 日		平成 19 年 11 月 1 日〜平成 20 年 10 月 31 日の連結会	連結 損益計算書	連結経常損益が▲20 百万円であるところ を102百万円と記載 連結当期純損益が 11 百万円であるところ を80百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
		10 月期有価証券報告書)	計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 824 百万円であるところ を 1,207 百万円と記 載	
4	平成 21 年 3 月 13 日	第17期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成21年1月 第1四半期四半 期報告書)	平成 20 年 11 月 1 日~平成 21 年 1 月 31 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 869 百万円であるところ を 1,263 百万円と記 載	貸倒引当金の 過少計上等

	1				<u></u>	
5	平成 21 年 6 月 12 日	第17期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成21年4月	平成 20 年 11 月 1 日~平成 21 年 4 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 107 百万円であると ころを 145 百万円と 記載	貸倒引当金の 過少計上等
		第2四半期四半期報告書)	平成21年2月1日 〜平成21年4月 30日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 961 百万円であるところ を 1,379 百万円と記 載	
6	平成 21 年 9月 14日	第17期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成21年7月 第3四半期四半 期報告書)	平成21年5月1日 〜平成21年7月 31日の第3四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 1,204 百万円である ところを 1,551 百万 円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
7	平成 22 年 3 月 15 日	第18期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年1月 第1四半期四半 期報告書)	平成 21 年 11 月 1 日~平成 22 年 1 月 31 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 47 百万円であるとこ ろを 111 百万円と記 載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等
8	平成 22 年 9 月 14 日	第18期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年7月 第3四半期四半 期報告書)	平成 21 年 11 月 1 日~平成 22 年 7 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 264 百万円であると ころを 334 百万円と 記載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等
9	平成 23 年 1 月 28 日	第18期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成22年 10月期有価証券 報告書)	平成 21 年 11 月 1 日~平成 22 年 10 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 416 百万円であると ころを 507 百万円と 記載	・貸倒引当金 繰入額の不計 上 ・売上の過大 計上 等
10	平成 23 年 6 月 14 日	第19期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成23年4月 第2四半期四半 期報告書)	平成 22 年 11 月 1 日~平成 23 年 4月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 281 百万円であると ころを 346 百万円と 記載	貸倒引当金繰 入額の不計上 等

⁽注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

- 2. 株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、
 - (1) 平成19年3月13日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年10月期有価証券報告書(上表番号欄1参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年3月29日、160個の新株予約権証券を9,600,000円で取得させ、
 - (2) 平成20年1月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年10月期有価証券報告書(上表番号欄1参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年1月25日、6,500株の株券を195,195,000円で取得させ、
 - (3) 平成20年4月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年10月期有価証券報告書(上表番号欄2参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年4月30日、6,000株の株券を120,000,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

3. 株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、平成21年10月20日、 重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年10月期有価証券報告書(上表番号欄3参 照)及び平成21年7月第3四半期四半期報告書(上表番号欄6参照)を組込情報とす る有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月4日、 20個の新株予約権を360,960,000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を 含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 4,373万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 1 月 24 日 課徵金納付命令日 平成 24 年 3 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

⑩ クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 1 月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. クラウドゲート株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項並びに金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

	開表	示書類		虚偽記載				
番号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由		
1	平成 19 年 3 月 30 日		平成 18 年 1 月 1 日 〜平成 18 年 12 月 31 日の会計期間	損益計算書	経常損益が▲36 百万円であるところを 66百万円と、当期純損益が▲45 百万円であるところを 60百万円と記載	・架空売上の 計上 ・売上原価の 過少計上		
		月期有価証券報 告書)		貸借対照表	純資産額が 325 百万 円であるところを 431 百万円と記載	等		
2	平成 19 年	第8期事業年度 中間会計期間に 係る半期報告書	平成19年1月1日 ~平成19年6月	中間損益計算書	中間純損益が▲100 百万円であるところ を▲64百万円と記載	・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上		
2	9月28日	(平成19年6月 中間期半期報告 書)	30日の中間会計期 間	中間 貸借対照表	純資産額が 494 百万 円 であるところを 639 百万円と記載	・長期前払費用の過大計上等		
3	平成 20 年	第 8 期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 月 31 日 (平成 19 年 12 月期有価証券報 告書)	平成19年1月1日 〜平成19年12月 31日の会計期間	損益計算書	経常損益が▲131 百万円であるところを54百万円と、当期純損益が▲191 百万円であるところを56百万円と記載	・架空売上の計上・ソフトウェアの過大計上		
			平成19年1月1日 〜平成19年12月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 400 百万円であるところ を 760 百万円と記載	・コンテンツの過大計上等		
4	平成 20 年 9 月 26 日	第9期事業年度 中間連結会計期間に係る半期報告書(平成20年 6月中間期半期	平成20年1月1日 〜平成20年6月 30日の中間連結会 計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が▲260 百万円であるところ を▲190百万円と、連 結中間純損益が▲269 百万円であるところ を▲211百万円と記 載	・架空売上の 計上 ・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上		
		報告書)		中間連結 貸借対照表	連結純資産額が 237 百万円であるところ を 649 百万円と記載	等		
5	平成 21 年 3 月 27 日	第9期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成20年 12月期有価証券 報告書)	平成20年1月1日 〜平成20年12月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲519 百万円であるところ を▲389 百万円と記 載	・ソフトウェ アの過大計上・コンテンツ の過大計上・貸倒引当金 の過少計上等		

6	平成 21 年 5 月 15 日	第10 期事業年度 第1 四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 3 月第1 四 半期四半期報告 書)	平成21年1月1日 〜平成21年3月 31日の第1四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲374 百 万円であるところを ▲259 百万円と記載	・ソフトウェ アの過大計上・コンテンツ の過大計上等
7	平成 21 年 8月 12 日	第10期事業年度 第2四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21年6月第2四 半期四半期報告 書)	平成21年4月1日 〜平成21年6月 30日の第2四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲415 百 万円であるところを ▲280 百万円と記載	・ソフトウェ アの過大計上・コンテンツ の過大計上等
8	平成 21 年 11 月 13 日	第10期事業年度 第3四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21年9月第3四 半期四半期報告 書)	平成21年7月1日 〜平成21年9月 30日の会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲156 百 万円であるところを ▲29 百万円と記載	・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 等
9	平成 22 年 3 月 29 日	第10期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 21 年 12 月期有価証券報 告書)	平成21年1月1日 〜平成21年12月 31日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲83 百万 円であるところを 42 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 等
10	平成 22 年 5 月 14 日	第11 期事業年度 第1 四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 22 年 3 月第1 四 半期四半期報告 書)	平成22年1月1日 〜平成22年3月 31日の第1四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲91 百万 円であるところを 25 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上・ソフトウェアの過大計上・コンテンツの過大計上等
11	平成 22 年 8月13日	第11期事業年度 第2四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 22年6月第2四 半期四半期報告 書)	平成22年4月1日 〜平成22年6月 30日の第2四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲106 百 万円であるところを 840 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上・ソフトウェアの過大計上・コンテンツの過大計上等

12	平成 22 年 11 月 15 日	第11 期事業年度 第3 四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 22 年9 月第3 四 半期四半期報告 書)	平成22年7月1日 〜平成22年9月 30日の第3四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲128 百 万円であるところを ▲31 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・ソフトウェ アの過大計上 ・コンテンツ の過大計上 等
13	平成 23 年 3 月 28 日	第11 期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 22 年 12 月期有価証券報 告書)	平成22年1月1日 〜平成22年12月 31日の会計期間	貸借対照表	純資産額が 13 百万円 であるところを 83 百 万円と記載	・貸倒引当金の過少計上・コンテンツの過大計上等
14	平成 23 年 5 月 16 日	第12期事業年度 第1四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 23年3月第1四 半期四半期報告 書)	平成23年1月1日 〜平成23年3月 31日の第1四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲14 百万 円であるところを 45 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・コンテンツ の過大計上 等
15	平成 23 年 8 月 15 日	第12期事業年度 第2四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 23年6月第2四 半期四半期報告 書)	平成23年4月1日 〜平成23年6月 30日の第2四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲34 百万 円であるところを 19 百万円と記載	・貸倒引当金 の過少計上 ・コンテンツ の過大計上 等

⁽注) 金額は原則として百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. クラウドゲート株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成19年1月30日、架空売上の計上等により、平成18年1月1日から同年6月30日までの中間会計期間における経常損益が5百万円の損失であったにもかかわらず、これを48百万円の利益と、純損益が12百万円の損失であったにもかかわらず、これを43百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年2月27日、2,500株の株券を212,500,000円で取得させ、
- (2) 平成21年3月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年12月期有価証券報告書(上表番号欄3参照)及び平成20年6月中間期半期報告書(上表番号欄4参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年3月26日、19,300株の株式を115,800,000円で取得させ、
- (3) 平成21年11月2日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年12月期有価証券報告書(上表番号欄5参照)及び平成21年6月第2四半期四半期報告書(上表番号欄7参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月19日、6,667株の株式を100,005,000円で取得させ、
- (4) 平成22年12月1日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年12月期有価

証券報告書(上表番号欄9参照)及び平成22年9月第3四半期四半期報告書(上表番号欄12参照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月20日、30,770株の株式を200,005,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第1項及び金商法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

3. クラウドゲート株式会社の役員は、クラウドゲート株式会社が平成19年1月30日に 関東財務局長に対し提出した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書(上記2(1)参照)に虚偽の記載があることを知りながら、同有価証券届出書の提出に関与し、同有価証券届出書に基づく売出しにより、平成19年2月28日、同人が所有する100株のクラウドゲート株式会社の株券を、12,000,000円で売り付けた。

クラウドゲート株式会社の役員が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 2 項に 規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出した発行者の役 員であって、当該発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該発行開示書 類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員が所有す る有価証券を売り付けた行為に該当する。

【課徴金額】

クラウドゲート株式会社 4,996 万円 クラウドゲート株式会社の役員 24 万円

【勧告後の経緯】

 ・クラウドゲート株式会社 審判手続開始決定日 平成24年1月27日 課徴金納付命令日 平成24年3月2日 審判手続中(平成24年5月31日現在)

- (※)本件勧告事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額(3,125万円)を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から、被審人の認めた部分について審判手続を分離したしたうえで、金商法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出された。
- ・クラウドゲート株式会社の役員 審判手続開始決定日 平成24年1月27日 課徴金納付命令日 平成24年3月2日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判廷における審理は行わなかった。

3 その他

平成22年11月19日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出

し、各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が計上されているが、 それは2つの開発取引に係る前渡金として計上すべきものを棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りであり、資産計上したことに誤りはないので各報告書及びこれらを組込情報とする各届出書には架空の資産が不正に計上されたことによる重要な事項につき虚偽の記載があったとはいえないとして争っていたものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人の主張する2つの開発取引はいずれも存在していたとは認められない一方、各報告書には実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されており、これらの架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らせば、各報告書及びこれらを組込情報とする各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽の記載があるものと認められるとして、平成23年10月3日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第3 無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て

近年、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集を行う者による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無届募集を行う者に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て(以下「192条申立て」)及びそのための同法第187条に基づく調査(以下「187条調査」)の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益 及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又 は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである(本文 60 頁参照)。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立て及び 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の開示担当部局や捜査当局等と連携し、無届募集を行う者に関する情報収集・分析を精力的に進めているところである。

投資者の皆様におかれても、金商法の規定に違反する無届けでの株券や社債券等の有価証券 募集により様々なトラブルが生じていることから、それらを購入することのないよう御注意い ただきたい。

第4 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、 市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の 多様化と高度化を図るように努める。

(1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の開発・改善、研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても開発・改善を

行う。

- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業により設置される第三者委員会が担う役割の重要性も踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化する。
- (3) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、虚偽記載事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、虚偽記載事例等に関する分かりやすい対外的な情報発信に努める。
- (4) 株式や社債等の無届募集については、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応する。
- (5) IT 化が進展する中で、開示検査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業(以下「デジタルフォレンジック」という。)が重要となっている。

このため、平成 23 年度においては、証券監視委事務局内に整備されているデジタルフォレンジック用資機材を、開示検査の現場に実験的に導入し、その活用に取り組んだところであるが、今後においても、引き続きデジタルフォレンジック運用体制の構築に取り組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。

第6章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者は、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い付与されたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。 権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与 するすべての者に及んでいる。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の 調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限は、犯則嫌疑者又は参考人(以下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限(金商法第210条)と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限(金商法第211条等)である。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第45条)で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある(附属資料173頁以下参照)。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・ 住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている(犯収法第29条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し(金商 法第223条、犯収法第29条)、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検 察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになって いる。(金商法第226条、犯収法第29条)

3 平成23年度における活動状況

証券監視委は、平成23年度において、15件の犯則事件について検察官に告発を行った(本章第2参照)。各事件においては、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。15件のうち、8件については東京地方検察庁検察官に告発し、それ以外の7件については、横浜・神戸・大阪・福岡各地方の検察庁検察官に告発しており、犯則事件の地域的な拡がりを示している。

また、すべての事件において、告発日に、犯則事実、関連条文及び法定刑を証券監視委のウェブサイトに公表し、市場に対する迅速な情報提供に努めたところである。

第2 犯則事件の調査・告発実績

1 告発の状況

平成23年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で6件・11名、相場操縦の嫌疑で1件・1名、風説の流布及び偽計の嫌疑で1件・1名、偽計の嫌疑で3件・15名、虚偽有価証券報告書等提出の嫌疑で4件・18名の合計15件・46名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。(附属資料249頁以下の告発事件の概要一覧表参照)

事 件 名	告発年月日	告 発 先
株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書 等提出事件	23年5月27日	東京地方検察庁 検察官
株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件	23年6月10日	横浜地方検察庁 検察官
株式会社ジャストシステム株券に係る内部者取引事件	23年7月13日	東京地方検察庁 検察官
株式会社NESTAGE関係者らによる現物出資制度を悪用 した偽計事件	23年8月2日	大阪地方検察庁 検察官
福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場 操縦事件	23年8月5日	福岡地方検察庁 検察官
井上工業株式会社株券に係る偽計事件	23年12月12日	東京地方検察庁 検察官
電子掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件	23年12月21日	神戸地方検察庁 検察官
経済産業省審議官による内部者取引事件	24年1月31日	東京地方検察庁 検察官
オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件 (1)(2)(3)	(1)24年3月6日 (2)(3)24年3月28日	東京地方検察庁 検察官
黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件(1)(2)	24年3月22日	福岡地方検察庁 検察官
株式会社セラーテムテクノロジー株券に係る偽計事件	24年3月26日	東京地方検察庁 検察官
日本風力開発株式会社株券に係る内部者取引事件	24年3月28日	神戸地方検察庁 検察官

2 告発事案の概要

平成23年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) 不公正取引に対する告発

① 株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑法人の代表取締役ら3名が、当該法人が業務を委託していた法人に

ついて、警察が反社会的勢力であるとして捜査を進めているという重要事実を知り、保有していた犯則嫌疑法人の株式について内部者取引を行った事件である。本件は、当該事実について、金商法第166条第2項第4号の「前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との規定(いわゆるバスケット条項)に該当するものと認定し、告発をしたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為)に違反するとして、平成 23 年 5 月 24 日に横浜地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 6 月 10 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 3 名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社スルガコーポレーションは、不動産事業等を営む株式会社、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人の代表取締役会長兼社長であったもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の執行役員経理部総括であったもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人の管理本部プロジェクト審査部長兼法務部長であったものであり、犯則嫌疑者3名は、いずれも自己の職務に関し、犯則嫌疑法人が従前から委託先法人に行わせていた犯則嫌疑法人所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、犯則嫌疑法人の役員らの取調べ等の捜査を進めているという、同社の運営、業務及び財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、平成20年2月中旬ころまでに知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成20年2月25日から同年3月3日までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、証券会社を介し、同証券会社に開設されたエスジーコーポレーション株式会社名義口座において保有されていた犯則嫌疑法人の株券合計1万4,500株を、価格合計1,904万3,600円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成23年6月13日、犯則嫌疑者3名のうち1名(当該会社代表取締役会長兼社長)について、公訴の提起が行われた。現在、当公判は、横浜地方裁判所において、刑事訴訟法第314条(被告人が心神喪失の状態に在るときまたは病気のため出頭することができないとき)により公判手続停止となっている。

② 株式会社ジャストシステム株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、発行体である株式会社ジャストシステムとの間でコンサルティング契約を締結していた者から、同社が第三者割当増資を行うこと及び業務提携を行うことについて決定したという事実の伝達を受け、内部者取引を行った事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、平成23年7月13日、犯則嫌疑者を東京地 方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社ジャストシステムとの間でコンサルティング契約を締結して

いた者から、平成21年2月上旬ころ、同人が同契約の履行に関し知った、ジャストシステムの業務執行決定機関が、株式会社キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと及び業務提携を行うことについて決定した旨の事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、平成21年2月23日から3月27日までの間、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者ほか4名の名義で、ジャストシステム株券合計35万3,400株を代金合計5,329万2,300円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成23年7月14日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。同年9月16日、東京地方裁判所は、被告人が発覚を防ぐために自己名義だけでなく、家族名義の証券口座をも使用して何回も取引に及んで大量の株式を買い付けており、取引の回数が多く、取引金額も多額であることに加えて、公表後に買い付けた株式を売り付けて多額の利益を取得しており、刑事責任は軽くないとして、懲役3年(執行猶予3年)、罰金400万円、追徴金約1億1,796万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

③ 株式会社NESTAGE関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

本件は、犯則嫌疑法人の役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価をつり上げることを企て、現物出資財産(不動産)の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いたものである。

本件は、現物出資を用いた不公正ファイナンスについて、偽計を適用し、告発した初めてのケースである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法(第158条等 偽計の禁止)に違反するとして、 平成23年7月14日に大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を 行い、同年8月2日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者7名を大阪地方検察庁検察官に告発 した。

【告発の対象となった犯則事実】

乳則嫌疑者7名は、犯則嫌疑法人株式会社NESTAGE (以下「NESTAGE | という。)が、その平成22年2月期決算において、前期に続いて債務超過になり、上場 廃止基準に抵触するおそれがあったことなどから、クロスビズ株式会社(以下「クロス ビズ」という。)を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資を行って債務超過を解消 するとともに、NESTAGEの株価をつり上げることを企て、共謀の上、同社の業務 及び財産に関し、同社の株券の発行のため、及び、同社の株価をつり上げる目的で、宿 泊施設等であった土地及び建物3物件につき、真実は、募集株式の払込金額として予定 していた 12 億円に相当する価値がなく、同金額に相当する現物出資財産として適正な鑑 定評価及びその価額が相当であることの証明を受けられないものであったにもかかわら ず、平成22年1月22日から同年2月5日ころまでの間、実現可能な具体的な事業計画 もないまま、水増しした客室数及び収容人数等に基づいて上記3物件の鑑定評価額が合 計13億円である旨の鑑定評価書を作成するなどして、上記3物件の価値を過大評価した 上、同月 10 日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるT Dnetにより、NESTAGEの取締役会が、同月26日を現物出資財産給付期日とし、 クロスビズを割当先として、上記3物件の現物出資により発行価額総額12億円のA種優 先株式 1,200 株を発行することを決議した旨公表するに際し、上記3物件について、募 集株式の払込金額 12 億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、同金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成23年8月3日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者7名のうち5名について、公訴の提起が行われた。平成23年10月11日、大阪地方裁判所は、本件公表を実行したのはNESTAGEの役員であるが、被告人D(クロスビズ株式会社代表取締役)及び被告人E(クロスビズ株式会社嘱託社員)が果たした役割は、NESTAGEに対する現物出資をするに当たって不可欠の手続であるところ、被告人D及び被告人Eは、本件の現物出資の枠組み自体には、NESTAGEの役員と同等に深く関与しているとして、被告人両名に、懲役1年6月(執行猶予3年)の判決をそれぞれ言い渡し、同判決は確定した。

被告会社及び他の被告人A(当該会社代表取締役会長)、被告人B(当該会社取締役)及び被告人C(当該会社執行役員)の3名については、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

④ 福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

本件は、福岡在住のデイトレーダーが、インターネット取引により、他の投資者に買い需要が旺盛であると誤解させるため、本人名義もしくは本人以外の名義で証券会社を介し、約定させる意思の無い大量の買い注文を委託するいわゆる「見せ玉」と呼ばれる手法を用いるなどして3銘柄について相場操縦を行った事件である。

デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成 22 年度に告発した「大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」(平成 22 年 10 月 28 日告発)に続くもので、4件目の告発となる。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が、金商法(第159条第2項、第197条第2項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定)に違反するとして、必要な調査を行い、平成23年8月5日、犯則嫌疑者を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で、

- 第1 株式会社GABA(東証上場)の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成19年11月15日午前9時9分ころから同日午前9時23分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計46株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計150株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を11万円から12万2,000円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計59株を売り付け、
- 第2 大東紡織株式会社(東証上場)の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、
 - 1 平成21年5月21日午前9時17分ころから同日午前9時19分ころまでの間、

同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計 4 万 7,000 株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計 26 万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を 106 円から 109 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計 7 万 2,000 株を売り付け、

- 2 同日午前9時31分ころから同日午前9時37分ころまでの間、同市場において、 犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を 買い上がるなどの方法により、同株券合計11万8,000株を買い付け、さらに、 下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数 の証券会社を介し、同株券合計28万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買 等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及 びその委託をし、その株価を111円から115円まで上昇させた上、そのころ、当 該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合 計12万7,000株を売り付け、
- 3 同日午前9時45分ころから同日午前9時49分ころまでの間、同市場において、 犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を 買い上がるなどの方法により、同株券合計4万1,000株を買い付け、さらに、下 値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の 証券会社を介し、同株券合計25万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等 が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び その委託をし、その株価を110円から113円まで上昇させた上、そのころ、当該 上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計 6万1,000株を売り付け、
- 4 同日午前10時33分ころから同日午前10時49分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計19万8,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計34万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を110円から114円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計19万2,000株を売り付け、
- 5 同日午後零時38分ころから同日午後零時47分ころまでの間、同市場において、 犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を 買い上がるなどの方法により、同株券合計8万1,000株を買い付け、さらに、下 値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の 証券会社を介し、同株券合計29万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等 が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び その委託をし、その株価を109円から112円まで上昇させた上、そのころ、当該 上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計 12万1,000株を売り付け、
- 第3 株式会社レオパレス21 (東証上場)の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、

- 1 平成22年8月31日午前9時ころから同日午前9時3分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計10万500株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計60万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を179円から184円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計15万500株を売り付け、
- 2 同日午前9時7分ころから同日午前9時24分ころまでの間、同市場において、 犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って 高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計43万8,000株を買い付け、さ らに、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に 入れるなどの方法により、同株券合計80万株の買付けの委託を行い、もって同株 券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の 売買及びその委託をし、その株価を179円から181円まで上昇させた上、そのこ ろ、当該上昇させた株価により、嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、 同株券合計49万100株を売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成23年9月13日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。平成24年5月14日、福岡地方裁判所は、本件は、多数の他人名義の証券取引口座等を用いた大がかりな犯行であり、犯行態様も悪質である上、見せ玉等を用いることが違法であることを十分に認識していたにもかかわらず犯行を繰り返したのであって、厳しい非難は免れず、同種事犯を抑止する観点からも厳正な対応が求められるなどとして、懲役3年(実刑)、罰金300万円、追徴金約1億8,695万円の判決を言い渡した。被告人は控訴し、福岡高等裁判所において公判係属中である。

⑤ 井上工業株式会社株券に係る偽計事件

本件は、東証2部に上場していた井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の 犯則嫌疑者4名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、 同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引受先 の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させ ることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行 い、偽計を用いたものである。

なお、本件は、警視庁の組織犯罪対策課と合同で調査・捜査を実施し、告発を行った 初めての事例である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法(第158条等 偽計の禁止)に違反するとして、 平成23年11月22日に警視庁組織犯罪対策第三課等と合同で強制調査・捜査を実施した ほか、必要な調査を行い、同年12月12日、犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に 告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者4名は、井上工業株式会社(以下「井上工業」という。)が平成20年8月28日に公表したアップル有限責任事業組合(以下「アップル組合」という。)を割当先とする第三者割当による新株式発行増資につき、発行価額18億円のうち15億円の払込みを仮装するとともに虚偽の事実を公表して偽計を用い、井上工業の新株を発行するとともに同社の株価を維持上昇させようと企て、アップル組合の従業者と共謀の上、井上工業新株の発行のため、及び、同社株価の維持上昇を図る目的をもって、同年9月24日、井上工業名義の預金口座から出金した8億円及び7億円を、他の名義の預金口座を経由させてアップル組合名義の預金口座に入金し、アップル組合名義で、上記とは別の井上工業名義の預金口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、東京証券取引所が提供する適時開示情報システムであるTDnetにより、前記新株式発行増資の払込金として18億円全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、及び、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成23年12月13日、犯則嫌疑者4名について、公訴の提起が行われた。平成24年2月14日、東京地方裁判所は、本件は、計画的な犯行である上、投資者に対する情報公開制度を害するおそれの高い犯行であるから悪質であるとして、被告人C(アップル有限責任事業組合組合員)に、懲役2年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成24年3月7日、東京地方裁判所は、被告人B(当該会社社員)に、懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成24年3月12日、東京地方裁判所は、被告人A(当該会社社員)に、懲役2年(執行猶予3年)、被告人D(証券ブローカー)に、懲役2年6月(執行猶予4年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑥ 電子掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件

本件は、犯則嫌疑者が、相場の変動を図るなどの目的をもって、電子掲示板上で事実ではない情報を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、事実であるかのように装い、風説を流布するとともに偽計を用いたものである。

本件は、インターネット上の電子掲示板を悪用した事件を告発した初めての事例であり、類似の事例としては、犯則行為者が電子メールを悪用して風説を流布した平成 14 年 11 月 29 日に告発したドリームテクノロジー株式に係る風説の流布及び偽計事件がある。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件風説の流布及び偽計が、金商法(第 158 条等 風説の流布、偽計の禁止)に違反するとして、平成 23 年 12 月 2 日に兵庫県警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 12 月 21 日、犯則嫌疑者を神戸地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 (無職) は

第1 株式会社エスプール (大証ジャスダック上場) の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月24日午前8時16分頃から同月25

日午前8時10分頃までの間、4回にわたり、犯則嫌疑者方において、専門紙Aが株式会社エスプールの業績が大幅に拡大した旨の記事などを掲載した事実も、同社がX株式会社との間で業務提携を行う事実もなかったにもかかわらず、パーソナルコンピュータを操作し、インターネットを介して、サーバコンピュータの記憶装置に文字データを記録させる方法により、電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

- 第2 ロングライフホールディング株式会社(大証ジャスダック上場)の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月25日午前9時47分頃、犯則嫌疑者方において、同社がY株式会社との間で業務提携を行う事実も、日刊紙Bが同事実に関する記事を掲載した事実もないにもかかわらず、前記同様の方法により、前記電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き
- 第3 日本マニュファクチャリングサービス株式会社(大証ジャスダック上場)の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月26日午前9時12分頃から同月29日午前10時8分頃までの間、6回にわたり、犯則嫌疑者方において、同社がX株式会社との間で業務提携を行う事実も、情報配信社Cがインターネット上で同事実に関する記事を配信した事実もないにもかかわらず、前記同様の方法により、前記電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き
- 第4 株式会社フルスピード(東証マザーズ上場)の株券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、平成23年8月29日午前10時35分頃及び同日午前11時20分頃、2回にわたり、犯則嫌疑者方において、Z株式会社が株式会社フルスピードを完全子会社化する事実も、情報配信社Dがインターネット上で同事実に関する記事を配信した事実もないにもかかわらず、前記同様の方法により、前記電子掲示板上で、各事実があるかのように装った内容虚偽の文章を不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き

もって、それぞれ有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布するとともに、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成23年12月22日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、同日、神戸簡易裁判所は、被告人に、罰金30万円、追徴金4万8,330円の略式命令を言い渡し、同命令は確定した。

(7) 経済産業省審議官による内部者取引事件

本件は、経済産業省に勤務する犯則嫌疑者が、経済産業大臣の命を受けて従事していた職務の権限行使に関して、上場会社が合併することについての決定をしたという事実及び金融機関を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたという事実を知って内部者取引を行ったものである。本件は、国家公務員を内部者取引の嫌疑者として告発した2件目の事例である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、平成 24 年 1 月 31 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、経済産業省大臣官房審議官として、経済産業大臣の命を受けて、同省商務情報政策局情報通信機器課が所掌する半導体素子、集積回路その他情報通信機器等の部品等に関する事業の発達、改善及び調整等の事務の企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理するなどの職務に従事していたものであるが、同職務上の権限の行使に関

- 第1 半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とするNECエレクトロニクス 株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社ルネサステクノロジと合併する ことについての決定をした旨の事実を、平成21年3月9日ころ知り、法定の除外 事由がないのに、同事実の公表前である同年4月21日から同月27日までの間、 証券会社を介し、犯則嫌疑者の妻名義で、NECエレクトロニクスの株券合計 5,000株を代金合計489万7,900円で買い付け
- 第2 半導体素子等の電子部品の開発及び製造等を業とするエルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨の事実を、遅くとも平成21年5月11日までに知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月15日及び同月18日、証券会社を介し、犯則嫌疑者の妻名義で、エルピーダメモリの株券合計3,000株を代金合計305万9,000円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成24年2月1日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

⑧ 黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件(1)

本件は、発行体企業に勤務する犯則嫌疑者Aが、企業が業務予想値を修正する決定を下した旨の情報を入手し、犯則嫌疑者Bと共謀の上、内部者取引を行った事件である。 犯則嫌疑者Bは、単独でも知人名義の口座を用いて内部者取引を行っている。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第166条第1項等 会社関係者の禁止行為、第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、 平成24年3月22日、犯則嫌疑者2名を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑者Aが、平成20年12月19日ころ、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の経常利益の各予想値について、同社が平成20年5月15日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ信用取引により同社の株券を売り付け、同事実の公表後に買い戻して利益を得ようと企て、共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、その公表前である平成20年12月26日から平成21年1月5日までの間、証券会社を介し、犯則嫌

疑者B名義で黒崎播磨の株券合計 43 万 1,000 株を代金合計 1 億 157 万 1,000 円 で売り付け

- 第2 犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑者Aが、平成22年1月14日ころ、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の経常利益の予想値について、同社が平成21年11月11日に公表していた予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、共謀の上、いずれも法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年1月20日から同年2月10日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者B名義で黒崎播磨の株券合計30万3,000株を代金合計5,164万4,000円で買い付け
- 第3 犯則嫌疑者Bは、平成22年1月中旬ころ、前記Aから、同人が自己の職務に関し知った第2記載の重要事実の伝達を受けたことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年2月2日から同月10日までの間、証券会社を介し、知人名義で黒崎播磨の株券合計6万1,000株を代金合計1,013万4,000円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月23日、犯則嫌疑者2名について、公訴の提起が行われ、福岡地方裁判所において、公判係属中である。

(9) 黒崎播磨株式会社株券に係る内部者取引事件(2)

上記⑧と同一の犯則嫌疑者による事件であるが、本件では、それぞれの犯則嫌疑者が 知人名義もしくは本人名義の口座を用いて内部者取引を行ったものである。なお、本件 では、犯則嫌疑者Bは、組織犯罪処罰法違反の罪などでも起訴されている。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第166条第1項等 会社関係者の禁止行為、第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、 平成24年3月22日、犯則嫌疑者2名を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

- 第1 犯則嫌疑者Aは、平成22年11月9日、自己の職務に関し、黒崎播磨が新たに算出した平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の当期純利益の予想値について、同社が平成22年5月13日に公表していた予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったことから、あらかじめ同社の株券を買い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である平成22年11月10日、証券会社を介し、知人名義で黒崎播磨の株券合計17万1,000株を代金合計5,205万8,000円で買い付け
- 第2 犯則嫌疑者Bは、平成22年11月9日ころ、前記Aから、同人が自己の職務に関 し知った第1記載の重要事実の伝達を受けたことから、あらかじめ同社の株券を買

い付け、同事実の公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、その公表前である同月 10 日、証券会社を介し、犯則嫌疑者 B 名義で黒崎播磨の株券合計 10 万 6,000 株を代金合計 3,189 万 3,000 円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

上記⑧と同日の平成24年3月23日、犯則嫌疑者Bについて、公訴の提起が行われ、 また、平成24年3月30日に、犯則嫌疑者Aについて、公訴の提起が行われ、両名共に 福岡地方裁判所において、公判係属中である。

⑩ 株式会社セラーテムテクノロジー株券に係る偽計事件

本件は、中国企業の株主が、窮境に陥った国内企業の経営支配権を掌握するいわゆる「裏口上場」のスキームを隠ぺいし、中国企業の株主らが実質的に支配している法人を割当先として国内企業が増資を行い、当該調達資金により中国企業を子会社化したようにみせかけ、偽計を行ったものである。証券監視委は、本件の調査において、IOSCOMMOUを積極的に活用し、海外の証券監督当局を通じた情報入手に努めた。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法(第 158 条等 偽計の禁止)に違反するとして、 必要な調査を行い、平成 24 年 3 月 26 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名を東京地方 検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者両名は、大阪証券取引所に上場する犯則嫌疑法人の浮動株時価総額が過少で上場廃止基準に抵触するおそれがあったことから、中国に本店を置く北京誠信能環科技有限公司(以下「北京誠信」という。)との間で実質的に株式交換を行うなどして、北京誠信を実質的に完全子会社化し、犯則嫌疑法人の株価の上昇を図るとともに、北京誠信株主らに犯則嫌疑法人の発行済株式の過半数を取得させるなどして、その経営支配権を北京誠信株主らに掌握させるスキームの実施をもくろんだ。しかしながら、同スキームは、北京誠信による「裏口上場」とみなされ、犯則嫌疑法人の株券が上場廃止基準に抵触することを危惧し、今度は新たに調達する資金で北京誠信を買収して実質的に完全子会社化したかのように偽装するスキームを企てた。

すなわち、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、同法人の株価の上昇を図る目的で、真実は、北京誠信株主らが、北京誠信を実質的に完全子会社化した犯則嫌疑法人の発行済株式の過半数を取得するなどの方法により、同法人の経営支配権を掌握するスキームであったにもかかわらず、その実態を隠し、平成21年11月13日から12月9日までの間に、犯則嫌疑法人の自己資金7億5,000万円を、いずれも北京誠信株主らが実質的に支配するTrue Honour Group Ltd. (以下「THG」という。)及びWEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED (以下「WCI」という。)並びに犯則嫌疑法人の三社間で2回循環させる方法により、犯則嫌疑法人がWCIを割当先とする第三者割当増資によって調達した約15億円の資金でTHG等を介して北京誠信を買収したかのように偽装した。

加えて、それらの情を秘し、東京証券取引所の適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、平成21年11月13日、犯則嫌疑法人の取締役会が、WCIを割当先とする第三者割当増資を実施して約15億円の資金を調達し、その調達資金全てを北京誠信を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事

実を公表し、さらに、平成21年12月16日、犯則嫌疑法人において前記第三者割当増資に係る約15億円の払込手続が完了し、これにより北京誠信の実質的な完全子会社化が実現できることとなった旨の虚偽の事実を公表し、もって、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月26日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者2名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

① 日本風力開発株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、知人の発行体企業役員から、同社の株式が監理銘柄に指定される可能性がある旨の情報を得て、損失回避のために内部者取引を行ったものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、平成 24 年 3 月 28 日、犯則嫌疑者を神戸地 方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成22年6月4日ころから同月13日ころまでの間に、日本風力開発株式会社の役員から、同人が職務に関し知った、同社の株式が東京証券取引所により監理銘柄に指定される可能性がある事態に至った旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前の平成22年6月14日午前9時ころから同日午後2時37分ころまでの間、証券会社を介し、本人名義で日本風力開発株券合計470株を8,663万9,900円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月30日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。平成24年5月18日、神戸地方裁判所は、本件インサイダー取引は、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を損なう行為であり、損失回避額も大きく、その刑事責任は重大であるとして、懲役2年(執行猶予3年)、罰金300万円、追徴金約8,637万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(2) ディスクロージャー違反に関する告発

① 株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

本件は、犯則嫌疑者4名が共謀の上、架空売上高を計上し、赤字だった経常損益を黒字と記載するなどの方法により、犯則嫌疑法人に関し、虚偽の有価証券報告書等を提出した事件である。

本件は、犯則嫌疑法人の役職員に加え、粉飾決算の手法を指南していた外部の経営コンサルタント会社の役員も共同正犯として認定し、いわゆる「粉飾アレンジャー」を告発した初めての事例である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書等提出が、証取法、金商法(第197条第1項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出)に違反するとして、

平成23年5月10日に東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年5月27日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社富士バイオメディックスは、目的を農医薬品等の安全性等に関する非臨床及び臨床試験の受託並びに医薬品等の販売等としていたもの、犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは平成18年8月22日から平成19年4月27日まで同社の取締役管理本部長として同社の経理・財務業務等を統括し、平成19年4月28日以降も同社の経理・財務業務に従事していたもの、犯則嫌疑者Cは経営、経理に関する診断及び指導等を目的とする法人の役員であり、平成19年6月20日以降は犯則嫌疑法人嘱託の管理本部副本部長として同社の経理・財務業務に従事していたもの、犯則嫌疑者Dは経営コンサルティング等を目的とする法人の役員であるが

- 第1 犯則嫌疑者 4名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 19 年8月31日、関東財務局において、同財務局長に対し、同社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの連結会計年度につき、売上高が約166億9,600万円、経常損失が約5億1,400万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高を約182億1,500万円、経常利益を約8億3,400万円と記載するなどした連結損益計算書及び出資金合計額が約1,100万円であったにもかかわらず、架空の出資金を計上して出資金合計額が約19億1,100万円であったと記載するとともに、短期借入金合計額が約79億2,700万円であったにもかかわらず、40億円の短期借入金を計上せず、短期借入金合計額を約39億2,700万円と記載するなどした連結貸借対照表を各掲載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し
- 第2 犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人が発行する株券の募集に際し、同社の業務に関し、平成20年2月13日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、前記内容虚偽の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに同社の平成19年6月1日から同年11月30日までの中間連結会計期間につき、売上高が約126億1,400万円、経常損失が約2億8,100万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高を約140億7,500万円、経常利益を約8億3,000万円と記載するなどした中間連結損益計算書を各掲載した有価証券届出書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

【告発後の経緯】

平成23年5月30日、犯則嫌疑者4名について、公訴の提起が行われ、平成24年3月8日、東京地方裁判所は、本件は、赤字会社を成長性の高い黒字会社であるかのように見せかける粉飾を行っており、実態との乖離は甚だしく、投資者の判断を大きく誤らせ、証券市場の公正性及びこれに対する投資者の信頼等を著しく害するものであることは明らかであるとして、被告人A(当該会社代表取締役)に、懲役2年(実刑)、被告人B(当該会社取締役)に、懲役2年6月(執行猶予3年)、被告人C(当該会社嘱託社員)に、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金400万円、被告人D(会社役員)に、懲役3年(執行猶予5年)、罰金800万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告人B、被告人C及び被告人Dの同判決は確定した。被告人Aは、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

② オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)

本件は、犯則嫌疑法人の平成19年3月期及び20年3月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員3名と外部協力者3名を告発した事件である。犯則嫌疑者6名は、共謀の上、損失を抱えた金融商品の簿外処理や架空ののれん代の計上などの方法により、純資産額合計欄に虚偽の記載を行った有価証券報告書を提出していた。

本件は、大規模国内企業が長年に渡り巨額の粉飾決算を行っていたもので、国際的にも大きな関心を集めた事件であったが、証券監視委は、東京地検、警視庁と合同で鋭意調査に取り組み、強制調査を経て迅速に告発を行った。また、本件では、会社内部の元役員に加え、損失の簿外処理等の粉飾行為に深く関与した外部の協力者をも粉飾決算の共同正犯として認定し、告発を行った。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、証取法、金商法(第197条第1項等重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月6日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者6名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者6名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し

- 第1 犯則嫌疑法人の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度につき、平成19年6月28日、関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 第2 犯則嫌疑法人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度につき、平成20年6月27日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が2,514億5,000万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月7日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者6名について、公訴の提起が行われ、 東京地方裁判所において、公判係属中である。

③ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(2)

本件は、上記②に続き、犯則嫌疑法人の平成 21 年 3 月期、22 年 3 月期及び 23 年 3 月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、同法人及び役員 3 名と外部協力者 1 名を告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、金商法(第 197 条第 1 項等 重要な

事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年3月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

- 第1 犯則嫌疑者4名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度につき、平成21年6月26日、関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,213億2,300万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,687億8,400万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 第2 犯則嫌疑者4名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度につき、平成22年6月29日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,718億2,300万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に2,168億9,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 第3 犯則嫌疑者3名(法人役員)は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度につき、平成23年6月29日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、犯則嫌疑法人の連結会計年度における連結純資産額が約1,252億3,900万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,668億3,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者4名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

④ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(3)

本件は、犯則嫌疑法人の平成 19 年 3 月期及び 20 年 3 月期の決算に係る虚偽有価証券報告書の提出につき、新たに外部協力者 1 名を告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書提出が、証取法、金商法(第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、必要な 調査を行い、平成 24 年 3 月 28 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、上記②における犯則嫌疑者6名(役員3名及び外部協力者3名)と共謀の上、オリンパスの業務及び財産に関し

第1 オリンパスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度に

つき、平成19年6月28日、関東財務局において、同財務局長に対し、オリンパスの連結会計年度における連結純資産額が2,322億4,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

第2 オリンパスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度 につき、平成20年6月27日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、オ リンパスの連結会計年度における連結純資産額が2,514億5,000万円であったに もかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を 計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するな どした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年3月28日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所に おいて、公判係属中である。

第3 平成22年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成23年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成22年度以前の告発事案について、平成23年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

(1) 株式会社ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布及び偽計事件

【平成 18 年 2 月 10 日告発、平成 23 年 4 月 25 日判決(最高裁)】

平成19年3月16日、東京地方裁判所は、被告人A(当該会社代表取締役)に、懲役2年6月(実刑)の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 20 年 7 月 25 日、東京高等裁判所は、被告人Aに、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人Aは上告した。

平成23年4月25日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Aに、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人Aは、下記「(2) 株式会社ライブドアに係る虚偽有価証券報告書提出事件 (1)」についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

(上記被告人と同時に起訴された被告人3名のうち2名及び被告会社2社については、いずれも一審で確定、ほか1名の被告人については最高裁判所において上告を取り下げ、判決確定)

(2) 株式会社ライブドアに係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)

【平成 18 年 3 月 13 日告発、平成 23 年 4 月 25 日判決(最高裁)】

被告人A(当該会社代表取締役)について、上記(1)参照。

(上記被告人と同時に起訴された被告人4名のうち3名と被告会社1社は上記(1)と同様の被告人及び被告会社であり、ほか1名の被告人については、東京高等裁判所において控訴を取り下げ、判決確定)

(3) あおぞら銀行職員による内部者取引事件(1)(2)

【平成22年5月11日、平成22年6月15日告発、平成23年4月26日判決(東京地裁)】 平成23年4月26日、東京地方裁判所は、あおぞら銀行においてシニア・クレジット・マネージャーという地位にあり、法令遵守責任者の立場にもあった被告人が、その職務上の立場、専門的知識を悪用して、インサイダー取引を行ったことは、あおぞら銀行及び証券市場に対する信頼を著しく傷つけるものであり、本件インサイダー取引は、その規模や態様において看過し難いものであるばかりでなく、銀行の融資審査部門の幹部という立場にあった者の行為として、市場や社会に与えた影響は大きいとして、被告人に、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金200万円、追徴金約5,824万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(4) 株式会社ライブドアに係る公認会計士関与の虚偽有価証券報告書提出事件(2)

【平成 18年3月30日告発、平成23年5月18日(最高裁)】

平成19年3月23日、東京地方裁判所は、被告人B(公認会計士)に、懲役1年(執行猶予4年)の判決を言い渡し、被告人Bは控訴した。

平成 20 年 9 月 26 日、東京高等裁判所は、被告人Bに、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成23年5月18日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の 主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Bに、上告棄却の判決を言い渡し、 同判決は確定した。

(上記被告人と同時に起訴された被告人1名については、最高裁判所において上告棄却の判決を言い渡され、判決確定)

(5) 株式会社ニッポン放送株券の公開買付けに係る内部者取引事件

【平成18年6月22日告発、平成23年6月6日判決(最高裁)】

平成 19 年 7 月 19 日、東京地方裁判所は、被告会社に、罰金 3 億円、被告人(被告会社の実質経営者)に、懲役 2 年(実刑)、罰金 300 万円、追徴金約 11 億 4,900 万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告会社及び被告人は控訴した。

平成21年2月3日、東京高等裁判所は、被告会社に、罰金2億円、被告人(被告会社の 実質経営者)に、懲役2年(執行猶予3年)、罰金300万円、追徴金約11億4,900万円の 判決をそれぞれ言い渡し、被告会社及び被告人は上告した。

平成23年6月6日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主 張であって、上告理由に当たらないとして、被告会社及び被告人に、上告棄却を言い渡し、 同判決は確定した。

(6) 大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成22年10月28日告発、平成23年8月26日判決(福岡高裁)】

平成23年3月10日、大分地方裁判所は、被告人(無職)に、懲役2年4月(執行猶予4年)、罰金600万円、追徴金約2億6,148万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成23年8月26日、福岡高等裁判所は、不正取引が信用取引によって行われた場合には、没収又は追徴すべき財産の範囲を形式的に考えると、循環的に用いられた資金を何重にも没収又は追徴することになって犯人に過酷になる場合があるから、そのような例外的な場合に限って、裁判所の合理的な裁量により証券取引法198条の2第1項ただし書及び金融商品取引法198条の2第1項ただし書を適用できるに過ぎないとして、被告人に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。現在、最高裁判所において公判係属中である。

(7) 株式会社日本債券信用銀行に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成11年8月13日告発、平成23年8月30日判決(東京高裁)】

平成 16 年 5 月 28 日、東京地方裁判所は、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役会長に、懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年),株式会社日本債券信用銀行元代表取締役頭取に、懲役 1 年(執行猶予 3 年)及び株式会社日本債券信用銀行元代表取締役副頭取に、懲役 1 年(執行猶予 3 年)の判決を言い渡し、被告人 3 名は控訴した。

平成 19 年 3 月 14 日、東京高等裁判所は、被告人 3 名に、控訴棄却の判決を言い渡し、 被告人 3 名は上告した。

平成 21 年 12 月 7 日、最高裁判所は、被告人 3 名に、原判決を破棄し、東京高裁へ審理 を差し戻した。

平成23年8月30日、東京高等裁判所は、金融機関が支援している債務者に対する貸出金について、その業況にかかわらず、償却及び引当を回避できるのは、金融機関に支援意思があり、支援が合理性を備えている場合であると解するのが相当であるとし、その支援とは、金融機関による将来の予測も含めた経営判断によって行われるものであるから、支援の合理性は、支援先の再建の確実性という画一的な観点から判断されるべきものではなく、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうか、という多様性を受容した観点から判断されるべきとの基準を示した。そして、当時の会計基準では、株式会社日本債券信用銀行が償却及び引当をしなかったことは金融機関の経営判断として許容されるとして、被告人3名に、原判決破棄、無罪の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(8) 株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)(2)

【平成22年3月2日、平成22年3月19日告発、平成23年9月15日判決(横浜地裁)、 平成23年9月20日判決(横浜地裁)】

平成23年9月15日、横浜地方裁判所は、被告人B(当該会社代表取締役副会長)は、不正取引の実行者に助言をしたり、本件会社の監査対応の実質的責任者として、不正取引等が発覚しないよう監査対応をしたのであって、本件各犯行において重要な役割を果たしているとして、被告人Bに、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金300万円の判決を言い渡し、被告人Bは控訴した。

平成23年9月20日、横浜地方裁判所は、被告人A(当該会社代表取締役会長)が、本件一連の粉飾決算を主導した首謀者であることは明らかであり、巨額の損失が明るみに出ることを避け、本件会社が成長企業であることを装いたいなどという思惑ないし虚栄心から、独断で循環取引等を指示し、これを隠蔽する手段に訴えており、このような態度はおよそ企業コンプライアンスを無視するものであり、上場企業の経営者にあるまじき態度であるなどとして、被告人Aに、懲役3年(実刑)、罰金800万円の判決を言い渡し、被告人Aは控訴した。

現在、被告人両名は、東京高等裁判所において公判継続中である。

(9) 株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 23 年 9 月 16 日 (最高裁)】

平成20年10月31日、大阪地方裁判所は、被告人D(会社役員)に、懲役1年(執行猶予3年)、追徴金約2億4,533万の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 21 年 6 月 24 日、大阪高等裁判所は、被告人Dに、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成23年9月16日、最高裁判所は、上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって上告理由には当たらないとして、被告人Dに、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(上記被告人と同時に起訴された被告人3名のうち2名については、いずれも一審で確定、 ほか1名については、最高裁判所において公判係属中)

(10) プロデュース株式会社に係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成21年4月28日告発、平成24年1月30日判決(さいたま地裁)】

平成21年4月28日、さいたま地方裁判所は、本来、企業会計の不正を正すべき専門家の立場にある被告人(公認会計士)において、不正を看過するばかりか自ら多年にわたって粉飾指南をするなどして犯行を敢行しており、犯情は悪質であることから刑事責任が重いことはいうまでもなく、さらに、今日の経済社会や国民生活において、会計監査法人や公認会計士の社会的役割が極めて重要になり、社会に多大な影響を与える存在であることも勘案すると、公認会計士等に対し、法令順守の警鐘を鳴らし、同種事案の再発防止の一般予防を強く図る必要性も否定し難いなどとして、被告人に、懲役3年6月(実刑)を言い渡し、被告人は控訴した。現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

(11) 株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件、株式会社エフオーアイによる 新規上場時の偽計公募増資事件

【平成22年10月6日、平成22年10月26日告発、平成24年2月29日判決(さいたま地裁)】

平成24年2月29日、さいたま地方裁判所は、本件は会社ぐるみで組織的かつ継続的に行われており、粉飾率は90%を超えて極めて巨額であって、投資者の信頼を著しく裏切り、証券市場の制度の根幹を揺るがした、極めて悪質な犯行であるとして、被告人A(当該会社代表取締役社長)に、懲役3年(実刑)、被告人B(当該会社代表取締役専務)に、懲役3年(実刑)の判決を言い渡し、被告人Bの同判決は確定した。被告人Aは控訴したが、控訴を取り下げたため、被告人Aの同判決は確定した。

(12) オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

【平成23年3月22日告発、平成24年3月7日判決(東京地裁立川支部)】

平成24年3月7日、東京地方裁判所立川支部は、被告人(会社役員)は、長年にわたり株式投資に関わっており、インサイダー取引の問題性を十分わかっていたにも関わらず、あえて本件犯行に及んでおり、被告人の規範意識には問題があるとして、被告人に、懲役3年(実刑)、追徴金約3,232万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

第4 今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の 実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、 一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努めるこ ととしている。

(1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み 証券監視委は、第7期活動方針(平成23年1月18日公表)において、引き続き発行市場・ 流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、 発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととし ている (附属資料 322 頁参照)。

これを受け、平成23年度においては、株式会社NESTAGE、井上工業株式会社及び株式会社セラーテムテクノロジーに係る偽計事件の告発を行ったが、これらの事件では、それぞれ上場企業による第三者割当増資に関し、現物出資制度の悪用、反社会的勢力の関与の疑い、あるいは海外資本による「裏口上場」の企図といった問題が認められ、不公正ファイナンスの形態や関与者が拡がりを見せていることが明らかになった。

このような状況を踏まえ、証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスについて、 柔軟かつ広い視野をもって監視を行い、悪質な事案に対しては偽計を活用し、摘発に努めて いく。また、反社会的勢力の関与が窺われるような場合には、必要に応じ、警察当局とも連 携して対処していくこととする。

(2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンス等以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出(粉飾決算)などの類型があるが、証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努めることとしている。

① 内部者取引事案への取組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け(TOB)等の企業買収(M&A)に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、近年、景気の低迷やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト(MBO)等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在しているものとみられる。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととする。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていくこととしている。

② 相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期すこととしている。

③ 粉飾事案への取組み

国際的にも関心を集めたオリンパス株式会社の粉飾事件については、東京地検及び警視庁と合同で調査を進め、強制調査を経て迅速に告発を行った。また、株式会社富士バイオメディックスの粉飾事件において、粉飾の手法を指南した「粉飾アレンジャー」を初めて共同正犯として告発したほか、オリンパス事件においては損失を抱えた金融商品の簿外処理や架空ののれん代計上に関与した外部協力者4名を共同正犯として告発したところである。

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社

の内外を問わず告発の対象としていくこととしている。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、 不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンス に対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。

(3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、粉飾事案や不公正ファイナンスにおいても、当局の監視の目を逃れようとして、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事例が目立つようになっている。

平成23年度においては、株式会社セラーテムテクノロジーの偽計事件で、不公正ファイナンスを用いて海外資本が我が国の上場企業を実質的に支配し、いわゆる裏口上場を目論んだ行為について、初めて偽計を適用し、告発を行い、市場に警鐘を鳴らしたところである。証券監視委は、引き続きグローバル化の背後で生じているこうした問題の摘発に取り組んでいくこととする。

また、このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局との連携が不可欠であり、証券監視委としては、市場監視の空白を生まないよう、海外当局と積極的に連携し、特にIOSCOのMMOUなどの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していくこととしている。

(4) ローカル化への対応

平成22年度に告発した大分在住のデイトレーダーの相場操縦事件や、平成23年度に告発した福岡在住のデイトレーダーの相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになっている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

(5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

I T化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業(デジタルフォレンジック)が必要不可欠になっている。

このため、証券監視委においては、デジタルフォレンジックの専門家を採用するとともに、職員に対し実務的な研修を実施し、ノウハウの修得、蓄積に努めている。また、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備を計画的に実施しており、平成23年度においては、上場企業の経理データ等の膨大な情報を効率的に分析するためのソフトウェア等を導入し、デジタルフォレンジック環境の一層の充実を図ったところである。

証券監視委としては、引き続き、人・物両面からのデジタルフォレンジック運用体制の強化に努め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していくこととしている。

(6) 人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立っ

た人事運用により、必要な人材の育成に取り組むこととしている。

第7章 建 議

第1 概 説

1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

2 平成23年度における建議の状況

平成 23 年度においては、不公正取引事案の調査に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し1件の建議(「顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について」)を行った。なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成23年度までに22件の建議を行ったところである(附属資料285頁参照)。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 建議の実施状況

平成23年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について

不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。

現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。

したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。

2 建議に基づいて執られた措置

平成23年度における上記の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課についての建議に基づいて 執られた措置

金融庁は、平成24年3月9日、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。

3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、 建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献しているところである。

第3 今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第8章 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

1 IOSCO(証券監督者国際機構)における活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から203機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に準会員資格として加盟(注:我が国からは金融庁が普通会員として加盟)した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会(PC: Presidents Committee)を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会(APRC: Asia-Pacific Regional Committee)に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される IOSCO Board (Board) と、その下に7つの委員会 (Committee) が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会 (C4) に参加している。

(注) 平成23年4月のケープタウン総会において、それまでの専門委員会(TC: Technical Committee)、理事会及び新興市場委員会アドバイザリーボードの機能を統合し、Board を 平成26年までに設置することが決議された。Board は、平成24年5月の北京総会において設立され、議長に金融庁の金融国際政策審議官が就任した。

C4では、国境を越えたクロスボーダーの証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成23年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話や投資者への問題業者の警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。また、証券監視委は、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(多国間MOU)への加盟申請国の審査等を行う審査グループ(SG: Screening Group)会合に参加してきた。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成22年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された(今後平成25年1月1日までに全てのIOSCOメンバーは多国間MOUの署名国となることが義務付けられている)。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となっている。

このように証券監視委は、IOSCOへの参加のほか、市場監視活動を通じて得られた認識を踏まえた上で金融庁と連携しながら国際的議論へ積極的に貢献するよう努めている。

2 情報交換枠組みの活用によるクロスボーダー取引への対応

(1) 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境を越えた各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会(CSRC)、シンガポール通貨監督庁(MAS)、米国証券取引委員会(SEC)及び米国商品先物取引委員会(CFTC)、豪州証券投資委員会(ASIC)、香港証券先物委員会(SFC)並びにニュージーランド証券委員会(SC)(現・ニュージーランド金融市場機構(FMA))との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

さらに、上述のとおり、平成20年2月に、金融庁は多国間MOUの署名当局となり、 多国間MOUの署名当局である世界中の証券規制当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

(2) こうした情報交換枠組みを活用し、日本市場におけるクロスボーダーの不公正取引に対し、証券監視委による市場監視を端緒として香港証券先物委員会(SFC)との情報交換を行った結果、以下の通り、平成23年9月15日、香港証券先物委員会(SFC)による摘発が行われた。

我が国証券市場における株式会社日本航空株式に係る不適切な取引について、香港の証券先物委員会が在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分について (平成23年9月15日)

【事案の概要】

香港の証券先物委員会 (The Securities and Futures Commission、以下「香港SFC」という。) より許認可を受けている Oasis Management (Hong Kong) LLC (以下「オアシス」という。) は、その運用するファンドの取引として、平成 18 年に株式会社日本航空の公募増資が公表された後に、新株の募集に申し込んだ上、発行価格決定日となった同年7月19日に、以下の行為を行った。

- 1. 大引け直前の 15 分間に大量の引け成りの買い注文を発注し、その後それらを取り消した。
- 2. 大引け前5分間に、日本航空株式の大量の空売りを行った。これらの空売りには直近 公表価格以下での空売りを禁じる日本の証券取引法(当時)に違反するものも含まれて いた。

オアシスの運用するファンドは、一連の空売りの決済日において、その約定分の約7 割という大規模なフェイルを発生させた。その後公募株券等で当該フェイルの約5割を 解消させた。

香港SFCは、オアシスの最高運用責任者により執行された上記一連の行為は、日本航空株式の同日の終値を引き下げることを意図する外観を有するものであること、及び、オアシスの運用するファンドが自ら引き下げた終値に基づいて算出される発行価格で日本航空株式の公募株券を取得することで利益を上げることができる状況であったことを認定し、これらの点から、香港法令上、オアシス及び同社最高運用責任者が適格性を欠くおそれがあると判断し、オアシス及び同社最高運用責任者に対してそれぞれ香港法令上の戒告処分

(Reprimand) 及び750万香港ドルの制裁金を課した。なお、香港SFCの担当者によると、750万ドルの制裁金は、個人に対する制裁金としては過去最高水準であるとのことである。

本件は、証券監視委の取引審査を端緒として、証券監視委が香港SFCに取引に関する情報とともに、日本における規制や取引慣行についての資料等を継続して提供するなど、証券監視委と香港SFCとの緊密な連携の結果、今般の香港SFCによる処分に至ったものである。

本件については、日本市場で行われた行為でありながら、行為者が国外に所在していたこと、行為自体が、デイトレーダーのような一般投資家ではなく、香港SFCの許認可を受けた業者、すなわちプロによる複雑な相場操縦事案であったこと、問題の行為が極めて短時間に大規模に行われ、取引量の多い銘柄であるにもかかわらず株価が急激に変動し、その結果、流通市場における株価のみならず発行市場における公募増資の発行価格に多大な影響を与え、多くの市場関係者に影響を与えたことなどの数多くの課題を抱えた事案であった。

証券監視委としては、香港SFCが、証券監視委からの様々な情報提供等を踏まえ、日本の法令・取引慣行も勘案し、慎重な調査・検証を行ったうえで当該処分を行ったことを高く評価している。

(3) これまで、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例は、上記事例を含め4件となり、また、平成21年4月には、証券監視委においても、シンガポール当局との連携により、クロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行うなど、着実に実績を挙げてきたところである(附属資料292頁参照)。

一方、こうしたクロスボーダー取引を利用した不公正取引は、その把握が容易ではなく、 また、昨今、大型公募増資を巡る内部者取引の疑いが海外の報道でも指摘されるなど、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化している。

こうしたことを踏まえ、証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の1つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、また、そのための一層の人材育成、体制整備を行っていくとしたところである(附属資料322頁参照)。さらには、平成22年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(以下「アクションプラン」)においても、アジア各国の監視当局との連携を強化する旨明らかにしたところであり、特にアジアにおけるクロスボーダー取引について監視を強化する必要があると認識している。今後とも証券監視委は、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

3 大型公募増資を巡るインサイダー事案への対応

平成22年夏以降、わが国上場企業により実施された複数の大型公募増資において、公募増資公表前から取引高が増え、株価が下落する傾向がみられた。これに対し、内外のメディアから、インサイダー取引の疑いを指摘するとともに、わが国市場の信頼を損なう重大な問題として実態解明の必要性を指摘する報道が相次いだ。本件は、従来の摘発事例に見られる新興市場銘柄に対する個人投資家によるインサイダー事案とは性格が異なり、大型銘柄に関し、多額の取引を日常的に行う内外プロ投資家の関与が疑われる事案等であることに鑑み、証券監視委

(及び関東財務局)は、東京証券取引所と連携して、迅速な取引審査を図るとともに、その後、 新たに設置された国際取引等調査室において、海外当局に協力を求めながら、この問題に対す る実態解明に努めてきたところである。

その結果、大型公募増資の公表前に、主幹事証券会社から、営業の一環として情報の伝達を受けたプロの大手機関投資家が行ったインサイダー取引に対し、課徴金納付命令勧告が行われた(第4章第2 2⑩参照)ほか、証券検査においても、証券会社における法人関係情報の管理等に係る検証が進められた。証券監視委は、引き続き、海外当局とも連携しながら、実態解明に努めている。

4 グローバルに活動する大規模な証券会社等に対する検査対応

グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社グループに対しては、業務や財務面の リスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性 に重点を置いた検証に取り組んでいるところである。

平成23年度においては、グローバルに活動する大手証券会社グループについて、国際的な活動を視野に入れた検証を行う等、連結規制・監督の導入に対応した検査を実施している。

5 意見交換・情報発信

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局や外資系金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成23年度は、米国、中国、香港、シンガポール、台湾、タイ、マレーシア等の海外証券規制当局や外資系金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。また、証券監視委事務局職員が海外当局向けの研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動状況等について紹介する等、情報発信にも努めているところである。

第2 人材育成及び体制整備

1 短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や検査の手法を習得するため、米国証券取引委員会(SEC)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、英国金融サービス機構(FSA)、シンガポール金融管理局(MAS)等が主催する短期研修に事務局職員を派遣し、また、米国SEC、米国CFTC、香港SFC等に事務局職員を長期派遣してきており、証券監視委の市場監視業務に活かしている。今後とも証券監視委は、上述の「アクションプラン」においても掲げたとおり、クロスボーダー取引に対する監視を強化する観点から、アジアを含む各国の証券規制当局への職員派遣を推進するなど一層の人材育成を進めていくこととしている。

2 市場のグローバル化への体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官(次長級)の設置のほか、証券監視委の各課にも、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、証券監視委では、従来より、クロスボーダー取引について、高い関心をもち、その動向を注視してきたところではあるが、上記の通り第7期活動方針で掲げた市場のグローバル化への対応のための一層の人材育成・体制整備の一環として、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を新たに設置するなど、引き続き、市場のグローバル化に対応するための体制整備を進めているところである。

第9章 監視活動の機能強化への取組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場 監視機能の充実・強化に併せ、発足当初の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現 行の6課体制に拡充するなど組織の充実を図っているところである。

平成24年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、無登録業者等に対する調査体制の整備やクロスボーダー取引に対する監視体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、7人の増員が認められ、証券監視委の平成24年度末の定員は392人となっている。

財務局等の証券取引等監視官(部門)においては、証券検査体制の整備に関する17人の増員が認められ、平成24年度末の定員は322人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で714人となっている。

(2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成23年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計13人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成23年度末現在113名が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システム (SCAN-Svstem) の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成23年度においては、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離されたことに伴う機能の改修などを実施した。

(参考) 証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム(SCAN-IPS)」、「電子開示財務内容分析システム(SCAN-STAF)」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査・調査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等 への対応が新たに求められている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法、クロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

3 監視を支えるシステムインフラの強化

電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 28 日付金融庁行政情報化推進会議決定)に基づく次期システム(金融庁業務支援統合システム(平成 25 年 1 月稼動開始予定))に関して、業務の効率化のみならず、EDINET等におけるXBRL導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムの構築を念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行い、平成 22 年度までにシステム設計工程が完了した。これを受け、平成 23 年度においては、システム開発に着手しており、開発の進捗状況に応じた各種検証作業を行った。今後は、予定された計画に遅れることなく、設計された機能が確実に実装されることに注視していくこととしている。

デジタルフォレンジックについては、引き続き資機材の追加調達を行い、データ分析に関する分野において大量のデータを効果的に処理するための環境整備を行った。また、データ収集を確実に行うためのツールを導入することにより業務の効率化及び調査の迅速化を図った。

第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1 概要

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、事案の正確な理解と報道を促し、また、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会一般に関わる問題点についても説明するという趣旨から、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。さらに、委員長及び委員や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

3 市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引の未然防止等を図る取組みの一環として、個人投資家や市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や講演等に積極的に取り組み、証券監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融

商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取組みの促進に努めているところである。

また、大学や大学院の学生、及び将来法曹や会計士等として市場の健全性を担う可能性が高い法科大学院や会計大学院の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。(講演等の実績については、附属資料 293 頁参照)

4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、勧告の概要 や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに掲載し、証券監視委の監 視活動について、市場参加者の理解や信頼を高めるための情報発信に努めている。また、「メ ールマガジン配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウ ェブサイトに掲載された勧告・告発の概要や講演・寄稿等の内容の新着情報を1日1回、及び 現時点での証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委 メールマガジン」を毎月1回配信しているが、その登録者件数については毎年増加傾向にあり、 平成23年度末時点における登録数は約3,600件となっている。

(http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html)

更に、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や本冊子の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、証券検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、引き続きその掲載に努めているところである。

第3 関係当局等との連携

1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して外国当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視 官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行する こととなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分 な意思疎通を確保しているほか、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な 事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、 不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、証券取引等監視官・金融商品取引 所監理官・証券監査官合同会議(以下「三者合同会議」という。)を継続的に開催するなど、 問題意識の共有・浸透に努めている。

2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関(金融商品取引所、金融商品取引業協会)においても行われており、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなどの重要な機能を有している。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視

の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている(附属資料 293 頁参照)。

具体的には、各自主規制機関における活動状況の報告や、それらを踏まえた議論及び意見交換を実施しているほか、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間では、月例で広範なテーマについて現場レベルでの情報交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関からも担当者が参加し、活発な議論及び意見交換を行っている。

このような定期的な意見交換以外にも、随時、情報発信を行っており、これらの結果、自主規制機関において、市場規律の強化や市場監視体制の強化に向けた対応が行われている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査に おいても、検査計画の調整や検査業務に有用となる指摘事例等について議論する共同ワークショップを行うなど、一層の連携に努めている。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理 統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施し ており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券監視委及び自 主規制機関の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、相 互に研修に参加し、市場規律、市場監視機能の強化を図っている。

第4 今後の課題

市場を取巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、以下の課題等に取り組んでいく。

(1) 人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不公正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。 証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実とともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、人材の育成に取り組んでいく。

(2) 財務局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況は、金商法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査対象の多様化とともに、対象業者数が約8,000社の規模となっており、さらに無登録業者による未公開株式の販売等への的確な対応なども求められている。また、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や、新興上場企業の地方への拡がり等もあり、不公正取引や粉飾決算等の法令違反行為の地域的な広がりへの適切な対応が必要となっている。

こうした状況下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある審査・検査・調査を実施していく必要がある。これまでも各種会議・研修等を通じて、財務局等とは問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図っているところであるが、証券監視委と財務局等との間で緊密に連携しつつ人材育成を図るとともに、日常的な意見交換などを通じ、より一層の連携強化を図り、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいく。

おわりに

証券監視委は、平成4年7月に発足して以来、今年7月で設立20年となります。金融庁設置法の規定に従い、証券監視委は、1年1年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、本「証券取引等監視委員会の活動状況」(以下「年次公表」)も、20回目を数えることとなりました。

本年次公表の中でも繰り返し述べているとおり、証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっております。本年次公表においては、平成23年度中に実施した具体的な取組みとして、勧告や告発、市場規律強化に向けての活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しております。

本年次公表により、証券監視委の活動に対する理解を深めていただくとともに、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の向上に役立てていただくこととなれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報受付窓口を開設し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書(ファクシミリを含む。)、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものです。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、こうした情報受付窓口のほか、公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護される、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。

さらに、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する証券検査により、企業年金の利益を害した事例等が認められたことを踏まえ、今般、新たに年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口(年金運用ホットライン)を設置しており、特に詳細な情報提供を頂ける場合、年金運用の専門家が対応することとしています。ぜひこれら専用の窓口もご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

附属資料

附属資料

1	証券監視	委の組織・事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
	1 - 1	組織及び事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
	1 - 2	証券取引等の監視体制の概念図 ・・・・・・・・・・・	160
	1 - 3	証券監視委の機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
	1 - 4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の	
		関係の概念図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
	1 - 5		163
	1 - 6		164
	1 - 7	組織・事務に係る法令の概要・・・・・・・・・・・・・・・	166
	1 - 8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図・・・・・・・・	177
2	証券監視	委の活動実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
	2 - 1	証券監視委の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
	2 - 2	取引審查実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	179
	2 - 3		180
	2 - 4		189
	2 - 5		247
	2 - 6		249
	2 - 7		285
	2 - 8	クロスボーダー事案への対応状況・・・・・・・・・・ 2	292
	2 - 9	平成 23 年度 主な講演会等の開催状況・・・・・・・ 2	293
	2 - 10	平成 23 年度 各種広報媒体への寄稿・・・・・・・・・ 2	297
	2 - 11	証券取引等監視委員会メールマガジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	298
\bigcirc	公正な市	場の確立に向けて~「市場の番人」としての今後の取組み~	322
\bigcirc	皆様から	の情報提供が、市場を守ります!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	324
\bigcirc	金融庁や	証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に	
	ご注意く	ださい!~ 未公開株に関するご注意 ~・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	325
\bigcirc	証券取引	等監視委員会公益通報窓口・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	327
\bigcirc	「年金運	用ホットライン」を開設しました。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	329
\circ	証券検査	に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	330

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び 証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行 革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審 議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまと められた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標 として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門か ら独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提 言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な 視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2 月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部 を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券 監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融 庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注) 国家行政組織 法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、 現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則 事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、 金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状 況の検査を行う。

ハ取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の 流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行 う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の 適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告 書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、 領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による 氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

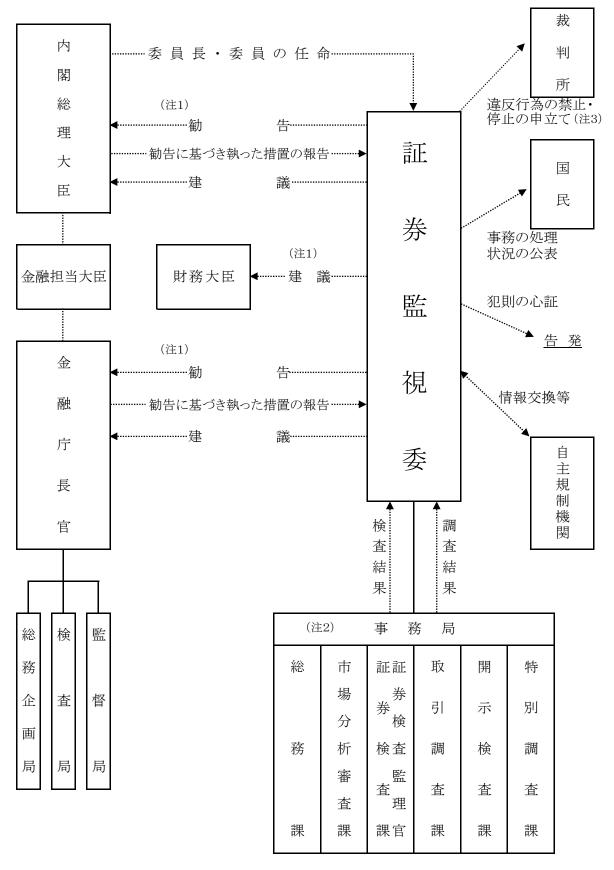
証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

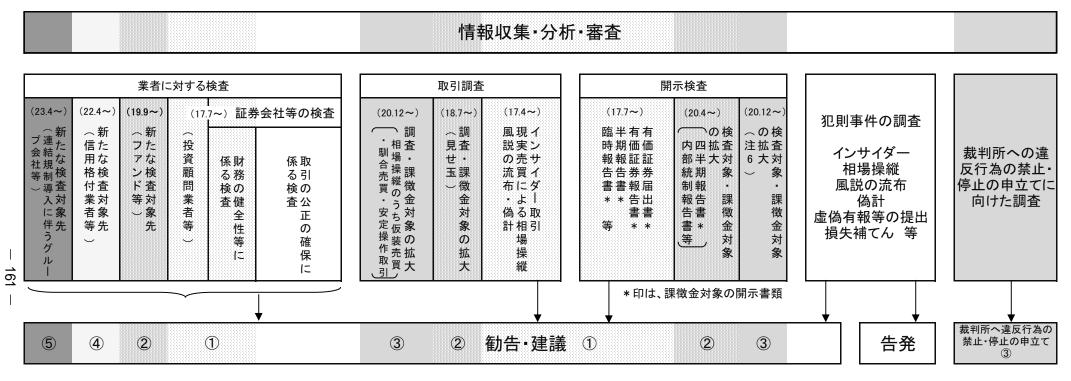
- ⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て 金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びそ の前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任さ れている。
- ⑥ 事務の処理状況の公表 証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、 金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。
- (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3) 金商法改正(平成20年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

1-3 証券監視委の機能強化



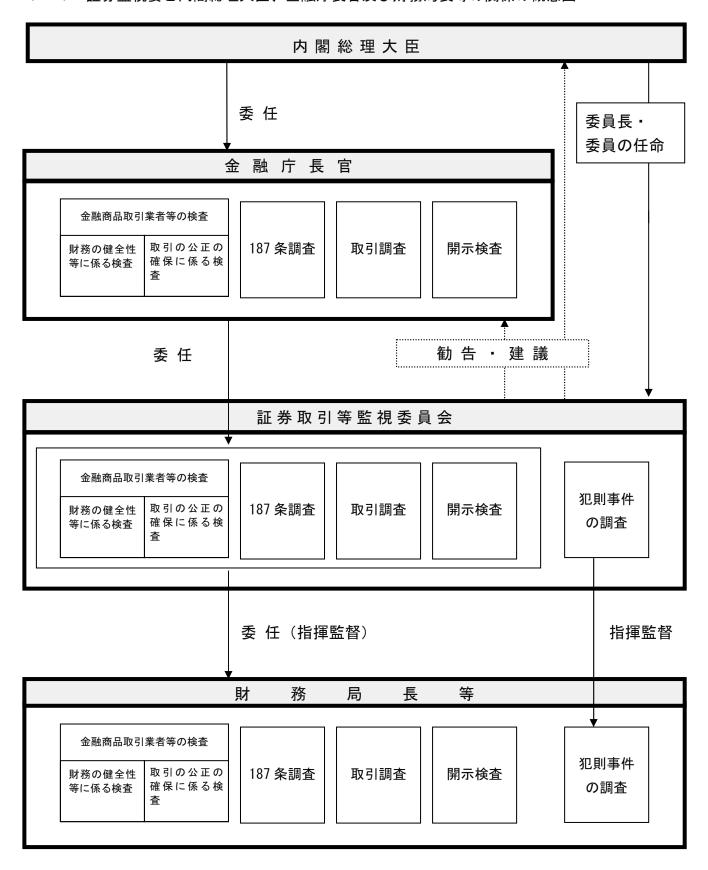
※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

- (注1)国国金国国 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
 - (開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)
- (注2) 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注5) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6) 検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
- 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1)証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第7項等)。
- (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 - ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金 融商品取引業者等を指定する公示
 - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

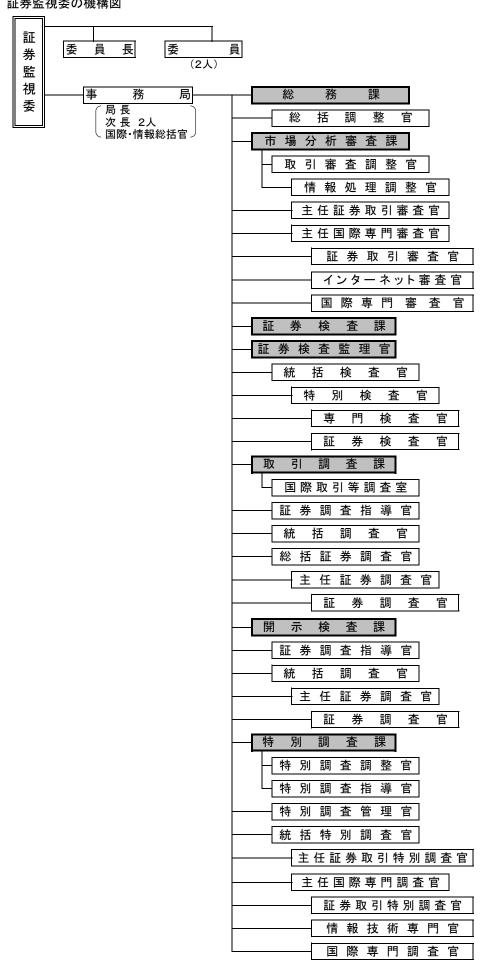
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

	午	三度			予 算 定 員	
		- 反		証券監視委	財務局等	合 計
4		年	度	8 4 人	118人	202人
5	ı	年	度	8 4 人	118人	202人
6		年	度	86人	118人	204人
7	1	年	度	8 8 人	118人	206人
8		年	度	8 9 人	118人	207人
9		年	度	9 1 人	118人	209人
1	0	年	度	98人	126人	2 2 4 人
1	1	年	度	106人	133人	2 3 9人
1	2	年	度	112人	139人	2 5 1 人
1	3	年	度	122人	1 4 4 人	266人
1	4	年	度	182人	183人	3 6 5人
1	5	年	度	2 1 7人	199人	4 1 6 人
1	6	年	度	2 3 7人	204人	4 4 1 人
1	7	年	度	307人	2 4 5 人	5 5 2 人
1	8	年	度	3 1 8人	2 4 6 人	564人
1	9	年	度	3 4 1人	268人	609人
2	0	年	度	358人	282人	640人
2	1	年	度	3 7 4 人	300人	674人
2	2	年	度	384人	3 1 3人	6 9 7人
2	3	年	度	3 9 2 人	3 1 2 人	704人
2	4	年	度	3 9 2 人	3 2 2 人	714人

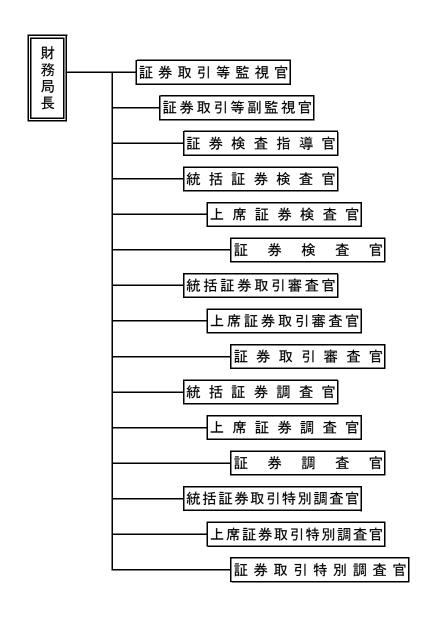
(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。



1-7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大 臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料	証券監視委への	検査又は報告・資料の徴取の対象
の徴取の権限規定	権限委任規定	
第 56 条の 2	第194条の7第2項第1号 及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、 指定親会社の子会社等、指定親会社から業 務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11	第194条の7第2項第2号 及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者 と取引を行う者、取引所取引許可業者から 業務の委託を受けた者
第63条第7項及び第 8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を 行う者、特例業務届出者から業務の委託を 受けた者
第 66 条の 22	第194条の7第2項第3号 及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取 引をする者
第 66 条の 45 第 1 項	第194条の7第2項第3号 の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする 者、信用格付業者から業務の委託を受けた 者、信用格付業者の関係法人
第 75 条	第194条の7第2項第4号 及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証 券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可

検査又は報告・資料	三米野坦禾。 ①	
例	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第 194 条の 7 第 2 項第 5 号 及び第 3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第194条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務 の委託を受けた者
第 103 条の 4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有 届出書の提出者(株式会社金融商品取引所 の総株主の議決権の百分の五を超える対象 議決権の保有者)
第 106 条の 6	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第 106 条の 16	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有 届出書の提出者(金融商品取引所持株会社 の総株主の議決権の百分の五を超える対象 議決権の保有者)
第 106 条の 20	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第 106 条の 27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所 持株会社の子会社
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号 及び第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、 金融商品取引所に上場されている有価証券 の発行者、金融商品取引所から業務の委託 を受けた者
第 153 条の4におい て準用する第 151 条	第 194 条の 7第 2 項第 6 号 及び第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の7第2項第7号 及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所 参加者、外国金融商品取引所から業務の委 託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届 出書の提出者(金融商品取引清算機関の総 株主の議決権の百分の五を超える対象議決 権の保有者)
第 156 条の 5 の 8	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第194条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品 取引清算機関の清算参加者、外国金融商品 取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委 託を受けた者
第 156 条の 58	第194条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

〔投信法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第1項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会 社等と当該受託会社等に係る投資信託に係 る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から 第 5 項まで	第225条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

[SPC 法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217	第 290 条第 2 項第 1 号及び	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定
条第 1 項	第 3 項	譲渡人

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第217条第1項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第1項において準用する第 209 条第2項において準用する第 217 条第1 項		特定目的信託の原委託者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項	第 286 条第 2 項	振替機関

[※]報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第1項	第20条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

[※]報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。(注)

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

——————————————————————————————————————					
質問・報告等の徴取、 検 査 の 権 限 規 定	証券監視委への 権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象			
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所そ の他必要な場所			

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条 内部者取引をした者	

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

[金冏伝]		
報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準 用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注 1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第 2項において準用す る場合も含む。)	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け 等を行うべきであると認められる者、これらの特 別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の 関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人
第27条の35		特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる 発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他 の関係者、参考人

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ)		監査証明を行った公認会計士又は監査法人

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
 - ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの 訂正発行登録書
 - 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公 開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事 件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

上記開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

「巫问仏」	
条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券
	の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、
	有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売
	り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検 査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。 具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 29 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 29 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第29条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等(注)
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条の 2	金融商品取 引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等

条項	行為者	規定の概要
第 39 条第 1 項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 41 条の 2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金融商品取 引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取 引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務 等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者 等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

⁽注)金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む(20年4月1日以降開始する事業年度について適用)。

[犯収法]

条項	行為者	規定の概要
第4条第4項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限 証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及 びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。 具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194条の7第4項 第1号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194条の7第4項 第2号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行 為を行い、又は行おうとする者

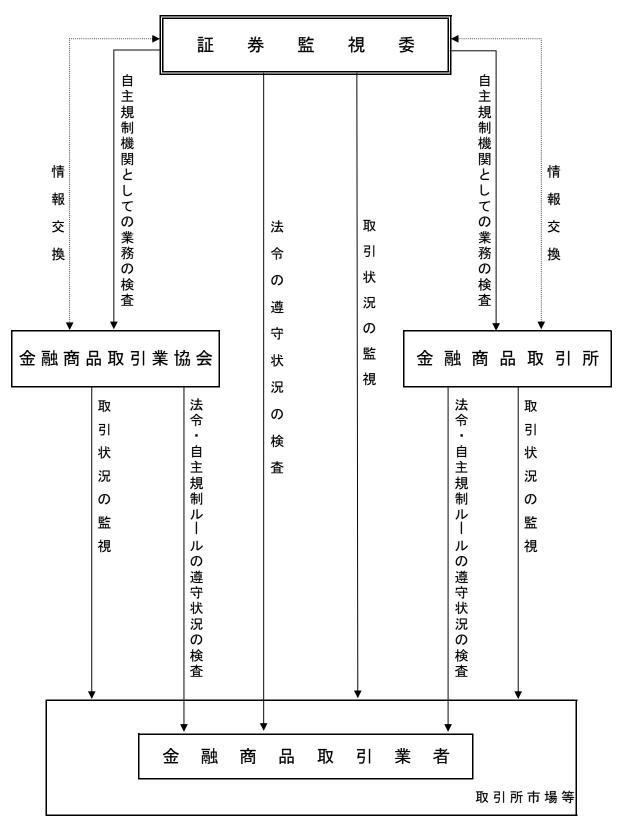
※金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔投信法〕

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第26条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第219条第1項	第 225 条第 4 項第 1 号	受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 当該受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
第 60 条第1項、第 223 条第1項	第225条第4項第1号	外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 当該受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害

		の拡大を防止する緊急の必要があると き。
第26条第7項(第54 条第1項において準 用する場合を含 む。)、第60条第3項、 第219条第3項、第 223条第3項におい て準用する金融商品 取引法第187条の規 定による権限	第 225 条第 4 項第 2 号	関係人、参考人、鑑定人

※投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。



金融•資本市場

2 証券監視委の活動実績等

2-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

								<u> </u>			単位∶件数	
区	年 度 分	4~ 16	17	18	19	20	0	21	22	23	合 計	
	犯則事件の告発	74	11	13	10	13	(4)	17	8	15	157	
	勧 告	287	39	43	59	50	(19)	74	63	45	641	
	証券検査結果等に基づく勧告	287	29	28	28	18	(4)	21	18	16	441	
	課徴金納付命令に関する勧告		9	14	31	32	(15)	53	45	29	198	
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	_	1	1	0	0	(0)	0	0	0	2	
	録業者・無届募集等に対する裁判所へ な止命令等の申立て	_				0	(0)	0	2	3	5	
	建議	7	5	3	0	4	(4)	4	2	1	22	
	金融商品取引業者	内947	内111	内107	内132	内156	(内50)	内133	内122	内125	内1,783	
	正は10日か リネロ	1,219		150	187				148	148	2,307	
	第一種金融商品取引業者	内947	内86	内80	内111	内99	(内16)	内72	内74	内68	内1,521	
	NA TEMPORAL MANAGEMENT	1,219	111	99	138	117	(20)	90	91	85	1,930	
	第二種金融商品取引業者	内—	内—	内—	内0	内0	(内0)	内17	内6	内14	内37	
	7年业品间的水工	_	_	_	2	1	(1)	23	6	14	45	
証	投資助言·代理業者、投資運用業者	内—	内25	内27	内21	内57	(内34)	内44	内42	内43	内225	
	校員明白"N.在朱伯、校員建用朱伯	_	39	51	47	73	(41)	63	51	49	332	
券	登録金融機関	内92	内23	内26	内29	内24	(内4)	内24	内26	内28	内268	
	立 环 亚 南山灰天	115	28	27	32	25	(4)	24	28	32	307	
検	適格機関投資家等特例業務届出者	内—	内—	内—	内0	内0	(内0)	内1	内2	内2	内5	
	是旧风风风风风风风风 中心 中心 电	_		_	0	0	(0)	1	2	6	9	
査	金融商品仲介業者	内0	内1	内1	内1	内0	(内0)	内1	内1	内9	内14	
		0	1	1	1	0	(0)	1	1	9	14	
	信用格付業者	_	_	_	_	_	_	_	0	4	4	
	自主規制機関	5	2	6	1	5	(2)	5	1	0	23	
	投資法人		2	7	10	7	(1)	9	6	2	42	
	その他		0	1	2	0	(0)	0	0	1	4	
	問題点が認められた業者等の数	820	93	142	121	112	(35)	123	101	85	1,562	
	取引金木	内1866	内320	内408	内500	内538	(内144)	内430	内467	内517	内4,902	
	取引審査	4,499	875	1,039	1,098	1,031	(276)	749	691	913	10,619	

(注)

- 1. 平成20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月。 なお平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月~6月)の 件数である。
- 2. 証券検査の計数は、着手ベースでの実施件数。また、取引審査の計数は、終了ベースの件数である。
- 3. 内書きの数字は、財務局等にかかるものである。 4. 上記の第一種金融商品取引業者に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の 支店単独検査を実施している。

2-2 取引審査実施状況

(単位:件)

Image: Simple of the property of	年 度	19	20	21	22	23
価格	形成に関するもの	141	132 (49)	94	54	73
内部者	育取引に関するもの	951	889 (224)	649	613	819
	その他	6	10 (3)	6	24	21
	合 計	1, 098	1, 031 (276)	749	691	913
	(証券監視委)	598	493 (132)	319	224	396
	(財務局等)	500	538 (144)	430	467	517

⁽注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

⁽注2) 20年度() 内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月~6月)の件数

2-3 検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

	19年7月	20年7月]	21年4月	22年4月	23年4月
区 分	~20年6月	~21年	6月	~22年3月	~23年3月	~24年3月
金融商品取引業者	187	191	(62)	176	148	148
第一種金融商品取引業者	138	117	(20)	91	91	85
(証券監視委)	27	18	(4)	18	17	17
(財務局長等)	111	99	(16)	73	74	68
支 店 単 独 検 査	15支店	16 支店	(5支店)	17支店	_	_
第二種金融商品取引業者	2	1	(1)	23	6	14
(証券監視委)	(2)	(1)	(1)	(6)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(17)	(6)	(14)
投資助言·代理業者	21	58	(35)	44	36	40
(証券監視委)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
(財務局長等)	(20)	(57)	(34)	(43)	(36)	(40)
投 資 運 用 業 者	26	15	(6)	18	15	9
(証券監視委)	(25)	(15)	(6)	(18)	(9)	(6)
(財務局長等)	(1)	(0)	(0)	(0)	(6)	(3)
登 録 金 融 機 関	32	25	(4)	24	28	32
(証券監視委)	(3)	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)
(財務局長等)	(29)	(24)	(4)	(24)	(26)	(28)
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	(0)	1	2	6
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)
金融商品仲介業者	1	0	(0)	1	1	9
(証 券 監 視 委) (財 務 局 長 等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(9)
/ V	_ ()	_	_	_ ()	0	4
(証 券 監 視 麥) (財 務 局 長 等)	(-) (-)	(-) (-)	(-) (-)	(-) (-)	(0) (0)	(4) (0)
自主規制機関	1	5	(2)	5	1	0
(証券監視委)	(1)	(5)	(2)	(5)	(1)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	10	7	(1)	9	6	2
(証券監視委)	(10)	(7)	(1)	(9)	(6)	(2)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	2	0	(0)	0	0	1
(証券監視委)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

⁽注1)「支店単独検査」とは、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店の検査 のみを実施するものである。

⁽注2) 20年7月~21年6月の件数のうち、右側の() 書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数(21年4月~22年3月までの期間と重複する件数)である。

2-3-2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

_									(十四	. : 八 · 口 /
		区	分			19年7月	20年7月	21年4月	22年4月	23年4月
		<u>Б.</u>	Ŋ			~20年6月	~21年6月	~22年3月	~23年3月	~24年3月
金融	第一和	重金融	由商品	⋾取引簿		124	110	129	134	84
商品	第二和	重金融	由商品	ュ取引第	美者	90	88	60	26	36
取引数	投資	助言	• 1	弋理業	者	20	16	21	27	22
業者	投	至 道	重	業	者	116	141	153	69	84
登	録	金	融	機	関	35	27	33	47	56
適格	S機関投	: 資家等	筝特例	業務届	出者	0	0	0	33	57
金	融商	f 品	仲	介業	者	50	0	18	18	11
信	用	格	付	業	者	_	_	_	0	114
自	主	規	制	機	関	404	460	89	86	0
そ		0)		他	50	0	0	0	0

(注)検査年度中に検査が終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

2-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

区	分			19年7月	20年7月		21年4月	22年4月	23年4月
<u> </u>	<i></i>			~20年6月	~21年6	月	~22年3月	~23年3月	~24年3月
検 査 終	了	件	数	219	220	(68)	211	210	186
金融商	品取引	業者		180	182	(57)	164	171	141
第一種金	融商品	取引夠	挨者	139	118	(30)	92	100	90
第二種金	融商品	取引夠	挨者	0	3	(1)	8	18	12
投資助	言・イ	代理業	き 者	23	45	(25)	46	35	32
投資	運用	業	者	18	16	(1)	18	18	7
登録	き 融	機	関	31	27	(10)	27	28	27
適格機関投資	家等特例	業務届	出者	0	0	(0)	0	2	5
金融 商	品 仲	介業	者	0	1	(0)	1	1	9
信用相	各付	業	者	-	1	_	-	0	2
自 主 対	見制	機	関	1	1	(0)	8	1	0
投 資	 注	去	人	4	9	(1)	11	7	2
そ	の		他	3	0	(0)	0	0	0

(単位:件数)

- (注1) 「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。
- (注2) 20年7月~21年6月の件数のうち、右側の() 書きで記載されている件数は、21年 4月から6月末までの件数(21年4月~22年3月までの期間と重複する件数)である。
- (2) 問題点が認められた業者等の数

区分	19年7月 ~20年6月	20年 7 ~21年 6		21年4月 ~22年3月	22年4月 ~23年3月	23年4月 ~24年3月
問題点が認められた業者等の数	121	112	(35)	123	101	85
不公正取引に関するもの	11	16	(1)	12	9	7
投資者保護に関するもの	49	43	(17)	57	45	46
財産・経理等に関するもの	44	28	(8)	27	18	31
その他業務運営に関するもの	81	60	(17)	58	67	56

- (注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘 した会社等の数をいう。
- (注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と 「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。
- (注3) 20年7月~21年6月の件数のうち、右側の() 書きで記載されている件数は、21年 4月から6月末までの件数(21年4月~22年3月までの期間と重複する件数)である。

2-3-4 グループー体型検査の実施状況

グループー体型検査	野村ホールディングス
	野村證券
金融庁検査局同時検査	シティグループ証券
	UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
	メリルリンチ日本証券

- (注1) グループー体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時 検査をいう。
- (注2) 金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループー体型検査を 兼ねる。

2-3-5 平成23年度に検査が終了した法人一覧

担当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
委員会	金							
		一種業	1	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	H22.11.25	H23.3.11	H23.4.27	
			2	SMBCフレンド証券	H23.1.24	H23.3.11	H23.6.10	
			3	外為どっとコム	H23.1.31	H23.3.8	H23.6.3	
			1	キャピタル・パートナーズ証券	H23.4.18	H23.5.20	H23.7.12	
			2	ユナイテッドワールド証券	H23.4.18	H23.5.13	H23.6.17	
			3	シティグループ証券	H23.5.16	H23.6.17	H23.12.9	0
			4	新東京シティ証券	H23.6.3	H23.6.22	H23.7.8	0
			5	セントラル短資証券	H23.6.13	H23.7.11	H23.11.25	0
			6	みずほインベスターズ証券	H23.6.13	H23.6.24	H23.9.22	
			7	BNPパリバ証券	H23.8.22	H23.9.9	H23.11.25	
			8	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H23.8.29	H23.9.27	H23.12.9	0
			9	クレディ・スイス証券	H23.8.29	H23.10.21	H23.12.13	
				キャタリスト証券	H23.10.11	H23.10.28	H23.12.19	
				ジェイ・ボンド東短証券	H23.10.25	H23.11.8	H23.12.13	
				ドイツ証券	H23.11.14	H23.12.16	H24.2.14	
		V: III		アイティーエム証券	H24.1.23	H24.3.22	H24.3.23	0
		運用		ジャパンエクセレントアセットマネジメント	H22.10.20	H22.11.16	H23.5.10	
				キャピタルアセットマネジメント	H23.4.18	H23.5.13	H23.7.12	
				21世紀アセットマネジメント	H23.4.18	H23.5.13	H23.7.15	
				PBAアセットマネジメント	H23.4.18	H23.5.18	H23.7.5	0
	Let	V/5→ V.I. I	4	AIJ投資顧問	H24.1.23	H24.3.22	H24.3.23	0
	投	資 法 人	1	ジャパンエクセレント投資法人	H22.10.20	H22.11.16	H23.5.10	
	>\c			ジェイ不動産証券投資法人	H23.4.18	H23.5.18	H23.7.5	
	登	金	1	三井住友銀行	H23.8.29	H23.9.16	H24.1.18	
			2	横浜銀行	H23.8.29	H23.9.27	H24.2.14	
			3	三菱東京UFJ銀行	H23.10.17	H23.11.14	H23.12.16	
	特化	列業務届出者		ジャパンリアライズ	H23.4.19	H23.4.22	<u> </u>	*
				Eファクトリー	H23.11.29	H23.12.8	—	*
			3	エクセレント	H23.11.29	H23.12.8	_	*
	信	用格付業者		格付投資情報センター	H23.5.9	H23.6.3	H23.8.5	
			2	日本格付研究所	H23.5.9	H23.6.3	H23.8.5	

⁽注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

⁽注2) 斜字体数字は、平成22年度に検査に着手した法人である。

⁽注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。 なお、勧告の公表を控える場合がある。

⁽注4) 備考欄の*は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである(いずれも裁判所は申立てどおりの命令を発令している(本文第3章第6))。

なお、検査については、裁判所から命令の発令があったことを踏まえ中止した。

担	当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
関	東	金	商業者					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
12.5	//-		一種業	1	プライベートエクイティ証券	H22.7.13	H22.7.23	H23.4.14	
				2	JFX	H22.11.25	H22.12.9	H23.4.4	
				3	丸三証券	H23.1.19	H23.2.25	H23.6.29	
				4	日本アジア証券	H23.1.19	H23.2.15	H23.6.23	
				5	いちよし証券	H23.1.19	H23.2.25	H23.4.15	
				6	オルタナティブ本舗証券	H23.2.17	H23.3.2	H23.4.7	
				7	DMM.com証券	H23.3.2	H23.3.18	H23.5.11	
				8	スターツ証券	H23.3.3	H23.3.15	H23.4.18	
					リクイドネット証券	H23.3.3	H23.3.11	H23.4.15	
					Bridge Capital証券	H23.3.10	H23.3.18	H23.4.19	
				1		H23.4.12	H23.4.19	H23.5.16	
					上田八木証券	•			
				2	山二証券	H23.4.12	H23.4.26	H23.6.6	
				3	丸國証券	H23.4.12	H23.4.27	H23.6.1	
				4	外為ファイネスト	H23.4.12	H23.4.20	H23.6.17	
				5	FXプライム	H23.4.12	H23.4.22	H23.5.27	
				6	東岳証券	H23.4.12	H23.4.20	H23.5.24	
				7	FXトレーディングシステム	H23.4.12	H23.4.20	H23.5.24	
				8	MF Global FXA証券	H23.4.12	H23.4.20	H23.5.25	
				9	C&M証券	H23.4.13	H23.4.21	H23.5.19	
				10	日産センチュリー証券	H23.5.19	H23.6.10	H23.7.20	
				11	スーパーファンド証券	H23.5.19	H23.6.1	H23.6.27	
				12	堂島関東証券	H23.5.19	H23.6.7	H23.7.19	
				13	フォーランドフォレックス	H23.5.19	H23.5.31	H23.6.22	
				14	金山証券	H23.5.26	H23.6.10	H23.7.19	
				15	CMC Markets Japan	H23.5.26	H23.6.9	H23.9.2	
				16	カカクコム・フィナンシャル	H23.5.26	H23.6.3	H23.6.30	
				17	みどり証券	H23.7.13	H23.7.26	H23.8.26	
				18	インタラクティブ・ブローカース゛証券	H23.7.13	H23.7.22	H23.8.29	
					FTNファイナンシャル・アシ゛ア・リミテット゛	H23.7.13	H23.7.22	H23.8.26	
				20	マネックスFX	H23.7.13	H23.7.26	H23.9.1	
				21	サクソバンクFX証券	H23.7.13	H23.7.26	H23.8.26	
				22	上田ハーロー	H23.7.13	H23.7.26	H23.11.24	
					極東証券	H23.8.31	H23.9.27	H23.11.30	
				23	フィリップ証券	H23.8.31	H23.9.22	H24.2.17	\circ
				25	三田証券	H23.8.31	H23.9.22	H23.10.24	
					<u> 一円延分</u> エイチ・エス証券				
				26		H23.8.31	H23.10.4	H24.1.31	
				27	八十二証券	H23.8.31	H23.9.16	H23.10.18	
				28	カネツFX ビルウェル 訂業	H23.8.31	H23.9.9	H23.10.7	
					ビルウェル証券	H23.9.20	H23.9.30	H23.10.18	0
					アーク証券	H23.10.6	H23.11.2	H23.12.16	
					サイバーエージェントFX	H23.10.6	H23.10.21	H23.11.18	
					ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券	H23.10.13	H23.10.19	H23.11.11	
				33	プラネックス証券	H23.10.19	H23.10.27	H23.11.21	
				34	三晃証券	H23.10.19	H23.11.4	H24.2.24	0
					外為ジャパン	H23.10.19	H23.11.4	H24.2.8	
				36	ちばぎん証券	H23.10.26	H23.11.29	H24.1.31	
				37	マン・インベストメンツ証券	H23.11.17	H23.12.20	H24.2.22	
				38	バンガード・インベストメンツ・ジャパン	H23.12.1	H23.12.8	H24.1.17	
				39	中原証券	H24.1.19	H24.2.10	H24.3.21	
				40	丸大証券	H24.2.22	H24.3.13	H24.3.13	0
			二種業	1	ウェスコ・ジャパン	H22.11.25	H23.1.14	H23.4.12	0
				1	JSKパートナーズ	H23.5.19	H23.6.3	H23.10.6	
				2	ヴァンネット	H23.5.19	H23.5.30	H23.6.24	
				3	カネツ商事	H23.8.31	H23.9.9	H23.10.7	
				4	マイザーズアセットマネジメント(旧:ビルウェルアセットマネジメント)	H23.9.20	H23.9.30	H24.2.2	
1				5	FPG	H23.10.13	H23.10.26	H23.12.20	
				6	ケネディクス	H23.11.17	H23.11.30	H24.1.31	
				7	アイジーエス・パートナーズ	H23.11.14	H23.11.30	H24.3.7	
				1	ノイン・エハ・ハードナーム	1143.11.44	1143.14.9	1144.3.1	

	-		8				通知日	
				サクシードアイピー	H23.12.1	H23.12.6	H24.2.23	
			9	クラム・インベストメント	H24.1.19	H24.2.1	H24.3.30	
			10	総和地所	H24.1.19	H24.2.8	H24.3.9	0
		運用	1	フラッグシップアセットマネジメント	H23.5.19	H23.6.1	H23.6.29	
			2	セキュアート・キャピタル・インベストメント・マネジメント	H23.11.24	H23.12.7	H24.1.18	
		助言	1	バリューサーチ投資顧問	H23.3.3	H23.3.9	H23.4.20	
			2	イー・エヌ・イー	H23.3.3	H23.3.9	H23.6.2	
			3	グレイル	H23.3.3	H23.3.9	H23.4.14	
			1	林輝太郎(林投資研究所)	H23.4.12	H23.4.15	H23.5.17	
			2	田原投資コンサルティング	H23.4.12	H23.4.28	H23.9.30	
			3	ダウ	H23.4.12	H23.4.19	H23.6.21	
			4	コンサルティング・アルファ	H23.5.19	H23.5.30	H23.6.24	
			5	アセットビジョン	H23.8.31	H23.9.9	H23.11.8	
			6	K·B·C	H23.10.19	H23.11.9	H23.12.20	0
			7	フロンティア	H23.11.28	H23.12.6	H24.2.20	
	登	金	1	埼玉りそな銀行	H24.1.19	H24.2.10	H24.3.8	
			1	ソフィアブレーン	H23.5.19	H23.5.24	H23.6.7	
	仲	介	2	ハートライフ	H23.5.19	H23.5.24	H23.7.6	
	[''	<i>7</i> 1	3	オールアセットマネジメント	H23.5.19	H23.5.24	H23.6.21	
\L ""	,		4	フィナンシャルクリエーション	H23.6.2	H23.6.7	H23.7.7	
近 畿	金	商業者						
		一種業	1	内藤証券	H23.1.18	H23.2.10	H23.4.14	
			2	六和証券	H23.1.18	H23.2.10	H23.7.21	
			1	広田証券	H23.5.17	H23.6.10	H23.6.28	
			2	都証券	H23.5.17	H23.6.14	H23.6.30	
			3	神崎証券	H23.7.12	H23.7.29	H23.8.30	
			4	サン・キャピタル・マネジメント	H23.11.30	H23.12.7	H24.1.20	
			5	光世証券	H24.1.23	H24.2.10	H24.3.8	
		助言	1	アセットアライブ	H23.2.15	H23.2.18	H23.4.6	
			2	グローバルエコノ研究所	H23.2.15	H23.3.1	H23.6.3	
			3	フューチャーストック	H23.3.8	H23.3.14	H23.6.21	0
			1	ダイレクト出版	H23.4.19	H23.4.22	H23.6.29	
			2	向井 俊晴(藤の棚投資顧問)	H23.4.19	H23.4.22	H23.6.27	
			3	WLパートナーズ	H23.4.19	H23.4.22	H23.6.3	
				FPO	H23.5.26	H23.5.31	H23.8.24	
			5	ブルーオーシャンアセットマネジメント	H23.6.7	H23.8.17	H23.10.31	
			6	堀田勝己(トレート・マスターラホ)	H23.7.12	H23.8.12	H23.10.21	
			7	トレードサイクロン	H23.10.24	H23.10.28	H23.11.24	
			8	パーフェクト投資顧問	H23.11.24	H23.11.30	H23.12.14	
			9	フューチャーベンチャーキャピタル	H23.11.30	H23.12.6	H23.12.21	
	又比	^	10	浅野耕(IPOカルチャー)	H24.3.6	H24.3.9	H24.3.29	1
	登	金	<u> 1</u>	近畿労働金庫	H23.3.8	H23.3.25	H23.4.14	
			2	兵庫信用金庫 上に今日 広	H23.3.8	H23.4.13	H23.9.27	
			3	大阪信用金庫	H23.3.8	H23.3.25	H23.4.27	1
			1	奈良信用金庫 	H23.9.8	H23.9.29	H23.10.24	
			2	長浜信用金庫	H23.10.26	H23.11.11	H23.11.29	
			3	神戸信用金庫	H23.10.26	H23.11.11	H23.11.28	
			4	大和信用金庫	H23.10.26	H23.11.11 H23.12.16	H23.11.29	
			5 6	姫路信用金庫 京都北都信用金庫	H23.12.5 H24.2.21	H23.12.16 H24.3.7	H24.1.19 H24.3.29	
	炸石	1業務届出者	1	アペルト・ジャパン	H23.3.31	H23.6.20	H23.6.27	1
	.141.13	7末4万畑山乍	-	ルックス		H23.6.20 H23.9.2	H23.6.27	^
小海洋	仝	商業者	1		H23.8.18	1143.9.4	1145.9.10	\triangle
北伊坦		一種業	1	上光証券	H23.5.19	H23.6.27	H23.8.22	1
	登	<u>一</u> 性来 金	1	上元証券 旭川信用金庫	H23.10.24	H23.0.21	H24.1.24	1
	귬.	亚.	2	四川信用金庫 空知信用金庫	H23.10.24 H23.11.28	H23.11.1	H24.1.24 H24.2.17	
東北	仝	商業者	4	エ州市川 本	1143.11.48	1143.14.14	1144.4.11	1
水儿	亚.	一種業	1	上 莊内証券	H23.10.11	H23.11.2	H23.11.24	1
	登	<u>一</u> 性来 金	1 1	青森銀行	H23.10.11	H23.11.2	H23.11.24 H24.1.10	1

担	当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	備考
東	海	金	商業者						
			一種業	1	安藤証券	H23.1.18	H23.2.21	H23.4.7	
				1	新大垣証券	H23.5.31	H23.6.20	H23.9.15	
				2	木村証券	H23.8.29	H23.9.16	H23.11.14	
				3	松阪証券	H23.10.18	H23.11.1	H24.2.14	
				4	大徳証券	H24.1.16	H24.1.31	H24.3.23	
			助言	1	プレコオンライン	H23.2.15	H23.2.28	H23.5.26	
				2	福田悦子(プロフィットラボラトリー)	H23.2.15	H23.3.17	H23.6.27	
				1	FX invest advisers	H23.5.17	H23.5.31	H23.6.22	
				2	吉田昇(中央投資経済)	H23.5.19	H23.5.23	H23.6.16	
				3	東山経済研究所	H23.10.18	H23.11.2	H24.2.14	
				4	トップトレーダー投資顧問	H23.11.24	H23.12.9	H24.3.2	
		登	金	1	知多信用金庫	H23.7.4	H23.7.15	H23.8.26	
北	陸								
			一種業	1	三津井証券	H23.5.17	H23.6.3	H23.6.23	
			,	2	新林証券	H23.10.25	H23.11.9	H24.1.12	
				3	坂本北陸証券	H24.2.7	H24.2.23	H24.3.28	
			助言	1	スイングウェバー	H23.6.14	H23.6.27	H23.7.12	
		登		1	富山第一銀行	H23.4.13	H23.4.26	H23.6.17	
				2	興能信用金庫	H23.8.2	H23.8.11	H23.10.17	
				3	北國銀行	H23.12.5	H23.12.14	H24.2.6	
中	玉	金	商業者						
			一種業	1	大山日ノ丸証券	H23.2.22	H23.3.11	H23.5.10	
				1	中銀証券	H23.10.18	H23.11.9	H23.12.15	
			二種業	1	ラポールエステート	H23.5.17	H23.5.20	H23.7.21	
		登		1	西中国信用金庫	H23.4.20	H23.4.28	H23.6.6	
				2	広島銀行	H23.6.9	H23.6.17	H23.7.22	
兀	玉	金	商業者						
			一種業	1	徳島合同証券	H23.1.18	H23.2.10	H23.5.10	
				1	三豊証券	H23.5.12	H23.6.3	H23.6.28	
		仲	介	1	アセッターズ	H23.4.12	H23.4.15	H23.5.10	
				2	徳島証券プランニング	H23.8.23	H23.8.26	H23.12.2	
九	州	金	商業者						
			一種業	1	大熊本証券	H23.2.28	H23.3.18	H23.4.13	
		登	金	1	豊和銀行	H23.4.18	H23.4.27	H23.6.1	
					鹿児島相互信用金庫	H23.10.31	H23.11.10	H24.2.10	
				3	熊本信用金庫	H23.12.5	H23.12.21	H24.3.30	
		仲	介	1	フィナンシャル情報館	H23.5.18	H23.5.20	H23.6.21	
				2	ソニックコンサルティング	H23.6.1	H23.6.3	H23.7.12	
				3	長谷川ファイナンシャルプランナー	H23.8.23	H23.8.25	H23.11.21	
福	尚	金	商業者						
			一種業	1	前田証券	H22.11.29	H23.1.21	H23.5.12	
				1	飯塚中川証券	H23.5.18	H23.6.3	H23.10.25	
			助言	1	オフィス出島	H23.8.24	H23.8.31	H24.2.7	
				2	バランス投資顧問	H23.10.17	H23.10.24	H24.3.7	
L		登	金	1	伊万里信用金庫	H23.4.6	H23.4.19	H23.8.26	
沖	縄	登	金	1	沖縄県農業協同組合	H23.4.21	H23.4.27	H23.6.24	

登
 金
 1
 沖縄県農業協同組合
 H23.4.21
 H23.4.27
 H23.6.24

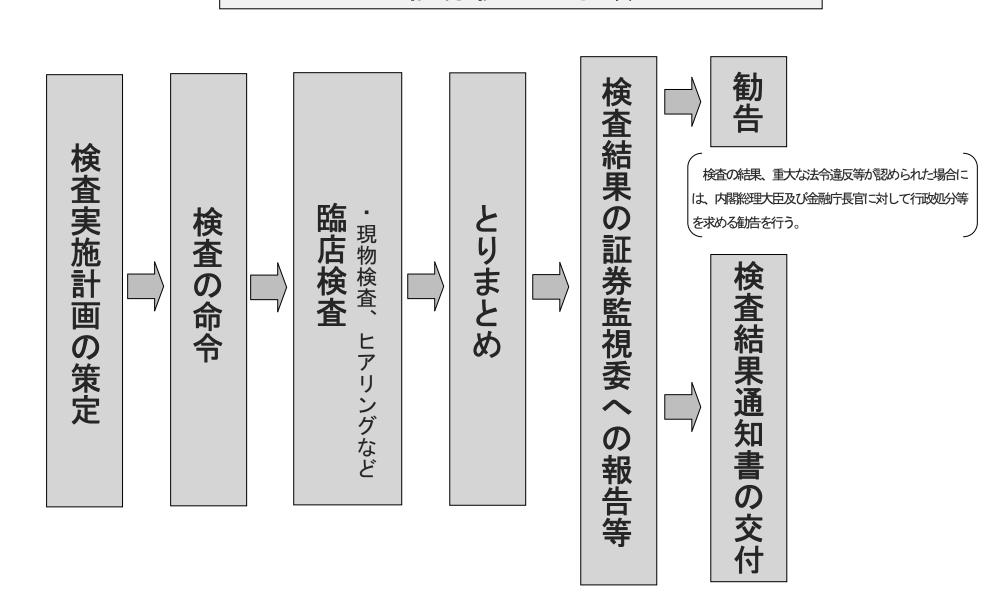
 区分欄の「運用」は投資運用業者、「助言」は投資助言・代理業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は

⁽注2)

金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。 斜字体数字は、平成22年度に検査を着手した法人等である。 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。 (注3)

なお、勧告の公表を控える場合がある。 備考欄の△は、検査の結果等を踏まえ、虚偽告知等を行っていたとして、金融庁(財務局)が警告書の (注4) 発出を行った特例業務届出者である。

証券検査の手順



188 -

2-4 勧告実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分	18年7月 ~ 19年6月	19年7月 ~ 20年6月	20年7月 ~ 21年6月	うち 21年4月 ~ 21年6月	21年4月 ~ 22年3月	22年4月 ~ 23年3月	23年4月 ~ 24年3月
勧告件数	43	59	50	(19)	74	63	45
課徴金納付命令に関する勧告	14	31	32	(15)	53	45	29
訂正報告書等の提出命令に関 する勧告	1	0	0	0	0	0	0
証券検査結果に基づく勧告	28	28	18	(4)	21	18	16
証券監視委の行った 検査に基づく勧告	13	13	6	(1)	8	3	7
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	15	15	12	(3)	13	15	9
犯 則 事 件 の 調 査に 基 づ く 勧 告	0	0	0	0	0	0	0

⁽注)20事務年度の欄のうちカッコ書きは21年度との重複期間(21年4月~6月末)の件数である。

2-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成21年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	日本インベスターズ証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
2	関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
3	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
4	東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
5	関東	アイエスオー	21.9.4	無登録による有価証券の売買 事業報告書の虚偽記載
6	委員会	New Asia Asset Management	21.9.11	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為 等が認められる状況
7	関東	フォレスト出版	21.9.18	著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為
8	関東	北辰物産	21.9.29	取引一任勘定取引の受託・執行 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為 検査忌避
9	東海	MJ	21.10.9	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 顧客に対し特別の利益を提供する行為等 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	委員会	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュ リティーズ(ジャパン)リミテッド	21.10.16	報告徴取命令に対する対応の不備 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為
11	関東	コンコード	21.10.29	集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反 行為等が認められる状況

12 東海 アジアン・ブルー 21.11.10 無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相談を有価証券の売買の媒介行為 13 関東 ウィズダムキャピタル 21.11.12 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為 14 近畿 Joule 21.11.13 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 15 委員会 コスモ証券 21.12.8 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されてい経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況 16 委員会 アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド 22.1.19 損失補てん 出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 22.1.29 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 22.1.29 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 22.1.29 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 22.1.29 まのおまっているにおいて公益及び投資者保護上書しく不当な 22.1.29 まのおまったまに 22.1.29 22.1.29 まのおまったまに 22.1.29	
14 近畿 Joule 21.11.13 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 15 委員会 コスモ証券 21.12.8 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されてし経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況 16 委員会 アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド 22.1.19 損失補てん 17 委員会 RST 出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為認められる状況	≒方とし
15 委員会 コスモ証券 21.12.8 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されてい経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況 16 委員会 アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド 22.1.19 損失補てん 17 委員会 RST 22.1.20 出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為認められる状況	
15 安貞会 コペモ証券 21.12.8 経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況 16 委員会 アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド 22.1.19 損失補てん 出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 認められる状況 認められる状況 22.1.20 認められる状況	
17 委員会 RST 22.1.19 損失補 Cが 出資金の使途が不明な状況 出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 認められる状況 22.1.20 認められる状況	るなど、
17 委員会 RST 22.1.20 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な 認められる状況 32.1.20 認められる状況	
10 _{禾昌今 Aut Tournett Bank 22,1,20 認められる状況}	
1° 安貞云 Art Investment Bank	
19 委員会 SBI証券 22.2.5 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	
20 関東 モーゲージ・サポート 22.2.26 投資事業組合への出資の勧誘等 報告徴取命令に対する虚偽報告	
21 北海道 北海道ファイナンシャルプラン 22.3.5 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為	

※網掛けは財務局等(事案)である。

	21年度
委員会	8
財務局	13
合計	21

2-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成22年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	プライベートウェルスマネジメン トジャパン	H22.4.9	無登録業者への名義貸し
2	関東	イニシア・スター証券	H22.4.9	ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等
3	関東	トップゲイン	H22.4.16	ファンド運用に係る無登録営業 無登録業者の運営するファンドへの出資等 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為
4	委員会	エプソム愛馬会及びジャパン ホースマンクラブ	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
5	近畿	髙木証券	H22.6.17	法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等 を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況
6	関東	Jーストック・パートナーズ	H22.6.29	無登録業者への名義貸し
7	関東	三栄証券	H22.7.13	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
8	関東	メイヤー・アセット・マネージメント	H22.7.28	外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況
9	関東	トラフィック	H22.9.7	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行 為等が認められる状況
10	委員会	東海東京証券	H22.9.10	金融商品事故等防止態勢の不備
11	関東	ライフケアバンク	H22.9.22	無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等
12	関東	ソーシャル・イノベーション	H22.9.22	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反 行為等が認められる状況

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
13	関東	藍澤證券	H22.11.30	金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等
14	関東	常盤Investments	H22.12.10	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
15	東海	インベストマスター	H22.12.10	法定書面の未交付等 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
16	関東	マスター証券	H23.2.4	無登録による投資運用業務 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為
17	委員会	プライオール投資顧問	H23.2.15	投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況
18	関東	ばんせい山丸証券	H23.2.22	届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする 行為

※網掛けは財務局等(事案)である。

	22年度
委員会	3
財務局	15
合計	18

2-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成23年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ウェスコ・ジャパン	H23.4.12	集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
2	近畿	フューチャーストック	H23.6.21	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業
3	委員会	PBAアセットマネジメント	H23.7.5	純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50百万円)に満たない 状況
4	委員会	新東京シティ証券	H23.7.8	業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況
5	関東	田原投資コンサルティング	H23.9.30	無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況
6	関東	ビルウェル証券	H23.10.18	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
7	委員会	セントラル短資証券	H23.11.25	金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等
8	委員会	UBSセキュリティーズ・ジャパ ン・リミテッド	H23.12.9	ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為
9	委員会	シティグループ証券	H23.12.9	報告徴取命令に対する対応の不備 ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為 上級管理職による外務員登録外の外務行為
10	関東	K·B·C	H23.12.20	検査忌避 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等
11	関東	フィリップ証券	H24.2.17	投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況
12	関東	三晃証券	H24.2.24	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
13	関東	総和地所	H24.3.9	総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 登録事項等の変更届出未済
14	関東	丸大証券	H24.3.13	顧客分別金信託を不正に流用している状況等
15	委員会	アイティーエム証券	H24.3.22	外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しなが ら、販売及び当該基準価額等の提供を行っている行為
16	委員会	AIJ投資顧問	H24.3.22	投資ー任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 忠実義務違反

※網掛けは財務局等(事案)である。

	23年度
委員会	7
財務局	9
合計	16

2-4-3 勧告事案の概要一覧表

- (1) 証券検査に基づく勧告
 - ①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告 (凡例)
 - ◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。
 - ○は、会社等が勧告の対象となったもの。
 - ・は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称 (表示の無いものは証券監視委の検査)。

		(平成 23 年 4 月~	~平成 24 年 3 月末)
一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
		制告の対象となった法令違反等の内容 ○ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し、特別の利益の提供を約する行為 株式会社ウェスコ・ジャパン(以下「当社」という。)は、遅くとも平成22年10月以降、集団投資スキーム持分(以下「うら又は第三者を名乗る者をして「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、保有している未公開株を買い取る。」あるいは「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、後日、10倍の値段で買い戻す。」といった通常のサービスと考えられる以上の特別の利益の提供を約して、ファンドの取得勧誘を行っていたことが認められた。 当該金融商品取引業者が行った上記の行為は、顧客に対し、特別の利益の提供を約する行為であり、金融商品取引法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号に該当するものと認められる。	行政 23 年 4 月 19 日 全引理3 同停 を又るドい是 因な定 変
			では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1 つづき			で応ら面まを客じ告の。客銭合さよ告で応ら面まを客じ告の。客銭合さよ告で応ら面まを客じ告を開金場映に報ま対年書。沢顧応報では、財務に、かて、平日すので状でといる。とは、対策と、かて、平日すので状でといる。とは、対策と、かて、平日すので状では、対策と、かて、平日すので状でといる。と、対域に、対域に、対域に、対域に、対域に、対域に、対域に、対域に、対域に、対域に
2	23. 6.21 (近畿)	○ 集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業 フューチャーストック株式会社(以下「当社」という。)は、 平成20年3月に、近畿財務局長へ適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として自らを無限責任組合員とし、A投資事業有限責任組合の出資持分の私募(以下「自己私募」という。)並びにB投資事業有限責任組合の自己私募を行っているが、これらのファンドについては、適格機関投資家からの出資がない。 したがって、当社が業務として行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。 当社が行った上記業務は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく当該業務を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。	日 全3同停、契除 取停 全つ況ン現確 適客なたを 務め及を つ善月で 会 業・て年年止顧約く 業 ① ② ③ ④ ⑤

一連	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
番号	(区分)		
3	23. 7. 5	○ 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50百万円)に満たない状況	行政処分日 平成 23 年 7 月 8 日
		(1) 純財産額が50百万円を下回る状況 PBAアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)	会社に対する処分
		は、資産の大半をA社に対する貸付金が占めているため、その 貸付金の内容について検証したところ、以下の事実が認められ た。	登録取消し ・関東財務局長 (金商)
		当社は、平成 17 年 6 月に、A社との間で金銭準消費貸借契約(元金 180 百万円、返済期限は同 22 年 6 月 30 日、連帯保証人は当時のA社代表取締役のB氏。以下「当該契約」という。)	第 455 号の登録を取り消す。
		を締結しているが、当該契約に係る元金及び利息は、返済期限 を超えた検査基準日(同23年4月15日)までの間、全く返済 されていない。	業務改善命令 ①顧客に対して、登録 取消し、本命令の内
		A社の状況については、当社は、平成 21 年秋頃の当社株主総会、取締役会において、監査役等より当該契約に係る問題点を指摘されたが、当社経営陣は、既にA社が休眠状態であることを人づてに聞いていたことや、使用人Cからは、貸付金が返	容及び処分の理由 について、速やか に、かつ、適切に周 知徹底を行うとと
		済される可能性は低く、不良債権となれば当社の純財産額は金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4第1項第5号ロに基づく金融商品取引法施行令第15条の9で定める最	もに、当該事項をホームページに掲示すること。
		低純財産額である 50 百万円(以下「最低純財産額」という。) を下回る旨の説明を受けたため、A社の返済能力の確認や返済 の督促等を行っていなかった。	②資産運用委託契約 の解除等、金融商品 取引業に係る全て
		今回の検査期間中、当社はB氏と面会し、A社は多額の負債を抱え、事務所もなく休眠状態であること及びB氏には多額の債務があり、定期的な収入、B氏名義の資産がなく、当該契約に係る担保提供や一部返済等の支払いは困難であることを確	の業務を速やかに 結了させること。 ③運用資産及び顧客
		認している。	の保護に万全の措 置を講じること。 ④会社財産を不当に
		当社の資産から控除して計算すると、平成23年3月末現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。	費消する行為を行わないこと。
		(2) 経営管理態勢等の不備 当社の純財産額は、金商法で定める最低純財産額を下回って	⑤その他、運用財産及 び顧客保護のため に必要な対応を行
		いる状況にあるが、当社のこれまでの対応については、以下の 事実が認められた。 当社の社長は、平成20年10月頃から常勤しておらず、他の	うこと。 ⑥上記①から⑤まで
		非常勤の役員と同様、現状は2か月に1回開催される取締役会 に出席するのみであった。また、コンプライアンス室長を兼務 している非常勤の取締役は、実質的なコンプライアンス業務を	に関する対応状況 を平成23年7月22 日までに書面で報 告し、当局からの求
		行っていない状況であった。 そのような状況の下、当社では、使用人2名が実質的な業務 運営を行っていたが、以下のとおり極めて不適切な行為が認め られた。	めに応じ随時報告すること。
		イ. 平成22年10月、当社は、取締役会において、A社及びB 氏に対して内容証明郵便により督促状を送付することを決 定した。しかし、使用人Cは、純財産額が最低純財産額を下 回ることを回避するため、経営陣に報告せず、自らの判断で、 督促状を送付しなかった。	
		ロ. 平成22年12月、使用人Cは、当該契約に関して契約期間 の延長で対応する旨を取締役会で報告したが、その後、正式 な議題として取締役会に上程しなかった。	
		ハ. 平成 23 年 1 月、使用人 C は、純財産額が最低純財産額を下回ることになれば、金融商品取引業の登録取消しは避けられないため、これを逃れようと考え、事前に経営陣に相談しないまま、監督当局である金融庁に対し、「返済期限は平成23 年 12 月 30 日である」と故意に事実と異なる報告を行ったうえ、契約書の返済期限を改ざんしようとしていた。	
		このように、当社は、金融商品取引業の登録取消しに該当し うる状況について積極的に把握、改善することなく、また、使 用人の不適切な行為を管理できていないことから、当社の経営 管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な不備があるものと認	

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
	(四月)	められる。	
3 つづき		上記(1)の純財産額が最低純財産額を下回る状況については、金商法第 29 条の4第1項第5号ロに該当すると認められ、監督上の処分事由を定める金商法第 52 条第1項第3号に該当するものと認められる。 上記(2)のとおり、純財産額が最低純財産額を下回ることとなる状況における当社の経営管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な不備があるものと認められる。	
4	23. 7. 8	○ 業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる 状況	行政処分日 平成 23 年 8 月 12 日
		(1) 支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を仮装している状況	会社に対する処分
		新東京シティ証券株式会社(以下「当社」という。)は、検査 基準日(平成23年6月2日)現在、一部の経費等について、当 社が支払うべき費用等であることが確定しているにもかかわら ず、支払未済であり、かつ、当社の帳簿に未払費用等の負債と して計上していなかった。	登録取消し ・関東財務局長(金商) 第 96 号の登録を取 り消す。
		当社は、上記の支払未済の経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であったことから、事実と異なることを知りながら、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、平成23年3月末の財産の状況として虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供していた。	業務改善命令 ①顧客の状況、顧客資産の管理状況を享受を担害し、の顧客の大況、適を見いるととなった。
		(2) 内部管理態勢の問題	これを確実に実施 すること。
		イ. 常勤役員が不在である状況 当社においては、平成23年3月中旬以降、A代表取締役 社長(以下「A社長」という。)をはじめ会社の運営を取り 仕切る常勤役員が当社に不在の状況が続いており、金融商品 取引業者として法令等を遵守し、的確な業務運営を行える態 勢にはない状況が認められた。	②上記①及び今回の 行政処分の内容に ついて、顧客に対 し、十分に説明する こと。
		ロ. 役員による業務管理が行われていない状況 当社は、平成23年2月に合同会社2社との間で両合同会 社の社員権に係る販売委託契約を締結したとしている。両合 同会社の社員権の販売については、両合同会社の営業員によ り当社の社名入りの封筒を用いて営業が行われ、また、当社 名義の口座を顧客からの入金先として使用されていたとし て、当社は、同年3月28日付で関東財務局長あてに報告を しているところである。	③会社財産を不当に費消しないこと。④ 上記①から③について、その対応・実施状況を平成23年8月26日までに書面で報告すること。
		今回検査において、当時の事実関係及び業務管理の状況について、A社長等からヒアリングを行ったところ、当社名義の口座の管理状況、当社の名義を用いた合同会社における営業状況等の事実関係についての詳細な説明ができない状況であった。	
		また、A社長は、当社の財産状況に照らして多額と認められる資金の動きについて全く把握しておらず、当社役員による業務管理が機能していない状況であった。	
		上記(1)及び(2)に記載のとおり、当社の純財産額や自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況を隠すために純財産額等を仮装するといった極めて悪質な行為を行っている状況や、平成23年3月中旬以降、常勤役員が長期にわたり不在であるなど内部管理が実質的に機能していない状況は、業務運営上重大な問題があると認められる。	
		また、上記(1)に記載のとおり、当社の純財産額は、金融商品取引法施行令第 15 条の9第1項に規定する金額(5,000万円)に満たない状況となっており、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金融商品取引法第 52 条第1項第3号に該当するものと認められる。	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき	(区分)	更に、当社の自己資本規制比率の状況は、金融商品取引法第53条第2項に定める「金融商品取引業者が第46条の6第2項の規定に違反している場合(自己資本規制比率が、100%を下回るときに限る。)において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。また、実際は自己資本規制比率が140%を下回っているにもかかわらず法定の届出を行わずに、虚偽の自己資本規制比率を関東財務局長あてに届け出ていた状況は、金融商品取引法第46条の6第1項に、平成23年3月末時点の虚偽の自己資本規制比率を公衆の縦覧に供していた状況は、金融商品取引法第46条の6第3項にそれぞれ違反するものと認められる。	
5	23. 9. 30 (関東)	○無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況 田原投資コンサルティング株式会社(以下「当社」という。)は、平成17年6月から検査基準日(同23年4月11日)までの間、当社と投資顧問顧客等」という。)に対し、外国投資証券に係る募集の取扱い又は私募の取扱い(以下「募集の取扱い等」という。)を行い、これにより少なくとも12名の投資顧問顧客等が延べ21回取得に至っている状況が認められた。 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第1項に掲げる「第一種金融商品取引業」(同法第2条第8項第9号に掲掲げる「有価証券の募集の取扱い等」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同議の記述券取引法第2条第8項に当りる正となく「第一種金融商品取引業」を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる(ただし、平成19年9月29日以前の行為については、改正前の証券取引法第2条第8項に当める証券業(同項第6号に掲げる「有価証券の募集の取扱い等」を営業として行うこと)に該当するものであり、当社が登録を受けずに証券業を行うことは、同法第28条に違反するものと認められる。)。	日 全33同でだ顧を 全つ沢品在急る 適客なたを 取停防。務をの務令備 の図 つ善月こ 日 全31同でだ顧を 全つ沢品在急る 適客なたを 取停防。務をの務令備 の図 つ善月こ日 (1) (1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
番号 6		御告の対象となった法令達反等の内容 ○ 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 株式会社ビルウェル証券(以下「当社」という。)は、純財産計上日が、実施である4,000万円を、平成23年4月12日(以下6前上日)という。)以降、現金勘定に計上してお表取締役(以下「現社長」という。)以降、現金勘定に計上してお表取締役(以下「現社長」という。)が現金で保管していた。しかしなが交代した同年7月15日また。(2)現社長しという。)が現金で保管していた。しかしながら、(1)計上日以降、100万円、10元としていた。しかしながら、(1)計上日以降、10万は、20元としていた。しかしながら、(1)計上日以降、10元としていた。しかしながら、(1)計上日以降、10元とは、20元としていた。しかしながら、(1)計上日以降、10元とは、20元は、としていた。しかしながら、(1)計という。)が現金で保管していた。のと引き継いでいないないた。のようなことから、当社においては、遅く00万円は確認されている。また、(3)検査においても、現金4,000万円は確認されている。。たがのったものとと認められる。したがった。遅くとも平成23年7月15日から検査基準は以下のたがいったものとと認められる。したがので、遅くとも平成23年7月15日から検査基準はは、保険のためと要かつ適当なものとして金融商は、金融は、3年7月15日が表記を通知による。は対した。20元のよるには、第一名のより第179条第1項第5号によるで、50元の方内、50元の方の方に、近後の自己資本規制比率についても 100%を著しくいる。このた等15条の6第17項に定める損とないる。このた第1分で、第1分で、第1分で、第1分で、第1の状ので、第1の状ので、第1分で、第1分で、第1の状のが、第1の状のが、100%を著述を表のが、100%を著述を表のが、100%を著述を表のが、100%を著述を表のが、100%を著述を表のが、100%を著述を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を表のが、100%を	行政の分等 10 月 21 日 日 21 日
7	23. 11. 25	融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき)に該当するものと認められる。	
,	20.11.20	証券の取引をする行為等 セントラル短資証券株式会社(以下「当社」という。)の使用人は、当社が当社の顧客であるA社から平成22年6月15日に買い付けたB社発行の社債(以下「B社債」という。額面600百万円)に関する、職務上知ったA社の注文の動向を含む取引情報に基づき、自己の職務上の地位を利用して、C証券会社に開設していた当該使用人の配偶者名義の口座を利用して、同日、当該使用人は自己の計算によりB社債(額面600百万円)を買い付けた。また、当該使用人は、平成22年6月15日、自己の計算によ	外務員に対する処分 未定

一連	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき	(区分)	り B 社債を買い付けるまでの過程において、当社の業務としてA 社から B 社債を買い付けるに際し、取引相手である A 社に対し て、実際には顧客の取引意向に基づくものではないにもかかわら ず、顧客の取引意向に基づくものとして売り気配を伝えた。	
		当該金融商品取引業者の使用人が行った上記行為のうち、当該使用人が自己の計算によりB社債を買い付けた行為は、金融商品取引法第 38 条第 7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 12 号に規定する「金融商品取引業者等の使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等をする行為」に表明すると認められる。また、当該使用人が自己の計算によりB社債を買い付けるまでの過程において、顧客の取引意向に基づくものではないにもかからず、顧客の取引意向に基づくものではないにもかからず、顧客の取引意向に基づくものとして売り気配をA社に対して伝えた行為は、金融商品取引法第 38 条第 7号に基づくを配取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に規定する「金融商品取引契約の締結に関して、虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。	
8 2	23. 12. 9	○ ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為 UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(以下「当社」という。)債券本部金利商品部円レーツトレーダー(当時。以ら、コーロース・リン・リミテッド(以下「当社」という。)債券本部金利商品部門レーツトレーダー3月頃から、ユーロ円 TIBOR (以下「TIBOR」という。)のレートを呈示する」という。)に対し、また、遅くとも平成19年2月担当者のの下「呈示担当者ののレートを呈示する」という。)に対し、また、遅くとも平成19年2月担当者という。)に対し、また、遅くとも平成19年2月担当者を行っを変した。これが、近れになるデリバティブラーで、は、Aトレーが1BOR(3ヵ月)がカイので、1号がはになるデリバティブラーで、1BOR(3ヵ月)がカリーを呈示担当者等」という。)に対し、Aトなるまでで、1BOR(3ヵ月)がカリーを登示するとを絶にが行ったいた。 Aトレーが一が行った当該行為は、TIBOR(3ヵ月)がカリーでは、本の取引が象であるととをが1所に対していた。からによりでがある。など極かの取引を行っていた当該行為は、TIBOR は、金融機関な金融を指示を強力を行った。を担かるなど極かの取引を行っていた当該を強力となるなど極かあるり、なども対したのの表準を担めるのでもでは、遅くとも平成19年6月いて、ために当までは、遅くとも記がわらいて、よりに、近のように、近のように、近のように、近のように、近のように、近のよりに対して、地の自担が行る金融では、でいたも働きかけを行っていた市場デリバティブを引いても働きがに対したのでといかられても働が認められた。こりとして何きかけを行ったものがあるなど、るのとは、であると認められても働いのでは、「TIBOR についたものに当は対けを行っていた市場でリバティブを対しても動が認められる。と記がは、大いに関連な対に対しても動が認められる。と記がは、「TIBOR についたも動が認められたものとに対しても、は、「TIBOR についたものとと、後、は、「TIBOR についたものに当に対しても、対けを行っても、対けを行ったものがに対しても関が認めらに重けながあるのには対ける金融では対しても関が認めらに対しても関が認めます。これに対しても関がに対しても対しても関がに対しても関がに対しても関がに対しても対しても関がに対しても対しても対しても対しても対しても対しても対しても対しても対しても対しても	行平 会 業 ・ か間関取履除 務 左る確 役の 経態含策 上て平まにの3そた時る と 2 の 経態含策 上て平まにの3 そた時る と 2 の 経態含策 上て平まにの3 そた時る と 2 の 経態含策 とて平まにの3 そた時る と 2 の 経態含策 とて平まにの3 では 2 の 経態含策 とて平まにの3 では 2 の と 2 の と 2 の と 2 の と 3 の と 3 で 3 で 3 で 4 で 5 で 5 で 6 で 6 で 7 で 7 で 8 で 7 で 7 で 8 で 7 で 7 で 8 で 7 で 8 で 7 で 8 で 7 で 8 で 8

一連	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
一連番号 9		○ 報告徴取命令に対する対応の不備、ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為及び上級管理職による外務員登録外の外務行為。 (1) 報告徴取命令に対する対応の不備 シティグループ証券株式会社(以下「当社」という。) は、当社役職員のユーロ円 TIBOR (以下「当社」という。) 及び円 LIBOR への関与等に関し、金融庁から、金融市のら、金融庁に報告書を提出している。今回検査において、報告書の内容について、不適切な方に報告書を提出している。中分性を食重要な事項について、記載に漏れがあり、かつ、不適切な内容となっていた。 当社の報告徴取命令に基づく報告徴取命令に違反しており、たりはに基づく金融庁長官の報告徴取命令に違反しており、おの記載漏れ及び事実と異なる記載は、金融商品取引法第56条の2に基づく金融庁長官の報告徴取命令に違反しており、から当社の行為に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。 (2) ユーロ円 TIBOR等に係る不適切な行為当社の行為と対し、また、金利商品本部円金利に外の人に違いたり、は、遅くとも平成22年4月頃から、TIBORのレートを呈示するシティバンク銀行株式会社の職員(以下「呈示がし、また、金利商品本部円金利に外の人に登したという。) に対し、そのグループ証券会社の職員、以下「A本部長を公がし、活行のを変動という。という。)に対して、インのように対して、日本の人に対し、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対し、日本の人に対して、日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対して、日本の人に対して、日本の人に対しまする。日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対して、日本の人に対し、日本の人に対して、日本の人に対し、日本の人に対し、日本の人に対しない、日本の人に対し、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	行政 23 年 12 月 16 日 分 年 12 日 16 日 分 年 12 日 16 日 分 日 10 で B 1 23 日 16 日 分 日 10 で B 23 年 1 2 日 日 23 及 1 2 日 日 23 及 1 2 日 日 2 3 及 1 2 日 日 2 3 及 1 2 日 日 2 3 及 1 2 日 日 2 3 及 1 2 日 日 2 3 及 1 2 日 1 2 日 2 3 及 1 2 日 2 3 及 1 2 日 2 3 及 1 2 日 3 の 3 及 1 2 日 1 2 2 3 2 3 2 日 1 2 2 3 3 2 2 1 2 3 3 3 3 2 4 1 2 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 3 4 3 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 4 3 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3
		(当時。以下「Bトレーダー」という。)は、当社に入社した 平成 21 年 12 月から、TIBOR のレートを呈示する他の銀行者と 日 (又は、そのグループ証券会社の職員。以下、呈示担当者等」という。)に、 日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日	平成24年1月16日 (月)まで、これに (月)までいて、これに (月) までいい状況の (日) はいの (日) はいでは、 (日) はいでは、 (
		重大な問題が認められた。 このように、(1) A本部長等は、TIBOR について、当社の自己取引として行っていた市場デリバティブ取引のために呈示担当者等に対し働きかけを行ったものであり、当該行為は当社における金融商品取引業に関し行ったものと認められること、(2)当該行為は、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であると認められること、(3) Bトレーダーは、TIBOR だけでなく円 LIBOR についても働きかけを行っていたこと、(4)当社の内部管理態勢に重大な問題が認められること、から、当社の行為は、金融商品取引法第52条第1項第9号(金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき)に該当するものと認められる。	

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき		(3) 上級管理職による外務員登録外の外務行為 A本部長は、平成21年11月12日から市場デリバティブ取 引を行っていた。 しかしながら、当社は、A本部長について、平成22年6月 16日に至るまで、市場デリバティブ取引を行うために必要な一 種外務員登録を日本証券業協会に対し行っていなかった。 また、当社代表取締役社長は、A本部長が登録外の外務行為 を行ってることを認識した後も、コンプライアンス本部等の関 係部署に対応を指示するなどの適切な措置を講じていないな ど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。 当社は、登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせて おり、かかる当社の行為は、金融商品取引法第64条第2項に 違反するものと認められる。	
10 2	23. 12. 20 (関東)	○ 検査忌避及び投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等 (1) 検査忌避 平成 23 年 10 月 19 日午前 9 時ころ、関東財務局の検査官が、検査のため、K・B・C株式会社(以下「当社」という。)に対し、検査重加の説明を行ったところ、社長は、外出中の職員全めで対し、当社の執務を行っている。当社の執務を行っている。 職員全員の同意が得られるまで当社の執務を力りはさせられないとして、事務室への立入りを拒否した。同日中、検査生活が、社長に対し、事務室への立入りを担否した。のよりをを重さにわたり、を独立し、臨店がたった。立入りりを担否した。このようのを担否した。このようのを担否したが、として、事務室への立入りを担否した。このようのを担否したが、として、助のを担心である。なお、翌日以降検査が開始を実施担握セデ、社長は、職員に対するとアリングのを対し、投資顧問契約の勧誘の実態把握セデ、大きに対し、投資顧問契約のを制誘の実態把握セデ、大きに対し、投資顧問契約のを制造の実施担信で対するとアリングを表して対し、投資顧問契約の統結に関し人は、職員に対するとアリングを連絡を直接を関し、対し、投資顧問契約の統結に関し人の計算を表して、対し、「外国の投資」という。)第 198 条の 6 第 11 号に該当するものと認められる。 (2) 投資顧問契約の締結に関し人会計を用いる行為等 イ・投資顧問契約の締結に関し人会計を用いる行為等 イ・投資顧問契約の締結に関し人会計を明認を対し、「外事であれば多くともに、投資顧問契約の締結に対し、「中事をさせるととをに、投資顧問契約の締結が必要であればまいて、当確よらやりでとととし、で、対策を対し、上記投資話でして、当該投資を行うといで、当該投資を行うといて、当該投資を行うといるとの虚偽の説明をし、投資顧問契約の締結が表といて、当該投資を行うととの関とのを支払う必要であるとの虚偽の説明をし、投資顧問契約の締結が表として当職別のの締結が関し人会が、ロ)の行為は、投資顧問表に関し、との、日、との、日、との、日、との、日、との、日、との、日、との、日、との、	日 20日 20

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10		当社が行った上記の行為のうち、契約締結前交付書面及び 契約締結時交付書面の不保存は金商法第 47 条に、契約締結 前交付書面の不交付は同法第 37 条の3第1項に、契約締結 時交付書面の不交付は同法第 37 条の4第1項にそれぞれ違 反するものと認められる。	
11	24. 2.17 (関東)	○ 投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況 フィリップ証券株式会社(以下「当社」という。)においては、証券営業本部、コンプライアンス部、各部店長及び各部店内部管理責任者が営業員に対する適切な指導を行っておらず、また、コンプライアンス部による社内監査が自力により、平成21年4月1日から検査基準日(同23年8月30日)までの間の投資信託の乗換勧誘234件のうち184件について、営業員が、解約する投資信託の概算損益や取得する投資信託の手数料等が誤記載又は不記載となっている確認書に基づき、顧客にい状況が認められた。そのうち、概算損益の誤記載又は不記載は181件であり、金額の相違数認められた。当社における上記の状況は、金融商品取引法第40条第2号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府今第123条第1項第9号に規定する「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものと認められる。	日 24 分 換事し対を客適。容顧を 因外いが証応 明に営ら及の ど法め講 に・4にする 一の要説客説、しこのて説 ののに問かに 在と務観態態と 施員を策 ら対成ま報 日 2 付 の要説客説、しこので説 ののに問かに 在と務観態態と 施員を策 らが成ま報 の要説客説、しこので説 ののに問かに 在と務観態態と 施員を策 らが成ま報 の要説客説、しこので説 ののに問かに 在と務観態態と 施員を策 らが成ま報 りの要説客説、しこので説 ののに問かに 在と務観態態と 施員を策 ら対成ま報 から 大き の要説を でき でき でき なのにとなった。 から でき でき ないがに でき
12	24. 2.24 (関東)	○ 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る 買付け等を行う行為	行政処分日 平成 24 年 3 月 21 日
		三晃証券株式会社商品部のディーラー1名は、その業務に関し、少なくとも平成23年4月1日から同30日までの間、多数の上場銘柄の株式に係る自己売買取引において、当該取引を有利に導くために、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、相場を変動させる目的をもって買付け又は買付けの申込みを行っていた。 当該金融商品取引業者及びその使用人が行った上記行為は、金融商品取引法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する	会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成24年3月27日 から同年4月9日ま での間、自己の計算 による株券の売買業 務(当局が個別に認

一連	勧告実施		
番号	年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12 つづき		内閣府令第 117 条第 1 項第 19 号に規定する「取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場を変動させる目的をもって、当該上場金融商品等に係る買付け又は買付けの申込みをする行為」に該当するものと認められる。	を 保管なと根防。強を に対識めこ 、及者す つ実年諸る 外 株 (では) を で の で で で で で で で で で で で で で で で で で
13	24. 3. 9 (関東)	○ 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 (1) 株式会社総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 株式会社総和地所(以下「当社」という。)は、当社元代表取締役(以下「元社長」という。)の知人から紹介された者(以下「A氏」という。)のケ (以下「販売グループ」という。)に対し、当社事務室及び事務備品の使用を許諾し、販売グループが行っていた当社株式の売付けに係る代金として当社株式を購入した個人投資家(以下「顧客」という。)より振り込まれる現金の入金確認業務等を行っていた。なお、当社がA氏及び販売グループのために行っていた業務の具体的内容は、次のとおりである。 イ 入金確認業務 当社元従業員ら(以下「元従業員ら」という。)は、販売グループによる当社株式の売付けに係る代金の振込先とされている当社名義の銀行口座(以下「当社口座」という。)について、顧客から入金された現金の確認のために預金通帳への記帳を行い、販売グループへ入金額、顧客名の報告を行っていた。 ロ 株主名簿書換え業務 元従業員らは、入金確認済みの顧客に交付する株主名簿記載事項証明書を作成し、元社長が記名押印を行った上、これを販売グループへ渡し、併せて、自社で保管作成していた株	行政分 24年3月9日 平成24年3月9日 で成24年3月9日 会録取するる 登録東財務352。 ・ 関第1352 方式の政処が明に応を面が、 を登録する。 ・ では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13		主名簿の書換えを行っていた。 ハ 出金受渡し業務 元従業員らは、顧客より当社口座に入金された現金を即日 のうちに全額引き出し、当社において封筒の東で保管した 上、週に1回程度の頻度でA氏に渡していた。 ニ 電話応対業務、苦情対応業務及び返金処理業務等 元従業員らは、顧客より販売グループ宛に掛かってくる電話を、販売グループの担当者へ内線電話により取り次いでいた。	
		また、元従業員らは、顧客より当社株式の購入金額の返金要請があった場合には、販売グループないし元社長からの指示に従って、和解契約書や合意書又は元社長を買主とする売買契約書の作成及びこれに基づく返金処理事務等も行っていた。なお、顧客からの返金要請分については、A氏より資金提供を受け返金していた。	
		当社においては、遅くとも、当社を名宛人とする顧客からの内容証明通知書や訴状等が多数寄せられるようになった平成23年4月以降について苦情内容を確認し、また、A氏からの資金提供により苦情顧客への返金処理事務を行うなど、A氏及び販売グループによって何らかの極めて不適切な行為が行われていることを十分認識しながら、その後も、同24年1月18日(以下「検査基準日」という。)現在まで、A氏らの依頼に基づき、入金確認業務等を行い、当社事務室及び事務備品を販売グループに対して使用させたものであり、当社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与していた当社の業務の運営状況は、著しく不適当と認められる。	
		当社における上記の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第51条に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	
		(2) 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 イ 常勤役員が不在の状況 当社においては、平成23年8月に元社長が辞任した以降、代表取締役を含む全ての役員が出社しておらず、当社の業務運営に一切関与していない状況にあった。 ロ 使用人が1名であること検査基準日現在における当社使用人は1名のみであり、同人は、不動産仲介業に専従する社員にすぎないことが認められた。	
		以上のとおり、当社においては、検査基準日現在、金商法等の関連諸規則について知識及び経験を有する役員及び使用人は確保されておらず、金融商品取引業を営む会社としての業務執行体制は構築されていない状況と認められる。	
		当社は、金商法第 29 条の4第1項第1号ニに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、金融商品取引業者に対して監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第 52 条第1項第1号に該当するものと認められる。	
		(3) 登録事項等の変更届出未済 当社については、下記のとおり、平成22年5月以降の法定 の届出を関東財務局長に一切行っておらず、監督当局における 実態把握を困難ならしめており、登録業者として極めて不適切 な状況にある。	
		イ 資本金の額の変更について 当社は、平成22年7月9日から同23年2月16日にかけ て、資本金の額を多数回にわたり変更しているにもかかわら	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき	(区分)	ず、金商法第 31 条第 1 項に定める届出をいずれも行っていない。 ロ 役員の変更について 当社は、平成 22 年 5 月 28 日から同 23 年 9 月 15 日にかけて、役員につき延べ 10 名が入れ替わっており、このうち、当社代表取締役についても二度の交替が行われたにもかかわらず、金商法第 31 条第 1 項に定める届出をいずれも行っていない。 ハ 定款変更について	
14	24. 3.13	当社は、平成23年2月15日付にて、発行可能株式総数にかかる定款の変更を行っているにもかかわらず、金商法第50条第1項に定める届出を行っていない。 当社における上記行為は、金商法第31条第1項及び同法第50条第1項に違反するものと認められる。 ○ 顧客分別金信託を不正に流用している状況等	
	(関東)	東大証券株式会社(以下「当社」という。)は、平成23年1月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することないではより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭(以下「信託必要額」という。)を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用した。その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日(平成24年2月21日)現在、信託必要額に大幅に満たない金額となっている。また、次の信託財産の差替計算基準日(平成24年3月6日日)においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できていない。更に、当社は、検査の過程で資金調達の必要性を認改したにもかかわらず、平成24年3月6日時点で資金繰りすることがかららず、平成24年3月6日時点で資金繰りすることがかららず、平成24年3月6日時点で資金繰りすることができないとしている。当社における上記の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第43条の2第2項に規定する顧客資産の分別管理義務に違反するものと認められる。また、当からとしている。また、当社合としている。当社における上記の状況は、金融商品取引法(以下、金商法 2という。)第43条の2第2項に規定する顧客のと認められる。また、当からと表表のと認められる。また、当から対別に、金商法第52条第1項第7号に規定が設められる。とき」に該当するものと認められる。	行平 24 年 3 月 13 日 政成 24 年 3 月 13 日 大田 24 年 3 月 13 日 の本 25 日 3 一 2 日 の本 26 日 3 日 3 一 2 日 の本 26 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日
15	24. 3.22	○ 外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為 アイティーエム証券株式会社(以下「当社」という。)においては、遅くとも平成15年9月頃以降、当社が販売する会社を当投資信託受益証券について、当該外国投資信託の管理会社を当投資信託受益証券につる投資運用業者から提供されるあることが支援とは異なり虚偽であること、又は虚偽であることが実態とは異なり虚がられて、正対して虚偽の基準価額等が実態とは異なりながられて、対して虚偽の基準であることでは、また、顧客に対して虚偽の基準であることでは、また、顧客に対して虚偽の基準であることでは、また、配名の表表を行っていた上記外国投資に設められた。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資信託を通過である。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資に設められた。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資に対していた。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資に対していた。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資に対していた。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資に対していた。 当社がこのような表述を表述を表述を表述されている。	面で報告すること。 行政処分日 平成 24 年 3 月 23 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 24 年 3 月 23 日 お高年 9 月 22 日 おいるでのである関値である。 ではる引当に融する業務のではいる。)の停止。

	勧告実施		
一連	年月日	 勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
番号	(区分)		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
番号 15 つづき		誘に関して、顧客に対りは虚偽のことを告げる行為であり、金平項 19年9月29日以前の行為は、旧証券の1法第4名集の第1第9年9月29日以前の行為は、旧証券の1法第9条第1項に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣符合 40年大蔵省令第60号)第4条第1号に該当)。また、当社における上記の行為は、当社を実質的に支配する投資用業者による悪質な虚偽の基準期間に亘ってその名投資に当たって、企業を免れるに当たって、企業を免れる。当社の一番で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年	大学の学校である。 1000000000000000000000000000000000000

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16	24. 3.22	○ 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違 反行為等が認められる状況(1) 投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知して	行政処分日 平成 24 年 3 月 23 日
		いる行為	会社に対する処分
		イ AIJ投資顧問株式会社(以下「当社」という。)は、投資一任契約を締結している年金基金等の顧客(以下「顧客」という。)に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託「AIMグローバルファンド」(以下「AIMファンド」という。)の買付けを指図しているが、顧客に対してAIMファンドの各サブファ	登録取消し ・関東財務局長(金商) 第 429 号の登録を 取り消す。
		ンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた事実が認められた。 ロ 虚偽の基準価額の算定に当たっては、当社社長は、自らの相場観に基づき決定した一定の数値を虚偽の基準価額として算出していた。 ハ 当社社長により算出された虚偽の基準価額は、AIMファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役からAIMファンドの販売証券会社であるアイティーエム証券株式会社	業務改善命令 ①顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
		(以下「ITM」という。) に対して伝えられている。 ニ 当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成 19 年 10 月以降、66 の顧客(年金基金)に対し、ITMと一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていることが認められた。 上記の行為は、金融商品取引契約の締結に関して、顧客に対	②顧客の意向を踏ま を踏まる を踏まる を当社が顧客とある 投資一任契約にいる 投資では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で
		し虚偽のことを告げる行為であり、金融商品取引法第 38 条第 1 号に該当するものと認められる。 (2) 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為	理・保全措置に必要 とされる協力を速 やかにかつ適切に 行うこと。
		当社は、金融商品取引法第 42 条の 7 第 1 項の規定に基づく 運用報告書の記載事項について、金融商品取引業等に関する内閣府令第 134 条第 1 項第 2 号ロに規定する事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していることが認められた。	③②の管理・保全措置 を採るために必要 とされる情報を速 やかにかつ適切に 顧客に開示・提供す
		上記の行為は、虚偽の内容の運用報告書を作成し、顧客に交付しているものであり、金融商品取引法第 42 条の 7 第 1 項に違反するものと認められる。	ること。 ④顧客間の公平に配 慮しつつ、本件運用 財産について必要
		(3) 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する 行為	かつ適切な管理・保 全措置を採ること。
		イ 当社は第22 期事業報告書(平成22年1月1日から平成22年12月31日の事業年度)において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額として、国内の運用資産総額は183,210百万円、海外の運用資産総額は206,997百万円などと記載をして関東財務局長に提出している。	⑤会社財産を不当に 費消しないこと。 ⑥その他、本件運用財 産及び顧客保護の ために必要かつ適
		ロ しかしながら、これらの計数はAIMファンドの受託銀行 の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基 づかない虚偽の計数であることから、当社は事業報告書に虚 偽の記載をしていると認められる。	切な対応を行うこと。 で上記について、その対応状況を対応状
		上記の行為は、虚偽の事業報告書を作成し、関東財務局長に 提出したものであり、金融商品取引法第 47 条の2に違反する ものと認められる。	況を平成24年4月 6日までに書面で 報告すること。ま た、上記①~⑥の実
		(4) 忠実義務違反 イ 当社は、顧客である年金基金等の財産の運用に当たって、 著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装し た虚偽の基準価額をもってAIMファンドを購入すること を指図している。	施状況を、そのすべてが完了するまでの間、必要に応じて随時書面で報告すること。
		ロ また、当社は、AIMファンドが出資している投資事業組合(当社社長が実質的に支配)に解約請求に係る外国投資信	

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させている。ハ このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。上記の行為は、忠実義務に違反するものであり、金融商品取引法第42条第1項に違反するものと認められる。	
		(注) A I J投資顧問株式会社については、証券監視委より金融庁に対し、立入検査中の平成24年2月17日、当社において投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況について疑義が生じている旨連絡を行った。 金融庁は、これを受けて、同日(平成24年2月17日)中に当社に対し報告徴求命令を発出して報告を求めた結果、平成24年2月24日、当社に対し1ヶ月の業務停止命令を発出するとともに、「検査に協力すること、財産の運用・管理状況を早急に把握すること、顧客への説明・問合せ等に十分に対応すること、会社財産を不当に費消しないこと、運用財産の管理の徹底等万全の措置を講じること」等の業務改善命令を発出した。	

(平成23年4月~平成24年3月)

		(1/90 == 1	4月~平成 24年 3月 /
一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
		【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】酒井重工業(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 酒井重工業㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもつて、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 438万円 (注)課徴金額は、(1)に係るものについて、(有価証券の売付価額)と、(1) 主該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為に係る有価証券の買付価額)との合計額として計算される。 (※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量との合計額として計算される。 (※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量をいう。本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計438万1,000円。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、438万円 (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (2) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (3) 当該違反行為に係る売間が当数量は、 (4) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 96,000 株を加えた 683,000 株であることから、587,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、売付価額90,239,000円(※2)ー買付価額87,797,000円(※3、4)=2,442,000円	勧告後の経緯審判手続開始決定日平成 23 年 4 月 12 日第 1 回審 1 期日 (結審)平成 23 年 9 月 28 日課徴金納付命令日平成 23 年 12 月 13 日
		(※2) 売付価額は、	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		158 円×24,000 株 159 円×11,000 株 160 円×10,000 株 161 円×12,000 株 162 円×54,000 株 163 円×13,000 株 164 円×16,000 株 166 円×20,000 株 167 円×10,000 株 168 円×10,000 株 169 円×1,000 株	
		(※3) 買付価額は、 142 円×109,000 株 143 円×14,000 株 144 円×17,000 株 145 円×28,000 株 146 円×41,000 株 147 円×50,000 株 148 円×25,000 株 149 円×30,000 株 150 円×42,000 株 151 円×25,000 株 152 円×30,000 株 153 円×24,000 株 154 円×26,000 株 155 円×22,000 株 156 円×19,000 株 157 円×26,000 株	
		158 円×1,000 株 160 円×1,000 株 161 円×16,000 株 162 円×41,000 株 の合計額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(142 円)で買い付	
		(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、 当該超える数量 96,000 株 (683,000 株 - 587,000 株) について、	
		当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (185 円)に当該超える数量を乗じて得た額 17,760,000 円 (185 円×96,000 株) -有価証券の買付価額15,821,000円 (※5) =1,939,000円	
		(※5) 買付価額は、	
2	23. 6. 28	【違反行為】内部者取引(旧金商法第 175 条第 1 項) 【銘柄名】オックスホールディングス(大証ヘラクレス)	審判手続開始決定日 平成 23 年 6 月 28 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 7 月 22 日
		【課徴金納付命令対象者】オックスホールディングス㈱の子会社との契約締結者からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 オックスホールディングス㈱(以下「オックスHD」と	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		いう。)の子会社であるオックスキャピタル㈱ (以下「オックスキャピタル」という。)と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、オックスキャピタルに合計 5 億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており、同社の平成 18 年 8 月期決算において同額相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実になったという、子会社のオックスHDの業務等に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 18 年 8 月 30 日より前の、同月 11 日及び同月 14 日、オックスHDの株式合計 282 株を、自己の計算において、売付価額 555 万 6,240 円で売り付けた。 【課徴金額】 63 万円 (注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実の公表翌日の終値等) × (売付株数)となる。したがって、重要事実の公表翌日(平成 18 年 8 月 31 日)のオックスHDの株価の終値は、17,460 円であることから、売付価額5,556,240 円(※) - (17,460 円×282 株) = 632,520 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、63 万円 (※)売付価額は、 「8,900 円×46 株 18,910 円×4 株 19,000 円×100 株 19,100 円×32 株 21,000 円×100 株 19,100 円×32 株 21,000 円×100 株	おける審理は行わなかった。
		の合計額である。	
3	23. 6. 28	【違反行為】内部者取引(旧金商法第175条第1項) 【銘柄名】オックスホールディングス(大証へラクレス) 【課徴金納付命令対象者】オックスホールディングス(㈱の子会社との契約締結者からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 オックスホールディングス㈱(以下「オックスHD」という。)の子会社であるオックスキャピタル(以下「オックスキャピタル」という。)と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、オックスキャピタルに合計5億8,000万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており、同社の平成18年8月期決算において同額相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実になったという、子会社のオックスキャピタルに業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックストロの業務等に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成18年8月30日より前の、同月10日及び同月11日、オックスHDの株式合計100株を、自己の計算において、売付価額195万5,970円で売り付けた。	審判手続開始決定日 平成23年6月28日 課徴金納付命令日 平成23年7月22日 なお、課徴金納付命等を 対象者から事実関の があったかめ、 おける審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実の公表翌日の終値等) × (売付株数) となる。したがって、重要事実の公表翌日(平成18年8月31日)のオックスHDの株価の終値は、17,460円であることから、 売付価額1,955,970円(※) - (17,460円×100株) =209,970円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、20万円 (※) 売付価額は、 【18,800円×7株 18,810円×4株 18,850円×26株 18,860円×13株 20,200円×26株 20,220円×5株 20,350円×25 株 の合計額である。	
4	23. 7. 8	【違反行為】内部者取引(金商法175条2項) 【銘柄名】都築電産(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】都築電気㈱社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 都築電気㈱(以下「都築電気」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、都築電気が都築電産㈱(以下「都築電産」という。)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月17日より前の、同月13日、自己及び親族の計算において、都築電産の株式合計9,000株を買付価額221万6,700円で買い付けた。 【課徴金額】 141万円 (注) 課徴金額は、 (公開買付けの実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)ー(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後2週間における都築電産の最も高い株価は、平成22年7月30日の403円であることから、 (403円×9,000株) ー 買付価額2,216,700円(※)=1,410,300円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、141万円 (※)買付価額は、 (244円×1,900株 245円×300株 の合計額である。	審判手続開始決定日 課後金納付命令日 課後金納付命令日 平成 23 年 7 月 29 日 平成 23 年 7 月 29 日 本 23 年 7 月 29 日 本 23 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3
5	23. 7. 8	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 2 項) 【銘柄名】パナソニック電工(東証1部、大証1部)	審判手続開始決定日 平成23年7月8日 課徵金納付命令日 平成23年8月9日
		【課徴金納付命令対象者】パナソニック電工㈱社員	なお、課徴金納付命令

一連	勧告実施		
番号	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		【違反行為の態様】 パナソニック電工(以下「パナソニック電工」という。)とパナソニック(以下「パナソニック」という。)との間の秘密保持契約の履行に関し、パナソニックがパナソニック電工の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された平成22年7月30日より前の同月27日に、自己の計算において、パナソニック電工の株式2,000株を買付価額191万円で買い付けた。	対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行わなかっ た。
		【課徴金額】 31万円	
		(注) 課徴金額は、 (公開買付けの実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2週間におけるパナソニック電工の最も高い株価は、平成22年 8月6日の1,110円であることから、 (1,110円×2,000株) - 買付価額1,910,000円(955円×2,000株) =310,000円	
6	23. 7. 8	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 2 項)	審判手続開始決定日
		【銘柄名】パナソニック電工(東証1部、大証1部)	平成23年7月8日 課徴金納付命令日
		【課徴金納付命令対象者】パナソニック電工㈱社員からの第 一次情報受領者	平成23年8月9日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を
		【違反行為の態様】 パナソニック電工㈱の社員から、同人がパナソニック電工㈱(以下「パナソニック電工」という。)とパナソニック㈱(以下「パナソニック」という。)との間の秘密保持契約の履行に関し知った、パナソニックがパナソニック電工の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月30日より前の同月27日に、自己の計算において、パナソニック電工の株式1万株を買付価額955万円で買い付けた。	認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
		【課徴金額】 155 万円	
		(注) 課徴金額は、 (公開買付けの実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後2週間におけるパナソニック電工の最も高い株価は、平成22年8月6日の1,110円であることから、	
		(1,110 円×10,000 株) — 買付価額 9,550,000 円 (955 円×10,000 株) =1,550,000 円	
7	23. 8. 2	【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の 2 第 1 項) 【銘柄名】セイクレスト(大証ジャスダック)	審判手続開始決定日 平成23年8月2日 課徵金納付命令日 平成23年9月7日
		【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 (㈱セイクレストの株式につき、同株式の売買を誘引する	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
田 7 7 つづき		目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動 させるべき一連の売買をした。	があったため、審判廷に おける審理は行わなかっ た。
		【課徴金額】 58 万円	/ <u>_</u> 0
		(注) 課徴金額は、 (イ) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額) — (有価証券の買付価額)	
		と、 (ロ) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を 経過するまでの間の各日における当該有価証券の最低価格×当該 超える数量)	
		または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日に おける当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券 の買付価額) との合計額として計算される。	
		(※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量 と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	
		・ 平成 22 年 10 月 27 日午前 10 時 58 分ころから同日午後零時 40 分ころまでの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2) によりそれぞれ算定される額の合計 434,784 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、43万円	
		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量 が、121,880株であることから、121,880株となる。	
		当該売買対当数量に係るものについて、	
		売付価額 9, 729, 727 円 (※ 2) -買付価額 9, 294, 943 円 (※ 3) =434, 784 円	
		(※2) 売付価額は、	
		(※3) 買付価額は、	
		(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量が同じであることから、当該超える数量は、0株とな る。	
		・ 平成 22 年 10 月 27 日午後 1 時 47 分ころから同日午後 2 時 9 分 ころまでの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)に よりそれぞれ算定される額の合計 157,680 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、15 万円	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
在 7 7 つづき		(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、147,173 株であることから、147,173 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 12,408,924 円(※4) ー買付価額 12,251,244 円(※5)=157,680 円 (※4) 売付価額は、	
8	23. 9. 13	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 2 項) 【銘柄名】サイバー・コミュニケーションズ(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】(㈱サイバー・コミュニケーションズ社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】	審判手続開始決定日

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		(※) 買付価額は、 17,270 円×3株 17,280 円×1株 17,300 円×10 株 17,320 円×3 株 17,380 円×11 株 17,390 円×7 株 17,400 円×2 株 17,440 円×7 株 17,450 円×6 株 17,880 円×20 株 17,960 円×25 株 の合計額である。	
9	23. 9. 13	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 2 項) 【銀骸名】ジェイ・エー・エー(東証 2 部) 【課骸金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉先役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (構ジェイ・二十一の役員 A から、同社の役員 B が同社と(株ギャロップ(以下「ギャロップ」という。)との間の公開買付けの応募に関する基本合意契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員 A がその職務に関し知った、ギャロップの業務執行を決定する機関が、(株)シェイ・エー・エー(以下「ジェイ・エー・エー)シの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 4 月 16 日 より前の同年 3 月 17 日から同年 4 月 15 日までの間に、自己の計算において、ジェイ・エー・エーの株式合計 176 株を買付価額合計 1,586 万 3,200円で買い付けた。 【課徴金額】 879 万円 (注) 課徴金額は、(公開買付けの実施に関する事実が公表された後 2 週間におけるジェイ・エー・エーの最も高い株価は、平成 22 年 4 月 22 日の 140,100 円であることから、(140,100 円×176 株) ー買付価額 15,863,200 円(※)=8,794,400 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、879 万円 (※) 買付価額は、86,500 円×1 株 86,900 円×1 株 87,000 円×7 株 88,000 円×1 株 89,000 円×3 株 89,000 円×1 株 89,000 円×3 株 89,000 円×1 株 89,000 円×1 株 90,000 円×1 1 株 91,000 円×1 株 91,600 円×1 株 91,000 円×1 株 91,600 円×1 株 92,800 円×1 株 92,800 円×1 株 92,800 円×1 株 92,800 円×1 株 92,900 円×1 株 93,000 円×1 5 株 94,000 円×1 5 株 94,000 円×1 5 株 92,800 円×1 4 92,900 円×1 5 株 93,000 円×1 5 株 94,000 円×1 5 株 94,00	審判手続開始決定日 平成 23 年 9 月 13 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 10 月 11 日 平成 23 年 10 月 11 日 なお 本 から事 と いる を と と いる と と と と と と と と と と と と と と と と

一連	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 10	23. 10. 12	【違反行為】内部者取引(金商法175条1項) 【銘柄名】ジャストシステム(ジャスダック) 【課徴金納付命令対象者】(㈱ジャストシステムとの契約締結者 【違反行為の態様】 (㈱ジャストシステム(以下「ジャストシステム」という。)との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の履行に関し、ジャストシステムの業務執行を決定する機関が、(㈱キーエンス(以下「キーエンス」という。)を割当先とする第三者割当増資を行うこと及びキーエンスとの業務提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、上記事実が公表された平成21年4月3日より前の同年2月5日及び同月6日、自己の計算において、ジャストシステムの株式合計1,000株を買付価額合計15万円で買い付けた。 【課徴金額】 23万円 (注)課徴金額は、(重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)ー(買付価格)×(買付株数)となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるジャストシステムの最も高い株価は、平成21年4月6日の380円であることから、(380円×1,000株)ー買付価額150,000円(150円×1,000株)=230,000円	審判手続開始決定日 平成23年10月12日 課徴金納付命令日 平成23年11月14日 平成23年11月14日 なお、課徴金納付命令 対象あるを関係の提手書判 がある。 を出いた。
11	23. 11. 2	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】トラベラー(ジャスダック) 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 トラベラー㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】 43万円 (注)課徴金額は、(イ)売買対当数量(※1)に係るものについて、(有価証券の売付価額)ー(有価証券の買付価額)と、(ロ)当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量)ー(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。 (※1)売買対当数量:当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	審判手続開始決定日 平成23年11月2日 課徴金納付命令日 平成23年12月26日 平成23年12月26日 なお、課働金納付係等提 を納りののからのからのからのからのからのからのからのからを があるる。 では行わなかった。

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
田 7 11 つづき		本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 434,000円 →課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、43万円 (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、17,000株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、73,000株であることから、17,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、売付価額2,790,000円(※2)ー買付価額2,649,000円(※3)=141,000円 (※2) 売付価額は、 「154円×1,000株 155円×2,000株 167円×7,000株 169円×5,000株 167円×7,000株 169円×5,000株 の合計額である。 (※3) 買付価額は、 「45円×3,000株 153円×3,000株 155円×1,000株 160円×10,000株 の合計額である。 (※3) 買付価額は、 「45円×3,000株 160円×10,000株 の合計額である。	
		経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(158円)に当該超える数量を乗じて得た額 8,848,000円(158円×56,000株)-買付価額8,555,000円(※ 4)=293,000円 (※4) 買付価額は、 125円×1,000株 130円×1,000株 134円×4,000株 135円×3,000株 136円×1,000株 138円×2,000株 139円×3,000株 140円×5,000株 141円×1,000株 153円×3,000株 156円×1,000株 156円×2,000株 156円×2,000株 169円×5,000株 168円×10,000株 169円×5,000株 0合計額である。	
12	23. 12. 20	【違反行為】内部者取引(金商法 175条 2項) 【銘柄名】 V S N (大証ジャスダック) 【課徴金納付命令対象者】㈱ V S N 役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱ V S N (以下「V S N」という。)の役員から、同人が V S N と R ホールディングス㈱(以下「R ホールディングス」という。)との間の秘密保持契約の履行に関し知った、	審判手続開始決定日 平成23年12月20日 課徴金納付命令日 平成24年1月20日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行わなかっ た。

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		Rホールディングスの業務執行を決定する機関が、VSNの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年8月16日より前の同月2日から同月11日までの間に、自己の計算において、VSNの株式合計3,900株を買付価額合計233万2,100円で買い付けた。	
		【課徴金額】 98 万円	
		(注) 課徴金額は、 (公開買付けの実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後 2週間におけるVSNの最も高い株価は、平成22年8月17日 の850円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。	
		(850 円×3, 900 株) - 買付価額 2, 332, 100 円(※) = 982, 900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、 <u>98 万円</u>	
		(※) 買付価額は、	
13	24. 2. 3	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 1 項) 【銘柄名】日本風力開発(東証マザーズ)	審判手続開始決定日 平成24年2月3日 課徴金納付命令日
		【課徴金納付命令対象者】日本風力開発㈱役員からの第一次 情報受領者	平成24年3月2日 なお、課徴金納付命令
		【違反行為の態様】 日本風力開発㈱(以下「日本風力開発」という。)の役員 から、同人がその職務に関し知った、同社の会計監査人の 異動、それに伴い平成22年3月期の有価証券報告書の提出 が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなっ た旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要 な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事 実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年6 月14日より前の同月8日、自己の計算において、日本風力 開発の株式合計50株を売付価額合計918万7,900円で売り 付けた。	対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行わなかっ た。
		【課徴金額】 653 万円	
		(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後2週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間における日本風力開発の最も低い株価は、平成22年6月23日の53,000円であることから、	
		売付価額 9, 187, 900 円(※) — (53, 000 円×50 株) =6, 537, 900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、 <u>653 万円</u>	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		(※) 売付価額は、	
14	24. 2. 3	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 1 項) 【銘柄名】高木証券(東証 2 部、大証 2 部) 【課徴金納付命令対象者】高木証券㈱顧問 【違反行為の態様】 職務に関し、①高木証券㈱の平成 23 年 3 月期第 2 四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として 55 億 9,000 万円の特別損失を計上することが確実になった旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②同社の業務強行を決定する機関が平成 23 年 3 月期の中間配当を無配とすることについての決定をした旨の重要事実、及び③同社の同期の期末配当について、平成 22 年 7 月 28 日に公表された予想値は 3 円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は 0 円となり、公表された直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値に対いて投資す影響が重要なものとして内閣府令で定めるながら、上記各事実の公表がされた平成 22 年 10 月 26 日午後 3 時ころより前の同月 22 日午前 9 時 4 分ころから同月 26 日午後零時 32 分ころまでの間、自己の計算において、高木証券の株式合計 4 万 2,000 株を売付価額合計 450 万 8,000 円で売り付けた。 【課徴金額】 131 万円 (注)課徴金額は、(売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数)となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における最も低い株価は、平成 22 年 10 月 29 日の 76 円であることから、 売付価額 4,508,000 円 (※) - (76 円×42,000 株) =1,316,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、131 万円 (※) 売付価額は、 106 円×10,000 株 107 円×15,000 株 108 円×5,000 株 109 円×7,000 株 108 円×5,000 株 109 円×7,000 株 108 円×5,000 株 109 円×7,000 株 100 円×3,000 株	審判手続開始決定日 平成 24 年 2 月 3 日 課 後金納付命令日 平成 24 年 3 月 29 日 平成 24 年 3 月 29 日 なお、課 り 事子書ののののです。 なおからの答が、 おいのです。 なおからのです。 なおからのです。 なおからのです。 なおからのです。 なおからのです。 なおがらいる。
15	24. 2. 28	の合計額である。 【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 1 項)	審判手続開始決定日
		【銘柄名】アサヒ衛陶(大証2部)	平成 24 年 2 月 28 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 3 月 29 日
		【課徴金納付命令対象者】アサヒ衛陶㈱役員からの第一次情報受領者	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を
		【違反行為の態様】	認める旨の答弁書の提出

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		アサヒ衛陶㈱(以下「アサヒ衛陶」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成23年11月期の当期純利益について、平成23年1月17日に公表がされた直近の予想値500万円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が7,400万円として公表がされた平成23年4月14日より前の同月6日及び同月12日、自己の計算において、アサヒ衛陶の株式合計2,000株を買付価額合計12万4,000円で買い付けた。	があったため、審判廷における審理は行わなかった。
		【課徴金額】 10万円	
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるアサヒ 衛陶の最も高い株価は、平成23年4月18日の116円であるこ とから、	
		(116 円×2,000 株)-買付価額 124,000 円(※) =108,000 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>10 万円</u>	
		(※) 買付価額は、 (60 円×1,000 株 64 円×1,000 株) の合計額である。	
16	24. 3. 16	【違反行為】內部者取引(金商法 175 条 1 項)	審判手続開始決定日 平成 24 年 3 月 16 日
		【銘柄名】SJI(ジャスダック)	審判手続中 (平成 24 年 5 月 31 日現在)
		【課徴金納付命令対象者】㈱SJIの契約締結交渉先役員からの第一次情報受領者	
		【違反行為の態様】 (㈱SJI(以下「SJI」という。)と業務提携基本契約の締結の交渉をしていた Digital China Holdings Ltd. (以下「デジタル・チャイナ」という。)の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、SJIの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及びデジタル・チャイナと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成21年11月4日より前の同年8月28日、自己の計算において、SJIの株式合計24株を買付価額合計46万4,040円で買い付けた。	
		【課徴金額】 55万円	
		(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数) - (買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるSJI の最も高い株価は、平成21年11月6日の42,400円であること から、課徴金の額は下記の金額となる。	
		(42, 400 円×24 株) -買付価額 464, 040 円 (※) = 553, 560 円	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、 <u>55万円</u> (※) 買付価額は、 (19,260円×4株 19,350円×20株) の合計額である。	
17	24. 3. 21	【違反行為】内部者取引(金商法 175 条 2 項) 【銘柄名】コロムビアミュージックエンタテインメント(東証 1 部) 【課徴金納付命令対象者】㈱フェイス社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 (㈱フェイス(以下「フェイス」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、フェイスの業務執行を決定する機関が、コロムビアミュージックエンタテインメント㈱の総株主等の議決権の数の 100 分の 5 以上の株式を買い集めることについての決定をした旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 1 月 22 日より前の同月 20 日、自己の計算において、コロムビアミュージックエンタテインメント㈱の株式合計 11 万株を買付価額合計 373 万円で買い付け	審判手続開始決定日 平成24年3月21日 課徴金納付命令日 平成24年4月17日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係提出 があったため、審判廷に おける審理は行わなかっ た。
		た。 【課徴金額】 133 万円 (注)課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるコロムビアミュージックエンタテインメント (株の最も高い株価は、平成22年1月22日の46円であることから、 (46円×110,000株) - 買付価額3,730,000円(※) =1,330,000円 (※) 買付価額は、 (33円×10,000株 34円×100,000株) の合計額である。	
18	24. 3. 21	【違反行為】内部者取引(金商法175条1項) 【銘柄名】国際石油開発帝石(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】中央三井アセット信託銀行㈱ 【違反行為の態様】 中央三井アセット信託銀行㈱は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石㈱と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、国際石油開発帝石㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の	審判手続開始決定日 平成24年3月21日 審判手続中 (平成24年5月31日現在) ※ただし、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われない

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18 つづき		伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 7 月 8 日より以前の同月 1 日から同月 7 日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石㈱の株式合計 210 株を総額 1 億 124 万 1,498 円で売り付けた。 【課徴金額】 5 万円 (注) 課徴金額は、 金商法第 175 条第 1 項第 3 号に規定する売買をした者 (以下「違反者」という。)が運用財産の運用として当該売買を行った場合、(ア)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ケ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 (ア)3,498,149 円×(イ)44,150,000 円÷(ケ)2,782,689,629 円=55,501 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、5 万円	

- ※1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。
- ※2 「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

(3) 課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)

(平成23年4月~平成24年3月)

		, , , , , , ,	4月~平成 24年 3月)
一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 1		 ○無届社債券募集 (金商法第4条第1項) 【課徴金納付命令対象者】ワールド・リソースコミュニケーション㈱(旧商号:アフリカントラスト㈱) 【違反行為の態様】 	翻告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 23 年 4 月 15 日 第 1 回審判期日(結審) 平成 23 年 8 月 3 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 9 月 22 日
		平成 22 年 7 月 31 日までの間、延べ 4,122 名の者に対して、これらの社債券を合計 7,818,000,000 円で取得させた。 ② アフリカンパートナー㈱ (平成 21 年 11 月 18 日にワールド・リソースコミュニケーション㈱に吸収合併) アフリカンパートナー㈱は、4 種類の償還期間(1 年・2 年・3 年・5 年)の社債券(払込期日が平成 21 年 7 月 31 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間の各月末日のもの)について、いずれも少なくとも50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成 21 年 7 月 31 日から平成21 年 10 月 31 日までの間、延べ507 名の者に対して、これらの社債券を合計838,800,000 円で取得させた。	
		ワールド・リソースコミュニケーション(構及びアフリカンパートナー(構)は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債権を 49 名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、両社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして両社が行った社債券の取得勧誘は、金商法第4条第1項の規定による届出をしているものでなければすることができないものあったにもかかわらず、両者はこの届出をしていなかった。	
		【課徴金額】 1億9,468万円(※) (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① ワールド・リソースコミュニケーション(株)	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容			勧告後の経緯
1 つづき		証券の発行価額の	第1項第1号の規定は 総額の100分の2.25は 、課徴金額は下表のと	(※) 課徴金納付命令決定時 おける課徴金額は1億9,4417 円に変更されている。	
		払込期 日	発行価額の総額	課徴金額(注)	
		平成 21 年 1 月 31 日	149, 900, 000 円	3, 370, 000 円	
		平成 21 年 2 月 28 日	245, 400, 000 円	5, 520, 000 円	
		平成 21 年 3 月 31 日	321, 000, 000 円	7, 220, 000 円	
		平成21年4月30日	632, 000, 000 円	14, 220, 000 円	
		平成 21 年 5 月 31 日	437, 000, 000 円	9,830,000円	
		平成21年 6月30日	653, 800, 000 円	14,710,000円	
		平成 21 年 7 月 31 日	777, 500, 000 円	17, 490, 000 円	
		平成 21 年 8 月 31 日	461, 200, 000 円	10, 370, 000 円	
		平成 21 年 9 月 30 日	414, 800, 000 円	9, 330, 000 円	
		平成 2 1 年 10 月 31	396, 200, 000 円	8,910,000円	
		平成 21 年 11 月 30 日	659, 700, 000 円	14,840,000 円	
		平成 21 年 2 月 31 日	420, 400, 000 円	9, 450, 000 円	
		平成 22 年 1 月 31 日	379, 400, 000 円	8,530,000円	
		平成 22 年 2 月 28 日	295, 000, 000 円	6, 630, 000 円	
		平成 22 年 3 月 31 日	441, 500, 000 円	9, 930, 000 円	
		平成 22 年 4 月 30 日	400, 000, 000 円	9,000,000円	
		平成 22 年 5 月 31 日	263, 200, 000 円	5, 920, 000 円	
		平成 22 年 6 月 30 日	256, 800, 000 円	5, 770, 000 円	
		平成 22 年 7 月 31 日	213, 200, 000 円	4, 790, 000 円	
		合計	7, 818, 000, 000 円	175, 830, 000 円	
		(注)発行価額の総額 引法第 176 条第 2 I	こ 100 分の 2.25 を乗じ 質の規定により 1 万円未	た金額。また、金融商品取	
		証券の発行価額の 額となることから なお、金商法第 により消滅したと した法人がした行 ㈱に対する課徴金	第1項第1号の規定に 総額の100分の2.25に 、課徴金額は下表のと 176条第4項の規定に きは、これらの者がし 為とみなすことから、	こより、取得させた有価こ相当する額が課徴金のこおりとなる。こより、当該法人が合併した行為は、合併後存続アフリカンパートナーフールド・リソースコミ	
		払込期日	発行価額の総額	課徴金額 (注)	
		平成 21 年 7 月 31 日	77, 200, 000 円	1,730,000円	
		平成 21 年 8 月 31 日	226, 300, 000 円	5,090,000円	
		平成 21 年 9 月 30 日	218, 600, 000 円	4,910,000円	
		平成 21 年 10 月 31 日	316, 700, 000 円	7, 120, 000 円	
		合計	838, 800, 000 円	18, 850, 000 円	
			こ 100 分の 2.25 を乗じ 頁の規定により 1 万円未	た金額。また、金融商品取 満の端数を切捨て。	

/丰					
一連番号	制告実施 年月日	勧告の対象となった法	令違反等の内容		勧告後の経緯
2	23. 4. 26	(旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 172 条第 1 項) 【課徴金納付命令対象者】 S B I ネットシステムズ㈱(東証			審判手続開始決定日 平成 23 年 4 月 26 日 課徵金納付命令日 平成 23 年 5 月 31 日
		【違反行為の態様】 架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上及びソフトウェ アの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載があ			なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか った。
		【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示			
			(単位	: 百万円)	
		(平成 18 年 3 月期)	虚偽記載額	認定金額	
		連結経常損益	38	▲ 404	
		連結当期純損益	31	▲ 445	
		連結純資産額(資本合計)	1, 598	1 121	
		(平成 18 年 9 月中間期)			
		連結純資産額	947	541	
		(平成19年3月期)	A 14C	▲ □CC	
		連結純資産額 (平成 19 年 9 月中間期)	▲ 146	▲ 566	
		連結中間純損益	▲ 116	▲ 246	
		連結純資産額	▲ 294	▲ 240 ▲ 845	
		(平成 20 年 3 月期)	_231	_010	
		連結純資産額	70	▲ 20	
		(平成20年6月第1四半期)			
		連結純資産額	39	▲ 39	
		○ 発行開示 平成 20 年 2 月 15 日提出有価証 (組込情報) 平成 19 年 3 月期有 平成 19 年 9 月中間 平成 20 年 8 月 8 日提出有価証券 (組込情報) 平成 20 年 3 月期有 平成 20 年 6 月第 1	所価証券報告書 別期半期報告書 「届出書 「価証券報告書	に書	
		【課徴金額】 1億1,068万円			
		(注) 課徴金額は、以下のように算出	される。		
		① 平成 18 年 3 月期有価証券報告	書に係るもの		
		同社の株式の市場価額の総額に (396,694円)が300万円を超えた			
		② 平成 18 年 9 月中間期半期報告 券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額は (226,661円)が300万円を超え イ 平成18年9月中間期半期報 ロ 平成19年3月期有価証券報 となるが、これらの書類が同一の	こ 10 万分の3をすないことから、 告書については、 告書については、	乗じて得た額 150 万円 300 万円	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
田 7 2 つづき		とから、旧金商法第 185 条の7 第2項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ii 平成 19 年 9 月中間期半期報告書と係る課徴金の額は、200 万円 i 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額(62,123 円)が 300 万円を超えないことから、イ 平成 19 年 9 月中間期半期報告書については、150 万円 ロ 平成 20 年 3 月期有価証券報告書については、300 万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の7 第 2 項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 i 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 i 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 i 平成 20 年 3 月期有価証券報に10 万分の3 を乗じて得た額(143,291 円)が300 万円を超えないことから、150 万円となる。 c	
3	23. 5. 27	 ○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項) 【課徴金納付命令対象者】㈱DPGホールディングス(名証セントレックス) 【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上及び債務免除益の架空計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 【虚偽記載の内容】 (単位:百万円(平成 21 年 12 月期) 虚偽記載額 認定金額連結当期純損益	審判手続開始決定日 平成23年5月27日 課徴金納付命令日 平成22年6月23日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実書の授予 認めるを発力といる。 おあったため、おける おける。

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった社	勧告の対象となった法令違反等の内容		
3		(平成22年6月第2四半期) 連結純資産額 (平成22年9月第3四半期) 連結純資産額	▲ 353	▲ 503	
		連結純資産額 【課徴金額】 1,200 万円 (注)課徴金額】 1,200 万円 (注)課徴金額は、以下のように算品 ① 平成21年12月期有価証券報額 同社の株式の市場のを超える ② 平成22年3月第1四半期の半期の半期の半期の半期の中期のである。 同社の株式の市場価額の総半期でで成22年6月第2四半半期がそれでは22年9月第3四半期の300万円で成22年6月第2四半期の300万円で成22年6月第2四半期の300万円による。 正 平成22年9月第3四半期の300万円によるが、これらの書類がの7年とから、金商法第185条のでであるが、これらの書類がの7年とから、金商法第185条のでである。 正 平成22年9月第3四半期の300万円による。 正 平成200万円による。 正 平成200万円による。 1 平成200	告書に係るものこれ 10 万分の6を乗ないことから、600万 2 2 4 9 月第3四半期報告書 25, 12 2 10 万分報告書 25, 12 2 12 2 13 2 14 14 15 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	<u>5円</u> となる。 年6月期となり 1019年8月期日 1019年1019日日 1019日 1019日	
4	23. 6. 28	○ 無届社債券募集 (金商法第4条第1項) 【課徴金納付命令対象者】東亜エ 【違反行為の態様】 東亜エナジー㈱は、2種類の 社債券(払込期日が平成22年5 31日までの間のもの。)についる 名以上の者を相手方として取得の者として、これらの社債券 取得させた。 東亜エナジー㈱は、各回号される。 東亜エナジー㈱は、各回号される。 東亜エナジー㈱は、各回号では、社債券の具体的な回号のでは、社債券の具体的な示されて、おおよその利率が示されて、のて、各回号の社債券ごとに取	の償還期間(3年 5月31日から平成 5月31日から平成 で、いずれも少な 動誘を行い、延っ を合計 2,713,100 ごとに利率がわずだ させているが、取行 なび発行条件を決え いるのみであった	23年5月 23年5月 23年5月 23年5月 20,000円 21年 31年 31年 31年 31年 31年 31年 31年 31年 31年 3	審判手続開始決定日 平成23年6月28日 課徴金納付命令日 平成23年8月24日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書判廷に おける審理は行われなか った。

一連	勧告実施 年 月 日	勧告の対	象となった法令違反等	等の内容	勧告後の経緯
番号 4 つづき	年月日	なく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものと認められ、また、同社は、毎月末頃に設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていたものと認められる。このようにして同社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第4条第1項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、同社はこの届出をしていなかった。 【課徴金額】 6,098万円(※) (注) 課徴金額は、以下のように算出される。金融商品取引法第172条第1項第1号の規定により、取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の2.25に相当する額が課徴金			
)総額の 100 分の 2.25 k 課徴金額は下表の通り		(※) 課徴金納付命令決定時に おける課徴金額は6,092万円に 変更されている。
		払込期日	発行価額の総額	課 金 (注)	
		平成 22 年 5 月 31 日	151, 200, 000 円	3, 400, 000 円	
		平成 22年6月30日	136, 300, 000 円	3,060,000 円	
		平成 22 年 7 月 31 日	99, 600, 000 円	2, 240, 000 円	
		平成 22 年 8 月 31 日	302, 000, 000 円	6,790,000 円	
		平成 22 年 9 月 30 日	169, 200, 000 円	3,800,000円	
		平成 22 年 10 月 31 日	224, 900, 000 円	5,060,000円	
		平成 22 年 11 月 30 日	220, 300, 000 円	4,950,000 円	
		平成 22 年 12 月 31 日	263, 500, 000 円	5, 920, 000円	
		平成 23 年 1月 31 日	200, 800, 000 円	4,510,000円	
		平成 23 年 2 月 28 日	233, 400, 000 円	5, 250, 000 円	
		平成 23年3月31日	273, 300, 000 円	6, 140, 000 円	
		平成23年 4月28日	262, 800, 000 円	5,910,000円	
		平成23年5月31日	175, 800, 000 円	3,950,000円	
		合計	2,713,100,000円	60, 980, 000 円	
			こ 100 分の 2.25 を乗じた。 頁の規定により1万円未満		
5	23. 7. 15		等の虚偽記載 の2第1項・第2項、 、第 172 条の2第1円		審判手続開始決定日 平成 23 年 7 月 15 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 8 月 24 日
		【課徴金納付命令対 【違反行為の態様】 売上の前倒し計 載がある有価証券 等を組込情報とす 価証券を取得させ	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか った。		

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった治	よ令違反等の内容	3	勧告後の経緯
5		 【虚偽記載の内容】			
		〇 継続開示			
つづき			(単位	: 百万円)	
		(平成 18 年 10 月中間期)	虚偽記載額	認定金額	
		連結中間純損益	7	▲ 122	
		(平成19年4月期)			
		連結当期純損益	▲80	▲ 179	
		(平成20年7月第1四半期)			
		連結純資産額	1, 961	1, 555	
		(平成21年4月期)			
		連結純資産額	1, 436	1, 113	
		(平成21年7月第1四半期)			
		連結純資産額	1, 317	976	
		(平成 21 年 10 月第 2 四半期)			
		連結純資産額	1, 366	1,011	
		(平成22年1月第3四半期)			
		連結純資産額	1, 598	1, 247	
		(平成 22 年 4 月期)			
		連結当期純損益	▲ 34	▲ 103	
		連結純資産額	1, 758	1, 365	
		(平成 22 年 7 月第 1 四半期)	. 505	1 050	
		連結純資産額	1, 765	1, 370	
		○ 発行開示			
		平成 21 年 12 月 4 日提出有価i	証券居出書		
		(組込情報) 平成 21 年 4 月期			
		=	第2四半期四半期	報告書	
		【課徴金額】 3,108万円			
		(注) 課徴金額は、以下のように算	出される。		
		① 平成 18 年 10 月中間期半期報告券報告書に係るもの	告書及び平成 19年	4月期有価証	
		同社の株式の市場価額の総額 (117,843円)が300万円を超え		乗じて得た額	
		イ 平成 18 年 10 月中間期半期			
		ロ 平成 19 年 4 月期有価証券報 となるが、これらの書類が同一。			
		とから、旧金商法第 185 条の 7			
		を個別決定ごとの算出額に応じ		· ·	
		なる。 i 平成 18 年 10 月中間期半	期報告書に係る課例	敦金の額は、	
		<u>100 万円</u> ii 平成 19 年 4 月期有価証券	₹報告書に係る課徴	な金の額は、	
		<u>200 万円</u>			
		② 平成20年7月第1四半期四半 有価証券報告書に係るもの			
		同社の株式の市場価額の総額 (43,835 円) が 300 万円を超え		乗じて得た額	
		イ 平成 20 年 7 月第 1 四半期四 150 万円		いては、	
		ロ 平成 21 年 4 月期有価証券報となるが、これらの書類が同一			
		こなるが、これりの音類が同一	ツ尹未十及に除る	ものであるこ	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		とから、旧金商法第 185 条の7第2項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 20 年7月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ii 平成 21 年4月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200万円	
		③ 平成 21 年 7 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 10 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 1 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 4 月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 平成 21 年 7 月第 1 四半期四半期報告書 44,754 円平成 21 年 10 月第 2 四半期四半期報告書 48,276 円平成 22 年 1 月第 3 四半期四半期報告書 54,731 円平成 22 年 4 月期有価証券報告書 53,370 円が 600 万円を超えないことから、イ平成 21 年 7 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円 中成 21 年 10 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円 ステス・22 年 4 月期有価証券報告書については、600 万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 21 年 7 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ii 平成 21 年 10 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ii 平成 21 年 10 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の	
		額は、 <u>120 万円</u>	
		(63,377円)が600万円を超えないことから、300万円となる。 (5) 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に	
		相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 12 月 4 日 提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 357, 400, 000×4.5/100=16, 083, 000 円 について、1万円未満を切り捨てて、1,608万円となる。	
6	23. 8. 25	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、金商法 172 条の 2 第 1 項、第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)	審判手続開始決定日 平成 23 年 8 月 25 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 9 月 29 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱fonfun(大証ジャスダック)【違反行為の態様】貸倒引当金の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法	会違反等の内容	ş	勧告後の経緯
田 グ 6 つづき		等により、重要な事項につき虚告書等を提出し、当該有価証券 有価証券届出書に基づく募集 た。	く報告書等を組む	入情報とする	った。
		【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示			
		., ., ., .	(単位	: 百万円)	
		(平成20年6月第1四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	▲ 123	▲ 264	
		(平成20年9月第2四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	▲ 568	▲ 797	
		(平成 20 年 12 月第 3 四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	▲ 667	▲ 1, 100	
		連結純 産額	1,501	1, 069	
		(平成 21 年 3 月期)			
		連結当期純損益	▲ 1,680	▲ 2, 129	
		純資産 額	613	132	
		(平成21年6月 第1四半期)			
		純資産 額	630	155	
		(平成21年9月第2四半期)	2.40	4.50	
		純資産額	640	173	
		(平成 21 年 12 月第 3 四半期) 連結体次 立 額	797	974	
		連結純資産額	727	274	
		(平成 22 年 3 月期) 連 純 産額	776	216	
		(平成 22 年 6 月第 1 四半期)	770	316	
		連結純資産額	775	333	
		(平成22年9月第2四半期)	110	333	
		連結純資産額	791	359	
		○ 発行開示 平成 21 年 10 月 30 日提出有 (組込情報)平成 21 年 3 月 平成 21 年 6 月			
		【課徴金額】 1,963 万円			
		(注) 課徴金額は、以下のように算と	出される。		
		① 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半 四半期四半期報告書、平成 20 年 及び平成 21 年 3 月期有価証券報 同社の株式の市場価額の総額以 (473, 326 円) が 300 万円を超え イ 平成 20 年 6 月第 1 四半期四 150 万円 ロ 平成 20 年 9 月第 2 四半期四 150 万円 ハ 平成 20 年 12 月第 3 四半期四 ハ 平成 20 年 12 月第 3 四半期四	12月第3四半期 告書に係るもの こ10万分の3を こないことから、 半期報告書につい 半期報告書につい	四半期報告書乗じて得た額いては、いては、	
		150 万円 ニ 平成 21 年 3 月期有価証券報		v ' C Vd.	
		300 万円 となるが、これらの書類が同一の	の事業年度に係る	ものであるこ	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		とから、旧金商法第 185 条の7第2項の規定により、300 万円 を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額と なる。	
		 i 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60 万円 ii 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の 	
		額は、 <u>60 万円</u> iii 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>60 万円</u>	
		iv 平成 21 年 3 月有価証券報告書に係る課徴金の額は、 120 万円	
		 ② 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書及び平成22年3月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額平成21年6月第1四半期四半期報告書22,625円平成21年9月第2四半期四半期報告書40,151円平成21年12月第3四半期四半期報告書32,582円平成22年3月期有価証券報告書32,791円 	
		が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、	
		300 万円 ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円	
		ニ 平成 22 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ	
		とから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を 個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな る。 i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の	
		額は、 <u>120 万円</u> ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、 <u>120 万円</u>	
		iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 iv 平成 22 年 3 月有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240 万円	
		③ 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書及び平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額	
		平成22年6月第1四半期四半期報告書 47,180円 平成22年9月第2四半期四半期報告書 32,470円 が600万円を超えないことから、	
		イ 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 となる。	
		④ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、平成21年10月30日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、103,000,000×4.5/100=4,635,000円について、1万円未満を切り捨てて、463万円となる。	

24.			
一連番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7	23. 11. 29	○ 四半期報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 2 項)	審判手続開始決定日 平成 23 年 11 月 29 日 課徵金納付命令日
		【課徴金納付命令対象者】日本産業ホールディングス㈱(札 証アンビシャス)	平成23年12月26日 なお、課徴金納付命令
		【違反行為の態様】 一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽 の記載がある四半期報告書を提出した。	対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか った。
		【虚偽記載の内容】	·) / C o
		(単位:百万円)	
		(平成 22 年 3 月第 3 四半期) <u>虚偽記載額</u> <u>認定金額</u>	
		連結経常損益(累計) ▲172 ▲237 連結四半期純損益(累計) ▲192 ▲257	
		【課徴金額】 150 万円	
		(注) 課徴金額は、以下のように算出される。	
		平成22年3月第3四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (33,989円)が600万円を超えないことから、300万円とな るが、平成22年3月第3四半期四半期報告書については、金 商法第26条の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減 額に係る報告がされていることから、金商法第185条の7第 12項の規定により、300万円に100分の50を乗じて得た額に 相当する額である150万円となる。	
		111 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
8	24. 1. 20	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項)	審判手続開始決定日 平成24年1月20日 審判手続中
		【課徴金納付命令対象者】㈱塩見ホールディングス(大証2 部)	(平成 24 年 5 月 31 日現在)
		【李二仁光の乾樸】	
		【違反行為の態様】 のれんの過大計上又は土地の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当	
		該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	
		【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示	
		(単位:百万円)	
		(平成22年3月期) 虚偽記載額 認定金額	
		連結純資産額 ▲2,131 ▲3,710 (VI は 22 年 6 日 第 1 四 米 地)	
		(平成 22 年 6 月第 1 四半期) 連結純資産額 ▲2,623 ▲4,183	
		(平成 22 年 9 月第 2 四半期) ■2, 023 ■4, 103	
		連結純資産額 ▲ 2,806 ▲ 4,346	
		(平成 22 年 12 月第 3 四半期)	
		連結純資産額 ▲1,085 ▲2,606	
		(平成 23 年 3 月期)	
		連結純資産額 332 ▲1,167	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8		(平成 23 年 6 月第 1 四半期)	
つづき		連結純資産額 ▲ 68 ▲ 1,	599
2,26		(平成 22 年 3 月期 (訂正))	
		連結純資産額 ▲2,179 ▲3,	710
		(平成 22 年 6 月第 1 四半期(訂正))	
		連結純資産額 ▲2,651 ▲4,	183
		(平成22年9月第2四半期(訂正))	
		連結純資産額 ▲2,814 ▲4,	346
		(平成22年12月第3四半期(訂正))	
		連結純資産額 ▲1,074 ▲2,	606
		(平成 23 年 3 月期 (訂正))	107
		連結純資産額 363 ▲ 1,	167
		○ 発行開示	
		平成 22 年 10 月 27 日提出有価証券届出書(普通株式)	
		(組込情報) 平成 22 年 3 月期有価証券報告書	
		平成22年6月第1四半期四半期報告書	
		平成 22 年 10 月 27 日提出有価証券届出書(新株予約権語	正券)
		(組込情報) 平成 22 年 3 月期有価証券報告書	
		平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	
		【課徴金額】 4,477万円	
		(注) 課徴金額は、以下のように算出される。	
		① 平成22年3月期有価証券報告書に係るもの	
		同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得 (60,452円)が 600 万円を超えないことから、 <u>600 万円</u> と	
		② 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 22 年 9 月四半期四半期報告書、平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報及び平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得が平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 36, 123 円平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 33, 697 円平成 23 年 3 月期有価証券報告書 52, 611 円が 600 万円を超えないことから、イ平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円ロ平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円コ平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円コーマ成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円コーマ成 23 年 3 月期有価証券報告書については、300 万円コーマ成 25 年 3 月期有価証券報告書については、300 万円コーマ成 25 年 3 月期有価証券報告書にのいては、300 万円コーマーの事業年度に係るものである。のである。本商法第 185 条の7第 6 項の規定により、600 万個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の都る。コーマーの第 1 四半期四半期報告書に係る課後額は、120 万円記述の第 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課後額は、120 万円記述の第 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課後額は、120 万円記述の第 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課後	告書きてていることをなっている。
		額は、 <u>120 万円</u> iii 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課律	技金の
		額は、120万円	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		iv 平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u>	
		③ 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (75,494円)が600万円を超えないことから、300万円となる。	
		④ 平成 22 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (60,452円)が 600 万円を超えないことから、600 万円となる。	
		(5) 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書、平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書、平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成 23 年 3 月期 有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書 69,474 円平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書 36,123 円平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書 33,697 円平成 23 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書 52,611 円が 600 万円を超えないことから、イ 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円 ロ 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円 ア 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円 ハ 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円	
		いては、300 万円 二 平成 23 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ii 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120 万円 iii 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120 万円 iii 平成 23 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120 万円 IV 平成 23 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、240 万円	
		(6) 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、イ 平成22年10月27日提出の有価証券届出書(普通株式)に係る課徴金の額は、149,999,580×4.5/100=6,749,981円について、1万円未満を切り捨てて、674万円となる。ロ 平成22年10月27日提出の有価証券届出書(新株予約権証券)に係る課徴金の額は、245,250,000×4.5/100=11,036,250円について、1万円未満を切り捨てて、1,103万円となる。	

)-t-					
一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法	令違反等の内容	3	勧告後の経緯
9	24. 1. 24	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・ 金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2			審判手続開始決定日 平成 24 年 1 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 3 月 16 日
		【課徴金納付命令対象者】㈱京王 マザーズ)	ヹ ホールディン	グス(東証	なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を
		【違反行為の態様】 貸倒引当金繰入額の不計上等 虚偽の記載がある有価証券報告 券報告書等を組込情報とする有 により有価証券を取得させた。	·書等を提出し、	当該有価証	認める旨の答弁書の提出 があったため、審判廷に おける審理は行われなか った。
		【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示			
			(出任	:百万円)	
		(平成 18 年 10 月期)	虚偽記載額	ロカロ) 認定金額	
		連結当期純損益		<u>応足並領</u> ▲ 2,386	
		(平成 19 年 10 月期)	4 2, 200	2 , 500	
		連結経常損益	89	▲ 191	
		連結当期純損益	▲ 874	▲ 1, 097	
		連結純資産額	760	468	
		(平成 20 年 10 月期)	, , ,	100	
		連結経常損益	102	▲ 20	
		連結当 純損益	80	11	
		連結純資産額	1, 207	824	
		(平成 21 年 1 月第 1 四半期)			
		連結純資産額	1, 263	869	
		(平成21年4月第2四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	145	107	
		連結純資産額	1, 379	961	
		(平成 21 年 7 月第 3 四半期)			
		連結純資産額	1, 551	1, 204	
		(平成 22 年 1 月第 1 四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	111	47	
		(平成22年7月第3四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	334	264	
		(平成 22 年 10 月期)			
		連結当期純損益	507	416	
		(平成23年4月第2四半期)			
		連結四半期純損益(累計)	346	281	
		○ 発行開示			
		平成 19 年 3 月 13 日提出有価記	正券届出書		
		(組込情報) 平成 18 年 10 月期			
		平成 20 年 1 月 10 日提出有価記			
		(組込情報)平成 18 年 10 月期	胡有価証券報告書		
		平成 20 年 4 月 15 日提出有価記			
		(組込情報)平成 19 年 10 月期			
		平成 21 年 10 月 20 日提出有価			
		(組込情報)平成 20 年 10 月期	明有価証券報告書		

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9		平成21年7月第3四半期四半期報告書	
つづき		【課徴金額】 4,373 万円	
		(注) 課徴金額は、以下のように算出される。	
		① 平成 18 年 10 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の3を乗じて得た額 (86,042円)が300万円を超えないことから、300万円となる。	
		② 平成 19 年 10 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の3を乗じて得た額 (44,550円)が300万円を超えないことから、300万円となる。	
		③ 平成 20 年 10 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の3を乗じて得た額 (27,568円)が300万円を超えないことから、300万円となる。	
		④ 平成 21 年 1 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 4 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 21 年 7 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの	
		同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の3を乗じて得た額 (26,449円) 300万円を超えないことから、 イ 平成21年1月第1四半期四半期報告書については、	
		150 万円 ロ 平成 21 年 4 月第 2 四半期四半期報告書については、 150 万円 ハ 平成 21 年 7 月第 3 四半期四半期報告書については、	
		150万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の7第2項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額と	
		なる。 i 平成 21 年 1 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、100 万円 ii 平成 21 年 4 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の	
		額は、 <u>100 万円</u> iii 平成 21 年7月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、 <u>100 万円</u>	
		⑤ 平成22年1月第1四半期四半期報告書、平成22年7月第3 四半期四半期報告書及び平成22年10月期有価証券報告書に係 るもの	
		同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 平成22年1月第1四半期四半期報告書 96,994円 平成22年7月第3四半期四半期報告書 102,877円 平成22年10月期有価証券報告書 98,447円 がそれぞれ600万円を超えないことから、	
		イ 平成22年1月第1四半期四半期報告書については、 300万円 ロ 平成22年7月第3四半期四半期報告書については、 300万円	
		ハ 平成 22 年 10 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ	
		とから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を 個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな る。	
		i 平成 22 年1月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、 <u>150万円</u>	

一連	知什中长		
番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9		ii 平成 22 年7月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の	
つづき		額は、150万円	
))=		iii 平成 22 年 10 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 300 万円	
		300 73 1	
		⑥ 平成23年4月第2四半期四半期報告書に係るもの	
		同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の6を乗じて得た額	
		(135, 449 円)が 600 万円を超えないことから、 <u>300 万円</u> となる。	
		⑦ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募	
		集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相	
		当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 19 年 3 月 13 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の	
		額は、	
		9,600,000×2/100=192,000円について、1万円未満を切り	
		捨てて、 <u>19 万円</u> となる。 ロ 平成 20 年 1 月 10 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の	
		額は、	
		195, 195, 000×2/100=3, 903, 900 円について、1万円未満を	
		切り捨てて、 <u>390万円</u> となる。 ハ 平成 20 年 4 月 15 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の	
		額は、	
		120,000,000×2/100= <u>240 万円</u> となる。	
		⑧ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募	
		集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に 相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 10 月 20 日	
		相当する観が課例金の観となることがら、平成 21 平 10 月 20 日 提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、	
		360, 960, 000×4. 5/100=16, 243, 200 円	
		について、1万円未満を切り捨てて、 <u>1,624万円</u> となる。	
10	24. 1.27	○ 左/元] *** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	審判手続開始決定日
10	24. 1.21	│○ 有価証券報告書等の虚偽記載 │(旧金商法第 172 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 172 条第 1 項、	平成 24 年 1 月 27 日
		金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、金商法 172 条の 2 第 1	課徴金納付命令日(※)
		項)	平成24年3月2日 審判手続中
			(平成 24 年 5 月 31 日現在)
		【課徴金納付命令対象者】クラウドゲート㈱(札証アンビシ	(/// = 1 0 // 01 1 // 24 11 // 24
		ヤス)	(※) 本件勧告事案について
		 【違反行為の態様】	は、被審人から、課徴金に係る金商法第178条第1項第2号及
		架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載	び第4号に掲げる事実の一部
		がある有価証券報告書等を提出し、同じく、重要な事項に	及び当該部分に係る納付すべ
		つき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により	き課徴金の額 (3,125 万円) を
		有価証券を取得させた。	認め、その余の部分について否 認する旨の答弁書の提出があ
		【虚偽記載の内容】	り、これを受けた審判官から、
		○ 継続開示	被審人の認めた部分について
		(単位:百万円)	審判手続を分離したしたうえで、金商法第185条の6の規定
		(平成 18 年 12 月期) <u>虚偽記載額</u> <u>認定金額</u>	に基づき、課徴金の納付を命ず
		経常損益 66 ▲36	る旨の決定案が提出された。
		当期純損益 60 ▲45	
		純資産額 431 325	
		(平成19年6月中間期)	
		中間純損益 ▲64 ▲100 40A	
		純資産額 639 494 (平成 19 年 12 月期)	
		(千成 19 年 12 月 期)	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法	令違反等の内容		勧告後の経緯
10		経常損益	54	▲ 131	
		当期純損益	56	▲ 191	
つづき		連結純資産額	760	400	
		(平成20年6月中間期)	100	100	
		連結経常損益	▲ 190	▲ 260	
		連結中間純損益	▲ 211	▲ 269	
		連結純資産額	649	237	
		(平成 20 年 12 月期)	043	201	
		連結純資産額	▲ 389	▲ 519	
		(平成21年3月第1四半期)	- 300 <i>3</i>	2 013	
		純資産額	▲ 259	▲ 374	
		(平成21年6月第2四半期)	_200	_014	
		純資産額	▲ 280	▲ 415	
		(平成21年9月第3四半期)	_200	_110	
		純資産額	▲ 29	▲ 156	
		(平成 21 年 12 月期)		_100	
		純資産額	42	▲83	
		(平成22年3月第1四半期)	12	_00	
		純資産額	25	▲ 91	
		(平成22年6月第2四半期)	20		
		純資産額	0	▲ 106	
		(平成22年9月第3四半期)	, and the second		
		純資産額	▲ 31	▲ 128	
		(平成 22 年 12 月期)			
		純資産額	83	13	
		(平成 23 年 3 月第 1 四半期)			
		純資産額	45	▲ 14	
		(平成23年6月第2四半期)			
		純資産額	19	▲34	
		〇 発行開示			
		平成 19 年 1 月 30 日提出有価証	E券届出書		
		(重要な事項につき虚偽の記載があ	る以下の中間損益計	算書を掲載)	
			(単位	: 百万円)	
		(平成18年6月中間期)	虚偽記載額	認定金額	
		経常損益	48	▲ 5	
		中間純損益	43	▲ 12	
		平成 21 年 3 月 10 日提出有価証	E券届出書		
		(組込情報)平成 19 年 12 月期	用有価証券報告書		
		平成 20 年 6 月中	間期半期報告書		
		平成 21 年 11 月 2 日提出有価証	E券届出書		
		(組込情報)平成 20 年 12 月期	用有価証券報告書		
		平成21年6月第	2四半期四半期報行	告書	
		平成 22 年 12 月 1 日提出有価証			
		(組込情報) 平成 21 年 12 月期			
		平成22年9月第	3 四半期四半期報行	当書	
		【課徴金額】 4,996 万円			
		(注) 課徴金額は、以下のように算出	される 。		

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10		① 平成 18 年 12 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の3を乗じて得た額 (12,939 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円となる。	
		② 平成19年6月中間期半期報告書及び平成19年12月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(34,447円)が300万円を超えないことから、イ平成19年6月中間期半期報告書については、150万円ロ平成19年12月期有価証券報告書については、300万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。	
		i 平成 19 年 6 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、 100 万円 ii 平成 19 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 200 万円	
		③ 平成20年6月中間期半期報告書及び平成20年12月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(21,984円)が300万円を超えないことから、イ平成20年6月中間期半期報告書については、150万円ロ平成20年12月期有価証券報告書については、300万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。	
		i 平成 20 年 6 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、 100 万円 ii 平成 20 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 200 万円	
		④ 平成21年3月第1四半期四半期報告書、平成21年6月第2四半期四半期報告書、平成21年9月第3四半期四半期報告書及び平成21年12月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額平成21年3月第1四半期四半期報告書7,561円平成21年9月第3四半期四半期報告書21,929円平成21年9月第3四半期四半期報告書32,933円平成21年12月期有価証券報告書19,647円が600万円を超えないことから、イ平成21年3月第1四半期四半期報告書については、300万円ロ平成21年6月第2四半期四半期報告書については、300万円	
		ハ 平成 21 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 21 年 12 月期有価証券報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ とから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を 個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな る。	
		 i 平成 21 年3月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ii 平成 21 年6月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 iii 平成 21 年9月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		iv 平成 21 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240 万円	
		(5) 平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 12 月期有価証券報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額(平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書 25,842 円平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書 25,951 円平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書 19,646 円平成 22 年 12 月期有価証券報告書 21,843 円が 600 万円を超えないことから、イ平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円ロ平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円ロ平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円に平成 22 年 12 月期有価証券報告書については、600 万円となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 「平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円に対しては、120 万円に対しては対しに対しては対しては、120 万円に対しては対しに対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては	
		(6) 平成23年3月第1四半期四半期報告書及び平成23年6月第2四半期四半期報告書に係るもの同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (平成23年3月第1四半期四半期報告書 21,280円平成23年6月第2四半期四半期報告書 19,000円が600万円を超えないことから、イ 平成23年3月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ 平成23年6月第2四半期四半期報告書については、300万円 となる。	
		⑦ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 19 年 1 月 30 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、212,500,000×2/100=425 万円となる。	
		 ⑧ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、イ平成21年3月10日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、115,800,000×4.5/100=5,211,000円について、1万円未満を切り捨てて、521万円となる。ロ平成21年11月2日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、100,005,000×4.5/100=4,500,225円 	

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10		について、1万円未満を切り捨てて、 <u>450万円</u> となる。 ニ 平成22年12月1日提出の有価証券届出書に係る課徴金の 額は、 200,005,000×4.5/100=9,000,225円 について、1万円未満を切り捨てて <u>900万円</u> となる。	
11	24. 1. 27	○ 発行開示書類の虚偽記載 (旧金商法第 172 条第 2 項) 【課徴金納付命令対象者】クラウドゲート㈱の役員 【違反行為の態様】 クラウドゲート㈱の役員は、クラウドゲート㈱が平成 19 年 1 月 30 日に関東財務局長に対し提出した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に虚偽の記載があることを知りながら、同有価証券届出書の提出に関与し、同有価証券届出書に基づく売出しにより、平成 19 年 2 月 28 日、同人が所有する 100 株のクラウドゲートの株券を、12,000,000 円で売り付けた。 【課徴金額】 24 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく売出しにより売り付けた発行者の役員が所有する株券等の売出価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 19 年 1 月 30 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、12,000,000×2/100=240,000 円となる。	審判手続開始決定日 平成24年1月27日 課徴金納付命令日 平成24年3月2日 なお、課徴金納付命令 対象者から答案の 認めあったを 認めあったを おける 審理は行われなかった。

- ※1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。
- ※2 「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

2-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	4~19	20	21	22	23	合計
合計		0(0)	0	2	3	5
無登録業者等	_	0(0)	0	1	3	4
無届募集	_	0(0)	0	1	0	1

⁽注1) 平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月~6月)の件数である。

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

被申立人	申立日 (申立てを行っ た裁判所)	申立ての内容	発令日
1. ㈱大経 他 2 名 (東京都中央区)	平成 22 年 11 月 17 日 (東京地裁)	無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等 ▶(㈱大経及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、㈱生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の投資家に対し行っていた。また、このほかにも4つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成 22 年 11 月 26 日(東京地裁)
2. ㈱生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成 22 年 11 月 26 日 (甲府地裁)	無届募集(株式等)の禁止等 ▶(㈱生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せずに、(㈱大経と連携して自社の株式及び新株予約権の 取得勧誘を多数の投資家に対し行っていた。	平成 22 年 12 月 15 日 (甲府地裁)
3. ジャパンリアライ ズ(株他2名 (北海道札幌市)、(適 格機関投資家等特例業 務届出者)	平成 23 年 4月28日 (札幌地裁)	無登録金融商品取引業(ファンドの私募等、運用)の禁止等 →ジャパンリアライズ㈱他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、適格機関投資家等特例業務の要件を逸脱して、20本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成 23 年 5 月 13 日 (札幌地裁)
4. ㈱ベネフィットア ロ一他3名 (東京都中央区)、(適 格機関投資家等特例業 務届出者)	平成 23 年 6月24日 (東京地裁)	無登録金融商品取引業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 ▶(㈱ベネフィットアロー他3名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の適格機関投資家等特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	 ・平成 23 年7月5日(東京地裁) (被申立人1名) ・平成 23 年7月15日(東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)

⁽注2) 平成20年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当 5. **㈱**Eファクトリー たっての虚偽告知の禁止等 ➤㈱Eファクトリー、㈱エクセレント及び他1名は、 及び㈱エクセレン 平成 23 年 12 卜他1名 その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧 平成24年2月3日 月 22 日 誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における (東京都新宿区)、(適 (東京地裁) (東京地裁) 格機関投資家等特例業 手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象 先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違する 務届出者) ものであった。

2-6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4~18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計
告発 件数	98	10	13 (4)	17	8	15	157
告発 人数	303	33	21 (6)	46	15	46	458

(注1) 事務年度:7月~翌年6月

(注2)() 内は21年4月~6月の件数

2 告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5. 5. 21	証取法第 125		①につき
		条第1項、第	せ、自ら売り抜けることを目的とし	6.10.3 (東京地裁)
		2 項等	た十数名の名義による仮装売買、買	不動産会社社長
		(相場操縦)	い上がり買付け等。	懲役2年6月(執行猶予4年)
				金融業者役員 懲役2年(執行猶予3年)
			(嫌疑者) 不動産会社社長	(いずれも確定)
			金融業者役員	
				②につき
		証取法第 27		不動産会社社長 不起訴
		条の 23 第 1	② 上記売買の過程において発行済	
		項等	株式総数の 5%を超える株式を保有	
		(大量保有	するに至ったにもかかわらず、大量	
		報告書の不	保有報告書を提出していなかった。	
		提出)		
			(嫌疑者) 不動産会社社長	
2	6. 5. 17	証取法第 197	㈱アイペックは、関連会社を利用した	13.9.28 (東京地裁)
		条第1号の2	架空売上の計上等により粉飾経理を	同社社長 懲役1年8月
		同法第 207 条	行い、虚偽の記載をした有価証券報告	同社役員 懲役1年2月
		第1項等	書を提出。	15.11.13 (東京高裁)
		(虚偽の有		同社役員 懲役1年2月(執行猶予3年)
		価証券報告	(嫌疑者) 当該会社	15.11.18 (東京高裁)
		書の提出)	当該会社社長	同社社長 懲役1年8月(執行猶予4年)
			当該会社役員	(いずれも確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6. 10. 14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項同法第 200 条第 6 号 等 (內部者 引)	日本商事㈱の新薬の投与による副作 用死亡例の発生(重要事実)を知り、 公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	会社役職員 取引先職員 24名 罰金 20~50 万円(略式命令) 8.5.24 (大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9.10.24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16 (大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13 (最高裁) 医師 上告棄却
4	7. 2. 10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (內部者取 引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡 りの発生(重要事実)を知り、公表前 に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	(いずれも確定) 7.3.24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20~50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7. 6. 23	証取法第 158 条同法第 197 条第 9 号 (風説の流 布)	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の 価格を高騰させるため、虚偽の事実を 発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22 (東京地裁) 懲役1年4月 (執行猶予3年) (確定)
6	7. 12. 22	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補て ん)	から顧客勘定への付け替えにより損 失補てん及び利益の追加。	8.2.19 (東京簡裁) 同社社長 同社役職員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8. 8. 2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200条 第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工㈱の第三者割当増資の 決定(重要事実)を知り、公表前に知 人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先監査役(弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日	为小木人	ず IT V/ M/ 女	T) V
8	9. 1. 17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流 布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	
9	9. 4. 8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	の発生(重要事実)を知り、公表前に 同社株券を売り付けた。	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円(略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9. 4. 25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	(重要事実)を知り、公表前に知人名 義等で同社株券を買い付けた。	
11	9. 5. 13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補 てん)	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定 から顧客勘定への付け替え等により 損失補てん。顧客は、損失補てんを要 求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	証券会社 罰金1億円
12	9. 9. 17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項 失補 て ん)	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘 定から顧客勘定への付け替えにより 損失補てん及び利益の追加。顧客は、 損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社役員 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9. 10. 21	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補て ん)	ら顧客勘定への付け替えにより損失 補てん。顧客は、損失補てんを要求。	
		Tour Tr. VI. data		(注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9. 10. 23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補て ん)	定から顧客勘定への付け替えにより 損失補てん。	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207条 第 1 項等 (損失補 てん)		
16	10. 3. 9	証取法第 50 条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10. 3. 20	証取法第 197		
		条第1号	内・海外のペーパーカンパニー等に飛	同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年)
		同法第 207 条 第 1 項第 1 号		
		第1 垻第1 万	をした有価証券報告書を提出。	13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年)
		ザ (虚偽の有	(嫌疑者)証券会社	(いずれも確定)
		価証券報告	当該会社会長	(V·) AU ONEAL)
		書の提出)	当該会社社長	
			当該会社副社長	
18	10. 5. 29	証取法第 167	トーソク㈱の株券について、親会社が	10.8.26 (横浜簡裁)
		条第1号	他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施	罰金 50 万円(略式命令)
		同法施行令	すること(重要事実)を知り、公表前	(確定)
		第 31 条	に親族名義口座で同社株券を買い付	
		同法第 200 条	けた。	
		第6号等		
		(内部者取	(嫌疑者)親会社役員	
10	10.5.0	引)		
19	10. 7. 6	証取法第 166 条第 3 項		10.7.17(東京簡裁) 関連会社職員の親族
		未第3項 同法第200条	立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券	関連云紅戦員の税族 罰金 50 万円(略式命令)
		第6号等	を売り付けた。	10.11.10 (東京地裁)
		(内部者取	2)6) 110/100	関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年)
		引)	(嫌疑者) 関連会社役員	罰金 50 万円
		•	関連会社職員の親族	(いずれも確定)
20	10. 10. 30	証取法第 166	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー	11.3.19 (東京地裁)
		条第1項	企業の吸収合併の決定(重要事実)を	証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年)
		同法第 200 条	知り、公表前に仮名口座で同社株券を	罰金 50 万円
		第6号等	買い付けた。	12.3.28 (東京地裁)
		(内部者取		合併相手先役員 懲役6月
		引)	(嫌疑者) 合併相手先役員	罰金 50 万円
			証券会社職員	12.11.20 (東京高裁)
				合併相手先役員 控訴棄却
				15.12.3 (最高裁)
				合併相手先役員 上告棄却
21	10. 12. 17	証取法第 166	トーア・スチール㈱の解散の決定(重	(いずれも確定) 11.2.10 (東京簡裁)
41	10. 12. 17	条第1項	要事実)を知り、公表前に信用取引を	11. 2. 10 (東京南級) 部下職員 罰金 50 万円 (略式命令)
		同法第198条	利用して部下の親族名義口座で同社	11.4.13 (東京地裁)
		第 15 号等	株券を売り付けた。	取引先役員 懲役1年 罰金200万円
		(内部者取		11. 10. 29(東京高裁)
		引)	(嫌疑者)取引先役員	取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			同部下職員	罰金 200 万円
		_		(いずれも確定)

串	生 変圧			
事件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
22	11. 2. 10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員同業他社社長	11. 4. 13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円 11. 10. 29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11. 3. 4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条 等 (相場操縦)	ら売り抜けることを目的とした十数 名の名義による仮装売買、買上がり買	11.6.24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
24	11. 6. 30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、 虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10 (東京地裁) 同行頭取 懲役3年(執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21 (東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株日本債券信用銀行は、取立不能と見 込まれる貸出金に関して適正な引 当・償却を行わないことにより粉飾経 理を行い、虚偽の記載をした有価証券 報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行朝取 当該銀行別員	16.5.28 (東京地裁) 同行会長 懲役1年4月 (執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 19.3.14 (東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30 (東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11. 12. 3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条 第 8 号 (相場操縦)	(株ピューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長会社役員	12.5.19 (横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日	3 17°, \1. 6-6	/(d\)	
27	11. 12. 27	証取法第 198	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が	
		条第4号等	償還済であるという事実を隠蔽し、資	同社副社長 懲役7年
		(虚偽の半	産及び収益を過大に計上する方法で、	罰金 6,000 万円
		期報告書の	虚偽の記載をした半期報告書を提出。	当該会社 罰金 1,000 万円
		提出)		15.8.11 (東京高裁)
			(嫌疑者) 当該会社	いずれも控訴棄却
			当該会社副社長	(いずれも確定)
			証券会社会長	
28	12. 1. 31	証取法第 197	㈱テスコンは、架空売上の計上により	13.1.30 (横浜地裁)
		条第1号等	粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有	同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年)
		(虚偽の有	価証券報告書を提出。	(確定)
		価証券報告		
		書の提出)	(嫌疑者) 当該会社	
			当該会社社長	
			当該会社役員	
29	12. 3. 21	証取法第 158	クレスベール・インターナショナル・	12.3.22 (東京簡裁)
		条	リミテッドは、プリンストン債を販売	同社役職員2名 罰金30万円(略式命令)
		同法第 197 条	するため「当局の承認が得られている	(いずれも確定)
		第6号等	商品である」旨の虚偽の資料を使用。	
		(偽計)		
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社役職員	
30	12. 3. 22	証取法第 158	クレスベール・インターナショナル・	14.10.10(東京地裁)
		条	リミテッドは、プリンストン債を販売	同社会長 懲役3年
		同法第 197 条	するため、投資家に虚偽の説明。	罰金 6,400 万円
		第6号等		15.11.10(東京高裁)
		(偽計)	(嫌疑者) 当該会社	控訴棄却
			当該会社会長	18.11.20(最高裁)
				上告棄却
				(確定)
31	12. 5. 26	証取法第 166	㈱ピコイが和議開始の申立てを行う	12.7.19(東京地裁)
		条第3項	こと(重要事実)を知り、公表前に同	懲役8月(執行猶予3年)
		同法第 198 条	社株券を売り付けた。	罰金 100 万円
		第 15 号等		追徴金約 449 万円
		(内部者取	(嫌疑者) 取引先役員	(確定)
		引)	WHAT IN THE WATER	
32	12. 11. 28	証取法第 166	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株	12.11.28(東京簡裁)
		条第3項	券の取得を行う(重要事実)ことを知	罰金 50 万円(略式命令)
		同法第 198 条	り、公表前に同社株券を買い付けた。	追徵金約 158 万円
		第 15 号等	2	(確定)
		(内部者取	(嫌疑者)当該会社役員の姉	A properly New Y
		引)	(//h/M ロ / コ M A L K X Y / ///ll	
		フリ		

事	生 或左			
件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12. 12. 4	証取法第 158	機東天紅の株価を高騰させるため、公	12.12.4 (東京簡裁)
		条等	開買付けをする旨の虚偽発表をする	会社役員ら3名 罰金 50 万円(略式命令)
		同法第 197 条	とともに、虚偽の大量保有報告書を提	14.11.8 (東京地裁)
		第1項第5号	出。	会社役員 懲役2年(執行猶予4年)
		等		罰金 600 万円
		(風説の流	(嫌疑者) 会社役員等	(いずれも確定)
		布、虚偽の大		
		量保有報告		
		書の提出)		
34	12. 12. 4	証取法第 27	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保	14.11.8 (東京地裁)
		条の 23 第 1	有者になったにもかかわらず、期限ま	懲役2年(執行猶予4年)
		項	でに大量保有報告書を提出しなかっ	罰金 600 万円
		同法第 198 条	た。	(確定)
		第5号	(14 to 14) A 11 (II D	
		(大量保有	(嫌疑者)会社役員	
		報告書の不提出)		
35	13. 3. 12	証取法第 166	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を	13.5.29 (東京地裁)
30	13. 3. 12	証 収 伝 第 100 条 第 1 項	では 一般が記れて では では では では では では では では では では	第役1年(執行猶予3年)
		同法第 198 条		罰金 100 万円
		第 15 号等		追徴金約 1, 414 万円
		(内部者取	(嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	(確定)
		引)		
36	13. 4. 27	証取法第 159	アイカ工業㈱の株価を高騰させるこ	14.9.12 (名古屋地裁)
		条第1項第1	とを目的とした複数名義による買上	懲役1年6月(執行猶予3年)
		号、第2項第	がり買付け、仮装売買等。	追徵金約 2,818 万円
		1 号		(確定)
		同法第 197 条	(嫌疑者) 会社社長	
		第1項第5号		
		(相場操縦)		
37	13. 12. 20	証取法第 197	フットワークエクスプレス㈱は架空	14.10.8 (大阪地裁)
		条第1項第1	収益の計上等により粉飾経理を行い、	同社社長 懲役2年(執行猶予3年)
		号等	虚偽の記載のある有価証券報告書を	同社副社長 懲役1年(執行猶予3年)
		(虚偽の有	提出。	同社常務 懲役10月(執行猶予3年)
		価証券報告	(権昭孝) 业款会社	(いずれも確定)
		書の提出)	(嫌疑者)当該会社 当該会社社長	
			当該会社副社長	
			当該会社常務	
			当該会社社員	
L				

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日	为	事 什 の 似 安	71) (/
38	14. 3. 20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項 第 1 号 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 等 (相場操縦)	を目的とした買上がり買付け、仮装売 買等。	
				会社役員B 上告棄却
				(いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 18 号等 (內部者取引)	(㈱ティーアンドイーソフトが他社と 業務提携を行う(重要事実)ことを知 り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)記者発表会業務下請会社役 員	14. 10. 16 (東京地裁) 懲役8月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
40	14. 6. 7	証取法第 197	フットワークエクスプレス㈱の監査	14.6.10(大阪簡裁)
		条第1項第1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	を計上するなどした虚偽の記載のあ	公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14. 6. 28	証取法第 197	㈱ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び	15.3.13 (大阪地裁)
		条第1項第1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	平成 13 年 3 月期決算において、架空 工事の受注工事代金の計上により粉 飾経理を行い、虚偽の記載のある有価 証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、 三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券 を公開買付けを行うことを知り、公表 前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事	生戏年			
半件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14. 6. 28	証取法第 167	三陽エンジニアリング㈱が三陽パッ	15.5.2 (東京地裁)
		条第1項等	クス㈱の株券を公開買付けを行うこ	銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年)
		(内部者取	とを知り、公表前に同社株券を買い付	罰金 80 万円
		引)	けた。	追徴金約 400 万円
				医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年)
			(嫌疑者)銀行員(第一次情報受領者)	罰金 50 万円
			等	追徴金約 400 万円
				15.11.28 (東京高裁)
				医師 控訴棄却
				16.5.31 (最高裁)
				医師 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)42 号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第 167	(株) 光通信が(株) クレイフィッシュの株	15.2.28 (東京地裁)
		条第1項等	券を公開買付けを行うことを知り、公	懲役1年(執行猶予3年)
		(内部者取	表前に同社株券を買い付けた。	罰金 100 万円
		引)		追徴金約 1,048 万円
			(嫌疑者) 会社員	(確定)
45	14. 9. 6	証取法第 197	㈱ナナボシは、平成10年3月期及び	15.3.13 (大阪地裁)
		条第1項第1	平成 11 年 3 月期決算において、架空	同社会長 懲役2年6月
		号等	工事の受注工事代金の計上により粉	15.3.31 (大阪地裁)
		(虚偽の有	飾経理を行い、虚偽の記載のある有価	同社役員 懲役3年6月
		価証券報告	証券報告書を提出。	15.9.16 (大阪高裁)
		書の提出)		同社会長 控訴棄却
			(嫌疑者) 当該会社	16.1.16(最高裁)
			当該会社会長	同社会長 上告棄却
			当該会社役員	(いずれも確定)
				(注)41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第 158	ドリームテクノロジーズ(㈱の株券を	15.3.28 (広島簡裁)
		条	取引していた者が、同株券の相場の変	罰金 30 万円
		同法第197条	動を意図し、インターネット上で募集	追徴金 36 万 6 千円
		第1項第7号	した会員に対し、電子メールで売買を	(略式命令)
		(風説の流	推奨する内容虚偽の情報を提供した。	(確定)
		布及び偽計)	(嫌疑者)当該株券取引者	
47	14. 12. 16	証取法第 197	(殊衆石) ヨ欧休み取り石 (㈱エムティーシーアイは、架空資産を	15.7.14 (東京地裁)
1.	11. 12. 10	条第1項第1	計上するなど虚偽の記載のある貸借	同社会長 懲役2年
		号等	対照表を掲載した有価証券報告書を	(確定)
		(虚偽の有	提出。その後の公募増資にあたり、上	··/
		価証券届出	記貸借対照表を掲載した有価証券届	
		書及び報告	出書を提出。	
		書の提出)		
			(嫌疑者) 当該会社	
			当該会社会長	
		ļ		

事	告発年	BB K A L		July Nr.
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14. 12. 19	証取法第 167 条第 1 項等 (內部者取引)	ティの株券を公開買付けを行うこと を知り、公表前に同社株券を買い付け た。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証	懲役1年6月(執行猶予3年)
49	14. 12. 26	証取法第 158	券会社職員 ㈱エムティーシーアイは公募増資に	15.7.14 (東京地裁)
10	11. 12. 20	条 同法第197条 第1項等 (偽計)	あたり、一般投資家に対して、虚偽の 事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15. 2. 13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、 三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券 を公開買付けを行うことを知り、公表 前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円、 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15. 2. 20	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15. 3. 24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	どの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年(執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15. 5. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (內部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (內部者取引)	こと及び投資運用会社と業務提携を 行うこと(ともに重要事実)を知り、	16.1.30 (横浜地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約845万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券 オプション市場に上場されている株 券オプションにつき、投資家にその取 引が繁盛に行われていると誤解させ ることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者)(㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	18.10.6 (大阪高裁)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニ ティの株券を公開買付けを行うこと を知り、公表前に同社株券を買い付け た。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証 券会社職員(元課長)	懲役1年2月(執行猶予3年)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株アイチコーポレーションの業務に 関し、他社と業務提携を行うこと(重 要事実)を知り、公表前に同社株券を 買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	懲役 10 月 (執行猶予 3 年)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16. 2. 27	証取法第 166	 大日本土木㈱が民事再生手続開始の	16.5.27 (名古屋地裁)
0.5	10. 2. 21	条第3項等	申立てを行うこと(重要事実)を知り、	懲役 10 月 (執行猶予 3 年)
		(内部者取		
		引)	券を売り付けた。	(確定)
		317	20. 5 JE 2 11.0 /Co	(HEAL)
			(嫌疑者)会社員	
60	16. 3. 29	証取法第 197	㈱キャッツは同社役員への貸付金を	17.3.4 (東京地裁)
		条第1項第1	消費寄託契約に基づく預け金として	会社役員C 懲役1年6月(執行猶予3年)
		号等	計上した虚偽の記載のある半期報告	17.3.11 (東京地裁)
		(虚偽の半	書を提出し、	同社社長 懲役3年(執行猶予5年)
		期報告書及	また、同社が保有する株式の取得価格	追徴金 3 億 1,082 万円
		び有価証券	を水増しして計上した虚偽の記載の	(注)58 号事件と一括審理
		報告書の提	ある有価証券報告書を提出した。	18.3.24 (東京地裁)
		出)		公認会計士 懲役2年(執行猶予4年)
			(嫌疑者) 当該会社	19.7.11 (東京高裁)
			当該会社社長	公認会計士 控訴棄却
			会社役員	22.5.31 (最高裁)
			公認会計士	公認会計士 上告棄却
				(いずれも確定)
61	16. 5. 31	証取法第 166	㈱デジタルが他社と業務提携を行う	16.9.3 (大阪地裁)
		条第1項等	こと(重要事実)を知り、公表前に同	懲役1年6月(執行猶予3年)
		(内部者取	社株券を買い付けた。	罰金 100 万円
		引)		追徵金約 945 万円
			(嫌疑者) 会社役員	(確定)
62	16. 6. 22	証取法第 197	㈱森本組は完成工事総利益及び当期	17.5.13 (大阪地裁)
		条第1項第1	未処理損失をそれぞれ粉飾するなど	同社役員A 懲役2年(執行猶予4年)
		号等	した虚偽の記載のある有価証券報告	17.5.20 (大阪地裁)
		(虚偽の有	書を提出した。	同社役員B 懲役2年(執行猶予5年)
		価証券報告		17.7.12 (大阪地裁)
		書の提出)	(嫌疑者) 当該会社	同社役員C 懲役2年6月(執行猶予5年)
			当該会社役員	18.4.18 (大阪地裁)
				同社役員D 懲役6年
				20.1.15 (大阪高裁)
				同社役員D 控訴棄却
				22.6.4 (最高裁)
				同社役員D 上告棄却
				(いずれも確定)

#	4.10万			
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16. 6. 24	証取法第 166	 ㈱イセキ開発工機が民事再生手続開	17.7.22 (東京地裁)
0.0	10. 0. 24	条第1項等	始の申立てを行うこと(重要事実)を	11.1.22 (米水地級)
		(内部者取		罰金80万円
		引)	た。	追徵金 655 万円
		91)	700	17.10.19 (東京地裁)
			(株区学) 业艺会社犯具	17.10.19 (宋京地級) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
			(嫌疑者) 当該会社役員	
			会社役員	罰金 100 万円
				追徴金 1,000 万円
				18.2.2 (東京高裁)
				会社役員A 控訴棄却
				18.4.26 (最高裁)
				会社役員 A 上告棄却
				(いずれも確定)
				会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16. 11. 2	証取法第 166		17.5.2 (大阪地裁)
		条第 1 項等		懲役3年6月
		(内部者取		罰金 200 万円
		引)	付けた。	17. 10. 14 (大阪高裁)
				控訴棄却
			(嫌疑者)当該会社社長	18.2.20 (最高裁)
				上告棄却
				(確定)
65	16. 11. 19	証取法第 158		
		条	を高騰させるため、同社が発行を決定	
		同法第197条		
		第1項第7号		
		等	行総額について払込みが完了した旨	
		(風説の流		
		布及び偽計)	債の一部について株式転換が完了し、	当該会社 控訴棄却
			資本金が充実された旨虚偽の事実を	18.2.20 (最高裁)
			公表した。	同社社長 上告棄却
				(注)64 号事件と一括審理
			(嫌疑者)当該会社	当該会社 上告棄却
			当該会社社長	(いずれも確定)
66	16. 11. 30	証取法第 159	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰	17.12.9 (釧路地裁)
		条第2項第1	させることを目的とした見せ玉を行	懲役1年6月 (執行猶予3年)
		号等	った。	罰金 100 万円
		(相場操縦)		(確定)
			(嫌疑者)会社員	

事	告発年			
件	月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
67	16. 12. 9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	び架空仕入れを計上するなどの方法 により粉飾経理を行い、虚偽の記載の	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17. 1. 26	証取法第 166 条第 2 項等 (內部者取引)	ズが㈱シーエスケイとの株式交換(重	会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円
69	17. 3. 14	証取法第 167 条第1項等 (内部者取引)	チノン(株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。	
70	17. 3. 22	証取法第 166 条第1項等 (内部者取引)	新株の発行を行うこと(重要事実)を	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17. 3. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式 総数に対する所有割合を少なく記載	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)
72	17. 3. 22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	的に㈱コクド所有に係る株式等につ	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)

			T	T
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17. 6. 10	証取法第 166	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分	18.7.7 (東京地裁)
		条第1項等	割を行うこと(重要事実)を知り、公	懲役1年6月(執行猶予3年)
		(内部者取	表前に同社株券を買い付けた。	罰金 50 万円
		引)		追徴金 658 万円
			(嫌疑者)業務委託契約先社員	(確定)
74	17. 6. 20	証取法第 159	日信工業㈱の株価を高騰させること	19.12.21 (東京地裁)
		条第1項等	を目的とした買上がり買付け、仮装売	懲役2年(執行猶予3年)
		(相場操縦)	買等を行った。	追徵金約 1, 166 万円
				21.3.26 (東京高裁)
			(嫌疑者)個人投資家	控訴棄却
				22.12.13 (最高裁)
				上告棄却
				(確定)
75	17. 8. 17	証取法第 197	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱	18.3.27 (東京地裁)
		条第 1 項第 1	 え、業績が悪化していた子会社を連結	同社社長 懲役2年(執行猶予3年)
		号等	 決算の対象からはずすなどの方法に	同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
		(虚偽の有	 より、虚偽の記載のある有価証券報告	(いずれも確定)
		価証券報告		
		書の提出)		
			 (嫌疑者) 当該会社	
			当該会社社長	
			当該会社役員	
76	17. 9. 30	証取法第 197		18.8.9 (東京地裁)
		条第1項第1		公認会計士A
		号等	抱え、業績が悪化していた子会社を連	
		(虚偽の有		公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年)
		価証券報告		公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年)
		書の提出)	告書を提出。	(いずれも確定)
		_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			(嫌疑者) 公認会計士	
77	17. 11. 15	証取法第 159	㈱ソキアの株価を高騰させることを	18.7.19 (大阪地裁)
		条第1項第1	目的とした買上がり買付け、仮装売買	懲役2年(執行猶予4年)
		号等	等を行った。	罰金 200 万円
		(相場操縦)		追徵金約 4,924 万円
			(嫌疑者)会社役員	(確定)

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日	为小木人	ず IT ジ M 女	7) 1/3
78	18. 2. 10	証取法第 158	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケ	19.3.16 (東京地裁)
		条	ティング株式の売買のため及び同社	同社代表取締役 懲役2年6月
		同法第 197 条	の株価の高騰を図る目的をもって、同	20.7.25 (東京高裁)
		第1項第7号	社をして虚偽の事実を公表した。	控訴棄却
		(風説の流		23.4.25 (最高裁)
		布及び偽計)	(嫌疑者) 当該会社	上告棄却
			当該会社子会社	19.3.22 (東京地裁)
			当該会社代表取締役	同社役員A 懲役1年8月
			当該会社役員(2名)	20.9.12 (東京高裁)
			会社役員	懲役1年2月
				19.3.22 (東京地裁)
				同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年)
				会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年)
				19.3.23 (東京地裁)
				当該会社 罰金2億8,000万円
				同社子会社 罰金 4,000 万円
				(いずれも確定)
79	18. 2. 22	証取法第 166	㈱東北エンタープライズが民事再生	18.9.19 (仙台地裁)
		条第3項等	手続開始の申立てを行うこと(重要事	懲役1年2月(執行猶予3年)
		(内部者取	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 60 万円
		引)	付けた。	追徴金約 429 万円
				(確定)
			(嫌疑者) 当該会社社員	
80	18. 2. 22	証取法第 166	㈱東北エンタープライズが民事再生	18.8.11 (福島地裁)
		条第1項第1	手続開始の申立てを行うこと(重要事	懲役1年2月(執行猶予3年)
		号等	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 80 万円
		(内部者取	付けた。	追徴金約 345 万
		引)		(確定)
			(嫌疑者) 当該会社社員	
81	18. 2. 22	証取法第 166	㈱東北エンタープライズが民事再生	18.8.11 (福島地裁)
		条第1項第1	手続開始の申立てを行うこと(重要事	懲役 10 月(執行猶予 3 年)
		号等	実)を知り、公表前に同社株券を売り	罰金 30 万円
		(内部者取	付けた。	追徴金約 124 万円
		引)		(確定)
			(嫌疑者) 当該会社社員	

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18. 3. 13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚証券 は の 報 出)	ない自社株売却益の売上高への計上 等により、虚偽の記載をした有価証券	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 23.4.25 (最高裁) 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 19.3.22 (東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 公判係属中(東京高裁) 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 (いずれも確定)
83	18. 3. 30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	た際、売上計上の認められない自社株 売却益を売上高への計上等により、虚	19.3.23 (東京地裁)
84	18. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (內部者取引)	アライドテレシス(㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	18.11.28 (さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19.3.20 (さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31 (東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事	告発年	BB FC A L		Med. Mr.
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18. 6. 22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に(株)ニッポン放送株券を買い付けた。 (嫌疑者)ファンド中核会社ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金3億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金2億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18. 7. 25	証取法第 166	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を	18.12.25(東京地裁)
		条第3項等 (内部者取引)	行うこと(重要事実)を知り、公表前 に同社株券を買い付けた。	新聞社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円
			(嫌疑者) 新聞社社員	(確定)
87	18. 8. 3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。	19. 12. 18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18. 10. 20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(㈱IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社顧問	
89	19. 2. 5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員会社役員会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定)
90	19. 2. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも 関わらずこれがないとする等の、虚偽 の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予4年) 同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19. 2. 26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定) (注)89号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	と(重要事実)を知り、公表前に同社	
93	19. 3. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株) マップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等(7名)	21.9.29 (大阪地裁)
94	19. 5. 29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による 共同持株会社を設立するために株式	20. 1. 16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徵金約 3, 591 万円 20. 7. 15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徵金約 3, 591 万円 (確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
95	19. 6. 4	証取法第 166	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ	19.9.10 (札幌地裁)
		条第3項等	㈱と共同持株会社を設立するために	懲役2年(執行猶予4年)
		(内部者取	株式移転を行うこと(重要事実)を知	罰金 150 万円
		引)	 り、公表前に同社株券を買い付けた。	追徴金約 5, 407 万円
				(確定)
			(嫌疑者) 会社役員	
96	19. 6. 7	証取法第 166	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行う	20.1.23 (秋田地裁)
		条第1項等	こと(重要事実)を知り、公表前に同	印刷会社社員
		(内部者取	社株券を買い付けた。	懲役2年6月(執行猶予4年)
		引)		罰金 300 万円
			(嫌疑者)印刷会社社員	親族A 懲役2年6月(執行猶予4年)
			印刷会社社員の親族(6名)	罰金 300 万円
				親族B 懲役2年6月(執行猶予4年)
				罰金 300 万円
				親族C 懲役2年(執行猶予4年)
				罰金 200 万円
				親族D 懲役1年6月(執行猶予4年)
				罰金 200 万円
				*追徵金
				・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億
				1,029 万円
				・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び
				親族Aから約 9, 985 万円
				・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親
				族A、B、Cから約1億3,463万円
				(いずれも確定)
97	19. 6. 25	証取法第 159	川上塗料㈱の株価を高騰させること	20.6.30 (さいたま地裁)
		条第1項第1	を目的とした買上がり買付け、仮装売	無職A 懲役2年6月(執行猶予4年)
		号等	買等を行った。	罰金 300 万円
		(相場操縦)		無職B 懲役1年6月(執行猶予4年)
			(嫌疑者) 無職	罰金 200 万円
			会社役員	追徴金約 5 億 1,108 万円
98	19. 6. 28	証取法第 159	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的	(連帯)
		条第2項第2	をもって、同株券の相場が自己又は他	21.5.14 (東京高裁)
		号等	人の操作によって変動する旨の情報	無職A 控訴棄却
		(相場操縦)	を流布した。	無職B 控訴棄却
			(嫌疑者) 無職	21.10.6 (最高裁)
				無職A 上告棄却
				(いずれも確定)
				(注)102 号事件と一括審理(102 号事件では
				「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19. 10. 15	証取法第 159	㈱オーエー・システム・プラザの株価	20.7.25 (大阪地裁)
		条第1項第1	を高騰させることを目的とした買上	会社役員 懲役3年(執行猶予5年)
		号等	がり買付け、仮装売買等を行った。	追徵金約 4 億 4, 225 万円
		(相場操縦)		(確定)
			(嫌疑者) 会社役員等	

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19. 10. 30	証取法第 158 条 (風説の流 布)	等の目的のため及びその株価の高騰	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億6,110万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億5,810万円
				(確定)
101	19. 11. 1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年 (執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (注)99号事件と一括審理 22.4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 会社役員 懲役1年6月 (執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98号事件と一括審理
103	20. 3. 4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であった ケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価 格以上に固定する目的をもって、一定 の価格以下の同社株券の買付注文を 勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金2,500万円 証券会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) 証券会社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役1年4月 21.3.30 (名古屋高裁) 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20. 3. 5	証取法第 158 条 (偽計)	(㈱アイ・シー・エフ (現: ㈱オーベン) の株券の取引のため、会社役員の1名 が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.10.10 (大阪地裁) 当該会社 罰金500万円 追徴金7億3,315万円 (連帯) 22.2.3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 公判係属中(最高裁) 20.10.17 (大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 (連帯) 21.9.29 (大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 (いずれも確定)
105	20. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取 引)	(㈱ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	(注) 93 号事件と一括審理 20.3.25 (札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金50万円 20.5.23 (札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役2年6月(執行猶予3年) 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 (いずれも確定)
106	20. 5. 30	証取法第 166 条第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	
107	20. 6. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28 (神戸地裁) 当該会社 罰金500万円 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) (いずれも確定) 当該会社役員A 公判係属中(神戸地裁)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20. 6. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚証券 び属 ・企証券 が ・企証券 が ・では ・では ・では ・では ・では ・では ・では ・では ・では ・では	計上するなど、虚偽の記載のある損益 計算書等を掲載した有価証券報告書 を提出し、その後の公募増資にあた り、上記有価証券報告書をとじ込んだ	当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円
109	20. 10. 7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重	懲役 15 年 罰金 500 万円
110	20. 11. 26	金商法第 158 条等 (暴行・ 脅迫)	(株ドン・キホーテの株式について,有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。	会社員 懲役6年 (確定)
111	20. 12. 5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	㈱LTTバイオファーマが子会社の 異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重	21. 4. 15 (東京地裁) 会社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
112	20. 12. 17	金商法第 158 条等(暴行・ 脅迫)	(株ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)110号事件と一括審理

事	告発年	胆板久立	東 (4) の 概 西	र्भवा २५
件	月日	関係条文	事件の概要	判
113	20. 12. 24	証取法第 197 条第 1 号等 (虚証券 有 価 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番	を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、	21. 4. 28 (広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 当該会社役員A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 当該会社役員B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21. 2. 10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	(株ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株を売り付けた。	21. 5. 25 (大阪地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21. 3. 25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券届出 書の提出)	(株プロデュースは、上場に伴う株式の 募集等を行うに際し、架空売上を計上 するなど虚偽の記載のある損益計算 書等を掲載した有価証券届出書を提 出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5 (さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注)120号事件と一括審理
116	21. 3. 27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)		21.7.8 (高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金3億5,500万円 (いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21. 3. 31	金商法第 166	㈱プロデュースが粉飾決算を内実と	21.5.27 (さいたま地裁)
		条第1項第1	する金融商品取引法違反等の嫌疑で	懲役3年(執行猶予4年)
		号等(内部者	証券取引等監視委員会から強制調査	罰金 500 万円
		取引)	を受けたこと (重要事実) を知り、公	追徵金約 7,888 万円
			表前に同社株券を売り付けた。	(確定)
			(嫌疑者)当該会社元役員	
118	21. 4. 22	証取法第 166		21.6.17 (東京地裁)
		条第1項第1	利益について、直近の公表された予想	懲役1年(執行猶予3年)
		号等(内部者	値に比較して新たに算出した予想値	罰金 100 万円
		取引)	に差異が生じたこと(重要事実)を知	追徴金約 915 万円
			り、公表前に同社株券を売り付けた。	(確定)
			(嫌疑者) 当該会社常務執行役員	
119	21. 4. 27	証取法第 166	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常	21.12.10 (東京地裁)
113	21.4.21	条第1項第1	利益について、直近の公表された予想	
		号等 (内部者	値に比較して新たに算出した予想値	罰金 200 万円
		取引)	に差異が生じたこと(重要事実)を知	追徴金約 3, 750 万円
		4Х.ЭТ)	り、シンガポールの金融機関に開設し	(確定)
			た英領ヴァージン諸島に設立された	(WE/C)
			法人名義の口座を利用し、公表前に同	
			社株券を売り付けた。	
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			(嫌疑者) 当該会社取締役会長	
120	21. 4. 28	証取法第 197	㈱プロデュースは、架空売上を計上す	21.8.5 (さいたま地裁)
		条第1項第1	るなど虚偽の記載のある損益計算書	当該会社代表取締役
		号等	等を掲載した有価証券報告書を提出	懲役 3年
		(虚偽の有	(2期) し、その後の株式募集を行う	罰金 1,000 万円
		価証券報告	にあたり虚偽の有価証券報告書を参	22. 3. 23(東京高裁)
		書及び有価	照すべき旨を記載した有価証券届出	当該会社代表取締役
		証券届出書	書を提出した。	控訴棄却
		の提出)		22.8.10 (最高裁)
			(嫌疑者) 当該会社	当該会社代表取締役
			当該会社代表取締役	上告棄却
			当該会社専務取締役	21.8.5 (さいたま地裁)
				当該会社専務取締役
				懲役 2年6月(執行猶予4年)
				(いずれも確定)
				(注)115 号事件と一括審理

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21. 4. 28	証取法第 197	㈱プロデュースは、架空売上を計上す	24.1.30 (さいたま地裁)
		条第1項第1	るなど、上場に伴う株式の募集等を行	懲役3年6月
		号等	うに際し虚偽の記載のある損益計算	公判係属中 (東京高裁)
		(虚偽の有	書等を掲載した有価証券届出書を提	
		価証券報告	出し、さらに虚偽の記載のある損益計	
		書及び有価	算書等を掲載した有価証券報告書を	
		証券届出書	提出(2期)し、その後の株式募集を	
		の提出)	行うにあたり虚偽の有価証券報告書	
			を参照すべき旨を記載した有価証券	
			届出書を提出した。	
			(14 KZ 44.) (1 = 1 A = 1	
122	21. 7. 14	証取法第 158	(嫌疑者) 公認会計士 (㈱ペイントハウスが発行する新株式	22. 2. 18 (東京地裁)
122	21. 7. 14		を犯則嫌疑者が実質的に統括管理し	22.2.10(宋尔地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年)
		米等 (偽計)	で、別嫌疑者が失真的に続い直径していた投資事業組合名義で取得する	
		(岡田)	に際し、真実は、同組合が払い込む金	
			額の大半は、直ちに社外に流出させる	22.11.30 (東京高裁)
			ものであるのに、その情を秘し、あた	控訴棄却
			かも当該払込みによって相応の資本	23. 3. 23(最高裁)
			充実が図られたものであるかのよう	上告棄却
			な虚偽の事実を公表させた。	(確定)
			· SERWINE AND CITE	(HEAL)
			(嫌疑者) 会社役員	
123	21. 7. 31	証取法第 167	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株	21.12.24 (さいたま地裁)
		条第1項第5	券の公開買付を行うことを知り、公表	当該会社従業員
		号等	前に同株券を買い付けた。	懲役2年(執行猶予3年)
		(内部者取		罰金 200 万円
		引)	(嫌疑者) 当該会社従業員	追徴金約 1, 293 万円
			会社員	会社員
				懲役2年(執行猶予3年)
				罰金 300 万円
				追徴金約1億6,164万円
				22.6.10 (東京高裁)
				当該会社従業員
				控訴棄却
				会社員
				控訴棄却
				(いずれも確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21. 9. 29	証取法第 159	財産上の利益を得る目的で, 日立造船	22.4.28 (東京地裁)
		条第2項第1	㈱他1銘柄の株価を高騰させることを	無職A
		号等	目的とした見せ玉等を行い、当該上昇	懲役2年2月(執行猶予4年)
		(株価操縦)	させた株価により、各株券の売買を行	罰金 250 万円
			った。	追徴金約2億2,661万円
				会社役員B
			(嫌疑者) 無職(2名)	懲役2年(執行猶予4年)
			会社役員	罰金 300 万円
				追徴金約2億2,661万円
				無職C
				懲役1年6月(執行猶予4年)
				罰金 150 万円
				追徴金約2億2,661万円
				(連帯)
				(いずれも確定)
125	21. 10. 20	証取法第 166	グッドウィル・グループ㈱が子会社の	22.2.4 (東京地裁)
		条第3項等	異動を伴う株券の取得を行うこと(重	懲役2年6月
		(内部者取	要事実)を知り、公表前に同株券を買	罰金 500 万円
		引)	い付けた。	追徴金 15 億 3, 180 万円
				(確定)
			(嫌疑者)無職	
126	21. 11. 24	証取法第 159	財産上の利益を得る目的で, ユニオン	22. 8. 18(大阪地裁)
		条第1項第1	ホールディングス㈱の株価を高騰さ	代表取締役 懲役3年(執行猶予5年)
		号等	せることを目的とした買い上がり買	罰金 300 万円
		(株価操縦)	付け、仮装売買等を行い、もって当該	
			変動させた相場により有価証券の売	(注) 129 号事件と一括審理
			買を行った。	22.8.25 (大阪地裁)
				会社員 懲役2年(執行猶予4年)
			(嫌疑者) 当該会社代表取締役	罰金 200 万円
			会社役員(4名)	追徴金約2億5529万円
			会社員	22.9.1 (大阪地裁)
			不詳 (3名)	会社役員 懲役3年(執行猶予4年)
				罰金 300 万円
				追徴金約2億6477万円
				(注) 132 号事件と一括審理
				(いずれも確定)

事	告発年	即位夕子	# W O W #	Nat 24
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21. 12. 15	証取法第 166 条第 3 項等 (內部者取引)	上高及び経常利益について、直近の公	会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円
128	21. 12. 15	金商法第 167 条第 3 項等 (內部者取引)	ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を 行うことを知り、公表前に、同株券を 買い付けた。	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
129	21. 12. 24	金商法第 158 条等 (偽計)	(嫌疑者) 会社員 ユニオンホールディングス㈱の発行 予定の新株等を売却するため、同社の 第三者割当増資等につき、IABjapan株式会社は、第三者割当増資の 払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。	(注) 126 号事件と一括審理
			(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	
130	22. 2. 9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)会社経営者	公判係属中(大阪地裁) (注) 132 号事件と一括審理
131	22. 3. 2	証取法第 197 条第1項1号 等 (虚終の有 価証券 び届出 を が提出)	るなど虚偽の記載のある連結損益計 算書等を掲載した有価証券報告書を 提出し、その後の株式募集を行うにあ	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 公判係属中(東京高裁) 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 公判係属中(東京高裁) (注)133号事件と一括審理

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
132	22. 3. 16	証取法第 166 条第1項第1 号等 (内部者取 引)	資を行うこと(重要事実)及び第三者 割当増資の約9割は失権すること(重	会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 (注)126号事件と一括審理 (確定) 公判係属中(大阪地裁) 当該会社実質的経営者
133	22. 3. 19	証取法第 197 条第 1 項 1 号 等 (虚証券の有 価証及び届出 が提出)	るなど虚偽の記載のある連結損益計 算書等を掲載した有価証券報告書を 提出し、その後の株式募集及び売出し を行うにあたり虚偽の有価証券報告 書を参照すべき旨を記載した有価証	当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 公判係属中(東京高裁) 23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 公判係属中(東京高裁)
134	22. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会社役員(2名)元当該会社代表取締役元当該会社代表取締役元当該会社顧問元会社役員	
135	22. 5. 11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (內部者取引)	受ける者を募集することなど(重要事 実)を知り、公表前に同社株券を売買	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 136 号事件と一括審理
136	22. 6. 15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株) サ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注) 135 号事件と一括審理

事	告発年	朋友女士	すみを乗	¥41
件	月日	関係条文	事件の概要	判決
137	22. 10. 6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券届出 書の提出)	(株エフオーアイは、上場に伴う株式の 募集等を行うに際し、架空売上高を計 上する方法により、虚偽の記載のある 連結損益計算書を掲載した有価証券 届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	当該会社代表取締役社長 懲役3年
138	22. 10. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	(㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22. 10. 28	金商法第 159	財産の利益を得る目的で、(株)テク	23. 3. 10(大分地裁)
		条第1項第1 号等 (相場操縦)	ノマセマティカル他2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。	
			(嫌疑者) 会社役員	公判係属中(最高裁)
140	22. 12. 7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディングス・ジ ーエムビーエイチの業務執行を決定 する機関が㈱西友の株券の公開買付 けを行うことについての伝達を受け、 公表前に買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	公判係属中(東京地裁)
141	23. 2. 9	証取法第 197 条の2第1号 等 (無届社債 券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新た に発行される社債券の取得の申込み の勧誘を行い、有価証券の募集をした もの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	公判係属中(福岡地裁)
142	23. 3. 22	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	オックスホールディングス㈱の子会 社の業務遂行の過程で損害が発生し たこと(重要事実)を知り、公表前に 売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	24.3.7 (東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円 公判係属中(東京高裁)

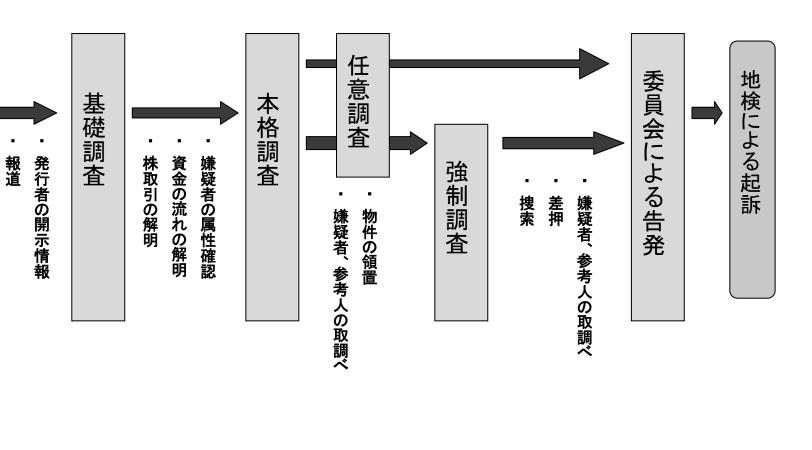
事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判 決
143	23. 5. 27	証取法第 197 条第 1 写第 1 号等 (虚証券 び届 正 及 新 有 出 正 の 提出)	上を計上するなど虚偽の記載のある 連結損益計算書等を掲載した有価証 券報告書を提出し、その後の株式募集	24.3.8 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年 公判係属中(東京高裁) 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予3年) (確定) 当該会社嘱託社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円
144	23. 6. 10	金商法第 166	当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	(確定) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 (確定) 公判手続停止中(横浜地裁)
111	25. 0. 10	条第1項第1 号等 (内部者取引)	法人に行わせていた同社所有の商業 ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察	公刊于利尼亚工 (河南地域)
			(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	
145	23. 7. 13	金商法第 166 条第 3 項等 (內部者取引)	(株ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。	23. 9. 16 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 3 年) 罰金 400 万円 追徴金約 1 億 1,796 万円 (確定)

事	告発年			
件	月日	関係条文	事件の概要	判 決
146	23. 8. 2	金商法第 158	㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を	23.10.11 (大阪地裁)
		条等	引受人とする現物出資を含む第三者	会社役員
		(偽計)	割当増資において、宿泊施設等であっ	懲役1年6月(執行猶予3年)
			た土地及び建物3物件の価値を過大に	会社員
			評価した上、募集株式の払込金額に相	懲役1年6月(執行猶予3年)
			当する価値のある不動産が現物出資	(いずれも確定)
			として給付される旨の虚偽の内容を	
			含む公表を行った。	公判係属中(大阪地裁)
				当該会社、当該会社代表取締役会長、当該
			(嫌疑者)当該会社	会社取締役、当該会社執行役員(1名)
			当該会社代表取締役会長	
			当該会社取締役	
			当該会社執行役員(2名)	
			会社役員	
			会社員	
			不動産鑑定士	
147	23. 8. 5	金商法第 159	財産上の利益を得る目的で、㈱GAB	24.5.14 (福岡地裁)
		条第1項第1	Aほか2銘柄の株価を高騰させること	懲役3年
		号等	を目的とした見せ玉等を行い、当該上	
		(相場操縦)	昇させた株価により、各株券の売買を	
			行った。	公判係属中(福岡高裁)
			(1)(1)	
		A	(嫌疑者)会社役員	
148	23. 12. 12	金商法第 158		
		条 	組合を割当先とする第三者割当増資	会社員 懲役2年6月(執行猶予3年)
		同法第197条		24.3.7 (東京地裁)
		第1項第5号		
		(偽計)	として全額の払込みが完了した旨の	
			虚偽の事実を公表した。	24.3.12 (東京地裁)
			(強切求) 火熱人牡牡果 (0.4)	当該会社社員A
			(嫌疑者) 当該会社社員(2名)	懲役2年(執行猶予3年) 証券ブローカー
			会社員 証券ブローカー	
			<u> </u>	懲役2年6月(執行猶予4年) (いすれも確定)
149	23. 12. 21	金商法第 158	エスプール外3銘柄の株券の売買のた	23.12.22 (神戸簡裁)
113	20.12.21	条等	め、かつ相場の変動を図る目的をもっ	3. 12. 22 (中戶 間級) 罰金 30 万円
		スサ (風説の流	て、インターネットを介して電子掲示	追徵金 4 万 8,330 円
		布及び偽計)	板上で、内容虚偽の文章を不特定多数	(略式命令)
		中人し、岡田ノ	かつ多数の者が閲覧できる状態に置	(確定)
			いた。	(PJ4- / L_ /
			(嫌疑者)無職	
			WINNE D / WINN	

事	告発年	関係条文	事件の概要		判	 決
件	月日			八加林日子		
150	24. 1. 31	金商法第 166	NECエレクトロニクス㈱が㈱ルネ	公判係属中	(果尽地茲)	
		条第 1 項第 3 号等	サステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエ			
		(内部者取	ルピーダメモリ㈱が産業活力の再生			
		引)	及び産業活動の革新に関する特別措			
		317	置法に基づく事業再構築計画の認定			
			を取得し、同計画に沿って㈱日本政策			
			投資銀行を割当先とする第三者割当			
			増資を行うことについての決定をし			
			たこと(重要事実)を知り、それぞれ			
			の事実の公表前にNECエレクトロ			
			ニクス㈱及びエルピーダメモリ㈱の			
			株券を買い付けた。			
			(嫌疑者) 国家公務員			
151	24. 3. 6	証取法第 197	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商	公判係属中	(東京地裁)	
		条第1項第1	品を簿外処理するとともに架空のの			
		号等	れん代を計上するなどの方法により、			
		(虚偽の有	重要な事項につき虚偽の記載のある			
		価証券報告	連結貸借対照表を掲載した有価証券			
		書の提出)	報告書を提出(2期)した。			
			(14 K7 H7) 1/12+ A 41			
			(嫌疑者) 当該会社			
			当該会社代表取締役			
			当該会社監査役 当該会社取締役			
			会社役員(3名)			
152	24. 3. 22	金商法第 166	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業	公判係属中	(福岡地裁)	
102	21.0.22	条第1項第1	集団の経常利益の各予想値について、	A 13/1///A 1	(1818)2639()	
		号等	直近に公表された各予想値と比較し			
		(内部者取	て新たに算出した各予想値との間に			
		引)	差異が生じたこと (重要事実)を知り、			
			公表前に同社株券を売り付け、買い付			
			けた。			
			(嫌疑者) 当該会社社員			
			会社役員			
153	24. 3. 22	金商法第 166	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業	公判係属中	(福岡地裁)	
		条第1項第1	集団の経常利益の各予想値について、			
		号等	直近に公表された各予想値に比較し			
		(内部者取	て新たに算出した各予想値との間に			
		引)	差異が生じたこと (重要事実)を知り、			
			公表前に同社株券を買い付けた。			
			(維容孝) 当該会共共長			
			(嫌疑者) 当該会社社員 今社の員			
			会社役員			

事	告発年	関係条文	事件の概要	判決
件	月日			
154	24. 3. 26	金商法第 158 条等	㈱セラーテムテクノロジーは、自己資 金を北京誠信能環科技有限公司と	公判係属中(東京地裁)
		(偽計)	WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED σ	
			三社間で2回循環させる方法により、	
			北京誠信能環科技有限公司を買収し たかのように偽装するため、WEALTH	
			CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先と	
			する第三者割当増資を実施して資金	
			を調達し、北京誠信能環科技有限公司	
			を実質的に完全子会社化するための	
			買収資金に充当することを決議した	
			旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記	
			第三者割当増資に係る払込手続が完 了した旨の虚偽の事実を公表した。	
			」した日の座局の事大で公衣した。	
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社取締役兼最高	
			財務責任者	
155	04.0.00	A 77 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	当該会社代表取締役	0.10145 [2.1.1.40]
155	24. 3. 28	金商法第 197 条第 1 項第 1	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商 品を簿外処理するとともに架空のの	公判係属中(東京地裁)
		号等	れん代を計上するなどの方法により、	
		(虚偽の有	重要な事項につき虚偽の記載のある	
		価証券報告	連結貸借対照表を掲載した有価証券	
		書の提出)	報告書を提出(3期)した。	
			(嫌疑者)当該会社	
			当該会社代表取締役	
			当該会社監査役	
			当該会社取締役	
156	24. 3. 28	証取法第 197	会社役員 オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商	公判係属中(東京地裁)
100	2 1. 0. 20	・	品を簿外処理するなどの方法により、	本中/小西丁 (水水/造鉄/
		号等	重要な事項につき虚偽の記載のある	
		(虚偽の有	連結貸借対照表を掲載した有価証券	
		価証券報告	報告書を提出(2期)した。	
		書の提出))	(174 k2 44.) V Y T T E	
			(嫌疑者)会社役員	
157	24. 3. 28	金商法第 166	日本風力開発㈱の株券について監理	24.5.18 (神戸地裁)
		条第 2 項第 4	銘柄に指定される可能性があること	懲役2年(執行猶予3年) -
		号等	(重要事実) についての伝達を受け、	罰金 300 万円
		(内部者取引)	公表前に同社株券を売り付けた。	追徴金約 8,637 万円 (確定)
		יוני	(嫌疑者) 無職	(中田人仁)
			WINNE H / WITH	

犯則調査の流れ



資料・情報の収集・検討

電話、文書、インターネットを通じた一般からの情報

2-7 建議実施状況

1 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	4~15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
件数	7	0	5	3	0	4 (4)	4	2	1	22

^{*}年度: 平成 20 年度まで「事務年度ベース」7月~翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月~翌年3月

2 建議案件の概要一覧表

建議		措置の状況
年月日 6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に 関し、①証券会社と公認会計士等 との十分な連携、②審査項目の見 直し、③申請会員と協会の連携等 の改善策を講じている。
9. 12. 24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件 の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関し て問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による 取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の 充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう 建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11. 12. 21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正 し、銀行業等を営む会社の財務諸 表における担保資産の注記を義 務付けるとともに、全銀協等は、 会員に関連当事者との取引の開 示を徹底することを通知した。
12. 3. 24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15. 4. 22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議	金融庁は、行為規制府令を改正 し、証券会社の業務の状況につき 是正を加えることが必要な場合 として、「募集期間中または売出 期間中に生じた投資判断に影響 を及ぼす重要な事象について、個 人の顧客に対して説明を行って

^{*}平成 20 年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成 21 年度との重複期間(平成 21 年 4 月 \sim 6 月)の件数である。

建議年月日	建	議	Ø	内	容	措置の状況
	した。					いない状況」を追加するととも に、事務ガイドラインに具体的な ケースを規定した。
15. 6. 30	りかとで的為客れれ引ある。とは、から、相のでは、がるをにる認れれ引いる。というでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、ないのではないでは、ないのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	証 取りない 社価連い 顧るのをとれる とれば はい で 取り はい はい で 取られる ない で 取られる はい	検い自分を数③がわの証をで、対文を関ののののであるのである。対文を対ののののでは、対でのがいのがしていたがでのでは、性のでは、性のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	い分引続取りませなこをいて、なを的引的り、すを保売がりれ確売がりれてまではでまれま受すのではでまるといる。	を受託し、こ ターネット取 ている疑いが している行為	金融庁は、行為規制府令を改正 し、証券会社の業務の状況につき 是正を加えることが必要な場合と して、「実勢を反映しない作為的価 場を形成させるべき一連の有価で 場を形成させるべき一連関 場を形成させるできいと関売 でかいといる。 関管理が十分でないともいて、この「 管理」について事務が、イドラインに具体的に規定した。 を防止するための管理の徹底や、 ないであるに、なるを ないであるとともなが、 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この「 では、この、 では、この「 では、この「 では、この「 では、この、 では、この、 では、この、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
15. 12. 16	会に契作当一前っ一れ指をれ公のト社際約成該テにたトな定依た表公及にしをす発ィ当行及いし頼こし正び所使締る行ン該為び状たしとて性こ属用結個体グ株をア況上たをい、れるしすし別にを式繰り、、が同る透を	なるたのなり、②対、リ状明にいたが発るし買返ス証価同ポ況性成アめ、行株た付しト券をレーがをしたの当体式場けてに会支ポー認高としている。	スナア関こに行り系がっトこらるアトリナすい、い、管情アそ示れ観リとスリるではい、証理情アそ示た点リのトスアギレ公券は報ナのすのかス	間・トナ新ポ表会が提りよるでらトでレはリ規一後社十供スうこ、、に、ポ、スにトにの分会トなと投ア対投ー当ト買の売アな社・事な資ナする。	契レ推資けりの対ポのに基トテースとしているといいでは、トでは、トででは、トででは、といっでは、ののののでには、ののでのでは、いいでは、いいののでは、いいののでは、いいののでは、いいののでは、いいのの対象の対象の対象の対象の対象の対象をは、いいのの対象の対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会とが、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・外部等には、外間では、外部アナリストの一方では、外部アナリストの一方では、各のではないでは、とのでは、大力の作成をであるとのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、ことなどを追加した。
17. 11. 29	に、、 に出せる 第1号 が に出せる 第1号 対す 制 に 規 表 の の 等 し 規 た に れ な い 最 に は な の 解 し は 象 な の 解 し は 象 成 れ な い た	る申め、 意込みれによるが、 を上にいるが、 をいるが、 をいるが、 はりなれたしてのの はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりなれた。 はりない。 もりない。 もりな。 もりない。 もりな。 もりな。 もりな。 もりな。 もり。 もり。 もり。 もり。 もり。 もり。 もり。 もり。 もり。 もり	い定 て見相、、い場金にす 規せ場売「こ操制したが度を経度したが度に	かこ る等にが玉らのおわり 証売対成」、不いらり 取買す立等課公です消 法のるし売徴正もず消 法のまし売徴正も	誘市いい 159 後でいの制引せる注では、第巻では、第巻では、159 条行に、東京のは、第巻のの引み、適のは、第巻のの引み、適のが、第巻のの引み、適のが、第巻のの引み、適のが、第巻ので見い、第巻ので見い、第巻ので見い、第巻ので見い、第巻のでは、まをはは、まをはは、まをははは、まをははは、まをははは、まをははは、まをはははははははは	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわあ「見せ玉」等)についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。)。

	1					T
建 議 年月日	建	議	0	内	容	措置の状況
17. 11. 29	た場合、証取に 場合、証取に の取引参加を 一次の申込が を で 見いないで に いなせ と い で に た で り の り の も い り る と い り る と い り に り る い り こ り る い り こ り る り ら り ら り り り ら り ら り り り り り り り り	生罰で行し 等の券為法し 第のあ為な 売顧会を第、 ででででいる。 第本社も19年 でででででいる。 第本社も19年 ででででいる。 第本社も19年 でででいる。 第本社も19年 でででいる。 第本社も19年 でででいる。 第本社も19年 でででいる。	第な会たか 込い己号第同2る社場ら みてのに1法にが合、 行、計お項第17	1号か己は号に罰にる号にわけるので、よいら算買る 相はる規とはははいはないのではないのではないのでは、これにはははいいのでは、おいいのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	、証券取引 ・ 「見も一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。)。
17. 11. 29	業務に理に業出可置かとれる料で直に既しる、いる投いつてつい委、支るにすのあし関では、売体はめ助たてる指。会在いこた資明とののあし関い。と、に言手もな摘にもをのっ産	し資勧し例は業続証どが よ、強たて運そるが間で商誘てえ、のが取、あ る取いめ、用れ場顧業、品や規ば証登必法縦る 証引ら、幅・に合客法長とこ制、券録要と割こ 券一れ投広助伴にのに投しれす現業、と著りと 会任る資い言いは利ま	質てにべ在の一な資のに、は勘らサ金、取、益らサ位関き、登任る顧法留 に定ら一融資引投をお一置すで証録のほ簡律意 に取うビ商産一資損をるど付るあ券、認か関がが 対引なス品管任者な資	スけ資る業投可、養健心 けに犬法に理勘保う資法ら産。と資、兼法全要 検りがおる一取にと任にれ運こ証顧証業になで 検りがおる一取にと任おる用の券問券にそ兼む 査顧散け販体引支を契い幅・際投業業伴れ業を の客見る売と契障ひ約	広助、資ととうぞをふ。 結がさ業・し約を止にい言現一のの弊れ妨」 果不れ務勧ての来す係金、行任兼兼害規げと を当る範誘規禁たるる融資法業業防定て指 踏なと囲や制止さた規商産のをのの止がい摘 ま手このこすのなめ制品管下兼届認措置るさ え数ろ見れる扱い、も	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。)。
18. 4. 14	い関(投「う投る 者外外っ 過のででである。会下家・プ家場委引局局い方でをが発対ア・、通会行対お。、行をが発対ア・、通会行対お。、行いので発表をが発対ア・・、通会行対お。 にたるで発	行発情てレア行式はたるて 券報なし行報当グリ情を、も調当 会をいよ体」該グン報売この査該 社外②うにと株とグのりのと依投 の部発とよい思いの公付よ認頼資 検に行	するう、よう過表けうめを資産工情る当。、に)でにい事れった 結達を際該の係を発、る例るです 果で外	主株公3行行当事が海おけ、3部学等式表需う情該例認外りる ①こにを事等前動とを式認ら資こ分 プと伝証のに動とを式認ら資こ分 レに達が発、向が入等され家れが・関す	行国のあ手のらたにを行 ヒしるに内調るし発れ場関受わ アて際係外査。た行た合しけれ リ手に機以の外に 内、、に グ規そ報関下よの係 部海海至 の程の	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに(平成18年11月1日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議)を制定し、具体的な取扱いが規定された(平成19年1月4日施行)。

建議年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18. 4. 21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯(刑法第60条)として証取法第226条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士がが成立とは出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士がが成立というである。しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士によるとは困難である。しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士によるをはい立場にある。公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことがればならない立場にある。公認会計士法上、監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保しているり、また監査法人の社員は民事上の責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成18年12月22日報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。
19. 2. 16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京 証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の 売買取引(以下「本件 TOPIX 先物取引」という。)におい て、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文と を対当させることにより、権利の移転を目的としない取引 を大量かつ反復継続的に成立させ(以下、このようにして 成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当 日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値 (いわゆる「市場 VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、 あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を 行うこと、及び、これらの取引を 受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。

油 										
建 議 年月日	建	議	D	内	容	措	置(り歩	i è	兄
	数値であり、当は、当該数値に取引の内容を含まり、その対象が取引によった。 つ投資判断をである。	本さ、該基めとつう 券実証をびて引値いせれ増場 社を会勢のされば場場 が反対をです 一条勢の からればり	取た係実行る取さ係 手者勢わも引せ者 場しながではるののるののののののののののののののののののののののののののののののののの	で認い央市あ来為資 すめてし場る高は判 るら広な内。を、判 るの 枚れくい・ま現出断 いに 数た参数外た実来を は歪	分。照値に、の高誤 、めず れすけ装給参せ 来せてるる取に照得 高るい取他引基しる と取せ ませい おいり と ありのにづつも いり					
19. 2. 16	行か)、条)、 () () () () () () () () () (有引機・ 育団の 対域を 対域を 対域を 対域を 対域を 対域を 対域を 対域を	告書等の説等(159) (159)	提の条)ないにがいた。 はの条)ないにがいた。 はの条)ないにがいた。 は、ないから、 ないから、 ないから、 ないから、 ないがいた。 ないから、 ないできる。 ないがいた。 ないがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいが	計等 (第 158 る 懲役刑が 5 ついへと は長 で で で で で で で で で な に 保 の で で 令 伝 で 第 は に 保 の に ち に 保 の ち に な り ち に た の に ち に な り に た が に よ り に で あ り に で あ り に で あ い に ま に 保 の に ま に な い に ま に な に ま に な に ま に な に ま に な い に ま に な に ま に な に ま に な い に ま に な に ま に な い に ま に な に ま に ま	金融提長のが悪くのが悪いのでは、これ	等 で 等 れ 間 で が 等 に 関 で に 関 に に に に に に に に に に に に に	ここ(と込するとのまる)	て伴)合た閣に	公、公が金融 () () () () () () () () () (
21. 4. 24	する重点検査でなる。 保証金の保証金の切らのをでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	のが世分ころ預り破た 管結管握管は引託返綻。外理果理し理、きししし 国にはて、 為つれおて顧さい結顧 替い	バるらい客れた果客 証で、関合、いらでは、本のでは、本のでは、大変では、大変では、大変では、一般では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変	ためこ例だこい為を別金のな固多受用証相ら 取金類が有くけさを場せ り銭	、産めになった。 の財の財の財の対のでは、変とのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のの財の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対	金融庁/ 関する内 為替証拠。 を金銭信記 した(平成	閣府令」 金取引の 託に一次	を改 の区分 本化す	正し管理る旨	、外国 見の方法 を規定
21. 4. 24	以上となった ールであるが、 不測の損害を せ、最悪の場合 害を与えかねる 拠金取引に係 重要である。	祭には、自! 当該ルー 与えるばか 合には業者: ないような るロスカッ	動的に反う ルが機能 いりか、業 が破綻し 問題を含む トルール	対取引によ しない場合 き者の財務(て顧客全体 むことから いの適切な)	には、顧客に 本質を悪化さ にも著しい損 、外国為替証	金融庁/ 関する内! 商品取引! 引に係る! 備・遵守: た(平成2	閣府令」 業者にタ ロスカ を義務(を改 外国為 ット・ すける	正替ル旨を	、金融 拠金取 ルの整 規定し

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措置の状況
	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1きる内閣府令」を改正しできる力にできる力にできるといる。本準を証拠金との個人の一個では、個人の一個では、個人の一個では、個人の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。
22. 10. 19	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建議	建	議	D			措	置の	仆	ÿ □
年月日	な分別管理の「ない。 したがって、 に係る投資者で 管理の徹底及 供の観点から、	内容につい こうした 保護の一層 び投資者 事業型フ	いて、十分 :状況に鑑 를の徹底を こ対する ョ アンド販	な情報提供 みれば、事 図るため、 重要な投資 売の契約網	なされてい 業型ファンド 出資金の分別 判断材料の提 諸結前交付書面 するよう建議	打田		1/\	1/1
23. 2. 8	②③ ④ どこて欠営こ者るどな資よなれにい実構状 に交 定告、れ、如がう保基業い助うおたよてに成況無顧相付基帳書多ら役等行し護本務場言建、暴る、努要・銀にす)的の提の発員よれ状一な適に代し成団企府るを	言 業対る な未出去生りりて兄層法確登里だ2取業省こ追・・ 者す表 帳作等令原基、いにの令に録業。2締活はと加代 にる示 簿成)違因本自る鑑徹の遂をの 年り動業とす理 対情の 書・ 反を的己とみ底知行拒登 19かのさる業 す報あ 類末 事みなのいれを調で召録 「等ら主れこ	者 る提る の保 例る法営うば図やるで拒 18%の体にと自 名供広 作存 やと令業状、る法にき否 4 対暴かいにら 義が告 成、 不、の上況投た令足る事 日策力らるよが 貸不、 ・虚 適ほ知のが資め遠りよ由 のに団暴とり	無 し適契 管偽 切と識利認助、導)うに 犯に排力こ、登 等切約 理内 事んや益め言投守る、人 罪関除団ろ投録 な締 が容 例ど法のら・資意役他的 対すの等、資業 状結 不を がす令みれ代助識職の構 策る取を登助教 池前 通話 誌へ達をが理言が員業成 閣ワ워封鍋言	を行う では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	の登録申記に遂行すれている されている きるよう、 録拒否事に する金商	るな、由法に融取案或司にい投にの施業引を23との施業引を23との法国年度26に対象の表別を23との表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	りるこ言構(となりこ月部、後登・代政会強化要に対して出りません。 とり おいかい かいしょう いっぱい かいしょい かいしょい かいしょい かいしょう いっぱい かいしょう いっぱい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい	努員を里牛去「のをしますをが拒業を公資た改たに平を公資を改たに成確保で登加後市のす同布24
23. 12. 20	に該当しない。 現まに 現ま の 制以計算 で の 制以計算 で の 計算 で の は の は の は の は の は の は の は の は の は の	者るで違規引対ハ、亥付が事は反定業価。違当価を関いての者を反しをしたのです。	等の計算にいいるの計算にいいます。はいかいのかでいるのが、るにいいのかが、あるにいいのが、場合にいいるのが、場合にいいるのが、場合にいいるのが、場合にいいるのが、場合にいいるのが、場合にいいるのが、	において不。において不。において不工係る課金が最合にわから、観の計いた。	品取引を行 本の正取引を行 本のにこれで 会にこれで のではいりますでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 では、のいまでは、 には、これで、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	金融におり 第」にお得をでは、 第一でででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一ででは、 第一でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	て不公正耳 いる場合い すことがつ ひ改正(さ 施行)を る の一部を る	が見れる が見おき正む で女さと なる なる なる なる なる なる なる なる なる なる なる なる なる	也分でした。 と と を と を を を を を を を を を る に る に る に る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら

2-8 クロスボーダー事案への対応状況

1. 海外当局による摘発事例

No.	海外当局の 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者 【処分の内容】	銘柄名	違反行為の概要
1	16.10.21	シンガポール 通貨監督庁 (MAS)	シンガポール政府 投資公社の従業員 【制裁金】	(株)三井住友フィナン シャルグループ	(株)三井住友フィナンシャルグループ(SMFG)は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、同社が3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。シンガポール政府投資公社(GIC)の従業員3名は当該情報を公表前に入手し、同月13日、当該情報を利用し、GICが保有するSMFG株式の売付け等を行い、当該情報が公表された後のSMFG株式の価格下落による損失を回避した。
2	18.8.1	英国金融 サービス機構 (FSA)	英国ヘッジファンド GLG Partners LP 及びその元役員 【制裁金】	(株)三井住友フィナン シャルグループ	(株)三井住友フィナンシャルグループ(SMFG)は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。英国ヘッジファンドGLG Partners LPの元役員は当該情報を事前に入手し、同月12日から14日にかけて、当該情報を利用し、SMFG株式の売付けを行い、利得を得た。
3	18.12.13	香港証券 先物委員会 (SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッドのトレー ダー 【懲戒処分】	住友軽金属工業㈱	住友軽金属工業㈱(SLM)は、平成15年12月2日の立会取引終了後に、新株予約権付社債を発行することを公表した。クレディ・スイス(香港)リミテッドのトレーダーは当該情報を事前に入手し、同情報が公表される前に、SLM株式の売付けを行った。
4	23.9.15	香港証券 先物委員会 (SFC)	香港の投資運用会社 Oasis Management (Hong Kong) LLC 及びその最高運用責 任者 【戒告処分、制裁金】		Oasis Management (Hong Kong) LLC(オアシス)は、その運用するファンドの取引として、平成18年に㈱日本航空の公募増資が公表された後に、新株の募集に申し込んだ上、発行価格決定日となった同年7月19日に、以下の行為を行った。 (1)大引け直前の15分間に大量の引け成りの買い注文を発注し、その後それらを取り消した。 (2)大引け前5分間に、日本航空株式の大量の空売りを行った。これらの空売りには直近公表価格以下での空売りを禁じる日本の証券取引法(当時)に違反するものも含まれていた。オアシスの運用するファンドは、一連の空売りの決済日において、その約定分の約7割という大規模なフェイルを発生させた。その後公募株券等で当該フェイルの約5割を解消させた。(本文143頁参照)

2. 証券監視委による摘発事例

No.	告発日	連携した 海外当局	嫌疑者	銘柄名	違反行為
1	21.4.27	シンガポール 通貨監督庁 (MAS)	当該会社の 取締役会長	ジェフュブロッジ(##)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。(附属資料274頁参照)

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ		
		【市場参加者】			
平成23年	4月6日	日本証券経済研究所	市場の効率と公正(理論と現実)		
	5月11日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向について		
	5月16日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向について		
	5月17日	国際銀行協会(IBA)	Recent development of Securities Inspections		
	5月18日	日本証券業協会	システムリスク(情報セキュリティ)管理態勢について〜検査官の視点で〜		
	5月19日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点		
	5月25日	日本証券業協会(大阪)	証券監視委の活動状況と不公正取引の傾向		
	5月25日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向について		
	6月2日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点		
	6月10日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点		
	6月16日	日本証券投資顧問業協会	証券検査の当面の課題		
	7月5日	エイプロシス(東京)	悪質な投資勧誘及びインサイダー取引に関する留意点		
	7月5日	日本証券業協会	証券監視委の検査手法事例		
	7月22日	エイプロシス(大阪)	悪質な投資勧誘及びインサイダー取引に関する留意点		
	9月6日	経済同友会	目指すべき金融資本市場の形成に向けた施策		
	9月16日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(大阪))		
	9月27日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について~営業員向け~		
	10月7日	日本公認不正検査士協会	企業不正の傾向と対策〜わが国の証券市場における特質と課題を中 心〜		
	10月7日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点		
	10月11日	国際銀行協会(IBA)	検査官の視点で見たシステムリスク管理態勢のポイント~検査マニュ アルに沿って~		
	10月21日	日本証券業協会	証券監視委の最近における検査概要について		
	10月28日	全国信用金庫協会	平成23年度の検査重点検証分野と最近の検査指摘事例等について		
	10月28日	経営法友会	証券市場の監視体制と最近の事案傾向について		
	10月31日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について ~23年度証券検査基本方針 と最近の指摘事例		
	11月8日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点		
	11月18日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点~投資信託の販売~		
	11月25日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(名古屋))		
	11月30日	不動産証券化協会	証券監視委の最近における検査概要について		
	11月30日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(福岡))		
	12月2日	資本市場研究会	市場の監視と市場の活力(日本経済と金融システム)		
	12月5日	一月会	証券監視委の現況		
	12月5日	日本証券業協会	証券会社のリスク管理態勢について ~財務の健全性等に必要なリスク管理態勢~		
	12月5日	全国信用組合中央協会	平成23年度検査実施方針及び最近の検査指摘事例等について		
	12月7日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(札幌))		
	12月13日、14日	日本不動産鑑定協会	不動産現物出資制度を悪用した偽計事件について		
	12月22日	日本証券業協会	投資信託の販売		
平成24年	1月19日	総合研究フォーラム	証券不公正取引と証券監視委の対応		
	2月8日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点~内部管理態勢の適切性・実効性~		

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
	2月16日	日本証券業協会(名古屋)	証券監視委の最近における検査概要について
	2月17日	日本証券業協会(大阪)	証券監視委の最近における検査概要について
	2月20日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月21日	日本証券業協会	証券監視委の最近における検査概要について
	3月5日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について~リテール業務向け ~
	3月15日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券監視委の活動状況
	3月15日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況について
	3月23日	日本証券業協会	証券監視委の検査手法事例
		【自主規制機関等】	
T # 00 #	4月19日	(取引所) 大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
十八,254	4月19日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月19日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月18日	札幌証券取引所 東京記券取引系	活動状況を踏まえた意見交換
	5月20日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月25日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月26日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月27日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月31日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月3日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月9日	東京証券取引所	不適切な会計処理にかかる最近の事例について
	6月27日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月29日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月29日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月31日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月26日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月28日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月28日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月18日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月21日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月24日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月30日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	12月7日	札幌証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
平成24年	1月23日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	1月26日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月6日	名古屋証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	2月20日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月29日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月30日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ	
		(取引業協会等)		
平成23年		日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	4月26日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	5月13日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	5月26日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	6月10日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	9月2日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	9月29日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	11月11日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	11月17日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	11月17日	日本証券業協会(東北)	証券監視委の活動状況ほか	
	11月29日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換	
	12月1日	日本証券業協会(北陸)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月1日	日本証券業協会(九州)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月7日	日本証券業協会(北海道)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月9日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換	
	12月14日	日本証券業協会(中国)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月15日	日本証券業協会(四国)	証券監視委の活動状況ほか	
平成24年	1月12日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	1月25日	国際銀行協会(IBA)	証券監視委の活動状況ほか	
	2月6日	日本証券業協会(名古屋)	証券監視委の活動状況ほか	
	2月23日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	3月29日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
		【日税連等】		
平成23年	11月7日	東京税理士会	最近のインサイダー事案の傾向と当局の取組み	
	11月25日	日本税理士会連合会	最近のインサイダー事案の傾向と取組み	
T - 100 / T	0.00.00	【公認会計士協会】		
平成23年	9月22日	日本公認会計士協会	最近のインサイダー取引の特徴と当局の対応	
	11月17日	日本公認会計士協会(東北会)	証券監視委の活動状況ほか	
	11月30日	日本公認会計士協会(北陸会)	証券監視委の活動状況ほか	
	11月30日	日本公認会計士協会(北部九州会)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月1日	日本公認会計士協会(南九州会)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月8日	日本公認会計士協会(北海道会)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月14日	日本公認会計士協会(中国会)	証券監視委の活動状況ほか	
	12月15日	日本公認会計士協会(四国会)	証券監視委の活動状況ほか	
【日弁連等】				
平成23年		日本組織内弁護士協会	弁護士と金融行政 証券監視委の開示検査等に際しての第三者委員会への期待につい	
	11月11日	日本弁護士連合会	τ	
平成24年	3月2日	第二東京弁護士会	公正な証券市場の確立にむけて	

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
		【大学·大学院】	
平成23年	4月25日	慶応義塾大学	日本経済と金融システム
	5月26日	東京大学	金融へのいざない
	5月26日		証券監視委の市場監視と市場規律強化に向けた活動状況~近時の 虚偽記載事例を中心に~
	6月27日	中央大学法科大学院	証券監視委の活動状況ほか
	10月24日	大分大学	最近の証券市場と証券監視委の活動状況
平成24年	1月16日	明治大学専門職大学院	虚偽記載等の証券不公正取引と証券監視委の対応
	1月16日	東京大学ロースクール	政府における法曹の役割と倫理

	掲載日	媒 体	テーマ
平成23年	4月25日(4月号)	日本証券業協会HP 証券業報	平成23年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	8月25日(8月号)		課徴金事例集の公表について
	11月28日(11月号)		「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について
平成23年	4月13日~5月25日	- 東京証券取引所メールマガジン	証券検査について(その7~その10)
	6月8日、22日		社債の無届募集について(その1、その2)
	7月6日、20日		適格機関投資家等特例業務届出者への金商法違反行為緊急差止命令について (その1、その2)
	8月3日~31日		監視委員会の事務処理状況の公表について(その1~その3)
	9月14日~10月12日		現物出資を悪用した偽計事件の告発について(その1~その3)
	10月26日~12月7日		グローバル化への対応について(その1~その4)
平成24年	12月21日~2月22日		相場操縦について(その1~その5)
	3月7日、21日		風説の流布について(その1、その2)
平成23年	4月1日~6月3日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガ ジン)	証券検査について(その5~その10)
	6月17日、7月8日		社債の無届募集について(その1、その2)
	7月22日、8月5日		適格機関投資家等特例業務届出者への金商法違反行為緊急差止命令について (その1、その2)
	8月19日~9月16日		監視委員会の事務処理状況の公表について(その1~その3)
	10月7日~11月4日		現物出資を悪用した偽計事件の告発について(その1~その3)
	11月18日~1月13日		グローバル化への対応について(その1~その4)
平成24年	1月27日~3月9日		相場操縦について(その1~その5)
	3月16日、30日		風説の流布について(その1、その2)
平成23年	8月15日(9月号)	会計・監査ジャーナル	課徴金事例集の公表について
	9月15日(10月号)		課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について
平成23年	9月27日(10月号)	月刊日本行政	課徴金事例集の公表について~インサイダー取引事案の現状~
平成23年	4月10日~3月25日	金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景(第36回~第58回)
平成23年	12月21日(2月号)	ビジネス法務	香港の資産運用会社等による不公正取引事案について
平成23年	12月19日	週刊金融財政事情	香港の資産運用会社等による不公正取引事案への対応

2-11 証券取引等監視委員会メールマガジン

証券取引等監視委員会メールマガジン (第6号) 平成23年4月28日 証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・ジャパンリアライズ株式会社及びその役職員の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への緊急差止命令の申立て(同法第192条第1項)について

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110428-1.htm

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」を更新しました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03

2. 市場へのメッセージ

◆社債券の無届募集に対する初めての課徴金納付命令勧告◆

証券監視委は、平成 23 年 4 月 15 日、ワールド・リソースコミュニケーション㈱が社債券の無届募集を行ったとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行いました。 \rightarrow http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110415-1.htm

同社は、各回号ごとの社債券の取得者を 49 名以下にすることにより、少人数私募の名目で金商法上の届出をすることなく社債を発行していました。

(注) 各回号あたりの発行数を 49 枚以下にするとともに、回号ごとにわずかに利率を換え、多数回に分けて 発行していました。

しかし、実態を調べたところ、少なくとも 50 名以上を相手方として社債券を取得するよう勧誘を行っていたことが分かりました。そのため、同社の取得勧誘は、有価証券の募集に該当し、有価証券届出書の提出が必要になります。

本件募集は違法行為であり、有価証券の発行・勧誘会社が、適法を装った違法な募集を行うことは許されません。

証券監視委は、今後とも、金融庁・財務局や消費者庁等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無届募集等の金商法違反行為に対して適切に対処していく考えです。

投資者の皆様におかれましても、無届で募集される株券や社債券等の有価証券を購入することのないよう ご注意ください。

[参考:未公開株購入の勧誘にご注意(金融庁HP)]

◆平成23年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について◆

証券取引等監視委員会は、証券検査を計画的に管理・実施するため、毎年度、証券検査基本方針及び証券 検査基本計画を定めており、平成23年度は4月8日に策定・公表しました。

 \rightarrow http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110408-1.htm

近年、証券検査は、累次の制度改正に伴う対象業者の拡大・増加、世界的な金融危機の経験無登録業者等による被害の社会問題化といった大きな環境変化に直面しています。

こうした環境変化に対応し、効率的かつ効果的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査、予告 検査の実施など実効性のある検査の実施、監督部局、捜査当局などの関係部局等との連携強化等を行うこと としています。

重点検証分野としては、市場仲介機能、法人情報の管理などゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証、 投資勧誘の状況など投資者保護等の観点からの検証、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対 応などを挙げています。

また、証券会社、投資運用業者、信用格付業者、ファンド販売業者、投資助言・代理業者、自主規制機関、 無登録業者などの業態毎に、検査実施計画策定に当たっての基本的な考え方を示しています。

証券監視委としては、本基本方針及び基本計画に則して証券検査を実施することにより、引き続き、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めます。

3. コラム

「東京証券取引所自主規制法人からの寄稿]

◆東証 COMLEC によるコンプライアンス教育支援について◆

東京証券取引所自主規制法人では、実務に精通したスタッフによって組織された東証 COMLEC (コムレック) の活動を通じて、インサイダー取引規制など金融商品取引に関連する法令に関し、上場会社や取引参加者におけるコンプライアンス教育の支援を行っています。COMLEC という名は、Compliance Learning Center (コンプライアンス ラーニング センター) の頭文字から成っています。

東証 COMLEC は、これまで市場の最前線で市場の公正を確保するための諸活動に従事し、豊富な知識経験を培ってきました。このような実務者たちによるコンプライアンス教育は、教科書に書かれている事柄を単に羅列するだけの形式的なものではなく、"実務の最前線"において具体的に通用する実践的なものとなっています。

実際の活動内容は、セミナーの開催(東証での開催のみならず地方での開催も)、社内研修への講師派遣(講師料は無料)、e ラーニングコンテンツ等の各種コンテンツのご提供、刊行物の発刊、FAQの公表等です。詳細は東京証券取引所のウェブサイトをご覧ください。(http://www.tse.or.jp/sr/comlec/program.html)

昨今の報道からも明らかなとおり、ひとたび金融商品取引に関連する法令違反が発生すると、企業は極めて重大なダメージを受けてしまいます。万が一にもそのような事態が発生することの無いよう、東証 COMLEC のコンプライアンス教育支援をどうぞ積極的にご利用ください。

東京証券取引所自主規制法人 東証 COMLEC

証券取引等監視委員会メールマガジン (第7号) 平成23年5月31日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・情報受付状況を更新しました(4月末)。 http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm

・取引審査の実施状況を更新しました(4月末)。

http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

2. 市場へのメッセージ

◆適格機関投資家等特例業務届出者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て◆

平成22年12月の本メールマガジンにおいて、無登録業者等に対する裁判所への緊急差止命令の申立てについて御紹介しましたが、証券監視委は、平成23年4月28日、49名超の一般投資家に対してファンド持分の私募及び運用を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者(後述)であるジャパンリアライズ株式会社(北海道札幌市)とその役職員2名について、金融商品取引法第192条に基づき、札幌地方裁判所に対して緊急差止命令の申立てを行いました。そして、5月13日、同地裁から、申立ての内容どおり、当該金商法違反行為(無登録営業)を差し止める命令が下されました。仮にこれらの者がこの命令に違反した場合は、罰則の対象になります。

 $\underline{\text{http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/20110428-1.htm}}$ (申立て)

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110513-1.htm (命令)

ファンド持分の私募又は運用を行う場合、原則として内閣総理大臣の登録(第二種金融商品取引業又は投資運用業)が必要となりますが、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)かつ49名以下の一般投資家を相手方とするものについては、これらの登録は要さず、届出で足りることとなっています。しかし、同社のように、この要件を満たさない者については、無登録営業を行っていることとなります。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、こうした無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えです。

投資者の皆様におかれても、無登録業者等との取引は一切なさらないよう御注意ください。

◆クロスボーダーの不公正取引に対する監視◆

金融・資本市場のグローバル化に伴い、既に、国境を越えた取引 (クロスボーダー取引) や市場参加者の 国際的活動が日常化しています。証券監視委は、本年1月に策定・公表した第7期活動方針において、「市場 のグローバル化への対応 | を基本的な考え方の三つの柱の一つとして掲げ、対応を強化する方針を示しました。

→ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf

証券監視委は、これまでも海外当局との二国間の情報交換枠組みや多国間情報交換枠組み(多国間MOU) 等を通じ、不公正取引の監視における国際的な連携を図ってきており、こうした取組みの結果として、これ まで以下の摘発事例があります。

- ○証券監視委からの情報提供を端緒に海外当局が摘発を行った事例
 - ・平成 16 年 10 月、シンガポール通貨監督庁(MAS)は、シンガポール政府投資公社従業員による㈱三 井住友フィナンシャルグループ株券に係るインサイダー取引について、当該従業員に対して民事制裁金を 課した旨を公表。
 - ・平成18年8月、英国金融サービス機構(FSA)は、英国のヘッジファンドGLG及びその元役員による㈱三井住友フィナンシャルグループ株券に係るインサイダー取引について、GLG及び元役員に対して制裁金を課した旨を公表。
- ・平成 18 年 12 月、香港証券先物委員会 (SFC) は、クレディスイス香港リミティッドのトレーダーに よる住友軽金属工業㈱株券に係るインサイダー取引について、当該トレーダーに対して懲戒処分を行った旨 を公表。
- ○海外当局と協力し証券監視委が摘発を行った事例
 - ・平成 21 年 4 月、ジェイ・ブリッジ(㈱元取締役会長による同社株券に係るシンガポール所在のダミーロ座 を利用したクロスボーダーのインサイダー取引事件について、シンガポール通貨監督庁の協力を得て、東 京地検に告発。

証券監視委としては、今後ともクロスボーダーの不公正取引に適切に対応するため、海外当局と密接に連携するとともに、一層の人材育成や体制整備を進め、市場監視の空白を作らないよう取り組んでまいります。

3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

◆本協会の協会員に対する監査結果について◆

今般、平成22年度の協会員に対する監査結果を取りまとめました。

平成22年度の監査は、金融商品の説明及び勧誘状況の検証等を重点項目に掲げ、会員(証券会社)84社、 特別会員(銀行等)57機関に対して監査を実施し、会員81社、特別会員61機関に対し監査結果を通知いた しました。

その結果、「顧客に対し、誤った投資信託の信託報酬率を表示していた。」、「投資信託取引口座を開設する顧客に対し、法令で定められた契約締結前交付書面を交付していなかった。」等の法令・諸規則違反等の指摘を行いました。

平成23年度の監査におきましても、引き続き、金融商品の説明及び勧誘状況の検証等を重点項目に掲げ監査を実施することにしています。

- 詳細な内容につきましては、本協会ホームページにおける『協会員への監査について』の「III. 監査の 結果について」をご確認ください。 http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/kansa.html
- 本件に関するお問い合わせ先:日本証券業協会 監査1部 (TEL 03-3667-8455)

証券取引等監視委員会メールマガジン (第8号) 平成23年6月30日 証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 市場へのメッセージ
- 2. コラム

1. 市場へのメッセージ

◆「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表◆

証券監視委は、年に一度、その活動状況を取りまとめ、「証券取引等監視委員会の活動状況」として公表しているところですが、この 6 月 28 日、平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日~平成 23 年 3 月 31 日)における活動状況について公表しました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_22/n_22.htm

平成22年度は、第6期体制と第7期体制にまたがるため、本公表においては、平成23年1月に公表した第7期新体制の中期的な活動方針の基本的な考え方等についても掲載しています。更に、平成22年度には、与えられた権限・権能を活用し、以下のように、機動性・戦略性の高い市場監視に取組んできました。

日常的な市場監視においては、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな取引形態等の実態把握、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めてきました。

証券検査については、対象先の増大やその業態の規模や特性等の多様化に応じて、グローバルに活動する 大手証券会社に対してはリスク管理態勢等を重点的に検証するとともに、ファンド販売業者や投資助言・代 理業者に対しては集中的に法令遵守状況を検査し、更に検査結果を踏まえ、建議を行いました。

無登録業者による未公開株式の販売や、有価証券の無届募集に対しては、制度整備を受け、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを、それぞれ初めて行いました。

不公正取引やディスクロージャー違反については、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査・検査を実施し、アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦や、売上の前倒し計上等による虚偽記載等について、課徴金納付命令勧告を行いました。

犯則行為については、厳正な調査を行い、東証アローヘッド稼動後における見せ玉手法等を用いた相場操縦を告発したほか、新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、一般投資家への更なる被害の拡大を最小限にすべく、同社株の取引制限(ロックアップ)が解除される前に強制調査に着手する等の対応を行ってきました。

上記の内容について、豊富な公表資料も掲載しております。本公表により、証券監視委の活動状況を知っていただくとともに、幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待しています。

2. コラム

「大阪証券取引所からの寄稿]

◆東日本大震災による被災上場会社等に対する支援策について◆

本年3月11日に発生した東日本大震災により被災された皆様に対しましては心よりお見舞い申し上げます。

今般の大震災により、東北地方を中心に甚大な人的・物的被害が生じたことに加え、首都圏など広範囲に おいて、社会インフラの毀損や物流機能の断絶などが生じ、企業活動にも多大な打撃を与えております。被 災地を中心とした上場会社を取り巻く環境は依然厳しく、回復にはなお時間を要すると考えられることから、 被災上場会社等に対する支援策として所要の整備を図ることといたしました。

第一に、東日本大震災で特に被害の大きかった地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)に本社を置く上場会社(以下、「対象上場会社」といいます)のうち、対象上場会社からの申請に基づき、経営成績、財政状態等に影響があると認められる上場会社に対し、免除期間(本制度の施行日である6月10日から1年以内)を納入期とする上場手数料及び年賦課金を免除することとしております。

第二に、上場廃止基準又は市場第一部から市場第二部への指定替え基準の時価総額基準に抵触した場合、 事業計画書の提出期限を平成23年12月末とし、この場合における猶予期間を平成24年6月末までといたします。また、上場廃止基準又は市場第一部から市場第二部への指定替え基準の債務超過基準について、震災に起因する特別損失により債務超過基準に該当した場合の猶予期間を1年間延長することとします。加えて、震災による一時的な事業活動の停止は上場廃止基準に抵触しない取扱いといたします。

第三に、上場審査基準における直前事業年度の監査意見に関する基準において、震災により監査手続きが一部実施できない場合には、限定付適正意見も可とすることといたします。また、実質審査項目(企業の存続性、内部管理体制の整備、情報開示体制の確立等)について、震災の影響を考慮し、対応を図ることといたします。併せて、震災の影響によって業績の推移の確認に一定の期間を要する等の理由から、上場審査期間が長期化し、結果的に基準決算期が変更となる場合には、再申請を不要とします。

その他、対象上場会社の当社主催の機関投資家・アナリスト向け会社説明会の利用を無料としたり、震災 復興等をテーマとしたETFの上場推進、当社が開設している社会資本整備市場(PFI市場)の活用など も検討しております。

詳細については、大阪証券取引所のホームページをご覧ください。

http://www.ose.or.jp/

大阪証券取引所 自主規制総務グループ

証券取引等監視委員会メールマガジン (第9号) 平成23年7月29日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る 留意点」を更新しました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03

2. 市場へのメッセージ

◆課徴金事例集の公表◆

証券監視委は、平成23年6月21日、平成22年5月から平成23年4月までの間に課徴金納付命令が発せられた、金融商品取引法違反の課徴金31事例(インサイダー取引関係14事例、相場操縦関係5事例、開示書類の虚偽記載に係るもの11事例等)について、その概要をとりまとめ、「金融商品取引法における課徴金事例集」として公表しました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/jirei_20110621.pdf

今回の事例集は前回に引き続き、事案の内容が理解しやすくなるよう適宜概要図を挿入した他、事案に見られる特徴的な事象についても可能な限り解説を加えました。

また、課徴金制度導入以降、通算 173 件に及ぶ勧告事案を通観した傾向分析を行い、掲載しています。例 えば、インサイダー取引については、重要事実別の勧告状況、違反行為者や情報伝達者の属性別勧告状況、 違反行為に使用された証券口座別(自己名義、借名、その両方)の分類などを掲載し、開示書類の虚偽記載 については、上場市場別分類、業種別分類、不適正な会計処理の類型などを掲載しています。

さらに、課徴金勧告には、至らなかったものの、自発的訂正等を慫慂した開示検査事案の概要を盛り込む ことなどにより、内容を充実させました。

証券監視委としては、本書により市場監視行政の透明性が一層高まるとともに、市場参加者の皆様に、この課徴金事例集を十分に活用して頂くことで、市場参加者の自主的規律の促進が図られ、ひいては証券市場における取引の公正や適正開示に資するものとなることを期待しております。

3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

◆内部者取引の未然防止のための J-IRISS の活用に関する検討報告について◆

J-IRISS (ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) とは、不公正取引の防止及び市場の透明性・公正性の維持の観点から、証券取引所の全面的な協力の下、日本証券業協会が運営するシステムです。

J-IRISS を活用し、証券会社が顧客情報と上場会社の役員情報(上場会社により入力され、データベース 化された情報)とを照合・確認することにより、顧客の内部者取引等の不公正取引の未然防止に役立ってい ます。

本年1月、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施 策について検討を行うため、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、検討を重ねて参りまし た。そして、去る6月14日付けでその検討報告書を公表したところであります。

検討チームでは、J-IRISS が内部者取引等の未然防止を実効ならしめるための重要なインフラであるという共有認識のもと、J-IRISS への上場会社のさらなる登録を促進するための具体的な施策について検討し、11項目の施策を取りまとめました。

今後、日本証券業協会及び全国の証券取引所のみならず、幅広い市場関係者にも御協力いただきながら、 J-IRISS への登録促進のため、各施策に注力して参ります。

- ○上記の検討報告書については、日本証券業協会のホームページをご覧ください。 http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/j-iriss_110614.pdf
- ○本件に関するお問い合わせ先:日本証券業協会自主規制企画部 J-IRISS 推進室 (TEL 03-3667-8470)

証券取引等監視委員会メールマガジン (第 10 号) 平成 23 年 8 月 31 日 証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 市場へのメッセージ
- 2. コラム
- 1. 市場へのメッセージ

◆相場操縦事案への対応について◆

平成23年8月5日、証券監視委は、見せ玉手法等を用いた相場操縦の嫌疑で、福岡県在住のデイトレーダーを告発しました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110805-1.htm

犯則嫌疑者は、東証上場の3銘柄の株券について、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した高指値注文により高値を買い上がり、さらに約定させる意思のない大量の買い(見せ玉)を発注する等により、取引が活発であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託により株価を上昇させ、上昇させた株価により同株券を売り付けていました。

デイトレーダーによる相場操縦の告発事例としては、平成21年9月告発の「ネット取引による見せ玉等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件」、平成22年10月告発の、東証の新株式売買システム「arrowhead」稼動後の相場操縦行為を摘発した「大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」に次いで、本件が3例目となります。

また、平成23年8月2日、証券監視委は、相場操縦について、平成23年度において2件目となる課徴金 勧告を行いました。これを含め、これまでに相場操縦については、15件の課徴金勧告を行いましたが、これ らはいずれもネット取引によるもので、その中には、「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した 事例もありました。

(課徴金事例集 39~56 ページ http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/jirei_20110621.pdf)

証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保を図るべく、取引の高速化に対応した発注状況の再現・分析に 取組み、ネット取引についても常時監視の目を光らせています。投資家の皆様におかれましても、こうした 違法発注や取引を行わないようご留意お願い致します。

2. コラム

[東京証券取引所自主規制法人からの寄稿]

◆第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート・調査報告書を公表しました◆

東京証券取引所自主規制法人は、本年1月末より、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所 及び札幌証券取引所と合同で、全国の上場会社を対象に「第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート」 を実施してまいりましたが、今般、御協力いただいた 2,387 社の上場会社の御回答を分析して調査報告書を 取り纏め、各取引所のウェブサイトに公表しました。 本アンケート調査は、平成19年の第一回、平成21年の第二回に続いて三回目となりましたが、調査結果からは、内部者取引管理規程の整備や役職員に対する啓発活動が前回に比べてさらに積極化していることが明らかになる一方で、未だ重要事実の認識時期が遅いと思われる上場会社も散見されました。

また、今回のアンケートでは、社内での啓発活動に関する設問を前回より増加させ、子会社の体制整備に関する設問を新たに設けましたので、これらの事項についても御参考にしていただけるものと存じます。

上場会社各社におかれましては、必要に応じて本調査報告書を御利用いただきながら、引き続き内部者取引の未然防止に努めていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

東京証券取引所自主規制法人 売買審査部

証券取引等監視委員会メールマガジン (第11号) 平成23年9月30日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・田原投資コンサルティング株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110930-1.htm

・情報受付状況を更新しました(8月末)。

http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm

・取引審査の実施状況を更新しました(8月末)。

http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

2. 市場へのメッセージ

◆海外当局との連携について◆

9月15日、香港の証券先物委員会(The Securities and Futures Commission、以下「香港 SFC」)は、いずれも香港 SFCより許認可を受けている Oasis Management(Hong Kong)LLC(以下「オアシス」)及び同法人の最高運用責任者である Seth Hillel Fischer 氏(以下「フィッシャー氏」)個人に対してそれぞれ香港法令上の戒告処分(Reprimand)及び 750 万香港ドルの制裁金を課した旨を発表し、同日、証券取引等監視委員会(以下「当委員会」)は、下記のプレスリリースを公表しました。

「我が国証券市場における株式会社日本航空株式に係る不適切な取引について、香港の証券先物委員会が在 香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分について」

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110915-1.htm (和文)

http://www.fsa.go.jp/sesc/english/news/others/20110915.htm (英文)

(参考) 香港 SFC ホームページ http://www.sfc.hk/

香港 SFC による今般の処分については、クロスボーダー取引における不公正行為に対する香港 SFC と当委員会との間の緊密な協力の結果であり、当委員会としては、香港 SFC による今般の処分を高く評価しています。

平成23年5月の本メールマガジンにおいてご紹介しましたが、これまでにも当委員会は、海外当局との二国間の情報交換枠組みや多国間情報交換枠組み(多国間MOU)等を通じ、不公正取引の監視における国際的な連携を図ってきており、こうした取組みの結果として、4件の摘発事例があります。

http://www.fsa.go.jp/sesc/message/20110531-1.htm

当委員会は、平成23年1月に策定した「第7期活動方針」の基本的考え方の新たな柱として、「市場のグ

ローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしたところであり、引き続き、海外当局と連携し、クロスボーダー取引に対する監視を強化してまいります。

3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

◆「投資者に対する注意喚起 (インベスター・アラート)」等の発信について◆

日本証券業協会では、投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の一環として、平成22年12月14日より、ホームページにおいて、「投資者に対する注意喚起(インベスター・アラート)」及び「金融商品や取引の特徴やリスク」の情報を恒常的に発信しています。

ホームページ(トップ)にある「トラブルにあわないために」というメニューにおいて、(1) 詐欺的行為(未公開株式の詐欺など)についての注意喚起、(2) 取引に纏わる苦情やトラブルの紹介と取引に際しての留意 点の注意喚起を掲載するほか、(3) 金融庁などが発信する注意喚起の紹介をしています。

また別のメニューにおいて、「金融商品や取引の特徴やリスク」の情報を掲載しています。今般、「金融商品や取引の特徴やリスク」のメニューを拡充し、'日経平均リンク債' 'パワー・リバース・デュアルカレンシー債' 'ノックイン型投資信託'の特徴やリスク、'通貨選択型投資信託' '毎月分配型投資信託'の特徴についてのわかりやすい解説を掲載いたしました。

ぜひこの機会に、日本証券業協会のホームページをご高覧ください。

「投資者向けの注意喚起」

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/index.html

「金融商品や取引の特徴やリスク」

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/risk/index.html

○ 本件に関するお問い合わせ先:日本証券業協会自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

証券取引等監視委員会メールマガジン (第 12 号) 平成 23 年 10 月 31 日 証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券 検査における指摘事項に係る留意点」を更新しました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03

2. 市場へのメッセージ

◆現物出資制度を悪用した第三者割当増資への対応について◆

平成23年8月2日、証券監視委は、現物出資制度を悪用した偽計の嫌疑で、株式会社NESTAGE関係者らを告発しました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110802-2.htm

嫌疑者らは、同社が 2 期連続で債務超過となり、上場廃止基準に抵触するおそれがあったことなどから、 現物出資を含む第三者割当増資を行って債務超過を回避するとともに、同社の株価をつり上げることを企て、 現物出資される不動産を過大評価した上、第三者割当増資の取締役会決議に際し、「同不動産については現 物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、募集株式の払込金額 に相当する価値のある不動産である」旨の、虚偽の内容を含む公表を行っていたものです。

平成21年後半頃から、現物出資による第三者割当増資件数が増加する傾向が見られましたが、こうした現物出資の出資対象財産は、現金出資の場合と異なり、特に適正な価値評価が行われる必要があることから、証券監視委は、関係者との間で意見交換等を通じ認識の共有を図ってきたところです。この中で、平成22年8月、国土交通省から日本不動産鑑定協会に対し、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価の適正な実施について」との通知の発出等が行われ、その後、日本不動産鑑定協会から、協会会員向けに、不動産鑑定評価の適正な実施に関する注意喚起が行われました。また、同協会においては、平成23年8月、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価に関する実務指針」の制定・公表が行われています。

証券監視委としては、違反行為に対しては厳正に対処していくとともに、こうした関係者一丸となった取組みにより、現物出資を悪用した不公正ファイナンスが未然に防止されるよう、関係者への情報提供、協力関係の一層の強化に取組んで参ります。

3. コラム

[大阪証券取引所からの寄稿]

◆大証金融商品取引法研究会について◆

大阪証券取引所(以下、「大証」という。)では、金融・証券界を取り巻く法制度の大幅な変革の流れのなか、大証の自主規制機関としての役割に照らし、金融・証券関連法規について、有識者による深度ある研究の場を提供し、その成果を外部に公表し、還元していくことの意義は極めて深いと考え、平成21年9月に新たに大証金融商品取引法研究会を発足しました。

研究テーマは、金融商品取引法を中心に、その他会社法をはじめとする関係法令及び当社市場が直面する 法律的事案を取り扱うこととし、月1回程度開催することとしております。なお、その内容は順次大証ホームページに掲載して、公衆の縦覧に供しております。

メンバーは大学教授を中心としており、各回ごとにテーマや報告者を選定し、報告・討論をしていただいております。報告については、メンバーのみならず、金融庁や証券取引等監視委員会といった行政機関の方、証券会社をはじめとする実務経験者の方にもお願いし、証券界を巡る最新の状況について討論していただけるようにしております。

直近1年間の主な研究テーマは、最近の金融商品取引法の改正(格付け会社、公正で利便性の高い市場基盤の整備、多様で質の高い金融サービスの提供、課徴金制度等に係る金商法改正、多様な資産運用・調達機会の提供)、福島原発事故と東京電力の株主利益、大証における上場関連業務などとなっております。

バックナンバーにつきましては、大証のホームページをご覧ください。

(http://www.ose.or.jp/self_regulation/product_trading_rule_research)

大阪証券取引所 自主規制総務グループ

証券取引等監視委員会メールマガジン (第 13 号) 平成 23 年 11 月 30 日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・「「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について」が日本証券業協会のホームページに掲載されました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1128

・日税連において講演を行いました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm

2. 市場へのメッセージ

◆金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話等にご注意ください◆

近年、金融庁や証券監視委又はこれを連想させる組織を名乗る者が、

- ○「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者等と称する者が未公開株の買増し勧誘などを行っている、
- ○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ手数料や報酬を要求している、 などといった情報が多数寄せられています。

[証券監視委を連想させるような名称の例]

証券監視委員会、NPO法人証券等監視委員会、証券取引監査委員会、証券取引監視協会 など

金融庁や証券監視委の職員が、一般の方に直接電話をして、未公開株等に関する勧誘、調査、注意喚起等をしたりすることはありません。

このような電話を受けた場合には、下記リンク先の金融庁金融サービス利用者相談室、証券監視委情報受付窓口まで、具体的な状況(例:相手方の名称・氏名、電話番号、振込先口座、振込金額等:注)の情報をお伝えいただくとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

(注) 提供いただいた情報は関係機関に回付する場合があります。

「情報提供されるにあたってのお願い」<u>https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/</u>

証券監視委としても、関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業や無届募集等の金商法違反行為等に対して厳正に対処してまいります。

(ご参考)

「金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください!~ 未公開株に関するご注

意 ~」

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/warning.htm

平成23年金融商品取引法改正により、無登録業者が未公開株、社債等の売付け等を行った場合、その売買契約が原則無効となるルールが創設され、本年11月24日から施行されました。

http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111111-1.html

3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

◆本協会の協会員に対する監査結果について◆

今般、平成23年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめました。

平成23年度上半期の監査は、金融商品の説明及び勧誘状況の検証等を重点項目に掲げ、会員(証券会社)36社、特別会員(銀行等)35機関に対して監査を実施し、会員36社、特別会員24機関に対し監査結果を通知しました。

その結果、「営業員が投資信託の乗換え勧誘を行うに際し、重要事項について説明を行っていない状況であった。」、「顧客の投資目的等を十分勘案のうえ適切な投資勧誘を行う必要があることについて、内部管理部門から営業店への指導徹底が行われていなかった。」等の法令・諸規則違反等の指摘を行いました。

○ 詳細な内容につきましては、本協会ホームページにおける『協会員への監査について』のIII. 監査の結果 について」をご確認下さい。

http://www.jsda.or.jp/katsudou/kansa/index.html

○ 本件に関するお問い合わせ先:日本証券業協会 監査1部(TEL 03-3667-8455)

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

- ・「霞ヶ関から眺める証券市場の風景」(52回)が「金融法務事情」に掲載されました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#0410
- ・「相場操縦について(その1)」が東京証券取引所メールマガジンに掲載されました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1221a
- ・「香港の資産運用会社等による不公正取引事案について」が「ビジネス法務」に掲載されました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1221b
- ・「香港の資産運用会社等による不公正取引事案への対応」が「週間金融財政事情」に掲載されました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1219

2. 市場へのメッセージ

◆インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件の告発について◆

平成23年12月21日、証券監視委は、インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計の嫌疑で、兵庫県在住の者を告発しました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20111221-1.htm

犯則嫌疑者は、ジャスダック市場等に上場されている4銘柄の株券について、その株券売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネット掲示板上に、日刊紙や情報配信社の配信記事の引用を装うなどして、虚偽の内容の文字データを不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、株価を上昇させ、上昇させた株価により同株券を売り付けていました。

インターネット掲示板を使って虚偽の情報を提供した上、自ら株券を売り付けるという事例は、本件が初めての告発事例となります。

証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保を図るべく、インターネット上に掲載される株式情報等についても監視の目を光らせています。

上記のような虚偽の情報のインターネット上への書き込みは、法令違反になり、悪質性重大性の大きい件では今回のように刑事告発の対象になりますので、投資家の皆様にはこうしたことをなさらないようご留意をお願いいたします。

3. コラム

「東京証券取引所自主規制法人からの寄稿]

◆東京証券取引所自主規制法人における考査業務について◆

東京証券取引所自主規制法人は、その自主規制業務の1つとして、取引参加者に対する「考査」を行っています。

考査の目的は、東証市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者(主として証券会社)の 健全性・信頼性を確保することにあります。この目的を達成するため、考査員が取引参加者の本店その他の 店舗に直接赴き、東証市場における売買に係る受託から執行・決済までの業務を中心に、法令及び取引所諸 規則の遵守の状況並びに営業若しくは事業又は財産の状況を調査・検証します。検証の結果、法令や取引所 諸規則に違反する行為が認められた場合には、注意の喚起や処分の判断を行います。また、違反行為が認め られなかった場合であっても、それが発生するおそれのある状態が認められた場合には、その発生を未然に 防止するため改善を求めて、要請や勧告の判断を行います。

これまでの考査の実施状況や、処分・注意喚起等の実施状況については、東京証券取引所自主規制法人のホームページをご参照ください。

http://www.tse.or.jp/sr/activity/kousa.html

なお、本年 11 月 22 日に株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との経営統合が発表 されたところですが、考査の分野ではそれ以前より、東京・大阪・名古屋・福岡・札幌の全国各証券取引所 及び日本証券業協会との間での連携が行われており、共通の取引参加者に対しては合同で考査を行っていま す。また、証券取引等監視委員会の検査部門との間でも、情報交換や、ワークショップを開催しての事例研 究を通し、知識や検査ノウハウの共有を図るなどしております。

東京証券取引所自主規制法人は、今後も関係各機関との連携を深め、適時適切な考査を遂行することにより、取引参加者の健全性・信頼性の確保を通した市場の公正性確保に努めてまいります。

東京証券取引所自主規制法人 考査部

証券取引等監視委員会メールマガジン (第 15 号) 平成 24 年 1 月 31 日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・「相場操縦について(その1)」が大証・JQメールマガジンに掲載されました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1221a

・情報受付状況を更新しました(12月末)。

http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm

・取引審査の実施状況を更新しました(12月末)。

http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

・経済産業省審議官による内部者取引事件の告発について

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120131-1.htm

2. 市場へのメッセージ

◆顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課の建議について◆

証券監視委は、平成23年12月20日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、顧客等の計算において不公 正取引を行った者に係る課徴金賦課に関する建議を行いました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20111220-2.htm

(注) 建議とは、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項等を総合分析して、現行の法規制、自主 規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、法規制、自主規制ルールのあり方 等について検討すべき課題及びその見直しについて問題提起を行うものです。

証券監視委の不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算に おいて不公正取引を行った疑いがある事例が認められました。

現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金の適用については、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができません。

したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において 不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要があるとの 建議を行ったものです。

証券監視委としては、今後とも、不公正取引事案に対しては厳正に対処するとともに、金融商品取引の公 正や投資者の保護などを確保する観点から、法規制や自主規制ルールに関する必要な建議を行って参ります。 3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

◆「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」報告書について◆

平成23年春、本協会において、自主規制規則の見直しに関する提案を協会員から募集したところ、配分に関する規制のあり方、特に発行者が指定する販売先に優先的に販売する「親引け」に関する規制のあり方について、現在の資本市場の実態に合うものとなるよう見直すことが提案されました。

これを受け、本協会では、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、証券会 社の実務担当者のみならず、発行者、機関投資家及び有識者といった幅広い層に参加を求め、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて、7回にわたり、配分に関する広範な検討を行ってまいりました。

今般、当該分科会の議論の論点を整理した上で、親引けをはじめとする配分に関する規制のあり方についての当該分科会としての考え方を報告書として取りまとめ、公表いたしました。

なお、今後、この報告書の方向性に沿った制度整備に向けて、自主規制規則等の見直しが必要となりますが、これに先立ち、この報告書の内容について、平成24年2月7日(火)まで、広く意見を募集しております。

詳細な内容につきましては、本協会ホームページにおける『「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」報告書の公表及びパブリック・コメントの募集』をご確認下さい。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/20120116162332.html

本件に関するお問い合わせ先:日本証券業協会 自主規制1部 (TEL 03-3667-8647)

証券取引等監視委員会メールマガジン (第 16 号) 平成 24 年 2 月 29 日 証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 市場へのメッセージ
- 2. コラム
- 1. 市場へのメッセージ
- ◆適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化!◆
 - 違法なファンド業者にご注意ください! -

最近、悪質な適格機関投資家等特例業者(以下「届出業者」)が販売・運用するファンドによる投資者被害が多発しています。

通常、ファンドの販売や運用を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要ですが、届出業者は、1名以上の適格機関投資家(プロ投資家)及び49名以下の一般投資家を相手方とすることなどを要件に、簡易な届出のみでファンド業務を行うことができます。しかし、最近、届出業者が、要件を逸脱して多数の一般投資家から出資を集め、出資金を運用資産以外に流用するなどの被害事例が確認されています。

金融庁・証券監視委・財務局等は、こうした投資者被害に対応すべく、内閣府令や監督指針の改正、立入 検査、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立ての実施により、届出業者に対する取組みを一層強化 します。

詳細はこちら→ http://www.fsa.go.jp/sesc/support/tekikaku_kyouka.htm

投資者の皆様におかれましては、ファンドの勧誘を受けた場合、その業者の信用力を慎重に見極め、取引 内容を十分に理解したうえで判断すること、運用開始後は自ら運用の内容を確認することが重要ですが、届 出業者について以下のような点に十分注意してください。

- ○「金融庁(財務局等)に届出を行い営業をしております」などとあたかも金融庁(財務局等)公認の事業であるかのように強調する届出業者がいますが、届出を受理したことをもって、金融庁(財務局等)が届出業者の信頼性を保証するものではありませんし、適格機関投資家が投資することをもって、ファンドの信頼性が保証されるものでもありません。
- ○投資経験の乏しい者(高齢者を中心)に販売されているケースや、「今から紹介するファンド(匿名組合)に投資すれば必ず儲かる、(持分権利を)何倍もの価格で買い取る」と勧誘し、投資をすると、その後連絡がとれなくなるなど、劇場型勧誘によるトラブルも目立っています。届出業者のファンドについては、基本的にプロ投資家を相手に販売・運用が行われるものとして簡素な規制となっており、一般投資家を念頭においた規制とはなっていません。

少しでも不明な点があれば、取り合わない・出資しないという姿勢が必要です。

このような届出業者についての情報は、上記リンク先の金融庁金融サービス利用 者相談室、証券監視委情報受付窓口等までお寄せください。

2. コラム

「大阪証券取引所からの寄稿]

◆不適切な第三者割当増資等の未然防止について◆

昨今、機動的な資金調達が可能となることから、第三者割当増資が上場会社において頻繁に利用されています。

しかしながら、欧州を中心とする海外市場においてはライツ・オファリング(株主に対して新株予約権を 無償割当することによる資金調達)が普及しており、第三者割当増資が多用される我が国市場に対して批判 が寄せられていることも実情です。当社では上場会社によるライツ・オファリングの利用を促進するため、 有価証券上場規程等を改正するなど、上場制度整備に努めているところです。

上述のような第三者割当増資を巡っては、株主による関与がないなかで、取締役会決議のみにより議決権の希薄化や経営陣による大株主の恣意的な選択がなされるといったコーポレート・ガバナンス上の重要な問題点を内包していることが指摘されております。また、割当先が反社会的勢力との関連が疑われる事例、現物出資を受けて第三者割当を実施するものの資産評価の妥当性について疑義がある事例、払込みに要する財産の存在の確認が不十分である事例、短期間のうちに増資を反復し支配権の異動が再三発生する事例等、市場の公正性や上場会社の信頼性を損なうような事例も発生しております。

こうした問題意識から、当社は、企業行動規範において、一定比率以上の第三者割当増資を行う場合は意見入手を求めるなど、投資者が安心して投資できる環境を整備するとともに、個別の第三者割当増資へのきめ細かい対応を行うことにより、不適切な第三者割当増資の未然防止に努めております。

また、当社では、従前より問題のある事例を「会社情報適時開示等に関する手引き」で御紹介してまいりましたが、新たな問題事例が散見されることから、よりタイムリーにその概要を周知する必要性が高いと考えております。それを受け、実際の事前相談等において指摘を行った事例の一部を取りまとめ、その内容を当社ホームページに掲載することとしました。

上述の具体的な内容につきましては、大証のホームページをご覧ください。

(http://www.ose.or.jp/self_regulation/5959)

大阪証券取引所 自主規制総務グループ

証券取引等監視委員会メールマガジン (第17号) 平成24年3月30日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

<目次>

- 1. 新着情報
- 2. 市場へのメッセージ
- 3. コラム

1. 新着情報

・情報受付を更新しました(2月末)

http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm

・取引審査の実施状況を更新しました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

2. 市場へのメッセージ

◆大型公募増資に伴うインサイダー取引への対応◆

平成24年3月21日、証券監視委は、平成22年に実施された上場会社の大型公募増資の公表前にインサイダー取引を行った事実が認められたとして、中央三井アセット信託銀行株式会社に対して課徴金納付命令の勧告を行いました。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120321-2.htm

同信託銀行は、その締結した投資一任契約に基づいて、ファンドの資産の運用を行っていましたが、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石株式会社の公募増資の主幹事証券会社の営業員から、国際石油開発帝石株式会社が公募増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成22年7月8日より前の平成22年7月1日から同年7月7日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石株式会社の株式を売り付けていました。

プロとして法令遵守の模範たるべき大手信託銀行の従業員が運用業務としての株式取引において法令違反 行為を行ったこと、及び主幹事証券会社の営業員が業務の一環として内部者情報の伝達を行ったことは、我 が国金融・資本市場の信頼性・公平性・透明性に係る問題であり、市場関係者全体において受け止める必要 があると考えられます。

証券監視委としては、引き続き、市場関係者との適切な連携を図りながら、こうした大型公募増資の際のインサイダー取引をはじめとする、プロの取引にも適切な監視を行ってまいります。

3. コラム

[日本証券業協会からの寄稿]

◆J-IRISS (ジェイ・アイリス) 登録上場会社数が6割を超えました◆

J-IRISS (ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) とは、不 公正取引等の防止及び市場の透明性・公正性の維持の観点から、証券取引所の全面的な協力の下、日本証券 業協会が運営する上場会社の役員等のデータベースシステムです。

上場会社から役員等の情報をあらかじめ J-IRISS に登録していただき、証券会社が自社の顧客情報を J-IRISS に照合することで顧客のうちの上場会社の役員等を把握することにより、それら顧客が自社株式を 売買するときに証券会社から確認することでインサイダー取引を未然に防止する仕組みです。

したがって、できるだけ多くの上場会社に J-IRISS に登録していただく必要があります。日本証券業協会 及び全国の証券取引所は、共同して上場会社を個別に訪問するなど J-IRISS への登録を促進するための取組 みを行っております。

これまでの登録促進により、本年2月末で登録上場会社が2,154社と全上場会社の6割を超えたところであります。残り4割の上場会社に対しても、引き続き、登録を促進するための様々な働きかけを実施してまいります。

- J-IRISS の詳細については、日本証券業協会のホームページをご覧ください。 http://www.jsda.or.jp/katsudou/j-iriss/index.html
- 本件に関するお問い合わせ先:日本証券業協会自主規制企画部 J-IRISS 推進室 (TEL 03-3667-8470)

公正な市場の確立に向けて ~「市場の番人」としての今後の取組み~

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

- 〇 市場の公正性・透明性の確保
- 〇 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを 踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市 場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、 「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な 考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

(1)機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ► その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ 機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を 目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

(3) 市場のグローバル化への対応

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを 踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- ▶ そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1)包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ► 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視 に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

(2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ► インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。

(4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を 強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を 図っていきます。

(6) 自主規制機関などとの連携

▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、 市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

皆様からの情報提供が、市場を守ります!

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報 など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先など)
- ・上場会社の内部統制の問題・・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定など)・・・・など

その他の情報

- ■疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループなど)・・・・など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話: 03-3581-9909(情報受付窓口直通)

FAX: 03-5251-2136

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/



金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください! ~ 未公開株に関するご注意 ~

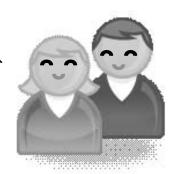
最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の 買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



『こちら、<u>証券監視委員会</u>ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株が まだ上場してないな。』

『国に関係する組織からの電話だったら、 信用してもよさそうね・・・』



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください!

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の 窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください! ~ 未公開株に関するご注意 ~

平成21年6月19日 金 融 庁 証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の 職員であると名乗る者が、

- ○「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や 報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注:証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

• 証券監視委員会

· N P O 法人 証券等監視委員会

· 証券取引監査委員会

• 証券取引監視協会

など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

XIP 電話・PHS からは03-5251-6811 におかけください。

FAX : 03 - 3506 - 6699

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通:03-3581-9909 FAX:03-5251-2136

代 表:03-3506-6000 (内線3091、3093)

証券取引等監視委員会公益通報窓口 · 相談窓口

証券取引等監視委員会(以下「当委員会」という。)では、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等)の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

≪公益通報窓口で受け付ける通報について≫

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であること。 (当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。)
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。
- ※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報受付窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者でない場合などには、情報受付窓口に情報提供をお願いいたします。

(証券取引等監視委員会情報受付窓口)

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報受付窓口

電話番号:03-3581-9909、FAX:03-5251-2136

≪公益通報にあたってのご注意≫

- 1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。
 - (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報受付窓口で受け付けております)
 - (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
 - (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
 - (4) 通報者と被通報者の関係
 - (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、 事実を知った経緯など)
- 2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させて頂きます。
- 3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

- 4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報受付窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。
- 5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

≪通報及び相談窓口について≫

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日~金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

受付時間 午前 9 時 30 分~午後 6 時 15 分まで

「年金運用ホットライン」を開設しました。

- 〇 証券取引等監視委員会は、本日(平成24年4月27日)公表した平成24年度証券検査基本方針において示されたとおり、投資一任業者の業務運営の実態等について、今後、集中的に検証するとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」を開設することといたしました。
- 皆様からの情報提供をベースに、当委員会内に新たに配置した年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、検査対象先の選定や検査における検証の着眼点に反映させたいと考えております。
- 皆様におかれましては、例えば、投資運用業者における疑わしい運用等の端緒情報のほか、年金資産の運用環境に関する情報等、間接的に市場監視に資する情報も含め、幅広く情報提供いただきますようお願いいたします。
- 本ホットラインでは、有用性の高い情報を得る観点から、実名の方を対象とし、対話形式によって情報提供いただくことを想定しております。特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応いたしますので、予めお知らせ願います。
- 当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期しております。

年金運用ホットライン

郵 送:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話:03-3506-6627

電子メール:pension-hotline@fsa.go.jp

○ 匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報受付窓口で歓迎します。

証券検査に関する基本指針

平成 23 年 7 月 証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(別紙「検査対象先」のとおり)の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対して適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局。以下同じ。)に対して必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システミック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の業務、規模その他の特性を勘案した、メリハリのある検査対応を行うことにより、検査の効率性・実効性をより高めて行く必要がある。また、法令並びに自主規制機関等(認可金融商品取引業協会等)の定款及び諸規則(以下「法令等」という。)の違反行為の検証を基本としつつも、更に進んで、公益又は投資者保護の観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、検査対象先の特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には、検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法(基本原則)に留意して行う必要がある。

(1) 証券検査の目的

証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。

証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者

の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的と するものである。

証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の 自覚を促すことを目的とするものである。

(注)「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク 管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレ ーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(2) 証券検査の方法

証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。

証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、 常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等 に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査 の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁 を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めな ければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督部局(財務局等にあっては、いずれについても、理財部又は財務部。以下同じ。)等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

4. 自主規制機関との連携等

- (1) 認可金融商品取引業協会など自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。
- (2) こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、毎年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、四半期毎に「証券検査実施計画」を策定する。「証券検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする(市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。)。また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査を行う(以下「テーマ別検査」という。)必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

基本的考え方

- イ. 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等の検証を行うものとする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況等の検証を行うものとする。
- ロ. 上記イ. 以外の業者(流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、 投資助言のみを行う業者等(下記ハ.に該当する業者等を除く。)) については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏ま え、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に 活用し、検査実施の優先度を判断する。
- ハ. 無登録業者等による重大な金融商品取引法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する。

検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定 されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないよ うにするとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等 を考慮して決定する。

臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるものを選定するものとする。

(3) グループー体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループー体型の証券検査実施計画を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る 特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対 象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、 検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別 検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等に ついて十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検 査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動 的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当 する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査 のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査 対象先に対して行う検査をいう。

支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(に掲げるものを除く。)をいう。

同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を 訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。) により行うものとする。

5. 検査予告

- (1) 臨店検査については、原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案してケース・バイ・ケースで予告検査を実施する。
- (2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官 が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着 手日等必要な事項を伝えるものとする(8.(1)参照。)。

主任検査官は、検査予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨 店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告 日の前営業日とする。)。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での 検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員会委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査 命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明 を行うものとする。

検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)

検査への協力依頼

検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)

意見申出制度の概要

検査モニターの概要

検査関係情報等の第三者への開示制限の概要

必要な提出資料の提示(参考「2.提出資料一覧」参照)

その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、検査予告時に上記の①及び②の項目の 説明と臨店検査着手日の伝達並びに検査予告日以後の資料保存等の要 請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに説明するものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、 常に携帯するものとする。

(2) 現物検査

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重 に行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に 行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(3) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明 した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適 切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全

体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

- イ. 事案の事実の的確な把握
- ロ. 検査対象先における問題の重要性
- ハ. 根拠規定
- 二. 発生原因及び責任の所在の解明
- ホ、検査対象先の認識及び対応
- (注) 財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由して審査係と密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。以下同じ。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては、証券検査指導官。)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票((11)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(4) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就 業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、 合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないよ うに配慮するものとする。

(5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、 下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、臨店検査の目的や 状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が 生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを 行うものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても 改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票((11)①参照)で当該相違が明らかな場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて経営陣との意見交換を行い、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

(6) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査実施中、事実の解明又は認定に努めるものとし、 その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にそ の是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意す る。ただし、事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向け た取組みを聴取することを妨げるものではない。

(7) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とする ものとする。

(8) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職 員の同席について要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲 内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(9) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査 監理官へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先

の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を 得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

整理票(別紙様式2)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事 実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、 整理票を作成する。

質問票(別紙様式3)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要 に応じて、質問票を作成する。

(12) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、 事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか 否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題 との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものと する。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理 上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作 成するものとする。

(13) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認(反面調査)する必要があると判断した場合には、証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては証券取引等監視官。以下同じ。)に報告し指示を受けて行うものとする。

(14) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券監視委においては、証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券検査課長に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(15) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券監視委においては、証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長に報告を行い、指示を受けるものとする。

(16) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、検査の継続が 困難であると考えられる場合には、主任検査官は直ちに証券検査課長 にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、主任 検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継 続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続若しくは中断又は中止する場合は、主 任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達 するものとする。

(注) 災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、上記と同様 の取扱いとする。

(17) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たって

は、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて 審査係(財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由)と密接な連 携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、 検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。 検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、臨店検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施

を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、 検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取 り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」又は「意見受付(アンケート方式)」の 2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部(事務局長、 担当次長、総務課長、証券検査課長等)とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者) とする。

口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式4)に記入し、電子メール又は 郵送により送付。

口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。 財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、 証券検査課長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目(行政機関の休日 を除く。)を目安とする。

処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の

実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、 必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘 事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、 以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した 場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

検査で認められた法令等違反行為又は公益若しくは投資者保護上 問題と思われる業務の運営若しくは財産の状況を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

上記 のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違 事項」という。)を確認する。

- (2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- (3) 講評の際の出席者

証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の 他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを 認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により検査対象先の責任者に対して伝達する方法(指摘事項がない場合等、証券検査課長が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達する。)で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査 着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとす る。

(2) 意見申出制度の概要

意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式5)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違 事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。
- ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。
- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、 後日、速やかに説明資料を提出する。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式6)を提出した上で意見申出書の返却を求める。 審理手続等
- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作

成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

口. 審理結果については、検査結果通知書(案)に反映させる。

審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含する。

13. 検査結果の通知

検査結果については、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局 長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等 名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする(別 紙様式7)。ただし、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる 場合については、検査結果通知書の交付を行わないものとし、主任検査官 は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとす る。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行 うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委 事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する

勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適 宜、公表する。なお、この場合、原則として、検査対象先の名称又 は商号等の公表は控えるものとする。

証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに 取りまとめて公表する。なお、公益又は投資者への影響等から、公 表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を 講ずる場合もある。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から臨店検査終了日までの間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括 して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は 講評を行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

(4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態 又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的 な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期 す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その 他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、検査関係情報及び検査結果通知書を検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式8)に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査期間中に外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家と相談する場合(今回の検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、臨店検査の実効性の確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。また、外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家が、検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている場合については、第三者に該当しないものとする。

検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式9)による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合は、検査対象先からの「開示承諾申請」は要しない。

(検査対象先から開示の申請が行われることが想定される事例)

- 持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- 検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合 における管財人又は監督委員への開示

施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

参考

- 1. 検査のイメージ図
- 2. 提出資料一覧

(別紙)

- 様式 1 検査命令書
- 様式2 整理票
- ・様式3 質問票
- ・様式4 検査モニター用紙
- •様式5 意見申出書
- · 様式 6 意見申出取下書
- · 様式 7 検査結果通知書
- ・様式8 承諾書
- 様式 9 1 検査関係情報 検査結果通知 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・様式 9 2 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書(経営管理会社 以外用)

上記については、予告なく変更する場合がある。

• 検査対象先

- (1)金融商品取引業者等(金融商品取引法第56条の2第1項、第194条 の7第2項第1号及び同条第3項)
- (2)金融商品取引業者の主要株主等(金融商品取引法第56条の2第2項、 第194条の7第3項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金融商品取引法第 57 条の 10 第 1項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金融商品取引法第57条の23、第194条の7第3項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金融商品取引法第57条の26第2項、第194条の7第3項)
- (6)取引所取引許可業者(金融商品取引法第60条の11、第194条の7第 2項第2号及び同条第3項)
- (7)特例業務届出者(金融商品取引法第63条第8項、第194条の7第3 項)
- (8) 金融商品仲介業者(金融商品取引法第66条の22、第194条の7第2 項第3号及び同条第3項)
- (9)信用格付業者(金融商品取引法第66条の45、第194条の7第2項第3の2号及び同条第3項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第75条、第194条の7第2 項第4号及び同条第3項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金融商品取引法第79条の4、第194条の7 第2項第5号及び同条第3項)
- (12) 投資者保護基金(金融商品取引法第79条の77、第194条の7第3項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金融商 品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 6、 第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 20、 第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6

- 号及び同条第3項)
- (19) 自主規制法人(金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)
- (20) 外国金融商品取引所(金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項)
- (21) 金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金融商品取引法第 156条の5の8、 第 194条の7第3項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項
- (25) 証券金融会社(金融商品取引法第156条の34、第194条の7第3項)
- (26) 指定紛争解決機関(金融商品取引法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3項)
- (27) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第22条第1項、第225条第3項)
- (28) 投資法人の設立企画人等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第1項、第 225条第2項及び第3項)
- (29) 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第213条第2項、第225条第3項)
- (30) 投資法人の資産保管会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213条第3項、第225条第3項)
- (31) 投資法人の執行役員等(投資信託及び投資法人に関する法律第213条第4項、第225条第3項)
- (32) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び同条第3項)
- (33) 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条 第 3 項)
- (34) 特定目的信託の原委託者(資産の流動化に関する法律第286条第1項 において準用する第209条(第217条第1項)、第290条第2項第2 号及び同条第3項)
- (35) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項、第286条第2項)
- (36) その他、上記(1)から(35)までに掲げる法律の規定により証券検査の

対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、 特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項 第 1 号)
- 口. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項 第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 14条第1項、第20条第7項)
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

Ⅳ参考2. 及び別紙の掲載は省略。